

文部科学省所管独立行政法人の事務及び事業に関する見解

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1 . 国立科学博物館 | 8 . 放射線医学総合研究所 |
| 2 . 大学入試センター | 9 . 防災科学技術研究所 |
| 3 . 国立オリンピック記念青少年総合センター | 1 0 . 国立特殊教育総合研究所 |
| 4 . 国立青年の家 | 1 1 . 国立国語研究所 |
| 5 . 国立少年自然の家 | 1 2 . 国立美術館 |
| 6 . 国立女性教育会館 | 1 3 . 国立博物館 |
| 7 . 物質・材料研究機構 | 1 4 . 文化財研究所 |

項 目			文部科学省の見解等	備 考
事務 及 び 事 業 の 在 り 方 に 関 する 視 点	国 が 関 与 す る 事 務 及 び 事 業 と し て の 必 要 性 ・ 有 効 性 等	政策 目的 の 達 成 状 況	・ 本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。 科学技術創造立国を目指す我が国は、科学技術基本計画(平成13年3月30日閣議決定)で示しているように、科学技術振興の基本方針に基づき、科学技術の戦略的重点化の一つとして、基礎研究の推進をあげている。この基礎研究に大きな役割を果たす大学等を中心とする学術研究は、これまで人類が生み出してきた様々な知の源であり、生活の豊かさを支える科学技術の土台となっているものであり、今後とも、新しい知の創造によって人類全体の知的資産の拡大に貢献するとともに、地球環境問題など人類が直面する様々な課題に向けて新たな挑戦をし続けていくことが必要である。このような学術研究を積極的に推進し、国際社会の進歩・発展に貢献していくことは、我が国に強く求められている役割であり、国際社会における我が国の存在感を高めることにもつながっていくものである。(「これからの学術研究の推進に向けて」(平成16年6月30日科学技術・学術審議会学術分科会基本問題特別委員会報告)) 自然史科学研究は、学術研究の一つとして、我が国の自然科学全体の発展と、天然資源の保全ならびに開発の基礎知識の確立のために必要な研究である。その中核的役割を果たすセンターは、諸外国を代表する研究博物館(Natural History Museum)の性格と機能を持つ機関であることが必要である(昭和33年5月日本学術会議要望)。一方、科学技術史の歴史は、日本が誇る国民の財産であり、かつその発展過程を研究し、新たな科学技術創出のきっかけとする必要がある。 また、科学技術創造立国の実現には、国民の科学リテラシーの高さは重要な要素であり、科学的なものの見方、考え方、科学する心を大切にする社会的風土を育む必要がある。しかしながら世論調査においては、国民の科学技術への関心は低下してきている現状がある(「科学技術と社会に関する世論調査」(平成16年4月))。これに対しては、科学技術基本計画で示しているとおり、科学技術と社会とのコミュニケーションを確立する施策が必要である。この取組の一つとして、博物館等を活用して、科学技術の基本原則等について興味深く学習できる企画の拡充とその内容、指導の充実を促すことが一層必要である。	

	また、博物館では、参加体験型の展示、個人の能力や経験、学習成果を生かしたガイドボランティアを導入するなど高機能化を図り、我が国の生涯学習、社会教育の拠点としての機能も果たすことも必要である。 上記のような機能を果たす機関は、国立科学博物館において他はなく、国の施策上必要不可欠な機関である。 このような機能を果たしている国立科学博物館の事務・事業の目的は以下のとおりである。 1.「ナショナルコレクションの構築を行う機関」 長い年月にわたって国内外から広く資料を収集し、標本化し、それらを人類共有の財産として系統的に永久に保管し、かつ国内外の広範な活用に供する国立の唯一の機関である。 2.「自然史・科学技術史の総合的・組織的研究を行う機関」 分類学を中心に、動物、植物、岩石・鉱物、古生物といった自然史全般と人類史、さらに科学技術史を統一的視点から一貫したものとしてとらえる研究を行う国立の唯一の機関である。 3.「国内最大規模の展示・教育活動を行う機関」 ナショナルコレクションを用いて、研究者を組織的に活用し、質・量ともに国内最大規模の展示・教育活動を行う機関である。 4.「我が国の科学系博物館への支援・助言をする機関」 具体の展示・教育活動を通じて、新たな展示・教育活動の手法やボランティアの活用など先導的モデルの開発、全国科学系博物館資料ネットワークの構築などにより、他の科学系博物館に対し、支援・助言する機関である。 5.「我が国の科学系博物館を代表する機関」 諸外国との関係で、国際的な共同研究を実施するなど日本を代表する博物館として機能している機関である。 このように国立科学博物館は、日本で最も長い歴史と充実した組織を有する科学系博物館であり、その蓄積された研究や展示教育活動の成果、収集保管している標本資料は国家の貴重な知的資源であり、国内外から高く評価されている。同館の歴史的、学問的価値、所有する知的資源の国民への提供の実績は、国内外の中核として評価されており、国立科学博物館は自ら行う博物館活動の実践をもとに、全国の博物館へ
--	--

			の支援を行うことにより、より国民への自然科学に関する振興を深めることに貢献している。	
		・ 当該目的が既に達成されているのではないか。	当該目的遂行のために、引き続き効果的な事業運営が必要であり、それは以下のような理由による。 科学技術の急速な発展や、自然環境の激変等、昨今の国民をとりまく環境が劇的に変化している中で、博物館が標本資料を蓄積し、後世に継承し、それに基づく調査研究を行い、それらの成果を広く普及することは、人々が過去を理解し、将来を展望するために不可欠であり、今度一層その役割は重要となっている。特に自然環境の変化の激しいアジア地域において、国立科学博物館がアジアの中核的な博物館として、中心となってその変遷を記録し、調査・研究を推進していくということは、国際社会において、日本が将来にわたって貢献すべき重要な役割である。 我が国では青少年をはじめとした国民の科学や理科に対する興味・関心は低下しつつあるという問題を抱えている。我が国が、自然と科学技術の調和のとれた社会、国家へと発展するためには、国民が自然や科学に関する適切な知識を持ち、それらの課題に対応していく資質、素養を育んでいく必要があり、このことは国家にとって喫緊の課題である。このような状況の中で、国立科学博物館には人々の科学リテラシーを向上させるために、資料を収集、保管し、それに関する調査・研究を推進し、その成果を国民に広く普及を通じて、国民の自然科学への関心、理解等を促す事業を着実に遂行することが求められている。 特に今後の我が国を担う青少年に対しての体験学習等の提供は非常に重要であり、国立科学博物館が小中高のモデルケースのシステム開発・構築をし、全国的に影響を及ぼすといったことが求められている。 以上のことから判断するに、目的を達成が既になされたり、実質的に達成困難になる社会状況が発生している状況は生じていない。また、当該事業の有効性が低下しているとか、問題になるような状況も生じていない。	
		・ 本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状	上記「当該目的が既に達成しているのではないか。」欄に記載	

			況が生じていないか		
			・ 当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。	上記「当該目的が既に達成しているのではないか。」欄に記載	
			・ ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。	上記「当該目的が既に達成しているのではないか。」欄に記載	
		社会 経済 情勢 の 変 化 の 状 況	・ 本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	「科学技術創造立国」「生物多様性国家戦略」を推進する観点から、ナショナルコレクションの構築や自然史・科学技術史の総合的研究、それを有効活用した展示・教育活動を行う国立科学博物館の諸活動は重要性を増してきている。	
		国民 生活 及 び 社 会 経 済 の 安 定 等 の 公 共 上 の 見 地 と の 関 係	・ 本事務・事業により、どのような効果があるか。	国立科学博物館は、変化する自然環境を標本資料として記録に残し、後世に継承し、これに基づく調査研究を行い、自然史・科学技術史研究において国際的に評価される成果を上げており、さらに、これらの研究成果と標本資料を反映した展示・教育活動を展開し、科学に対する理解を深め、科学に興味を持ち、科学的知識を活用できるような市民を育成する上で重要な役割を果たしている。現在、少子化にもかかわらず、年間で約100万人の入館者数があり、かつ展示に対する満足度が高いことから、同館の活動による効果が表れていると考えられる。	
			・ 本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。	教育や研究、資料の保管といった同館の業務は、いずれも将来への先行投資であり、安定した社会、国民生活を将来に向かって支える基盤となるものである。具体的には国立科学博物館は 標本資料を収集し、調査研究によってその意義を高めることにより、更なる学術発展の基盤を支えている。学校教育では機会の少ない実物との出会いや体験を演出することにより、より効果的に社会教育を実践している。 仮にこれらの事業が確実に実施されない場合、 将来の国民のために継承すべき貴重な標本資料が、散逸し、	

			失われてしまうとともに、標本資料に基づく自然史・科学技術史に関する調査研究活動が衰退し、資源開発や環境保護に対して貴重な知見を提供したり、あるいは遺伝子研究等に欠くことのできない基礎資料への貢献に支障をきたすおそれがある。 また、今後国策として生涯学習を振興していく上で、最も有効な手段の一つである実物との出会いや個々のニーズに応じた学習機会の提供といった活動が十分に行われなくなる。 などの問題が生じることから確実に実施されなければならない事業と考える。	
		・ 本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。	国立科学博物館は、資料の収集、保管、調査・研究そしてその供覧といった博物館活動を自ら行い、その成果をもとに広く全国の博物館に対して指導者研修やプログラム開発等の支援をしている。これらの支援事業は、国立科学博物館に卓抜なコレクションがあり、それをもとに行ってきた活動の蓄積があるからこそなせることであり、これらの成果により、独立行政法人となる以前から国内はもとより国外からも日本を代表する博物館として既に高い信頼を得るものとなっている。国立科学博物館は国際的・国内的信頼を損なうことのないよう、更なるコレクションの充実、研究の充実、それらをもとにした展示・教育普及活動の充実を図る必要がある。 一方で、これらの標本資料の維持管理、及びその他の活動は、その性格上収益性は非常に低く、これらの活動によって採算をとるということは事実上不可能と言える。 仮に国が関与せず、同館の行っている業務を地方又は民間にて行わせるとした場合、以下のような問題が生じるおそれがある。 標本資料の散逸の問題 国立科学博物館は日本を代表する博物館として人類共有の財産である標本資料を収集し、将来の人々のために永久に保管する責務を担っている。これは博物館相互間の国際的な信頼と協力関係の上に課せられた責務である。 国立科学博物館は、「国立の博物館」として国内外に認知、信頼されていることにより、国内外の標本資料の寄贈、委託、貸出を受けている実績があり、このことにより充実したコレクションの構築が可能になっている。 国立科学博物館では、地球と宇宙の歴史に関するものから、	

	生命の進化と多様性、科学と技術の進歩の歴史に関するものまで、330万点を超える標本資料を保管しているが、欧米諸国を代表する科学系博物館と比較して未だ貧弱であり、その充実を図ることは、我が国に期待されている国際的にも重要な課題となっている。 以上のことから、地方や民間の博物館でこのような大規模な標本資料を保管すること、また国内外から標本資料を収集し、格段の充実を図ることは、財政的にも組織面から見ても困難であり、コレクションの散逸や標本資料収集の停滞などの事態を招くおそれがある。 自然史・科学技術史研究の維持の問題 大学等における自然史科学に関する総合的な研究の取組は困難になりつつある中で、国立科学博物館は、動物、植物、岩石・鉱物、古生物、人類、科学技術といった分野を対象として、分野総合的、系統的な研究を継続的に行い、我が国の自然史・科学技術史研究の中心的役割を果たしており、国際的な共同研究に参画するなど、日本を代表する博物館として研究を実施している。例えば「日本列島の自然史科学的総合研究」「西太平洋における島弧の自然史科学的総合研究」等の研究は、長期に渡るプロジェクトであり、大学とは異なり、多様な分野の研究者を擁する国立科学博物館においてなし得る研究活動である。これらの研究はナショナルコレクションの構築に資するのみならず、他の研究分野に対しても新たな知見を提供している。このような調査研究の規模と質を確保していくことは、地方公共団体においては困難である。 展示・教育活動の質の問題 国立科学博物館はナショナルコレクションを用いて、研究者を組織的に活用し、質・量ともに国内最大規模の展示・教育活動を行っており、このような最大規模の展示・教育活動を展開するためには、長年にわたる国の適切な関与による標本資料の収集とそれに基づく研究成果の蓄積が不可欠である。 またナショナルコレクションを用いて展示活動や教育活動を行う際には、標本資料の意味を知り、それに基づく実践的研究に通じた研究者が、何をどのようにわかりやすく伝えるかを十分に検討し、展示・教育活動を企画し、実施することが必要である。調査・研究活動と展示・教育活動を切り離して、展示・教育活動を他の機関に委ねる場合には、十分な成
--	---

	果を期待できないだけでなく、国立科学博物館の知的資源の効果的、効率的活用の観点からも損失が極めて大きい。 したがって、展示・教育活動には、これまで同様な国の関与が必要である。 なお同館の特別展等や教育活動については、研究者が企画を行いつつ企業等と共催するなど、それらの有する人的・物的な支援を積極的に受けているところであり、今後ともそのような民間活力の活用が望まれる。 日本の科学系博物館全体の発展のための先導性事業の開発に関する問題 国立科学博物館は、地域の博物館の研究指導を行うとともに、展示・教育活動を通じて、地域の博物館に対してモデルとなるような事例を開発・普及しており、これらは、他の地方の博物館の業務とは重複するものではない。国立科学博物館の他にこのような役割を果たせる組織はなく、その役割に係る事業を民間や地方公共団体へ移管あるいは廃止することは、適切ではない。 国際的信頼性の問題 環境問題など、地球規模で取り組む必要のある課題が生じている中で、各国の博物館や学術機関が国際的ネットワークを形成し、積極的に課題に取り組むことが重要である。 国立科学博物館は、ナショナルコレクションの構築や自然史・科学技術史研究の中心的存在としてのこれまでの活動実績により、国内外から標本資料の寄贈、委託等を受け、また国際的な共同研究を担う博物館として国内外からの信頼を得ている。これらは国が適切に関与する「国立」の科学博物館であるからこそなし得ることである。 そのような状況の中で、国の適切な関与がなくなった場合、我が国に対する貴重な標本資料の寄贈、委託、貸出に支障を生じかねず、国際的な博物館連携による自然史科学研究等において我が国としての役割が果たせず、今まで培ってきた国際的信頼を失う虞がある。 国の政策性から見た観点 科学技術の急速な発展や、自然環境の激変等、昨今の国民をとりまく環境が劇的に変化している一方で、我が国では青少年をはじめとした国民の科学や理科に対する興味・関心は低下しつつあるという問題を抱えている。我が国が自然と科
--	---

			学技術の調和のとれた社会、国家へと発展するためには、国民が自然や科学に関する適切な知識を持ち、それらの課題に対応していく資質、素養を育んでいく必要があり、このことは国家にとって喫緊の課題である。 また我が国は、科学技術創造立国として、また生物多様性の保全とその持続可能な利用という国家戦略の観点から環境重視の先駆的国家としての機能を引き続き国際的に果たしていくことが大切である。 このような状況の中、国立科学博物館は自然史及び科学技術史に関する資料を収集、保管し、それに関する調査・研究を推進し、その成果を国民に広く普及を通じて、国民の自然科学への関心、理解等を促すという役割を担っている。 その意味で、国立科学博物館における自然史・科学技術史に関する資料の収集とそれに基づく実証的な研究は、環境問題等を検討していく上で貴重な知見を提供する基礎的な研究であり、我が国が環境重視の先駆的国家としての今後の在り方を考える上でも意義がある。 このように国立科学博物館で行っている事業を地方公共団体への移管、民営化、廃止した場合、国際的な博物館連携における研究機能の衰退や貴重な標本資料の収集への支障や散逸の可能性、国民が標本資料に接する機会の減少などの問題が生じると認識している。したがって国立科学博物館で行っている事業は国の関与によって確実に実施されなくてはならないと考える。	
	利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の	・ 本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。	国立科学博物館は、直接来館する利用者をはじめとし、学校、他の博物館、社会教育施設への支援や共同事業などを通じて、直接来館できない利用者にも間接的にサービスを提供している。また web による情報提供等を通じて、より広範囲の国民への直接的なサービスも行っている。 一方、研究の側面から考えると、同館の資源を国内外の自然科学に関する研究組織・博物館による活用に供することにより、国内のみならず国際的な研究の推進に寄与している。	

		状況		
		・ 本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。	国立科学博物館では、特別展等の際にアンケートをとるなどして、直接的な利用者である来館者のニーズを把握し、改善を行っており、また地方の博物館などからの求めに応じて、標本資料の貸出や博物館活動に関する支援・助言などを行っているところである。 一方、研究面においても自然史科学研究センターとして、自然史科学研究に不可欠な標本・資料を管理し、他機関の研究者の学術研究への利用に供しているとともに、それをデータベース化することによって、他機関がより活用のしやすい体制を整えている。	
		・ 本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。	国立科学博物館の利用者は幼児から高齢者まで幅広い層にわたっている。また新館の展示ではインターネットを利用した展示情報にアクセスできるようになっているとともに、インターネット上においても仮想的に博物館に来館した様子を体験できるバーチャルミュージアム事業に取り組んでいる。 また地方博物館に対しては巡回用の展示物の開発を行っている。さらに、同館の持つ資源をもとに地域の博物館に対し、モデルとなるような教育事業の開発・普及を行うとともに、学校との連携のモデルとして出前授業などを実施している。	
		・ 本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。	このように国立科学博物館は、事務事業の利用者に対し様々な手段を利用して直接的、間接的に支援しており、特定の者を過度に優遇する等の問題は起きていない。	
事務及び事業を制度的に	制度的独占の必要性(制度的独占により行われ	・ 本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。	非該当	

	独 占 に よ り 行 う 必 要 性	て い る 事 務 ・ 事 業 に つ い て の み 記 入			
			・ 本事務・事業を、ほかの主 体と競争的に行う事務・事業と する場合、どのような問題が生 じるか。	非該当	
			・ 本事務・事業を、ほかの主 体で行われない場合にのみ行う 補完的な事務・事業とする場 合、どのような問題が生じるか。	非該当	
			・ その他、本事務・事業への 参入を認めた場合、どのような 問題が生じるか。	非該当	
事 務 及 び 事 業 を 担 っ て い る 実 施 主 体 の 適 切 性 に 関 す る 視 点	現 行 の 実 施 主 体 の 設 立 目 的、 ほか の 事 務 及 び 事 業 と の 関 係	・ 本独立行政法人の設立目的 は何か。	国立科学博物館の設立目的は、「博物館を設置して、自然史 に関する科学その他に自然科学及びその応用に関する調査及 び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管(育成を含む) 及び公衆への供覧を行うことにより、自然科学及び社会教育 の振興を図ること」である。		
		・ 本事務・事業と設立目的は どのように対応しているか。	この設立目的のもと、同館では自然史・科学技術史に関す る研究を推進し、資料の収集、保管を確実にし、展示や教		

			育普及活動を通じてそれらの資料を国民に供覧している。またこれらの事業を通じて他の博物館等に対する支援を行うことにより、より広い範囲での自然科学及び社会教育の振興を図っている。	
		・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。	国立科学博物館に限らず、博物館を博物館たらしめるのは、資料を収集・保管し、それを調査・研究することによってさらに価値を高め、その資料と研究成果を展示や教育活動を通じて広く人々に提供するという活動である。国立科学博物館で行われている展示や教育活動もこの基本姿勢に基づき、同館が所有する標本資料や、それに関する調査・研究の成果を反映させたものであり、同館でなされた研究成果を知らせることや研究者と直接触れあう機会を設けることによって、より効果的な自然科学及び社会教育の振興を可能としている。	
		・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	展示活動や教育活動を行う際には、その標本資料の持つ意味と、展示や教育活動を通じて、博物館としてどのようなことを相手に伝えるかという内容が、一体のものとなってなくてはならない。標本資料の意味を知り、それに基づく実践的研究に通じた研究者が、展示・教育活動を企画し実施することで、効率的・効果的な活動が展開できるのである。これらの活動が一体的に行われない場合、博物館の有する知的財産を有効にプログラムに反映させることができず、国民へのサービスの低下となり、法人として果たすべき役割に支障が生じることとなる。	
現行の実施主体の財務状況		・ 本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降(それ以前と比較しても可)どのように変化しているか。	設立時以降の財務状況の主な変化としては、設立時に建設中であった新館 期建物の出資及び当該施設の展示工事(現在も設営工事中であるため「建設仮勘定」に計上)、博物館活動を遂行する上で必要となる備品、収蔵品の確保等による固定資産の増加、また、これらの資産の増加に伴い資本金(政府出資金)、資本剰余金が増加している。 また、新館 期展示工事は、長期借入金を財源として整備しているため、現段階では負債に計上されているが、平成 16 年度から償還を開始し、平成 18 年度には償還が完了する予定である。	
		・ 本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。	展示活動、調査研究活動及び教育普及活動などの事務・事業は、一定の財源の範囲内で継続的に行われており、財務状況に大きな変化を及ぼすものではない。	

		・	また、博物館の性格上、収蔵品(標本等)の収集、分析、維持保存は最も基幹的な業務であり、「収蔵品」資産は年々増加していくものである。将来的な視点としては、新たな収蔵庫の建設が不可欠であるため、建物等の固定資産の増加につながる事が考えられる。	
		・ 本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。	行政サービス実施コストは、設立初年度と比較し約3億円程度増加しているが、その主な要因としては、平成15年度から独立行政法人会計基準の改訂により新たに計上することとなった「地方公共団体財産の減額された使用料による貸借取引の機会費用」(上野地区の土地借料3億円)であり、行政サービス実施コストは実質的には設立時の水準に抑制している。 今後においては、法人設立当時、建設中であった新館 期建物の竣工に伴い、管理運営経費等の業務費用の増加が見込まれる。	
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係		・ 国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体(民間、地方公共団体、独立行政法人等)の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。	国立科学博物館の事業と類似する施設としては、地方公共団体等が設置している自然史系博物館などがあげられる。国立科学博物館はそれらの館と連携することにより、より効果的な自然科学、社会教育の振興を図っている。同館はこの連携において、自然科学分野を網羅的に対象とした質の高い研究活動、国内で量的にも質的にも群を抜く体系的な標本資料の保管、モデルとなるような展示・教育普及活動の開発を行っており、地方公共団体の自然史系博物館に対し、それに基づいた支援・助言を行っている。	
		・ 当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降(それ以前と比較しても可)どのように変化しているか。	他の博物館等の支援を行うというこれらの事業は、独立行政法人となる以前から行ってきたものであり、独立行政法人になる前と変化はない。	
		・ 現行の分担関係には、どのような効果があるか。	国立科学博物館が直接的に対象とできる利用者(受益者)には、地理的・物理的な限界がある。したがって同館の有する資源を活かして地方の博物館の活性化に努めることによって、設置目的である自然科学・社会教育の振興に向けて更なる努力を行っているところである。国立科学博物館は、他の博物館職員に対する研修や、展示・教育活動モデルプログラムの開発によって、全国の博物館職員の専門性を高めるとともに、博物館に対する直接的支援を行っている。また、保有してい	

		る標本資料を全国の博物館の求めに応じて、貸し出し、当該博物館の活性化に資している。 さらに国立科学博物館が中心となり、各地の科学系博物館・大学等を結ぶ資料情報ネットワークの構築に着手し、その実現を図るとともに、ポータルサイトとしての機能を果たし、これによりナショナルコレクション等の構築と国内外の活用 に資することとしている。 また、地方の自然科学系博物館における展示・教育活動は 基本的にその地域の自然、生態といったものを対象としたも のであり、地方の人々に対し、自分たちの地域の自然や人間 との関わりなどについての理解を深めることに貢献している。 一方、同館で行う展示・教育活動は、質量ともに卓抜したコ レクションと自然科学全般を対象とした研究活動の成果を活 かし、日本全体のみならず、地球規模の多様性、科学技術の 歩みなどを対象としている。これにより、地方は地方の特色 を活かした活動が可能となり、国立科学博物館は日本全体を 意識した活動を国内外に対して行うことができる。	
	・ 本事務・事業について国と 本独立行政法人との間の分担関 係を改める、本独立行政法人と その他の主体との間の分担関係 を改めるなど、現行の分担関係 を見直した場合、どのような問 題が生じるか。	自然史科学研究センターとして同館が今まで蓄積した標本 資料を地方に分担するということは、国際的にも保管の責務 を負っている基準標本()をはじめ、国民の貴重な財産を 散逸することにもなりかねず、国際的信頼性を損なうことと なる。また比較対象となる標本資料が、複数の分野について まとまって保管されていることによって、より効率的な学術 研究が進められるということを思慮すれば、分散して保管す るということに関してメリットはないと考えられる。(基準標本とは、新種を指定する際に基準として指定した、 その種を定義する世界にただ一つの標本である。(新種の 指定にあたっては、国際的な規約、例えば動物であれば『国 際動物命名規約』に則って行う。) 時代が経ち、研究が進むことにより、それまで1種と考 えられていた中に複数の種類が含まれているのではないか 等の問題が生じた場合、唯一の物的な決め手となるのが基 準標本である。そのためその保管については所蔵する研究 機関が責任を持って行うことが上記の国際的な規約におい て勧告がなされている。 これは、研究上唯一の「証拠」となるものを個人が保有	

		している場合には、その人の死後標本自体が管理されなくなったり、研究のための貸出要求に応えられなかったりすることがあるためである。 以上のように国立科学博物館は、他の主体との間での分担関係を見直した場合問題が生じることが考えられ、その関係を改める必要はないと考える。	
現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係	・ 本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	独立行政法人においては質の高いサービスの提供を目的として、効率的な運営を行うこととされており、そのため同館においては 経営の合理化、組織・人員の再編、共同事業の実施、事業の見直し、目標達成に向けての効果的な事業展開、説明責任の適切な履行といった点について効果をあげているところであり、今後も効果が期待できると考える。	
	・ 本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	国立科学博物館は、「ナショナルコレクションの構築を行う機関」 「自然史・科学技術史の総合的・組織的研究を行う機関」「国内最大規模の展示・教育活動を行う機関」「我が国の科学系博物館への支援・助言をする機関」「我が国の科学系博物館を代表する機関」の役割を有している。 これらは国で責任を持って果たす役割であり、その役割に係る事業を民間や地方公共団体へ移管することは、適切ではない。地方移管、民営化によって生じる問題としては以下のことが想定される。 標本資料の散逸の問題 国立科学博物館は日本を代表する博物館として人類共有の財産である標本資料を収集し、将来の人々のために永久に保管する責務を担っている。これは博物館相互間の国際的な信頼と協力関係の上に課せられた責務である。 国立科学博物館は、「国立の博物館」として国内外に認知、信頼されていることにより、国内外の標本資料の寄贈、委託、貸出を受けている実績があり、このことにより充実したコレクションの構築が可能になっている。	

国立科学博物館では、地球と宇宙の歴史に関するものから、生命の進化と多様性、科学と技術の進歩の歴史に関するものまで、330万点を超える標本資料を保管しているが、欧米諸国を代表する科学系博物館と比較して未だ貧弱であり、その充実を図ることは、我が国に期待されている国際的にも重要な課題となっている。

以上のことから、地方や民間の博物館でこのような大規模な標本資料を保管すること、また国内外から標本資料を収集し、格段の充実を図ることは、財政的にも組織面から見ても困難であり、コレクションの散逸や標本資料収集の停滞などの事態を招くおそれがある。

自然史・科学技術史研究の維持の問題

大学等における自然史科学に関する総合的な研究の取組は困難になりつつある中で、国立科学博物館は、動物、植物、岩石・鉱物、古生物、人類、科学技術といった分野を対象として、分野総合的、系統的な研究を継続的に行い、我が国の自然史・科学技術史研究の中心的役割を果たしており、国際的な共同研究に参画するなど、日本を代表する博物館として研究を実施している。例えば「日本列島の自然史科学的総合研究」「西太平洋における島弧の自然史科学的総合研究」等の研究は、長期に渡るプロジェクトであり、大学とは異なり、多様な分野の研究者を擁する国立科学博物館においてなし得る研究活動である。これらの研究はナショナルコレクションの構築に資するのみならず、他の研究分野に対しても新たな知見を提供している。このような調査研究の規模と質を確保していくことは、地方公共団体においては困難である。

展示・教育活動の質の問題

国立科学博物館はナショナルコレクションを用いて、研究者を組織的に活用し、質・量ともに国内最大規模の展示・教育活動を行っており、このような最大規模の展示・教育活動を展開するためには、長年にわたる国の適切な関与による標本資料の収集とそれに基づく研究成果の蓄積が不可欠である。

またナショナルコレクションを用いて展示活動や教育活動を行う際には、標本資料の意味を知り、それに基づく実践的研究に通じた研究者が、何をどのようにわかりやすく伝えるかを十分に検討し、展示・教育活動を企画し、実施することが必要である。調査・研究活動と展示・教育活動を切り離し

て、展示・教育活動を他の機関に委ねる場合には、十分な成果を期待できないだけでなく、国立科学博物館の知的資源の効果的、効率的活用の観点からも損失が極めて大きい。

したがって、展示・教育活動には、これまで同様な国の関与が必要である。

なお同館の特別展等や教育活動については、研究者が企画を行いつつ企業等と共催するなど、それらの有する人的・物的な支援を積極的に受けているところであり、今後ともそのような民間活力の活用が望まれる。

日本の科学系博物館全体の発展のための先導性事業の開発に関する問題

国立科学博物館は、地域の博物館の研究指導を行うとともに、展示・教育活動を通じて、地域の博物館に対してモデルとなるような事例を開発・普及しており、これらは、他の地方の博物館の業務とは重複するものではない。国立科学博物館の他にこのような役割を果たせる組織はなく、その役割に係る事業を民間や地方公共団体へ移管あるいは廃止することは、適切ではない。

国際的信頼性の問題

環境問題など、地球規模で取り組む必要のある課題が生じている中で、各国の博物館や学術機関が国際的ネットワークを形成し、積極的に課題に取り組むことが重要である。

国立科学博物館は、ナショナルコレクションの構築や自然史・科学技術史研究の中心的存在としてのこれまでの活動実績により、国内外から標本資料の寄贈、委託等を受け、また国際的な共同研究を担う博物館として国内外からの信頼を得ている。これらは国が適切に関与する「国立」の科学博物館であるからこそなし得ることである。

そのような状況の中で、国の適切な関与がなくなった場合、我が国に対する貴重な標本資料の寄贈、委託、貸出に支障を生じかねず、国際的な博物館連携による自然史科学研究等において我が国としての役割が果たせず、今まで培ってきた国際的信頼を失う虞がある。

国の政策性から見た観点

科学技術の急速な発展や、自然環境の激変等、昨今の国民をとりまく環境が劇的に変化している一方で、我が国では青少年をはじめとした国民の科学や理科に対する興味・関心は

			低下しつつあるという問題を抱えている。我が国が自然と科学技術の調和のとれた社会、国家へと発展するためには、国民が自然や科学に関する適切な知識を持ち、それらの課題に対応していく資質、素養を育んでいく必要があり、このことは国家にとって喫緊の課題である。 また我が国は、科学技術創造立国として、また生物多様性の保全とその持続可能な利用という国家戦略の観点から環境重視の先駆的国家としての機能を引き続き国際的に果たしていくことが大切である。 このような状況の中、国立科学博物館は自然史及び科学技術史に関する資料を収集、保管し、それに関する調査・研究を推進し、その成果を国民に広く普及を通じて、国民の自然科学への関心、理解等を促すという役割を担っている。 その意味で、国立科学博物館における自然史・科学技術史に関する資料の収集とそれに基づく実証的な研究は、環境問題等を検討していく上で貴重な知見を提供する基礎的な研究であり、我が国が環境重視の先駆的国家としての今後の在り方を考える上でも意義がある。 なお、国立科学博物館の事業は独立行政法人の形態によって効果的・効率的に実施されるところである。	
		・（特定独立行政法人の場合）本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。	現在国立科学博物館は、公務員型を採用しているが、国立大学が非公務員型を採用していることを踏まえ、今後の勤務形態については、非公務員型へ移行することとしている。	
		・（特定独立行政法人の場合）公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。	同上	
		・（特定独立行政法人の場合）公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。	同上	
事務及び事業	効率化、質の	・ 本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図	中期目標期間途中ではあるが、独立行政法人化以降過去3年間においては、開館時間の延長等、来館者サービス等に配慮しつつ、業務の外部委託や会計事務の集中化など、様々な	

の効率化、質の向上等の状況に関する視点	向上等の達成状況	られているか。 経費削減方策により、中期目標に掲げられた毎事業年度1%上回る効率化を毎年度着実に達成していると認識している。 また、事業等の見直しを行い、限られた予算の範囲内で新規事業を実施するなど事業の改善充実を推進し、平成15年度には108万人を越える入館者を確保し、中期目標に記載されている入館者100万人という指標を達成しているところであり、目標達成に向けて確実にその役割を果たしていると評価できる。 今後は同館の研究の特性を踏まえ、さらに充実を図るため、研究分野については、組織の再編を含めた研究組織の活性化、アジア地域を対象とした大規模なプロジェクト研究、国内外の様々な機関との共同研究など、新たな取組について積極的に検討していく必要があると思われる。	
		・ 本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。 法人の長として、各方面からの意見・要望を聴取しつつ、博物館の今後の在り方を踏まえ、経営資源を効果的、効率的に活用し、質の高い活動を展開する観点から、同館にとって最もふさわしい方向性を見極めようとする努力は高く評価できる。また、展示活動、教育普及活動、研究活動のそれぞれにおいて主導性を発揮している。展示・教育活動においては、同館の活動の意義を積極的に社会に訴えかけるとともに、研究者の展示・教育活動への積極的な参画を図り、様々な活動が総合的に展開するよう、活動の充実に努めている。また、研究活動においては、館長裁量経費を重点的に配分して、成果をあげている。	
		・ 本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。 同館をとりまく環境を的確に把握するために、外部有識者等による評議員会・アドバイザリーグループから助言、定期的な監事監査、マーケティング調査を実施するなど、より広い視野で、社会との多様な接点を確立し、開かれた博物館の実現を目指していると認識している。	
	効率化、質の向上等に係る指標等の	・ 本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。 中期目標に毎事業年度1%の業務の効率化が織り込まれている。また、特別展・企画展等においては、展示に対する満足度を指標としている。入館者の満足度については、定量的な指標を特定することを目的として、外部機関との共同研究による開発を行っている。	

	動向	・ 当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降(それ以前と比較しても可)どのように推移しているか。	適正な会計処理を行い、業務の効率化を図ることによって、毎事業年度1%の効率化を着実に達成しているところである。また展示活動に対する満足度については、平成15年度では4つの特別展、2つの企画展において肯定的な意見が80%以上を占めた。さらに入館者数は平成17年度に100万人を達成することが中期目標に示されているが、平成15年度には108万人を越える入館者があり、中期目標に記載されている指標を達成しているところである。 今後は館の事業規模に応じた適正な指標を策定する必要がある。特に標本資料に係わる目標値に関しては、対前年度比を単純に比較した数値の妥当性を含め、再検討をする必要がある。	
		・ 財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率(独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標)その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっているか。	コスト、収益については、当初の見通しにおいて、毎事業年度1%の効率化、新館 期完成に伴う管理運営費の増加、自己収入の毎事業年度1%の増加などが見込まれており、概ねその見通しどおり着実に推移している。 また、資産効率についても、設立当時建設中であった新館 期建物の出資、当該施設の展示工事など総資産が増加の影響があるが、設立当初から見込まれていた事柄でもあり、当初見通しから乖離している状況にはない。	
		・ 本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。	コストの構造は、事業コストを「展示関係」「研究関係」「教育普及関係」に区分し、その他「一般管理」「人件費」となっている。これらの管理状況については、決算報告書に記載されているとおり概ね予算額に沿った決算となっており、適切に管理されている。	
		・ 本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見出すことが困難な場合には、本事	国立科学博物館は、国内外から広く資料を収集・保管し、国内外の活動に供するナショナルコレクションの構築を行う国内で唯一の機関であること、自然史・科学史の総合的・組織的研究を行う国内で唯一の機関であることから、事務・事業に係るコスト等の状況が比較可能な組織は他にはない。 国立科学博物館では、上記のナショナルコレクションと研究組織を活用して、展示・教育活動を展開しており、それら	

		務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。	に要する経費とその成果等は、独立行政法人化前の平成12年度の事業経費等を100とすれば平成15年度は97であり、毎事業年度1%の効率化を着実に実施している。一方、入場者の指数は122、特別展・企画展等の開催回数は162、教育普及活動参加者の指数は127、その開催日数は105と伸びを示している。また展示・教育活動においては、共催相手や協賛企業等からの人的・物的支援や寄付を受けつつ、開催している。このように、所与の経費の中で成果を上げており、事務・事業に係わるコスト等の状況は良好なものと言える。	
	勘定区分の機能状況	・ 本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか	勘定区分の定義は、法定勘定を指しており、科博は該当しない。	
		・ 勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。	非該当	
		・ 新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。	非該当	
	受益者負担の在り方	・ 利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。	国立科学博物館では、博物館の来館者に対し、対価を徴収している。	
		・ 本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。	国立科学博物館では、博物館の来館者に対し、対価を徴収している。	
		・ 本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。	国立科学博物館では、入館者に対して一般・大学生420円、小中高校生70円に入館料を徴収している。(上野本館) これは、我が国の公的な科学館・博物館の大人の入館料の平均が、自然史博物館では平均386円、理工系では平均410円(日本博物館協会『博物館白書(平成11年度版)』より)であることを鑑みると概ね適当な金額であるといえる。	
		・ 本事務・事業について、財	博物館法の趣旨に基づき、展示室や施設等を使用する受益	

		務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。	者に対して入場料を徴収する場合においても、低廉に押さえる必要がある。しかし、展示機能の充実等を踏まえ、今後入館料について検討する必要があると考える。	
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	・ 本事務・事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主的見直しを含む。）の経緯はどのようなになっているのか。	国立科学博物館においては、中期計画に記載されている「自己点検・評価及び第三者評価を実施し、組織の見直しを含め、組織運営の改善を行う」を踏まえ、法人の設置目的に照らし、国民のニーズや学術的要請にどれだけ対応がなされているか、質の高いサービスの提供などの観点から、独立行政法人移行後以下のような改革が実施されている。 自己点検評価の実施 管理運営、研究活動及び教育普及活動等について自己点検評価を行い、平成13年7月にそれを報告書にまとめた。 外部評価の実施 上記の自己点検評価を受けて、その結果を外部の有識者に検証をしてもらうとともに、館の事業運営全般についての意見をもらう外部評価を実施し、平成14年9月に報告書を公表した。 グランドデザインの検討 今後の社会の変化を考慮した国立科学博物館の在り方について検討するために「在り方に関する懇話会」を設置し平成15年9月に「国立科学博物館の今後の在り方について（中間報告）」を公表した。これをもとに実現できるものから実施するとともに、次期中期目標等へ反映すべく、検討を行うこととしている。 機構改革 平成15年4月に管理・事業部門を中心に、1）館運営の合理化、2）館運営及び展示・教育普及活動の企画機能の充実、3）情報発信機能の充実を柱として、次の点の事務組織の見直しが行われた。 1)経営戦略、将来計画、評価関係等を担当する部署の創設（総務部→経営管理部） 2)展示の企画機能の充実（普及部→展示・情報部） 3)情報発信機能の充実 4)教育普及活動の企画機能の充実(教育部→学習推進部) 戦略計画策定のための検討会議 「国立科学博物館の今後の在り方について（中間報告）」などを踏まえ、同館の今後の運営方針や達成目標等を戦略計画	

		の中に体系づけ、検討を行う会議を定期的実施し、今後外部有識者等からの意見を聴取した上で、次期中期目標等に反映させることとしている。 アドバイザーグループの設置 外部有識者によって構成されるアドバイザーグループを設置し、今後の館運営について逐次意見を聴取しているところである。	
	・ 各見直しのねらいはどのようなになっており、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。	上記の見直しのねらいは、社会や人々の意識の変化を踏まえた、より効率的・効果的な博物館活動の展開である。それらのことから、年間を通じた特別展・企画展の実施、体系的な教育活動の展開、情報発信機能の充実などによる広報活動を行ったところである。	
	・ 当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。	低下していない。	
	・ 本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。	今回の見直しでは、質の高いサービスの提供などの観点から、1) 館運営の合理化、2) 館運営及び展示・教育普及活動の企画機能の充実、3) 情報発信機能の充実を重点的に行った。	
	・ 当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。	入館者数100万人の指標を達成するため、年間を通じた特別展、企画展の実施、現代的課題に対応した展示内容の展開、大規模な教育活動の実施、ホームページの充実などによる積極的な広報活動展開等を通じて、平成15年度には約109万人の入館者を達成した。 また、企画展等において、大学、企業等の共催事業を新たに企画、実施し、15年度は「北里柴三郎生誕150年記念展」など、5件行った。教育活動においては、「お父さん・お母さんのための科学実験講座」など、従来実施していなかった父母を対象としたプログラムを開発・実施した。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
中期目標終了時の事務及び事業の見直し	総合科学技術会議の各種方針等との関係	国立科学博物館で行われている研究活動は、総合科学技術会議の資源配分の方針において重点分野には該当しないが、標本資料の収集とそれに基づく実証的研究により、科学技術研究の基礎をなす知識・知見を創出するなど、社会や研究の基盤形成において重要な役割を担っている。また文部科学省との連携を図りつつ、中期目標に基づき、下記のような総合研究等を重点的に実施している。 「日本列島の自然史科学的総合研究」 「西太平洋における島弧の自然史科学的総合研究」 「相模灘及びその沿岸域の動植物相の経時的比較に基づく環境変遷の解明」 これらの研究は収集した標本資料に基づく調査研究であり、資源開発や環境保護に対して貴重な知見を提供したり、あるいは遺伝子研究に欠くことのできない標本を提供することによってその発展に貢献するなど、社会や研究の基盤形成に大きな役割を果たしている。これら研究活動については外部評価委員会の評価を受けたところであり、今後の研究活動の改善を図ることとしている。	
	研究開発の科学的・技術的水準	国立科学博物館がその長い歴史の間に収集し、蓄積した標本資料は、質的にも量的にも国内では最大規模のものである。またそれらの標本資料をもとに自然史・科学技術史の研究に従事する研究者を国内で最も多く擁しており、自然史及び科学技術史分野において、総合的で組織的な研究を行っている。 また国際的にも日本を代表する科学系博物館として、学会や世界規模の共同プロジェクトなどで重要な役割を果たしている。例えば国際深海掘削計画へ参画し、米国国立自然史博物館や英国自然史博物館とともに世界16カ所に設置・運営されている微化石標本の国際共同利用センターの一つとして機能を果たすなど、国の関与する独立行政法人として担うべき高水準な活動を行っており、国際的にも評価されている。 また他の国内の自然科学系博物館や大学に比して、自然史及び科学技術史研究において、規模、分野の総合性、研究の質の面から、同館が担うべき優位性を有していると認	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
関連する事務及び事業の実施主体との関係		識している。	
	○ 関連する研究開発を担う他の主体との間の委託・受託、共同研究等の状況を踏まえると、当該研究開発関係法人と他の主体との間の分担関係を改めた方が効果的・効率的である等の状況が生じていないか。	今日は地球規模での環境の激変の時代である。国立科学博物館の行う標本資料の収集とそれに基づく実証的研究は、科学技術研究の基礎となるものであり、今最も求められる研究である。国立科学博物館では環境省や企業等、他の研究開発主体との間での委託・受託研究を受けるとともに、共同研究については同館が主体となって研究を進めている。国立科学博物館の規模及び分野の総合性という面から考えると、現在の分担関係は妥当である。今後、より広範な分野の研究機関との連携を強化し、新たなプロジェクト研究や共同研究を同館が中心となって進めていくなど、自然史、科学技術史の中核的な研究施設として、その機能を充実させていく必要がある。	
	○ 職員等(研究者等)の育成、人材の有効活用、共通管理業務の効率化等を図る上で、当該研究開発関係法人と他の主体との間の事務及び事業の分担関係を改め、一体的に行う必要がある等の状況が生じていないか。 <共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係>	国立科学博物館が行っている事業は主として同館の知的資源を活用したものであるが、環境省や企業等、他の研究開発主体との間での委託・受託研究を受けるとともに、共同研究については同館が主体となって研究を進めている。国立科学博物館の規模及び分野の総合性という面から考えると、現在の分担関係は妥当である。なお、自然史科学系の人材養成については、連携大学院等により、同館が積極的に取り組んでいるところである。	
勤務形態の多様化	○ 当該事務及び事業を引き続き公務員が担当することとした場合、研究者の勤務形態を多様化し、産学官連携、研究者の流動化、研究環境の国際化等の一層の推進を図る、研究者を弾力的に配置する、職員のインセン	現在国立科学博物館は、公務員型を採用しているが、国立大学が非公務員型を採用していることを踏まえ、今後の勤務形態については、非公務員型へ移行することとしている。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	タイプを向上させる等の観点から支障が生じないか。 < 共通視点：(2)【現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係】関係 >		
地域特性等との関係	○ 当該事務及び事業は、地域特性等からみて、現在の施設等の所在地において行うことが適切か。	現在、国立科学博物館の施設は上野地区、新宿地区、筑波地区、目黒地区に存在する。上野地区は国内外から人が集まる地域であると同時に、各種文化施設が隣接する文化ゾーンを形成しており、蓄積した標本資料や研究成果を反映した展示や教育活動を、より広い対象に対して公開することが可能になっている。筑波地区、目黒地区については、その地区で管理している植物や生態があるために施設の移動は事実上不可能である。 新宿地区については標本収蔵スペースの狭隘、建物の改善といった問題がある。これについては、研究職員の分散の問題や効果的・効率的な運営を考慮した研究部門の組織の在り方に関する検討とあわせて考える必要がある。	
	○ 施設の設置状況からみて効果的・効率的な配置となっているか。「地方にできることは地方にゆだねる」との視点から、地方公共団体の研究機関に移管すべきものはないか。	地方公共団体の研究機関への移管は、以下の理由により困難である。 同館の研究部では日本を中心とするアジア地域の生物多様性、科学技術の歩みなどを対象とした研究を行っている。また筑波地区は植物研究部と筑波実験植物園等からなり、植物園では日本の野生植物を中心に世界の多様な生きた野生植物を収集・保管し、植物分類及び関連分野に関する調査研究を行っている。これらの研究は関連する研究部の連携をとることによって分類学的な見地からより効果的な研究活動が可能となっている。また自然教育園は都市の自然環境の変遷を定点的に観測し、動物・植物とそれを取りまく無機環境を含め自然をトータルとして捉える研究を行っており、同館が実施している日本及びアジア地域に関する調査との比較研究を行うことにより、都市における自然環境を考える上で重要な役割を果たしている。このように国	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		立科学博物館では、地方では対象とすることが困難な、日本及びアジア地域全体を視野に入れた大規模で総合的な調査研究活動を行っており、日本を代表する国際的な研究活動の責務を負っている。 「江戸のモノづくり」として我が国の科学技術黎明期資料の体系化に関する調査研究を行っているが、地域の博物館や大学を組織化して、このプロジェクトの中心的役割を果たすなど、同館は研究面において地域博物館に対する指導・助言を行っている。 国立科学博物館は未来につなげる人類共有の財産として、国際的に永久保管の責務のある標本資料を収集し、それらを広く国民に公開し、活用してもらうとともに、国際的にも資料の提供を行っている。 仮に上述の研究活動を地方公共団体のみで行うとしても、地方公共団体の状況等から判断すると、同館で実施している自然史・科学技術史に関する標本資料を収集し、人類共有の財産として永久保管し、それらに基づいた調査研究の質と内容を確保すること、また研究成果を広く国民に公開していくこと、更にそれらの資料を国際的に活用していくことは極めて困難である。 したがって上記のように国立科学博物館は引き続き、地域の博物館と連携し、研究を推進する必要があるものの、これらの研究業務は国の適切な関与のもと進めていく必要があると考える。	
組織・業務の見直しの経緯及び効果	○「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づく研究開発の事前評価、中間評価、事後評価等の結果行われたプロジェクトの見直しや中止、資源配分の見直し等の経緯はどのようになり、どのような効果が得られたか。	国立科学博物館で行われているプロジェクト研究としては、総合研究、重点研究があげられるが、これらの研究については、文部科学大臣により示された中期目標に基づいて計画的に実施しているところである。 調査研究活動については、平成 13 - 14 年に外部評価委員会による評価を実施した。外部評価委員会は 15 名の委員で構成され、そのうち研究分野については同館の各研究部が所掌する研究分野ごとに大学を中心に外国人を含めた外部の研究者がそれぞれ 1 , 2 名委員として参加した。 標本資料の収集と研究活動については、分類学を中心に	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		自然史全般と人類史さらに科学技術史を統一的な視点から一貫したものとして捉える研究の発展が望まれるとの前提に立って、以下のような点について、さらなる充実・強化が求められた。 ・標本資料の収集・保管体制と活用 ・「分類」「生態」をキーとして我が国の自然史科学研究の中核的役割 ・分散した研究施設の課題と研究体制 ・より充実した調査研究の推進と研究の特殊性を踏まえつつの研究競争的資金の導入 ・自然史研究分野における後継者養成 ・標本資料・研究分野における他の博物館とのネットワークの構築 同館では外部評価委員会で指摘された点について、「西太平洋における島弧の自然史科学的総合研究」の充実、「我が国の科学技術黎明期資料の体系化に関する調査・研究」など科学研究費による研究の推進、競争的資金の増加、博物館ネットワークの構築の着手、連携大学院の拡充を行っており、迅速にかつ着実に改善・充実に努めていると考えられる。	
		また総合研究や重点研究の評価については、比較的長期にわたって実証的に進める性格のものであることから、その評価については、中期計画の終了時に行うこととし、各年度においては研究経過の評価のみを行ってきたが、15年度は中期計画5年のうちの3年目にあたるので、中間段階での研究内容の自己評価並びに外部委員による検証・評価を行った。 13～15年度に実施されている総合研究・重点研究は9件あるが、全体として、外部委員による評価は良好で、本研究を	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		国立科学博物館で行う意義は十分認められ、同館のナショナルコレクションを構築することに大きく寄与しているとの評価を得ている。 しかし、外部委員から指摘されたように、より総合的な視点からの研究の推進や一般の人にも見える形で研究成果を還元していくことなど、プロジェクト研究の体制や研究成果を社会に発信する観点からの課題が認められる。	
	○ また、事前評価、中間評価、事後評価等の結果のうち、未反映となっているものはないか。あるとすれば、それはどのような理由によるものか。	平成14年度の外部評価で指摘された、標本資料の収集・保管体制と活用について、標本資料の収集活動は総合研究、重点研究、経常研究などの活動を通じて、積極的に行っているものの、その保管体制については、収蔵スペースが狭隘のために、十分に整備されていない状況である。 また平成16年度の外部評価では、より総合的な研究体制の整備が指摘されており、今後研究組織の在り方を含め、検討を進めることとしている。	
	○ 複数の機関を統合して設置した研究開発関係法人の事務及び事業については、統合によりどのような効果（シナジー効果、合理化効果）が得られたか。 ＜共通視点：(4)【過去の見直しの経緯及び効果】関係＞	非該当	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
中期 目標 期間 終了 時の 事務 及び 事業 の見 直し	同 種・ 類似 の事 業等	○ 公共用物関係法人及び施設設置運営関係法人は、国、地方公共団体又は民間における同種・類似の事業の実施状況を把握しているか。同種・類似の事業が実施されている場合、各事業実施主体間での役割分担（例えば、独立行政法人以外の機関等では実施することが困難な事務及び事業、民間等の補完的な事務及び事業に限定するなど）は明らかにされているか。また、公共用物関係法人及び施設設置運営関係法人が当該事業を継続して行うことに客観的かつ明確な必要性や意義が認められるか。 < 共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係 > 国立科学博物館は、唯一の国立の総合的な科学博物館である。同館の事業と類似する施設としては、地方公共団体等が設置している自然科学系博物館などがあげられる。国立科学博物館は全国科学博物館協議会の事業やシンポジウムの開催などを通してそれらの博物館との情報交換を行うことにより、国内の自然科学系博物館における事業の実施状況などについて把握している、と認識している。 国立科学博物館では、自然史及び科学技術史分野に係る組織的な研究体制と分野の総合性を活かして、大規模な調査研究活動を行い、その成果を踏まえて展示・教育活動を展開している。地方の博物館の活動は主に当該地域の自然、生態といったものを対象としたものであり、他の自然科学系博物館との役割分担は明らかにされている。 国立科学博物館は、日本を代表する博物館として国際的な共同研究を行い、他の博物館には困難な、重要な役割を担っている。国立科学博物館は、他の博物館職員に対する研修や、展示・教育活動モデルプログラムの開発によって、全国の博物館職員の専門性を高めるとともに、博物館に対する直接的支援を行っている。また、保有している標本資料を全国の博物館の求めに応じて、貸し出し、当該博物館の活性化に資している。 さらに、国立科学博物館が中心となり、各地の科学系博物館・大学等を結ぶ資料情報ネットワークの構築に着手し、その実現を図るとともに、ポータルサイトとしての機能を果たし、これによりナショナルコレクション等の構築と国内外の活用に資することとしている。 したがって同館の事業の質の高さ、先導性、大規模性、国際的な場面で獲得している信頼等を考えると、同館が当該事業を行う必要性や意義は明らかである。	
	事業 等の 移管、	国立科学博物館は、以下のような役割を担っている。 1. 「ナショナルコレクションの構築を行う機関」 長い年月にわたって国内外から広く資料を収集し、標本	

民営化	公共団体に移管、民営化又は廃止(民間への譲渡を含む。)した場合に問題が生じるか。生じるとすればどのような問題か。	化し、それらを人類共有の財産として系統的に永久に保管し、かつ国内外の広範な活用に供する国立の唯一の機関である。 2.「自然史・科学技術史の総合的・組織的研究を行う機関」 分類学を中心に、動物、植物、岩石・鉱物、古生物といった自然史全般と人類史、さらに科学技術史を統一的視点から一貫したものとしてとらえる研究を行う国立の唯一の機関である。 3.「国内最大規模の展示・教育活動を行う機関」 ナショナルコレクションを用いて、研究者を組織的に活用し、質・量ともに国内最大規模の展示・教育活動を行う機関である。 4.「我が国の科学系博物館への支援・助言をする機関」 具体の展示・教育活動を通じて、新たな展示・教育活動の手法やボランティアの活用など先導的モデルの開発、全国科学系博物館資料ネットワークの構築などにより、他の科学系博物館に対し、支援・助言する機関である。 5.「我が国の科学系博物館を代表する機関」 諸外国との関係で、国際的な共同研究を実施するなど日本を代表する博物館として機能している機関である。 これらは国で責任を持って果たす役割であり、その役割に係る事業を民間や地方公共団体へ移管あるいは廃止することは、適切ではない。 地方公共団体への移管、民営化、廃止を行った場合には、具体的には例として以下のような問題が生じることが考えられる。 標本資料の散逸の問題 国立科学博物館は日本を代表する博物館として人類共有の財産である標本資料を収集し、将来の人々のために永久に保管する責務を担っている。これは博物館相互間の国際的な信頼と協力関係の上に課せられた責務である。	
事業等の移管、		国立科学博物館は、「国立の博物館」として国内外に認知、信頼されていることにより、国内外の標本資料の寄贈、委託、貸出を受けている実績があり、このことにより充実	

民営化	したコレクションの構築が可能になっている。 国立科学博物館では、地球と宇宙の歴史に関するものから、生命の進化と多様性、科学と技術の進歩の歴史に関するものまで、330万点を超える標本資料を保管しているが、欧米諸国を代表する科学系博物館と比較して未だ貧弱であり、その充実を図ることは、我が国に期待されている国際的にも重要な課題となっている。 以上のことから、地方や民間の博物館でこのような大規模な標本資料を保管すること、また国内外から標本資料を収集し、格段の充実を図ることは、財政的にも組織面から見ても困難であり、コレクションの散逸や標本資料収集の停滞などの事態を招くおそれがある。 自然史・科学技術史研究の維持の問題 大学等における自然史科学に関する総合的な研究の取組は困難になりつつある中で、国立科学博物館は、動物、植物、岩石・鉱物、古生物、人類、科学技術といった分野を対象として、分野総合的、系統的な研究を継続的に行い、我が国の自然史・科学技術史研究の中心的役割を果たしており、国際的な共同研究に参画するなど、日本を代表する博物館として研究を実施している。例えば「日本列島の自然史科学的総合研究」「西太平洋における島弧の自然史科学的総合研究」等の研究は、長期に渡るプロジェクトであり、大学とは異なり、多様な分野の研究者を擁する国立科学博物館においてなし得る研究活動である。これらの研究はナショナルコレクションの構築に資するのみならず、他の研究分野に対しても新たな知見を提供している。このような調査研究の規模と質を確保していくことは、地方公共団体においては困難である。 展示・教育活動の質の問題 国立科学博物館はナショナルコレクションを用いて、研究者を組織的に活用し、質・量ともに国内最大規模の展示・教育活動を	
事業等の移管、民営化	行っており、このような最大規模の展示・教育活動を展開するためには、長年にわたる国の適切な関与による標本資料の収集とそれに基づく研究成果の蓄積が不可欠である。 またナショナルコレクションを用いて展示活動や教育活動を行う際には、標本資料の意味を知り、それに基づく実	

		践的研究に通じた研究者が、何をどのようにわかりやすく伝えるかを十分に検討し、展示・教育活動を企画し、実施することが必要である。調査・研究活動と展示・教育活動を切り離して、展示・教育活動を他の機関に委ねる場合には、十分な成果を期待できないだけでなく、国立科学博物館の知的資源の効果的、効率的活用の観点からも損失が極めて大きい。 したがって、展示・教育活動には、これまで同様な国の関与が必要である。 なお同館の特別展等や教育活動については、研究者が企画を行いつつ企業等と共催するなど、それらの有する人的・物的な支援を積極的に受けているところであり、今後ともそのような民間活力の活用が望まれる。 日本の科学系博物館全体の発展のための先導性事業の開発に関する問題 国立科学博物館は、地域の博物館の研究指導を行うとともに、展示・教育活動を通じて、地域の博物館に対してモデルとなるような事例を開発・普及しており、これらは、他の地方の博物館の業務とは重複するものではない。国立科学博物館の他にこのような役割を果たせる組織はなく、その役割に係る事業を民間や地方公共団体へ移管あるいは廃止することは、適切ではない。 国際的信頼性の問題 環境問題など、地球規模で取り組む必要のある課題が生じている中で、各国の博物館や学術機関が国際的ネットワークを形成し積極的に課題に取り組むことが重要である。 国立科学博物館は、ナショナルコレクションの構築や自然史・科学技術史研究の中心的存在としてのこれまでの活動実績により、国内外から標本資料の寄贈、委託等を受け、また国際的な共同研究を担う博物館として国内外からの信頼を得ている。これら	
	事業等の移管、民営化	は国が適切に関与する「国立」の科学博物館であるからこそなし得ることである。 そのような状況の中で、国の適切な関与がなくなった場合、我が国に対する貴重な標本資料の寄贈、委託、貸出に支障を生じかねず、国際的な博物館連携による自然史科学研究等において我が国としての役割が果たせず、今まで培って	

		きた国際的信頼を失う虞がある。 国の政策性から見た観点 科学技術の急速な発展や、自然環境の激変等、昨今の国民をとりまく環境が劇的に変化している一方で、我が国では青少年をはじめとした国民の科学や理科に対する興味・関心は低下しつつあるという問題を抱えている。我が国が自然と科学技術の調和のとれた社会、国家へと発展するためには、国民が自然や科学に関する適切な知識を持ち、それらの課題に対応していく資質、素養を育んでいく必要があり、このことは国家にとって喫緊の課題である。 また我が国は、科学技術創造立国として、また生物多様性の保全とその持続可能な利用という国家戦略の観点から環境重視の先駆的国家としての機能を引き続き国際的に果たしていくことが大切である。 このような状況の中、国立科学博物館は自然史及び科学技術史に関する資料を収集、保管し、それに関する調査・研究を推進し、その成果を国民に広く普及を通じて、国民の自然科学への関心、理解等を促すという役割を担っている。 その意味で、国立科学博物館における自然史・科学技術史に関する資料の収集とそれに基づく実証的な研究は、環境問題等を検討していく上で貴重な知見を提供する基礎的な研究であり、我が国が環境重視の先駆的国家としての今後の在り方を考える上でも意義がある。 このように国立科学博物館の中核的な事業を地方公共団体への移管、民営化、廃止した場合、国際的な博物館連携における研究機能の衰退や貴重な標本資料の収集への支障や散逸の可能性、	
	事業等の移管、民営化	国民が標本資料に接する機会の減少などの問題が生じると認識しており、それらについては廃止、地方移管、民営化する必要はないと考える。一方で、それに附帯する業務のうち直接的に館が実施しなくてもよいもの(レストラン、受付業務等)については民間委託などを推進していくべきである。	

--	--	--	--	--

独立行政法人大学入試センターの事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】

項 目			文部科学省の見解等		備 考			
事 務 及 び 事 業 の 事 務 在 り 方 に 関 する 視 点	国 が 関 与 す る 事 業 の 事 務 在 り 方 に 関 する 視 点	政 策 目 的 の 達 成 状 況	・ 本事務・事業を実施すること とした政策上のそもそもの目的 は何か。			昭和54年に共通第一次学力試験が導入される以前には、我が国の大学入学 者選抜においては、特定の大学・学部志願者が集中する激しい「受験競争」 や学力検査偏重、高等学校教育の目標や内容を逸脱したいわゆる「難問・奇 問」の出題が多く見られ、その問題を解決するため、大学入試センターを設置 し、高等学校教育における基礎・基本を問う良問を提供する共通第一次学力試 験が導入された。 その後においても、学歴や入試の成績が教育・学習歴の評価の一指標である にもかかわらず、事実上人間の能力の全てを表す尺度であるかのようにみなさ れる学歴偏重社会を背景に、大学進学を巡っては、特定大学・学部への過度の 志願者の集中、偏差値によるいわゆる輪切り現象、それに伴う大学の序列化等 の状況が強くなり、このことが各大学の特色を希薄なものにしていく傾向をも たらすと同時に、高等学校以下の教育に歪みを与え、児童、生徒の心身の健全 な発達を妨げているとの批判を招き、大学入試が大きな社会問題化した。 このような偏差値偏重の受験競争の弊害を是正するため、各大学において自 由で個性的な入学者選抜が行えるよう、国公立大学を通じて各大学が自由に 利用できる大学入試センター試験を導入したところである。大学入試センター 試験は、各大学が共同して実施する試験であり、高等学校教育における基礎・ 基本を問う良問を提供するとともに、各大学における個別試験と適切に組み合 わせることにより、受験生の能力・適性等を多面的に評価することが可能にな るなど、我が国の大学入試の改善を図る上で不可欠なものである。 大学入試センター試験は、500を超える国公立大学が参加し、約60万 人もの受験生が全国で受験している。利用大学数は年々増加するなど各大学 のニーズは高く、国公立大学の入学者選抜の一部として定着している。今後と も各大学のニーズや受験生及び高等学校の意向を踏まえて、一層の改善・効率 化を図りつつ、毎年支障なく確実に実施していくことが必要である。		
			・ 当該目的が既に達成されてい るのではないか。					
			・ 本事務・事業を継続的に実施 しても当該目的の達成が実質的 に極めて困難となっている状況 が生じていないか。					
			・ 当該目的を達成する上で、本 事務・事業の有効性が低下して いる状況が生じていないか。					
・ ほかに想定される手法の方が 有効性が高い状況等問題となる 状況が生じていないか。			また、大学入試センター試験及び各大学の個別試験における入学者選抜の改 善を図るためには、能力・学力・適性等の測定・評価に関する基礎的研究や試 験制度・入試改善施策などに関する研究、試験問題の作成支援のための研究な どを行うことが必要である。			● 大学入試センター試験の利用状況		
						短期大学は平成16年度センター 試験から参加		
						● 大学入試センター試験志願者数		

であり、その成果を活用して大学入試センター試験の効果的な実施と改善を絶えず一体的に行っていくとともに、各大学の入学者選抜の改善に反映することが重要である。

大学に関する情報を大学志願者に提供することは、過度に学力試験に偏らない大学入学者選抜の前提となるものである。しかしながら、いわゆる偏差値輪切りによる進路指導が行われ、合格可能性のみを基準とし、能力・適性と必ずしも合致しない大学進学が不本意入学等を生んでいる状況がある。その解決策として大学志願者が自らの進学先を適切に選択し得るよう、大学の教育・研究内容に関する正確な情報を積極的に提供することが必要かつ重要になる。

以上のような観点から、入学者選抜方法の改善に関する調査研究を実施するとともに、これを踏まえた大学入試センター試験の改善が行われること、さらに大学志望者に対し正確で有用な入試情報を提供を行うことが有機的に行われていくことによって、我が国の大学入試の改善が実現されるものである。

●多元的な評価基準の導入状況
(国公立大学)

	昭和53年度	平成16年度
面接	35.0%	95.5%
小論文	33.3%	94.9%
推薦入学	32.5%	92.3%
A O入試	0.0%	18.6%

- ハートシステム(インターネットによる情報提供)のアクセス件数
- ・平成13年度: 9,499,409件
 - ・平成14年度: 12,484,729件
 - ・平成15年度: 14,484,729件

社会
経
済
情
勢
の
変
化
の
状
況

・本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降(それ以前と比較しても可)、どのように変化しているか。

平成4年度をピークに、18歳人口及び高等学校卒業生数は全体的に減少しているものの、依然として特定の有力大学や人気の高い学部については、志願者が集中しており、大学入試における偏差値偏重の受験競争の弊害は、現在もなお存在していることから、今後とも、このような弊害を是正するため、入試改善の取り組みが必要である。

また、今後、大学間の競争が激しくなる中で、各大学においてふさわしい学生を積極的に獲得するという観点から、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づき入試の個性化を一層進めることが必要となってくるが、各大学において多様な入試方法を取り入れるためには、その前提として質の高い問題により大学教育に必要な基礎的な学力・知識を的確に判定することが重要であり、そのための全国共通の尺度である大学入試センター試験の必要性は益々高まっている。

国
民
生
活

・本事務・事業により、どのような効果があるか。

・本事務・事業が確実に実施さ

大学入試センター試験は、大学で学ぶために必要な高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的としている。大学入試センター試験を実施することにより、
「受験競争」等の問題を解消し、高等学校教育の健全な伸長を図る

及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係	れない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。 ・本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。	受験生の基礎学力を的確に判定する 各大学の個別試験と適切に組み合わせることにより入試の個性化・多様化を図る など、適切な大学入学者選抜に資するという公共的課題の達成を目的としている。 本来、大学の入学者選抜は大学の自治に属するものとして、各大学の主体的な判断によって実施されるものであるが、大学入試センター試験は、上記のような国の施策として求められている入試改善を実現するために、法律に基づき、各大学の合意を前提にしつつ、初等中等教育への配慮及び大学入試の改善という観点から、国が適切に関与する仕組みとして設けられたものである。すなわち、大学入試センター試験は、参加大学全ての合意に基づき、これらの大学が共同して実施することとし、その一括処理業務を行う組織として独立行政法人たる大学入試センターが設立されているのである。 したがって、大学入試センター試験について、国の関与がなくなるということは、このような大学入試センター試験という大学入試の仕組みを放棄することであり、大学入試センター試験自体を廃止することに等しい。大学入試センター試験を廃止するか否かについては、入試改善施策の観点から考えるべきである。 上記のような意義を有する大学入試センター試験の実施に当たっては、学習指導要領への準拠など、国の教育施策や入試改善の取り組みと不可分一体になった業務運営が確保されており、仮にこれを廃止した場合、国の入試改善の取り組みが確実に実施できなくなり、学力偏重かつ高等学校教育を逸脱した試験問題が出題されるなど、大学入試が再び大きな社会問題化する恐れがある。 このため、今後とも国の一定の関与の下、公共的機関として業務を行っていく必要がある。	
利用者・顧客・受益者	・本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。 ・本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。 ・本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の	大学入試センター試験の利用者は、当該試験を選抜の資料として利用している大学とその大学を志願する受験生である。 平成15年度大学入試センター試験の志願者は約60万3千人であり、これは大学・短大への入学志願者数約85万人のうち、約7割の者が受験していることとなる。なお、大学入試センター試験の実施に当たっては、身体に障害を有する受験者への配慮として、試験時間の延長、点字や拡大文字による出題、介助者の配置、代筆解答の導入など、様々な受験生に対するニーズ等に沿って可能な限り多くの受験生に対して大学への進学機会を確保するように努めている。	

	等 の 二 ー ズ ・ 実 態 上 の 範 囲 等 の 状 況 範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。 ・本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっている その他問題となる状況が生じていないか。	また、大学入試センター試験については、全ての国公立大学及び短期大学で利用可能であり、平成１６年度入学者選抜においては、全ての国公立大学と約７４％の私立大学で、また、短期大学については９７短期大学で幅広く利用されている。 さらに試験問題の内容が、高等学校教育の実態に適合するとともに、大学入学者の基礎学力を判定する上でふさわしいものとなるよう、毎年度大学入試センター試験の実施後に、高等学校の教科担当教員や教育研究団体からの意見や評価を求め、その意見・評価について、問題作成の委員会において慎重に検討し、見解を取りまとめて、次回以降の問題作成に反映させる体制を整えているところである。 このように、大学入試センター試験は、大学入学者選抜において大半の受験生及び大学が利用しており、試験問題作成についても、高等学校側及び大学側の意見や評価について検討するなど、我が国における公正な大学入試の実現に広く貢献するものであり、特定の利用者等を過度に優遇するような状況にはなっていない。	
事 務 及 び 独 事 業 を 制 度 的 ・ 独 占 的 に よ り 行 う よ り 必 要 性	・本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。 ・本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 ・本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 ・その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。	どのような方法で大学入学者選抜を行うかは、本来各大学の責任において決定されるべきものであるが、大学入試センター試験は各大学の入学者選抜の一環として、高等学校における学習の達成の程度を判定するために各大学が共同して実施するものであり、その試験に関して一括処理業務を行うための組織として大学入試センターが設立されている。 すなわち、大学入試センター試験は、各大学が行う入試とは別個の固有の試験として存在するものではなく、したがって、当該事業は大学入試センターが、制度的な独占により行い、それを各大学に利用させているといった性格のものではない。 また、大学入試センター試験を利用するか否かについては、各大学の判断に基づくものであり、更に各大学が大学入試センター試験以外の各種試験を入学者選抜において利用することも可能となっている。 ただし、実態的には大学入試センターと同程度の機能と信頼性を持つ他の事業主体が存在しない現状において、大学入試センター試験は、高等学校における学習の達成の程度を信頼性の高い良質な問題で判定するという、これまでの当該試験が果たしてきた役割や、大規模な共通試験を円滑かつ確実に実施してきた大学入試センターの業務の信頼性から、社会的ニーズが高く、多くの国公立大学で利用されている状況にある。	

	れている事務・事業についてのみ記入)		
事務及び事業を担っている実施主体の適切性	現行の実施主体の設立目的 ・本独立行政法人の設立目的は何か。 ・本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。 ・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。 ・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	大学入試センターの設立目的は、「大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校における教育の振興に資する」ことであり、大学入試センターは、この目的を達成するため、 - 大学に入学を志願する者の高等学校段階の基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務 - 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究 - 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供 前述の ～ に附帯する業務 を行うこととし、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は営利を目的としない法人の委託を受けて、これらの者が実施する試験の採点及び結果の分析に関する業務を行うことができることとなっている。 これらの業務については、相互に関係のあるものである。例えば、入学者選抜方法の改善に関する調査研究事業によって得られた成果を大学入試センター試験のみならず各大学が独自に行う入学者選抜へもフィードバックさせることにより、より公正かつ効果的な選抜が実施できるものである。	

に 関 する 視 点	事業との関係	また、情報提供事業については、大学の教育・研究内容等に関する情報の提供を行うことによって、高等学校における進路指導が偏差値重視に偏ることなく、受験生の能力・適性・志望に応じた適切な進路指導を実現することを通して、国公立大学を通じての入学選抜の改善に寄与するといった効果がある。 したがって、大学入学選抜の改善を実現するためには、これらの事業を一体的かつ有機的に実施していくことが必要である。	
	現行の実施主体の財務状況 ・本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）、どのように変化しているか。 ・本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。 ・本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。	大学入試センターの財務状況については、平成13年度の設立以来平成15年度まで適切な会計処理が行われ、事務及び事業の外部委託や事務処理の効率化を進めることにより、経費の削減を図ってきており、中期目標にも掲げている毎事業年度1%の効率化を達成するとともに、平成15年度には、2.8%の経費削減を達成している。 また、大学入試センターにおける総収入に占める自己収入の割合は約97%程度であり、そのほとんどは大学入試センター試験の検定料で賄われている。この検定料はいわゆる当該試験の実施に掛かる対価として徴収しているものであり、独立行政法人が行うことにより行政サービスコストが増大している状況はない。	●各事業年度の効率化の割合 ・平成13年度：1.0%削減 ・平成14年度：1.4%削減 ・平成15年度：2.8%削減
	関連する事務及び事業の実施 ・国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようにになっているか。 ・当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化している	大学入試センター試験事業については、類似する国の事務・事業を担っているその他の主体は存在していない。 なお、大学入試センター試験は、各大学の入学選抜の一環として、各大学が共同実施するものであり、大学入試センターは、この試験に関して問題の作成や採点など、一括して処理することが適当な業務を実施している。このように、大学入試センター試験は我が国の大学入試において不可欠な、極めて公共性の高いものであり、引き続き独立行政法人たる大学入試センターにおいて実施することが必要である。 また、入学選抜方法の改善に関する調査研究について、大学入試センターが担っている役割は以下のものである。 我が国の大学入試において不可欠な存在である大学入試センター試験を、毎年混乱なく円滑に実施するとともに、国民のニーズを踏まえて、そ	

主体との分担関係	か。 ・ 現行の分担関係には、どのような効果があるか。 ・ 本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。	の絶えざる改善を図っていくために、例えば、試験問題データベースの構築等の問題作成支援、総合問題やリスニングテスト等の新たな試験の導入に向けての研究など、専門的な調査研究を行うこと 例えば、AO入試の導入や選抜方法の多様化など、国として入試改善のための施策を進める上で、国際比較等の観点も含め、その基礎となる調査研究を行うこと。 このような調査研究は、大学入試センター試験に関する大量のデータを有しているとともに、いわば入試に関する各大学共同の機関として、各大学と緊密な連携関係を有している大学入試センターにおいて行うことが効果的であり、各大学単独や民間の組織で実施することは不可能である。 このような観点から、これまでの総花的な調査研究テーマを整理し、大学入試センターが担うべき喫緊の研究テーマや時限を付したプロジェクト型の調査研究への集中化・重点化を図るとともに、大学等と積極的な共同研究等を実施する等により、調査研究活動の活性化・効率化等を図ることが必要である。 さらに、大学情報の提供については、かつては大学自らが受験生に対して各種の情報提供を行うことは必ずしも一般的ではなかったが、近年においては、インターネットの普及等により情報発信が容易になったことや、優秀な学生を獲得するという戦略的な理由から、各大学においてもホームページ等を通じて情報提供を積極的に行うようになってきている。このため、今後は、大学入試センターにおいては、これら各大学の情報を全国レベルで効率的に検索することができるためのポータルサイトとしての機能を有する情報提供事業を実施する役割を担うことが適当である。 なお、民間の受験産業においては、入試の難易度や偏差値をはじめとする受験指導に特化した情報の提供を行っているが、そのみでは受験競争や偏差値輪切りによる進路指導を煽ることとなる恐れがある。全ての大学を対象として、受験生の健全な進路選択に資するような正確で信頼のできる多様な情報を幅広く中立的に提供するためには、各大学と密接な連携を保ちつつ、大学入試センターにおいて情報提供事業を行うことが適当である。	
現行の実施主体	・ 本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。 ・ 本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、	大学入試センター試験は、大学で学ぶために必要な高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的としている。大学入試センター試験を実施することにより、 「受験競争」等の問題を解消し、高等学校教育の健全な伸長を図る 受験生の基礎学力を的確に判定する 各大学の個別試験と適切に組み合わせることにより入試の個性化・多様化を図る	

	の組織形態・人事制度との関係 地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。 （特定独立行政法人の場合） ・本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。 （特定独立行政法人の場合） ・公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。 （特定独立行政法人の場合） ・公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。	など、適切な大学入学者選抜に資するという公共的課題の達成を目的としている。 本来、大学の入学者選抜は大学の自治に属するものとして、各大学の主体的な判断によって実施されるものであるが、大学入試センター試験は、上記のような国の施策として求められている入試改善を実現するために、法律に基づき、各大学の合意を前提にしつつ、初等中等教育への配慮及び大学入試の改善という観点から、国が適切に関与する仕組みとして設けられたものである。すなわち、大学入試センター試験は、参加大学全ての合意に基づき、これらの大学が共同して実施することとし、その一括処理業務を行う組織として独立行政法人たる大学入試センターが設立されているのである。 上記のような意義を有する大学入試センター試験の実施に当たっては、学習指導要領への準拠など、国の教育施策や入試改善の取り組みと不可分一体になった業務運営が確保されており、仮にこれを民間の主体に委ねた場合、国の入試改善の取り組みが確実に実施できなくなり、学力偏重かつ高等学校教育を逸脱した試験問題が出題されるなど、大学入試が再び大きな社会問題化する恐れがある。 このため、今後とも引き続き、国の一定の関与の下、公共的機関として大学入試センターが業務を行っていくことが必要である。 なお、国が直接行うことは、新たな人的・物的資源の手当が必要となり、行政改革の趣旨に反し適当でない。また、大学入試センター試験は全国の大学が共同して同一期日に同一の試験問題をもって一斉に実施されるものであることから、単一の機関で実施することが適当であり、地方公共団体に委ねることは適当でない。 大学入試センターは、国立大学等との連携・協力が必要であるため、現在職員は公務員の身分を有するものとされているが、国立大学等の非公務員型の独立行政法人への移行を踏まえ、研究者や事務職員の人事交流の円滑化等の観点や、大学入試センターの高度かつ専門的な業務を行う上で、多様かつ弾力的な人事・雇用形態を採用しうるとの観点から、非公務員型法人へ移行することが適当である。	
事務及び事業	効率化、質 ・本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。	大学入試センターの財務状況については、平成１３年度の設立以来１５年度まで適切な会計処理が行われ、事務及び事業の外部委託や事務処理の効率化を進めることにより、経費の削減を図ってきており、中期目標にも掲げている毎事業年度１％の効率化を達成するとともに、平成１５年度においては２．８％の経費削減を達成している。	

業の効率化・質の向上等の状況に関する視点	・本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。 ・本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。	また、法科大学院の適性試験に関する調査研究、大学入試センター試験への短期大学の参入、理科３科目の選択受験など、新たな社会的要請に対して迅速に対応し、これらを混乱なく実施するとともに、費用対効果等の観点から、進学情報サービス室の廃止を決定するなど、理事長等がリーダーシップを発揮して業務の改善・充実を実行しており、トップマネジメントが有効に機能している。	
業の効率化・質の向上等の状況に関する視点	・本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。 ・当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。 ・財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっているか。 ・本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。 ・本事務・事業に係るコスト等	大学入試センターが行う事務及び事業の効率化を図る指標としては、中期目標において、「運営費交付金を充当して行う業務については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％の業務の効率化を図る。」とされている。 この１％の業務の効率化については、毎事業年度着実に達成している。 大学入試センターの財務状況については、総収入に対する自己収入比率が９割以上に達し、他の独立行政法人に比して、国の運営費交付金への依存度がきわめて低い状況となっている。ちなみに設立当初からの国の運営費交付金への依存率を列举すると、 ・平成１３年度 ３．７％ ・平成１４年度 ３．５％ ・平成１５年度 ２．８％ であり、２～３％台を推移している。 なお、自己収入の主な財源である大学入試センター試験の検定料は、現在、３教科以上受験者は１６，０００円、２教科以下受験者は１０，０００円となっており、これは大学入試センターが独立行政法人となる前の平成１０年度から単価改定を行わずに据え置きで実施してきている。その間、平成１４年度から「外国語」の出題科目への「韓国語」の導入や１６年度からは「理科」について従来の２コマから３コマに試験時間を増やすなどの改善を行いつつも、そのコスト上昇分を全体の経費縮減等の努力により、検定料に転嫁することなく実施してきた。 今後、１８歳人口の減少による、大学入試センター試験の受験者数の減少に伴い、検定料収入の減少が見込まれることを考慮し、一層の経費節減、収入増に努めることが必要である。このため、大学入試センター試験の利用大学数の	●大学入試センター運営費交付金 ・平成13年度：385,262千円 ・平成14年度：375,693千円 ・平成15年度：308,962千円 ・平成16年度：306,829千円

	の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。	増に努めるとともに、全国レベルの大規模試験を安定かつ継続的に実施しているノウハウ等を有効活用して、国等が実施する公的な試験の採点等に関する業務の委託を積極的に受け、受託料収入の増収を図ることなどについても検討が必要である。 なお、大学入試センターは、全国の大学が共同して同一期日に同一の試験問題をもって一斉に実施される大学入試センター試験を行うとともに、入学者選抜の改善に係る調査研究及び大学情報提供など、入学者選抜に係る業務を総合的に行う国内で唯一の機関であること、事務・事業に係るコスト等の状況が比較可能な組織は他にはない。 また、前述のとおり大学入試センターは毎事業年度において1%を着実に達成しているとともに、運営費交付金への依存率は2～3%を推移していることから、所与の経費の中で成果を上げており、事務・事業に係わるコスト等の状況は良好なものである。	
勘定区分機能状況	・本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか ・勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。 ・新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。	大学入試センターにおいては、区分経理すべき勘定区分はない。	
受益者負担の在り方	・利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。 ・本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。 ・本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。	大学入試センター試験の検定料は、現在、3教科以上受験者は16,000円、2教科以下受験者は10,000円となっている。 検定料については、従来から大学入試センター試験実施に必要な経費を十分勘案した上で定めてきているものであるが、近年の社会的な経済状況を受けて、私立大学における検定料がほとんど増額されていない実態や、公私間格差の是正という観点も十分に踏まえた検討が必要である。 平成18年度からの外国語リスニングテストの実施に伴う試験実施経費の増額や18歳人口の減少による大学入試センター試験受験者数の減少に伴い、収入の大部分を占める当該試験の検定料の減少が見込まれることも考慮し、自己収入の増収を図ることも検討する必要がある。 ただし、大学入試センター試験の検定料を引き上げることについては、近年	

		・本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。	の厳しい経済情勢の中、高等学校教育への進学機会の確保という観点から、試験内容に大きな変更がある場合を除いて、慎重な検討が必要であり、大学入試センター試験が入試改善という公共的課題の達成を目的とし、国の教育施策と一体となって行っていくものであるという性格を十分踏まえた上で、国と受益者との適切な負担区分を考慮すべきである。	
事務及び事業の見直しの経緯及び検証に関する視点	過去の見直し	・本事務・事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主的な見直しを含む。）の経緯はどのようなになっているのか。 ・各見直しのねらいはどのようなになっており、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。 ・当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。 ・本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。 ・当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。	大学入試センター試験は、大学で学ぶために必要な高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とし、その実施に当たっては高等学校の学習指導要領に対応した良質な試験問題を出題することによる高等学校等の教育の健全な伸長と、この試験と個別試験を組み合わせることによる適切な大学入学者選抜に資するという観点に立って、絶えず質の向上や業務の効率化を図ってきたところである。 また、入学志願者等が大学進学に必要な資料や情報を閲覧することを目的として、全国6カ所に設置していた進学情報サービス室については、満足度調査において来室者の8割から「満足いく情報を得られた」との回答を得ていたところである。しかしながら、来室者が年々減少している状況を鑑みると、近年のインターネットのブロードバンド化に伴う資料提供方法の変化により、従来の進学情報サービス室からの情報提供内容は、より手軽にかつ容易に収集可能となっていると考えられ、費用対効果の観点も踏まえ、平成16年度から全て廃止した。	

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／振興助成・融資関係法人)

項 目			文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業の在り方に関する視点	政策目的の達成状況	・ 本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。	豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動できる青少年を育成していく上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育である「青少年教育」の充実が重要である。現在、政府全体として、平成15年6月に「青少年育成推進本部」が内閣に設置され、さらに同年12月には「青少年育成施策大綱」が決定され、政府全体で青少年育成施策が推進されているところである。 青少年の育成施策を推進するに当たっては、質の高い指導を行える青少年教育関係者等の育成や青少年団体の支援が必要であり、また、国際化の進展の中、青少年の国際交流などが極めて重要である。 我が国においては、青少年教育のナショナルセンターとして青少年の健全育成に資する政策課題に対応した事業を担う国立オリンピック記念青少年総合センターの果たす役割は、さらに重要なものとなっている。 今後とも、社会情勢の変化に適切に対応し、我が国の青少年教育の振興を図るための責務を果たすべく、国立オリンピック記念青少年総合センターの業務を実施していく必要がある。	
		・ 当該目的が既に達成されているのではないか。	国立オリンピック記念青少年センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、青少年教育関係者等に対する研修や国際交流活動等の主催事業、青少年教育関係者等の受入れ事業、青少年教育施設、団体相互の連絡及び協力の促進に係る事業、青少年教育に関する専門的な調査研究、青少年団体に対する助成、の各役割・機能を有しており、国の青少年教育を総合的に推進している。 青少年教育のナショナルセンターとして、青少年教育の振興や健全な青少年の育成を果たす役割は非常に重要であり、今後も引き続き、国、地方等の役割分担を踏まえつつ、ナショナルセンターとしての役割を果たしていくことが重要である。	
		・ 本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか	近年、青少年を取り巻く環境が大きく、急激に変化していると言われている。少子高齢化という人口構造の変化の中で、情報化、国際化、消費社会化が進行し、家庭、学校、職場、地域全てが大きく変わってきており、青少年の非行や犯罪が深	

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／振興助成・融資関係法人)

	・ 当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。 ・ ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。	刻化する中、非行防止の観点からも体験活動が重要な役割を果たすところである。 国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の充実のため、国の青少年教育施策や多様化する青少年教育の現状を踏まえ、青少年教育のナショナルセンターとしてふさわしい事業に重点化・戦略化して取り組み、参加者の評価も高く、当該目的の達成が困難とはなっていない。 なお、次期中期目標期間に向けて、青少年教育のナショナルセンターとして、今後、更に事業の重点化、戦略化に取り組み、政策課題に対応する事業、先導的・モデル的な事業、国際交流事業に特化するとともに、効率的かつ効果的な事務・事業の実施に取り組むこととしている。	
社会 経済 情勢 の 変 化 の 状 況	・ 本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降(それ以前と比較しても可)どのように変化しているか。	政府においても、青少年の健全育成を重要課題と位置づけ、平成15年6月に「青少年育成推進本部」が内閣に設置され、さらに同年12月には「青少年育成施策大綱」が決定され、政府全体で青少年育成施策が推進されているところである。 また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定)においても「宿泊を伴った共同生活を通じた体験活動等を推進する」こととされ、子どもの体験活動等の振興を図る取組の重要性が認識されている。 さらに、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(平成15年7月25日制定)においても、国、地方公共団体は、「学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるもの」とされており、青少年を対象とした環境教育施策の推進が重要となっているところである。	
国民 生活 及び 社会 経済 の 安 定 等 の 公 共 上	・ 本事務・事業により、どのような効果があるか。	これからの青少年には、社会参加・社会貢献に対する意識、国際性などが求められるとともに、豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動する能力を身につける能力が必要である。 このような資質や能力を育成する上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育、すなわち「青少年教育」の充実が益々必要となっている。特に青少年の成長の糧となる社会体験や生活体験、自然体験などを経験する機会の減少が指摘される中、青少年に対し、学校外において	

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／振興助成・融資関係法人)

の見地との関係	も様々な体験活動を意図的・計画的に提供することが極めて重要である。 国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育のナショナルセンターとして、青少年教育指導者等への研修、青少年の国際交流活動の推進、「子どもゆめ基金」による民間の青少年教育に関する団体が行う子どもの体験活動等への助成等により、青少年教育指導者の資質向上や、全国の青少年団体の活動の活性化、また青少年の国際交流活動の推進を行っており、青少年教育の振興と青少年の健全育成に寄与している。	仮に、国立オリンピック記念青少年総合センターの事務・事業が着実に実施されない場合は、青少年の資質や能力の向上等の青少年教育施策や活動が円滑に実施されなくなるおそれが生じ、我が国21世紀の最重要課題として掲げている青少年の健全育成の実現に支障が生じることとなる。 (青少年のナショナルセンターの機能・役割に関する問題点) 国立オリンピック記念青少年総合センターは、指導者の研修や、「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成、青少年の国際交流活動の支援などを行い、国の施策を踏まえつつ、特に地方公共団体青少年行政部局や全国の青少年団体の活動の活性化に重要な役割を果たしており、これらの業務を国が関与しない場合、国の方針に基づく施策の実施が困難であり、また青少年教育指導者の資質が低下したり、全国の青少年団体の活動の低下にもつながる。	
利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況	・ 本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。 ・ 本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。	・ 本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。 ・ 本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。 ・ 本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者	国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的としており、青少年のみならず社会全体が受益者である。 国立オリンピック記念青少年総合センターで行われている事業については、利用者から以下のような高い評価を受けており、利用者のニーズに沿ったものである。 (主催事業参加者の満足度) 国立オリンピック記念青少年総合センターの平成15年度アンケート調査による参加者の満足度 青少年教育指導者を対象とした高度かつ専門的な研修...

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／振興助成・融資関係法人)

		等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。 ・ 本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。	94% 青少年教育関係者による青少年教育の充実や現代的な課題についての全国的な研究協議...92% 青少年を対象とした現代的課題に対応した各種講座や様々な体験活動...97% 外国の青少年や青少年教育指導者との国際交流や研究協議...89% (受入れ事業利用者の満足度) 国立オリンピック記念青少年総合センターの施設整備、運営状況等について、利用団体の引率者及び利用者を対象とした平成15年度アンケート調査による利用者の満足度 引率者...92.6% 利用者...87.7%	
事務及び事業を担	制度的独占の必要性(制度的独占により行われている事務・事業についてのみ記入)	・ 本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。 ・ 本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 ・ 本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 ・ その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。		
事務及び事業を担	現行の実施主体の	・ 本独立行政法人の設立目的は何か。 ・ 本事務・事業と設立目的は	国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的として、国の唯一の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年に対する研修、青	

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／振興助成・融資関係法人)

っている実施主体の適切性に関する視点	設立目的、ほかの事務及び事業との関係	どのように対応しているか。 少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行う。	
	・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。	これらの事業は、設立目的に沿うものであり、かつ相互に有機的に関連することにより、事業の効果的・効率的な業務運営が可能となっている。具体的には、青少年教育に関する専門的な調査研究を実施し、その成果を事業や情報提供等に活かすことにより実践的な成果を還元することが可能である。	
	・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	前述したとおり、国立オリンピック記念青少年総合センターの各業務は既に一体的に実施され、それぞれが相乗効果を発揮しつつ成果をあげており、また、経済的な観点からも、単独で行う場合と比較してみると効率的な方法であるといえる。 仮に、これらの業務を分離して行うこととした場合には、上記のような効果的・効率的な業務運営ができなくなるばかりでなく、青少年教育指導者等が真に必要な実践的な成果が得られなくなるなど、青少年教育の振興に重大な支障を来すことになる。	
現行の実施主体の財務状況	・ 本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。 ・ 本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。 ・ 本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。	国立オリンピック記念青少年総合センターの財務状況については、独立行政法人化以降、毎年度適切な会計処理を行い、毎年の事業実績を踏まえ、事務及び事業を効率的な観点から見直して経費の抑制に努め、中期目標に掲げられている毎事業年度1%の効率化を達成し、既に過去3ヵ年において約4%の効率化を達成している。 また、各事業については、毎年見直しを行うなど効率的かつ効果的な事業実施に努めているところである。なお、運営費交付金が減少する中、事業の効率化と自己収入の増に努めることなどにより、概ね計画どおりの事業が実施されている。	

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／振興助成・融資関係法人)

関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	・ 国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。	国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、国の施策を反映した青少年教育の指導者研修、「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成、青少年の国際交流活動の推進等により国の青少年教育を総合的に推進し、国の施策を踏まえつつ、特に地方公共団体青少年行政部局や全国の青少年団体の活動の活性化に重要な役割を果たしている。 一方、国立青年の家は、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の青年教育施設へその成果の普及を図っている。 また、国立少年自然の家は、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」「生命を大切に作る心」「我慢する心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラム開発・実施し、公立の少年教育施設へその成果の普及を図っている。 このように、3法人は機能・役割が異なっている。	
	・ 当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	国立オリンピック記念青少年総合センターと公立青少年教育施設や民間団体との分担関係という点においては、基本的には法人化前と大きな変化はないが、事業の実施に当たっては効率的かつ効果的に行うことが求められることから、常に精選、見直し等検証を行い、青少年教育のナショナルセンターとしてふさわしい事業に重点化・戦略化して取り組み、政策課題に対する事業、先導的・モデル的な事業、国際交流事業に特化するとともに、公立の施設や民間に普及しているものや、地域性や施設ごとの特性が強い事業を廃止する。	
	・ 現行の分担関係には、どのような効果があるか。	国立青年の家は、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の青年教育施設へその成果の普及を図っている。 また、国立少年自然の家においては、義務教育諸学校の少	

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／振興助成・融資関係法人)

		年に対し、「人を思いやる心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の少年教育施設へその成果の普及を図っている。 一方、国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、青少年教育の指導者研修、「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成、青少年の国際交流活動の推進等を行っており、国の施策や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、その成果の普及を地方公共団体（青少年行政部局）や全国の青少年団体へ図っている。	
	・ 本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。	このように3法人は機能・役割が異なっており、仮に、現行の分担関係を見直した場合、法人の本来の機能・役割が曖昧になり、事業の焦点化が図れなくなるなど、各法人が国から与えられている使命を効果的に果たせなくなるおそれがある。	
現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係	・ 本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	青少年の振興及び健全な青少年の育成を図る上で、重要な役割を担う国立オリンピック記念青少年総合センターが、独立行政法人化以前に引き続き関係業務を実施することにより、次のような効果があげられる。 国立オリンピック記念青少年総合センターが実施する国の施策や喫緊の青少年教育の課題に対応した事業、先導的・モデル的な事業、国際交流事業、「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成などを行い、特に地方公共団体や全国の青少年団体の活動の活性化を図ることが可能。 主催事業、受入れ事業、連携協力事業、調査研究事業、助成事業の5つの機能を有機的に連携させることにより、地方や民間団体等に効率的・効果的な支援を行うことが可能。	
	・ 本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主	国立オリンピック記念青少年総合センターが行う業務を地方移管や民営化した場合には、国が一定の関与を行ったとしても、実施主体は民間又は地方公共団体であることから、前	

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／振興助成・融資関係法人)

		体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。 述のとおり、事業の継続的な実施、採算性や関係機関への影響等の問題が生じ、青少年の健全育成や青少年活動の拡充に向けた取組が停滞するおそれがある。	
		・（特定独立行政法人の場合）本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。 ・（特定独立行政法人の場合）公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。 ・（特定独立行政法人の場合）公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。 国立オリンピック記念青少年総合センターは、第1期中期目標期間は「公務員型」をとっているが、大学や地方の青少年教育関連施設等との円滑な人事交流を図るため、次期中期目標期間においては「非公務員型」とすることとする。	
事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点	効率化、質の向上等の達成状況	・ 本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。 国立オリンピック記念青少年総合センターの財務状況については、収入面において、利用者サービスの向上に努めたこと等により、センターの年間利用者数は、法人設立前、12年度の985千人から15年度は、1,529千人と、544千人増加している。これにより、毎年、自己収入増を確保しているところである。 一方で、毎年1%の効率化を達成するため、事務及び業務の見直しを行い、外部委託を実施するなど業務運営の効率化を図り、また、利用者サービスの低下を招くことがないように光熱水料の節減に努めた等により、13年度が1.0%、14年度が1.58%、15年度が1.8%の効率化を図っており、目標値を十分達成しているところである。 また、1%の効率化以外でも、中期計画に掲げられている「中期計画予算」においては、運営費交付金は5年間で22,096百万円（退職手当及び公務災害補償費を除く）と試算されているが、平成13年度、平成14年度、平成15年度の決算額13,079百万円と平成16年度の予算額3,972百万円、平成17年度予算要求額4,000百万円（各	

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／振興助成・融資関係法人)

		年度退職手当含む)を合わせると21,051百万円であり、事業の見直し等により、当初予定より1,045百万円少ない予算で、内容・方法等の改善を行い、事業の質を低下させることなく、確実に実施しており、中期目標の策定時に期待されていた効率化、質の向上等が図られている。	
	・ 本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	平成14年度評価において、「理事長のリーダーシップのもと、青少年教育施設や青少年関係者等と連携協力し、様々な事業を展開していることや、子どもの体験活動や読書活動の振興を図る取組への助成を行うなど、次代を担う青少年の健全育成に取り組まれていること」についてトップマネジメント機能に関しての評価を得ている。	
	・ 本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。	国立オリンピック記念青少年総合センターは、独立行政法人化以降、理事長のリーダーシップのもと業務の効率化と質の向上を図るため、外部委託の積極的な導入、一定の指標を設定したその達成に向けた計画的な取組等を行っている。 法人化以前に比べ格段に国民サービスの向上を図るための取組が実施されており、文部科学省独立行政法人評価委員会からも高い評価を得ているところであり、引き続き、更なる見直し等を行い関係事務・事業の一層の効率化、質の向上を図る必要がある。	
効率化、質の向上等に係る指標等の動向	・ 本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。 ・ 当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降(それ以前と比較しても可)どのように推移しているか。 ・ 財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率(独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収	前述の中期目標に掲げられている毎事業年度1%の効率化を図るため、固定経費の削減や事業内容、方法の見直しの他、光熱水料の節減率を毎年度1%等の指標を掲げている。 また、質の向上を図る観点からは、主催事業参加者の満足度80%、受入れ事業利用者の満足度70%、青少年教育情報センターの蔵書の収集状況100%等の指標が用いられている。 これらの指標は、15年度末現在で達成又は概ね達成されており、中期目標に定められた指標が着実に実施されているといえる。 国立オリンピック記念青少年総合センターは、これまで当該指標の達成に向け業務を遂行してきたところであり、現在のところ指標の見直しを行っていないが、次期中期目標に向け指標の見直しを検討することとする。	

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／振興助成・融資関係法人)

	益対事業に係る総資産等の指標)その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。 ・ 本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。		
	・ 本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。	コストにかかる他の独立行政法人や民間等の組織との比較については、青少年教育に関する主催事業、受入れ事業、連携協力事業、調査研究事業、助成事業等の諸事業を、有機的に連携し実施している機関はない。 このため、民間で営利を目的として行っている研修や交流等の事業との経費比較を行うことは困難であり適当ではない。	
勘定区分の機能状況	・ 本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか ・ 勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。	セグメント情報の勘定区分は、事業報告書の予算事項と同一に近い区分となっており、事業を評価するのに必要な活用しやすい区分に整理されている。このため、勘定の創設当初と比較しても有意義な区分となっており、新たな区分設定を行う必要はないと考える。	

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／振興助成・融資関係法人)

		新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。		
	受益者負担の在り方	- 利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。 - 本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。 - 本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。 - 本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。	国立オリンピック記念青少年総合センターは、国立青年の家及び国立少年自然の家と立地条件等を異にしており、また青少年の一般教養、スポーツ、芸術等幅広い分野にわたる自発的な研修、交流活動の場を提供するものであり、このような利用の目的及び形態並びに従来から使用料を徴収してきている経緯等にかんがみ、利用者より施設使用料を徴収している。 施設使用料については、近隣の類似施設の利用料金と比較し同額程度の利用料を設定している。 しかしながら、青少年教育のナショナルセンターとして、青少年の振興及び健全な青少年の育成を図るために、青少年団体等の利用に関しては半額の利用料としている。	
事務及び事業の見直しの経緯及び効果の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	- 本事務・事業についての過去の見直し(独立行政法人による自主的見直しを含む。)の経緯はどのようになっているのか。 - 各見直しのねらいはどのようになっている、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。 - 当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。	国立オリンピック記念青少年総合センターでは、独立行政法人化以降、青少年教育のナショナルセンターとして、青少年の健全育成を図る観点から、センターの5つの機能が柔軟かつ効果的に働くよう組織や事業の見直しを行っている。 組織の効率化等 - 主催事業の重点化・戦略化に伴う見直し - 事務の集中化・一元化 - 業務の外部委託 各種事業の見直し - 主催事業の重点化・戦略化 - 受入れ事業の重点化・戦略化 - 連携協力事業の改善 - 調査研究事業の改善 - 助成事業の改善	

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／振興助成・融資関係法人)

	・ 本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。 ・ 当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。	国立オリンピック記念青少年総合センターは、独立行政法人化以降、自己点検評価や外部評価を実施しており、この結果を踏まえ、青少年教育のナショナルセンターとしての役割の一層の明確化と強化を図るため、事務・事業の一層の重点化・戦略化を明確にするとともに、事務・事業の効率化や質の向上に努める。
--	---	--

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
中期目標終了時の事務及び事業の見直し	他の機関の事務及び事業との役割分担	国立オリンピック記念青少年総合センターは、主催事業、受入れ事業、連携協力事業、調査研究事業、助成事業の5つの機能を有し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」や「青少年育成施策大綱」等、国の施策や喫緊の青少年教育の課題に対応した事業、先導的・モデル的な事業、国際交流事業、「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成などを行い、特に地方公共団体や全国の青少年団体の活動の活性化を図るなど、5つの機能の有機的な連携を図り、効率的・効果的かつ質の高い研修事業を実施することが可能となっている。 さらに、青少年を取り巻く課題は、教育、政治、経済、理工分野など多岐に渡るため、青少年教育は特定の分野の研究に限らず幅広い分野の研究者との連携を図ることが重要であることから、現体制を中心に、必要に応じ外部の研究者等の協力を得ることが効率的かつ効果的である。 主催事業については、更に次のように国として実施すべき重要性の高い事業に重点化を図るべきであると考え。 ・国の政策課題に対応する事業 ・先導的・モデル的な事業 ・国際交流事業	
		○ 一貫した有効なカリキュラム・プログラム等の設定、教員の有効活用等を図るため、他の法人が実施する類似の事務及び事業と一体的に実施することにより、一層効果的・効率的な運営が図られるのではない。 同様に、法人が複数の施設を分散して設置し、各施設で同様の事務及び事業を実施している場合、それらを一体的に実施することにより、一層効果的・効率的な運営が図られるのではない。 国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、国の施策を反映した 青少年教育の指導者研修、「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成、 青少年の国際交流活動の推進等により国の青少年教育を総合的に推進し、国の施策を踏まえつつ、特に地方公共団体青少年行政部局や全国の青少年団体の活動の活性化に重要な役割を果たしている。 一方、国立青年の家は、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発し、公立の青年教育施設へその成果の普及を図っている。 また、国立少年自然の家は、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」「生命を大切に作る心」「我慢する心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラム開発し、公立の少年教育施設へその成果の普及を図っている。	

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人)

		このように、3法人は機能・役割が異なっている。	
	○ 当該業務を民間、地方で実施することができない明確かつ具体的な理由があるか。国等からの委託に基づいて実施することとした場合でも、民間、地方で実施することが困難であるとする理由があるか。 また、現段階で理由がある場合であっても、中期的には民間、地方で実施することが可能となるよう、法人自ら教育・指導・訓練を行う業務から、法人が民間、地方の教育・指導・訓練を一定期間支援する業務へと転換する必要が生じていないか。 <共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係>	国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、青少年教育の指導者の研修、青少年の国際交流活動の推進、「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成等により、国の青少年教育を総合的に推進しているところである。 これらの業務は、国の政策課題に迅速に対応することが必要であり、例えば、民間や地方へ委託した場合、国として緊急に対応すべき重要な課題が発生した場合であっても、一々委託契約の変更を行わなければ業務が実施されないなど、機動的な対応が困難になり、対応が遅れるおそれがあることから、業務の民間、地方への委託は困難である。 国立オリンピック記念青少年総合センターは、内外の青少年及び青少年教育関係を中心とする、全国的、国際的、大規模な団体等による様々な「活動・交流の拠点」となっているが、一地方公共団体に運営を委ねた場合、当該地域に限られた青少年団体等の利用が最優先されることになり、国内外の青少年教育施設のナショナルセンターとしての役割を果たすことは困難であることから、地方公共団体への施設移管はできない。 なお、センターの事業の性質上、運営面からも採算が見込めないことから、極めて困難である。	
学科・研修コース・訓練プログラム等の抜本的な見直し	○ 学科・研修コース・訓練プログラム等別の入学者・受講者・参加者等の人数が定員や最適規模を大幅に下回って推移している学科・研修コース・訓練プログラム等については、当該定員に関する過去の見直し状況、当該見直しの基礎となった需要予測等、卒業生・修了者等の採用実績のある企業等教育・指導・訓練の間接的な受益者のニーズ、養成に要する期間等を踏まえ、当該学科・研修コース・訓練プログラム等の廃止を含めた抜本的な見直しが必要となっていないか。	国立オリンピック記念青少年総合センターでは、青少年教育のナショナルセンターとして、青少年の健全育成や青少年活動の拡充に向けた取り組みを行い、全国の青少年教育施設等を支援する役割が求められており、国の青少年教育施策や青少年教育の現状を踏まえ、国として進めることが必要な現代的な課題に着目した先導的・モデル的なプログラム開発等の事業に重点化・戦略化する。 (主催事業の見直し) ○ 国立オリンピック記念青少年総合センターにおいては、平成13年度の全22事業から逐次精選・重点化を行い、現在17事業を実施している。 今後、更に、青少年教育のナショナルセンターとしてふさわしい事業に重点化・戦略化して取り組み、政策課題に対応する事業、先導的・モデル的な事業、国際交流事業に特化するとともに、公立の施設や民間に普及しているものや、地域性や施設ごとの特性が強い事業を廃止	

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人)

	また、授業料・受講料・参加料等を徴収していない又は低く抑えているにもかかわらず、入学者・受講者・参加者等の人数が定員や最適規模を下回って推移している学科・研修コース・訓練プログラム等についても、当該学科・研修コース・訓練プログラム等の廃止を含めた抜本的な見直しが必要となるのではないかな。 < 共通視点：(1) - 【社会経済情勢の変化の状況】、【利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況】関係 >	する。 現在 17 事業が行われているところだが、上記の観点から、以下の 7 事業を廃止 (4 1 . 2 %) し、国の政策課題に対応する事業等に重点化・戦略化する。 「青少年教育指導者を対象とする研修事業」のうち、 ・ 青少年教育施設新任指導系職員研修 ・ 青少年教育施設新任事業課長等研修 ・ 青少年教育施設指導系職員専門研修 ・ サイエンスサポートセミナー 「青少年を対象とした体験活動事業」のうち、 ・ 中学生科学体験セミナー ・ 子ども放送局ディレクターズ・キャンプ 「青少年教育関係者による全国的な研究協議」のうち、 ・ 学校と青少年教育施設連携促進研究会 今後、社会情勢の変化を踏まえつつ、上記のような観点で重点化・戦略化して事業を推進。	
カリキュラム・プログラム等の独自性	○ 各学科・研修コース・訓練プログラム等のカリキュラム・プログラム等について、類似業務を行う他の独立行政法人、民間機関及び公立機関と比較した場合、同一又は類似内容のものが多数みられるなど独自性が希薄になってきており、当該学科・研修コース・訓練プログラム等を廃止すべき状況となっていないか。継続して実施する場合においても、これらの差別化を図るため、学科・研修コース・訓練プログラム等やその内容の精選、重点化を図る必要はないか。 < 共通視点：(2) 【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係 >	○ 国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育のナショナルセンターとして、広く全国に主催事業の成果を普及する役割が求められるが、この観点から、以下の見直しを実施する。 ・ 主催事業に係る「学習プログラム事例」のデータベースを整備・拡充する。 ・ ホームページへのアクセスについては、毎年、アクセス件数 5 0 万回を目指す。 (受入れ事業の見直し) ○ より教育的効果の高い受入れ事業に重点化・戦略化する観点から、以下のようなねらいを持ったプログラムを行う全国的、国際的、大規模な団体の利用を優先することとする。 ・ 国の政策課題に合致したプログラム ・ 青少年教育のリーダーの育成に係るプログラム ・ 国際交流・理解を促進するプログラム ・ 公立施設や民間では実施できないプログラム (国立施設の特色を活かしたプログラム)	

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人)

		○ 受入れ事業に係る指導・助言等について、以下のような改善を行う。 ・利用団体の事業目的に応じた適切な指導・助言を行うため、専門職員等への研修を強化することにより、専門職員等の一層の資質向上を図る。 ・利用団体がより効果的にプログラムを実施できるよう、教育的なねらいを踏まえたプログラム指導などについて、専門職員等による利用団体への直接的な指導を推進する。 ・利用団体の事業実施の参考となるモデルプログラムの作成・提供については、現在、「指導者養成事業」についてのみ行っているが、今後は、「国際交流事業」、「芸術・文化事業」、「ボランティア事業」等の事業にも広げるとともに、ホームページ等によるこれらの情報提供を強化する。	
期間の短縮	○ 引き続き実施することとされた学科・研修コース等であっても、学生・受講者等を確保するとともに、効率的な実施を図る観点から、教育・指導・訓練の期間を大幅に短縮する必要があるのではないか。 < 共通視点：(1) - 【利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況】、(3)【効率化、質の向上等の達成状況】関係 >	事業の内容の精選やＩＴを活用した自宅研修（事前に研修内容をＩＴを活用し研修生に予習させ、研修時間の短縮を図る）などにより期間の短縮を図っている。	
法人の収入面の見直し	○ 教育・指導・訓練の効果は、学生・受講者・参加者等の個人の将来の便益につながるという特性を踏まえ、授業料・受講料・参加料等について、水準、徴収時期、徴収対象等を見直す必要があるのではないか。また、法人が有する施設やノウハウを活用し、本来業務に支障のない範囲内において、自己収入の増大を図る余地があるのではないか。	青少年の振興及び健全な青少年の育成を図ることは、２１世紀の最重要課題であり、国立オリンピック記念青少年総合センターで行っている事業は、青少年教育関係者等の研修や青少年等の国際交流の推進等を内容としており、国の施策や喫緊の青少年教育の課題に対応した事業、先導的・モデル的な事業、国際交流事業、「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成などを行い、特に地方公共団体や全国の青少年団体の活動の活性化を図っていることから、我が国の青少年の健全育成を図る上で、有効な手段であると考え。 このように事業の参加者は国の必要性に応じて、事業に参加するものであり、個人の資質向上というよりも国の政策を推進するという役割を担っていることから、参加者に過大な負担を求めるべきではないと考え	

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人)

		< 共通視点：(3)【受益者負担の在り方】関係 >	る。 しかしながら、近年の国の財政事業を鑑み、法人の更なる自己収入の確保の観点から、施設利用者の一層の増加を図ることにより、収入の増大を図る必要がある。	
--	--	--	--	--

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【振興助成・融資関係】(作成単位：振興助成・融資関係法人)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
中期目標終了時の事務及び事業の見直し	事業実施の必要性の明確化	○ 法人が当該助成、融資又は債務保証の事業を行わなければならない理由は明確か。民間の主体にゆだねた場合実施されないおそれがあるものかどうか。融資事業について民間の潜在的市場を奪っているものはないか。また、助成事業の業務のほとんどを外部委託しているなど法人が自ら行う意義が乏しくなっているものはないか <共通視点：(1) - 【政策目的の達成状況】、(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係> 国立オリンピック記念青少年総合センターの基金事業は、平成12年3月、内閣総理大臣の下に設置された教育改革国民会議が、12月に取りまとめた「教育改革国民会議報告 - 教育を変える17の提案 - 」の提言等を受け、青少年教育に関する団体の活動を財政的に支援するための業務として追加されたものである。 21世紀を担う夢を持った子どもの健全育成を進めるため、民間団体が実施する体験活動や読書活動等に対して助成を行っており青少年教育の振興を図るという国の施策を図る上で必要不可欠な事業である。	
	事業実施手法の最適化	○ 事業実施の手法として、現在実施している助成、融資又は債務保証の手法は最適か。代替手法（助成、融資、債務保証等）の費用・便益との比較や債権の回収可能性の検討を行うなど最適な手法が選択されているか。また、比較に当たって、将来見込まれる財政負担（国民負担）を含めたトータルコストの最小化が考慮されているか。 <共通視点：(1) - 【政策目的の達成状況】関係> 外部有識者からなる「子どもゆめ基金審査委員会」が設置され、公平かつ公正な審議のもと決定されており適正な方法により実施している。	

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの事務及び事業に関する見解等【振興助成・融資関係】(作成

単位：振興助成・融資関係法人)

自律的かつ定期的な見直しの仕組みの導入	○ 助成事業等について、適時に検証を行うため、例えば中期目標期間内であっても、法人の業務特性に応じた期間を定めたサンセット方式を導入するなど自律的かつ定期的な見直しの仕組みを導入する必要性が生じていないか。 <共通視点：(3)【効率化、質の向上等の達成状況】関係>	助成を受けて実施した活動の成果や効果を把握するため、平成14年度から助成活動団体に助成金の交付による成果や効果に係る聞き取り調査やアンケート調査を行うとともに、助成金応募の計画調書に「期待される効果」を、実績報告書に「活動の自己評価」を設けることにより活動の見直しを促している。今後も、広く外部有識者の意見を聞き、改善を図っていく。	
類似目的を有する基金の一体化	○ 基金等の資金運用益を原資としている助成事業であって、運用実績が低調なため助成規模が小さくなりすぎているものはないか。類似目的の基金と一体化した方が効果的、効率的なものはないか。 <共通視点：(1) - 【政策目的の達成状況】、(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係>	青少年の健全育成の振興を図る目的で、草の根団体の活動をさせている類似のものはない。	

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／公共用物・施設設置運営関係法人)

項 目			文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業の在り方に関する視点	国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況	・ 本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。 豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動できる青少年を育成していく上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育である「青少年教育」の充実が重要である。現在、政府全体として、平成15年6月に「青少年育成推進本部」が内閣に設置され、さらに同年12月には「青少年育成施策大綱」が決定され、政府全体で青少年育成施策が推進されているところである。 さらに、平成15年7月25日制定、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」では、国及び地方公共団体は、「学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるもの」とされており、国立青少年教育施設は、環境教育の拠点施設としても期待されている。 このような中で、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の青年教育施設へその成果の普及を図っている国立青年の家の果たす役割は、さらに重要なものとなっている。 今後とも、社会情勢の変化に適切に対応し、我が国の青年教育の振興を図るための責務を果たすべく、国立青年の家の業務を実施していく必要がある。	
		・ 当該目的が既に達成されているのではないか。	国立青年の家は、国の青年教育に係る施策の中核を担う機関として、青年の団体宿泊訓練に関する事業、青年教育指導者の研修、青年の団体宿泊訓練についての指導及び助言等を実施し、先導的・モデル的なプログラムの開発・実施を行い、公立の青年教育施設へその成果の普及を行うなどの各役割、機能を有している。 国立青年の家の各施設は、各地域における国の青年教育振興の中核的機関として、無くてはならない役割を果たしている。今後も引き続き、国、地方等の役割分担を踏まえつつ、国の青年教育の中核的機関としての役割を果たしていくことが重要である。	

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人 / 公共用物・施設設置運営関係法人)

	・ 本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか ・ 当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。 ・ ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。	近年、青少年を取り巻く環境が大きく、急激に変化していると言われている。少子高齢化や情報化、核家庭化などが進行し、家庭や地域社会の教育力が低下しており、青少年の非行や犯罪も深刻化する中、青少年の健全な育成を図り、非行を防止する観点からも体験活動が重要な役割を果たすところである。 国立青年の家は、青年教育の充実のため、国の青年教育施策や多様化する青年教育の現状を踏まえ、国の青年教育の中核的機関として、ふさわしい事業に重点化・戦略化して取り組み、参加者の評価も高く、本事業の有効性は低下していない。 なお、次期中期目標期間に向けて、公立の施設や民間に普及しているものを廃止するなどにより、今後、次のような国の施策や喫緊の青年の教育の課題に対応した先導的・モデル的な事業に特化し、事業の重点化・戦略化を図り、効率的かつ効果的な事務・事業の実施に取り組むこととしている。 社会奉仕体験（ボランティア活動）に対応した事業 環境教育・環境学習に対する事業 キャリア教育・職業観の涵養に対応した事業 困難を抱える青年への支援に対応した事業 青年のリーダー養成に対応した事業 など	
社会 経済 情勢 の 変 化 の 状 況	・ 本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	政府においても、青少年の健全育成を重要課題と位置づけ、平成15年6月に「青少年育成推進本部」が内閣に設置され、さらに同年12月には「青少年育成施策大綱」が決定され、政府全体で青少年育成施策が推進されているところである。 また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定)においても「宿泊を伴った共同生活を通じた体験活動等を推進する」こととされ、子どもの体験活動等の振興を図る取組の重要性が認識されている。 さらに、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(平成15年7月25日制定)においても、国、地方公共団体は、「学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるもの」とされており、青少年を対象とした環境教育施策の推進が重要となっているところである。	

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人 / 公共用物・施設設置運営関係法人)

国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係	・ 本事務・事業により、どのような効果があるか。	これからの青少年には、社会参加・社会貢献に対する意識、国際性などが求められるとともに、豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動する能力を身につける能力が必要である。 このような資質や能力を育成する上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育、すなわち「青少年教育」の充実が益々必要となっている。特に青少年の成長の糧となる社会体験や生活体験、自然体験などを経験する機会の減少が指摘される中、青少年に対し、学校外においても様々な体験活動を意図的・計画的に提供することが極めて重要である。 国立青年の家は、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の青年教育施設へその成果の普及を図ることにより、青年教育の振興と青年の健全な育成が図られ、青年の健全育成に寄与している。	
	・ 本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。	仮に、国立青年の家の事務・事業が着実に実施されない場合は、青年の資質や能力の向上等の青年教育施策や活動が円滑に実施されなくなるおそれが生じ、我が国が21世紀の最重要課題として掲げている青年の健全育成の実現に支障が生じることとなる。	
	・ 本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。	国立青年の家においては、国の青年教育振興の中核的機関として、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の青年教育施設へその成果の普及を図っている。これらの業務は国の政策課題に迅速に対応するとともに、地方公共団体や青少年関係団体と緊密な協力・信頼関係を維持しつつ公正かつ適切に実施することが必要である。 仮に、これらの業務に国が直接関与しない場合、機動的な対応が困難になり、対応が遅れるおそれがある。 さらに、国立青少年教育施設と近辺の都道府県との間では定期的に職員人事交流が行われ、都道府県職員の専門性の向上と国立青少年教育施設の成果を都道府県へ普及等を行っており、その効果的な普及が困難となる。	

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人 / 公共用物・施設設置運営関係法人)

利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況	・ 本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。 ・ 本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。 ・ 本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。 ・ 本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。	国立青年の家は、青年教育の振興及び健全な青年の育成を図ることを目的としており、青年のみならず社会全体が受益者である。 国立青年の家で行われている事業については、利用者から以下のような高い評価を受けており、利用者のニーズに沿ったものである。 (主催事業参加者の満足度) 国立青年の家の平成15年度アンケート調査による参加者の満足度 現代的課題、今日の青年教育に関する事業...96.2% 学校週5日制対応事業...97.6% (受入れ事業利用者の満足度) 国立青年の家の平成15年度のアンケート調査による利用者の満足度 利用に対する満足度...98.0% 研修や活動のための施設・整備に対する満足度...97.8% 食堂の施設・整備に対する満足度...98.3% 宿泊の施設・整備に対する満足度...93.4% 入浴のための施設・整備に対する満足度...95.4% 青年の家職員の対応や指導に対する満足度...97.9% 食堂職員の対応に対する満足度...98.0%	
事務及び事業の制度的独占の必要性(制度的独占により行われている事務・事業について)	・ 本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。 ・ 本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 ・ 本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	_____	

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人 / 公共用物・施設設置運営関係法人)

	行う必要性	いてのみ記入)	・ その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。		
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係	・ 本独立行政法人の設立目的は何か。 ・ 本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。	国立青年の家は、青年の団体宿泊訓練を行うとともに、その設置する施設を青年の団体宿泊訓練のための利用に供すること等により、健全な青年の育成を図ることを目的とする。 国の青年教育に係る施策の中核を担う機関として、青年の団体宿泊訓練に関する事業、青年教育指導者の研修、青年の団体宿泊訓練についての指導及び助言等を実施し、先導的・モデル的なプログラムの開発・実施を行い、公立の青年教育施設へその成果の普及を行っている。 また、国立青年の家の各施設は、各地域における国の青少年教育振興の中核的機関として、無くてはならない役割を果たしている。		
		・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。	これらの事業は、設立目的に沿うものであり、かつ相互に有機的に関連することにより、事業の効果的・効率的な業務運営が可能となっている。具体的には、主催事業で先導的・モデル的なプログラムの開発・実施し、その成果を受入れ事業で提供するプログラムとして活用するとともに、受入れ事業での利用者のニーズを主催事業の企画・立案に反映させており、より実践的な成果を還元する。		
		・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	前述したとおり、国立青年の家の各業務は既に一体的に実施され、それぞれが相乗効果を発揮しつつ成果をあげており、また、経済的な観点からも、単独で行う場合と比較してみると経済的にも効率的な方法であるといえる。 仮に、これらの業務を分離して行うこととした場合には、上記のような効果的・効率的な業務運営ができなくなるばかりでなく、青年及び青年教育指導者等が真に必要な実践的な成果が得られなくなるなど、青年教育の振興に重大な支障をきたすことになる。		
	現行の実施主	・ 本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降(そ	国立青年の家の財務状況については、独立行政法人化以降、毎年度適切な会計処理を行い、毎年の実績を踏まえ、事務及び事業を効率的な観点から見直して経費の抑制に努め、		

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人 / 公共用物・施設設置運営関係法人)

体の財務状況	れ以前と比較しても可) どのように変化しているか。 ・ 本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。 ・ 本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。	中期目標に掲げられている毎事業年度1%の効率化を達成し、過去3ヵ年において、約4%の効率化を達成している。 また、各事業については、毎年見直しを行うなど効率的かつ効果的な事業実施に努めているところである。なお、運営費交付金が減少する中、事業の効率化と自己収入の増に努めることなどにより、概ね計画どおりの事業が実施されている。	
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	・ 国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体(民間、地方公共団体、独立行政法人等)の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。	国立青年の家は、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の青年教育施設へその成果の普及を図っている。 また、国立少年自然の家は、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」「生命を大切に作る心」「我慢する心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラム開発・実施し、公立の少年教育施設へその成果の普及を図っている。 一方、国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、国の施策を反映した青少年教育の指導者研修、「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成、青少年の国際交流活動の推進等により国の青少年教育を総合的に推進し、国の施策を踏まえつつ、特に地方公共団体青少年行政部局や全国の青少年団体の活動の活性化に重要な役割を果たしている。 このように、3法人は機能・役割が異なっている。	
	・ 当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降(それ以前と比較しても可)どのように変化して	国立青年の家と公立青少年教育施設や民間団体との分担関係という点においては、基本的には法人化前と大きな変化はないが、事業の実施に当たっては効率的かつ効果的に行うことが求められることから、常に精選、見直し等検証を行い、	

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人 / 公共用物・施設設置運営関係法人)

	いるか。	国の青年教育に係る施策の中核を担う機関として、ふさわしい事業に重点化・戦略化して取り組み、公立の施設や民間に普及しているものを廃止するなどにより、今後、社会情勢の変化を踏まえつつ、次のような国の施策や喫緊の青年の教育の課題に対応した先導的・モデル的な事業に特化し、事業を推進する。 社会奉仕体験（ボランティア活動）に対応した事業 環境教育・環境学習に対応した事業 キャリア教育・職業観の涵養に対応した事業 困難を抱える青年への支援に対応した事業 青年のリーダー養成に対応した事業 など	
	・ 現行の分担関係には、どのような効果があるか。	国立青年の家は、青年の団体宿泊訓練を行うとともに、その設置する施設を青年の団体宿泊訓練のための利用に供すること等により、健全な青年の育成を図ることを目的とし、青年の団体宿泊訓練に関する事業、青年教育指導者の研修、青年の団体宿泊訓練についての指導及び助言等を実施し、国の施策や喫緊の青年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムの開発・実施を行い、公立の青年教育施設へその成果の普及を行っている。また、国立青年の家の各施設は、各地域における国の青年教育振興の中核的機関として、無くてはならない役割を果たしている。 また、国立少年自然の家においては、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の少年教育施設へその成果の普及を図っている。 一方、国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、青少年教育の指導者研修、「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成、青少年の国際交流活動の推進等を行っており、国の施策や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、その成果の普及を地方公共団体（青少年行政部局）や全国の青少年団体へ図っている。	
	・ 本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法	このように3法人は機能・役割が異なっており、仮に、現行の分担関係を見直した場合、法人の本来の機能・役割が曖昧になり、事業の焦点化が図れなくなるなど、各法人が国	

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人 / 公共用物・施設設置運営関係法人)

		人その他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。	から与えられている使命を効果的に果たせなくなるおそれがある。	
現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係		・ 本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図る上で、重要な役割を担う国立青年の家が、独立行政法人化以前に引き続き関係業務を実施することにより、次のような効果があげられる。 国立青年の家が実施する国の政策課題や喫緊の青年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施することにより、公立の青年教育施設へその成果の普及を図る ことが可能。 主催事業、受入れ事業の2つの機能を有機的に連携させることにより、地方や民間団体等に効率的・効果的な支援を行うことが可能。	
		・ 本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	国立青年の家が行う業務を地方移管や民営化した場合には、国が一定の関与を行ったとしても、実施主体は民間又は地方公共団体であることから、前述のとおり、事業の継続的な実施、採算性や関係機関への影響等の問題が生じ、青年の健全育成や青年活動の拡充に向けた取組が停滞するおそれがある。	
		・ (特定独立行政法人の場合) 本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。 ・ (特定独立行政法人の場合) 公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。 ・ (特定独立行政法人の場合) 公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。	国立青年の家は、非特定独立行政法人である。	
事務及び事業	効率化、質の	・ 本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等	国立青年の家の財務状況については、設立以後、13年度、14年度、15年度について適切な会計処理が行われ、事務及び事業の外部委託や電算化を進めることにより、業務の効	

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人 / 公共用物・施設設置運営関係法人)

の効率化、質の向上等の状況に関する視点	向上等の達成状況	が図られているか。	率化を図っており、中期目標に掲げている毎事業年度1%の効率化も達成し、評価委員会での実績でも高評価を得ていた。 また、1%の効率化以外でも、中期計画に掲げられている「中期計画予算」においては、運営費交付金は5年間で22,990百万円(退職手当及び災害補償費を除く)と試算されているが、平成13年度、平成14年度、平成15年度の決算額13,594百万円と平成16年度の予算額4,106百万円、平成17年度予算要求額4,154百万円(各年度退職手当含む)を合わせると21,854百万円であり、事業の見直し等により、当初予定より、1,136百万円少ない予算で、光熱水料や業務委託費の節減や会計支払事務の一元化等の改善を行い、事業の質を低下させることなく、確実に実施しており、中期目標の策定時に期待されていた効率化、質の向上等が図られている。	
		・ 本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	平成14年度評価において、「理事長のリーダーシップのもと、法人本部に企画・評価課を設置して内部評価体制を強化し、更に外部有識者による評価を行ったことにより、法人の課題を明らかにして意欲的に業務運営の改善に努めたこと」についてトップマネジメント機能に関しての評価を得ている。	
		・ 本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。	国立青年の家は、独立行政法人化以降、理事長のリーダーシップのもと業務の効率化と質の向上を図るため、民間委託の積極的な導入、一定の指標を設定したその達成に向けた計画的な取組等を行っている。 法人化以前に比べ格段に国民サービスの向上を図るための取組が実施されており、文部科学省独立行政法人評価委員会からも高い評価を得ているところであり、引き続き、更なる見直し等を行い関係事務・事業の一層の効率化、質の向上を図る必要がある。	
効率化、質の向上等に係る指標		・ 本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。 ・ 当該指標は、本独立行政法	前述の中期目標に掲げられている毎事業年度1%の効率化を図るため、固定経費の削減や事業内容、方法の見直しの他、光熱水料の節減率を毎年度1%等の指標を掲げている。 また、質の向上を図る観点からは、主催事業参加者の満足度80%、受入れ事業利用者の満足度70%、青年教育指導者研修参加者の満足度80%等の指標が用いられている。	

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人 / 公共用物・施設設置運営関係法人)

等の動向	人における本事務・事業の開始以降(それ以前と比較しても可)どのように推移しているか。 ・ 財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率(独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標)その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。 ・ 本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。	これらの指標は、15年度末現在で達成又は概ね達成されており、中期目標に定められた指標が着実に実施されているといえる。 国立青年の家は、これまで当該指標の達成に向け、業務を計画的に遂行してきたところである。	
	・ 本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。	コストにかかる他の独立行政法人や民間等の組織との比較については、国立青年の家は、国の施策や喫緊の青年の教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の青年教育施設へその成果の普及を図っており、このような事業を、一体的に実施している機関はない。 このため、民間で営利を目的として行っている研修や交流等の事業との経費比較を行うことは困難であり適当ではない。	

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人 / 公共用物・施設設置運営関係法人)

	勘定区分の機能状況	・ 本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか ・ 勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。 ・ 新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。	セグメント情報の勘定区分は、事業報告書の予算事項と同一に近い区分となっており、事業を評価するのに必要な活用しやすい区分に整理されている。このため、勘定の創設当初と比較しても有意義な区分となっており、新たな区分設定を行う必要はないと考える。	
	受益者負担の在り方	・ 利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。 ・ 本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。 ・ 本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。 ・ 本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。	青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることは21世紀の最重要課題であり、国立青年の家が、全国の青年及び青年教育施設や青年関係団体等の指導者の資質向上を図るための事業を行い、その成果が広く国民に普及し、我が国の青少年の健全育成に資することは有効な手段である。 このように、国立青年の家が実施する事業の参加者は、国の必要性に応じて事業に参加しているものであり、個人の資質向上というよりも国の政策を推進するという役割を担っているといえる。 また、食事代及びシーツ等洗濯代の実費相当分は参加者の負担となっていることから、参加者にこれ以上の過大な負担を求めることは相応しくない。 (食費：3食で1,600円前後、シーツ等洗濯代：160円) これは、施設が都市部から離れた遠隔地にあることが多く(更には他県からの利用もあり)利用者は交通費として多額の費用を負担していることから実費相当分に加え、更なる利用者からの金銭徴収は、利用者の金銭的負担が強いられる。現在の社会的問題となっている少子化の要因にも教育費の高騰が挙げられており、更なる利用者負担は、適当ではない。	

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（作成単位：教育・指導・訓練関係法人 / 公共用物・施設設置運営関係法人）

事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	・ 本事務・事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主的見直しを含む。）の経緯はどのようになっているのか。 ・ 各見直しのねらいはどのようになっている、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。 ・ 当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。 ・ 本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。 ・ 当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。	国立青年の家では、独立行政法人化以降、青年教育の振興及び健全な青年の育成を図る観点から、国立青年の家の機能を柔軟かつ効果的に働くよう組織や事業の見直しを行っている。 組織の効率化等 ・ 主催事業の重点化・戦略化に伴う見直し ・ 各施設の業務の実態を踏まえた職員の機動的な配置等 ・ 事務の集中化・一元化 ・ 業務の外部委託 各種事業の見直し ・ 主催事業の重点化・戦略化 ・ 受入れ事業の重点化・戦略化 国立青年の家は、独立行政法人化以降、自己点検評価や外部評価を実施しており、この結果を踏まえ、国の青年教育の中核を担う機関としての役割を一層の明確化と強化を図るため、事務・事業の一層の重点化・戦略化を明確にするとともに、事務・事業の効率化や質の向上に努める。	
------------------------	---------------	--	--	--

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
中期目標終了時の事務及び事業の見直し	他の機関の事務及び事業との役割分担	国立青年の家は、主催事業、受入れ事業の機能を有し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」、「青少年育成施策大綱」や「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」等、国の施策や喫緊の青年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の施設等へその成果の普及を図るなど、機能の有機的な連携を図り、効率的・効果的かつ質の高い研修事業を実施することが可能となっている。 また、青少年を取り巻く課題は、教育、政治、経済、理工分野など多岐に渡るため、青少年教育は特定の分野の研究に限らず幅広い分野の研究者との連携を図ることが重要であることから、現体制を中心に、必要に応じ外部の研究者等の協力を得ることが効率的かつ効果的である。 主催事業については、更に次のように国の施策や喫緊の青年の教育の課題に対応した先導的・モデル的な事業など、実施すべき重要性の高い事業に重点化を図る。 ・社会奉仕体験（ボランティア活動）に対応した事業 ・環境教育・環境学習に対応した事業 ・キャリア教育・職業観の涵養に対応した事業 ・困難を抱える青年への支援に対応した事業 ・青年のリーダー養成に対応した事業 など	
		国立青年の家は、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の青年教育施設へその成果の普及を図っている。 また、国立少年自然の家は、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」「生命を大切に作る心」「我慢する心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラム開発し、公立の少年教育施設へその成果の普及を図っている。 一方、国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、国の施策を反映した 青少年教育の指導者研修、「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成、 青少年	

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】（作成単位：教育・指導・訓練関係）

		の国際交流活動の推進等により国の青少年教育を総合的に推進し、国の施策を踏まえつつ、特に地方公共団体青少年行政部局や全国の青少年団体の活動の活性化に重要な役割を果たしている。 このように、3法人は機能・役割が異なっている。	
	○ 当該業務を民間、地方で実施することができない明確かつ具体的な理由があるか。国等からの委託に基づいて実施することとした場合でも、民間、地方で実施することが困難であるとする理由があるか。 また、現段階で理由がある場合であっても、中期的には民間、地方で実施することが可能となるよう、法人自ら教育・指導・訓練を行う業務から、法人が民間、地方の教育・指導・訓練を一定期間支援する業務へと転換する必要が生じていないか。 <共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係>	国立青年の家は、国の青年教育振興の中核的機関として、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の青年教育施設へその成果を普及するなど国として推進する必要がある業務を実施しているところである。 これらの業務は、国の政策課題に迅速に対応するとともに、地方公共団体や青少年関係団体と緊密な協力・信頼関係を維持しつつ公正かつ適切に実施することが必要である。仮に、民間や地方で実施した場合には、国の施策の反映や、機動的な対応が困難になり、対応が遅れるおそれがある。さらに、国立青少年教育施設と近辺の都道府県との間では定期的に職員人事交流が行われ、都道府県職員の専門性の向上と国立青少年教育施設の成果の都道府県の普及等が行われており、民間や一地方公共団体に委託した場合には、効果的な普及が困難となる。なお、国からの委託に基づかず、これらの業務を、地方公共団体へ移管することについては、厳しい財政事情の中で地方公共団体の合意を得られる見通しがなく、民営化については、各施設の現在の収支状況を勘案して、運営について採算性が見込めない。 以上から、業務の民間、地方への委託は困難である。 また、国立青年の家の各施設は、各地域における国の青年教育振興の中核的機関として、無くてはならない役割を果たしており、仮に廃止した場合にはその地域における青少年教育の振興に支障が生じる恐れがある。また、各施設は各都道府県からの強い要望を受けて設置した、地元市町村にとって誇りのある施設であり、現在も地元住民との密接な協力関係の下で業務を行っており、こうした地元の期待・意向を尊重することが不可欠である。	
学科・研修コース・訓練	○ 学科・研修コース・訓練プログラム等別の入学者・受講者・参加者等の人数が定員や最適規模を大幅に下回って推移している学科・研修コース・訓練プログラム等については、当該定員に関する過去	国立青年の家では、国の青年教育振興の中核的機関として、地域の青年教育を振興する役割が求められており、国の青少年教育施設や青少年教育の現状を踏まえ、国として進めることが必要な現代的な課題に着目した先導的・モデル的なプログラムの開発・実施等の事業に重点化・戦略化する。	

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係)

プログラム等の抜本的な見直し	の見直し状況、当該見直しの基礎となった需要予測等、卒業生・修了者等の採用実績のある企業等教育・指導・訓練の間接的な受益者のニーズ、養成に要する期間等を踏まえ、当該学科・研修コース・訓練プログラム等の廃止を含めた抜本的な見直しが必要となっていないか。 また、授業料・受講料・参加料等を徴収していない又は低く抑えているにもかかわらず、入学者・受講者・参加者等の人数が定員や最適規模を下回って推移している学科・研修コース・訓練プログラム等についても、当該学科・研修コース・訓練プログラム等の廃止を含めた抜本的な見直しが必要となるのではないかな。 <共通視点：(1) - 【社会経済情勢の変化の状況】【利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況】関係>	(主催事業の見直し) ○ 公立の施設や民間に普及しているものを廃止することなどにより、国の施策や喫緊の青年の教育の課題に対応した先導的・モデル的な事業に特化することにより、重点化・戦略化を行う。 ・社会奉仕体験(ボランティア活動)に対応した事業 ・環境教育・環境学習に対応した事業 ・キャリア教育・職業観の涵養に対応した事業 ・困難を抱える青年への支援に対応した事業 ・青年のリーダー養成に対応した事業 ・青年教育指導者・公立職員・教員を対象とした研修事業 など 具体的には、現在 175 事業が行われているところだが、上記の観点から、以下の 27 事業を廃止(15.4%)。 (青年を対象とした事業) 「地域のスポーツ 団体等の支援を目的とした事業」、「施設開放事業」のうち、14 事業 (学校週5日制対応事業) 「学校週5日制対応事業」のうち、11 事業 (指導者の研修事業) 「外部研修指導員を対象とした研修事業」のうち、受入れ事業における事前指導の充実方策 として対応できる 2 事業 今後、社会情勢の変化を踏まえつつ、上記のような観点で重点化・戦略化して事業を推進。	
カリキュラム・プログラム等の独自性	○ 各学科・研修コース・訓練プログラム等のカリキュラム・プログラム等について、類似業務を行う他の独立行政法人、民間機関及び公立機関と比較した場合、同一又は類似内容のものが多数みられるなど独自性が希薄になってきており、当該学科・研修コース・訓練プログラム等を廃止すべき状況となっていないか。継続して実施する場合においても、これらの差別	○ 国立青年の家は、青年教育の地域の拠点として、主催事業の成果を普及する役割が求められるが、この観点から、以下の見直しを実施する。 ・ 公立の施設の職員を招き、主催事業の企画・実施に実際に参画させる研修機会の提供を推進することにより、事業の実施手法・事業成果の普及がより実践的に行われるようにする。 ・ 各施設年間10回以上職員を公立施設等へ派遣し、国立青年の家における事業の成果を踏まえた事業の指導等を行う取組を拡充する。 ・ 事業の成果をより具体的に発信・普及するため、ホームページの	

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】（作成単位：教育・指導・訓練関係）

化を図るため、学科・研修コース・訓練プログラム等やその内容の精選、重点化を図る必要はないか。
 < 共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係 >

内容を拡充し、開発したプログラムの運営上の留意点、参加者の評価・感想、体験活動による青年の変容に係る調査研究の成果の概要等を提供する。

- ・ 関係機関のニーズを踏まえた効果的な普及を行うため、配布先へのアンケート調査の実施やホームページのアクセス状況の把握等によりニーズの把握に努める。
- ・ ホームページへのアクセスについては、毎年、本部・施設総計でアクセス数60万回を目指す。

（受入れ事業）

- 受入れ事業での集団宿泊活動を通して、「国旗・国歌を尊重する心の育成」や「基本的生活習慣の体得」、「ルール・マナーの習得」、「規範意識の涵養」、「他者への理解」、「集団の中での役割意識の涵養」、「コミュニケーション能力の育成」などの教育効果の発現を指向している。これらの教育効果を高めるため、以下のような取組を重点化する。

（1）集団宿泊活動の効果について全国の青年を対象とした調査を行い、その結果を公表して事前指導や利用時の指導・助言に反映させ、利用団体への教育効果を高める。

（2）高い教育効果をあげるための利用団体への働きかけ・教育支援を強化する。

- 以下のようなねらいを持ったプログラムを行う団体の利用を優先することにより、教育的効果の高い受入れ事業に重点化・戦略化を進める。

- ・ 国の政策課題に合致したプログラム
- ・ 青少年教育のリーダーの育成に係るプログラム
- ・ 公立施設や民間では実施できないプログラム（国立施設の特色・立地条件を活かしたプログラム）

- 受入れ事業に係る指導について、以下のような改善を行う。

（事前指導）

- ・ 利用者のニーズや施設の立地条件等を活かしたプログラムのメニューを質量ともに向上させるとともに、ホームページ等によるこれらの情報提供を強化する。
- ・ 青年の発達段階に応じた適切な指導・助言を行うため、事業の推進を行う専門職員への研修を強化することにより、一層の資質向上を図る。

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係)

		(直接指導) ・ プログラムの効果的な実施のため、専門職員等による受入れ団体への直接的な指導を推進する。 (事後指導) ・ 活動の最後に、活動を振り返る機会を設け、行った活動への助言を行うとともに、体験活動の意義や必要性について伝えることにより、利用後の質の高い体験活動を促す。 ・ 活動の最後に、プログラムの内容や展開の仕方が効果的であったか等を検証するため、利用に係る実施報告を提出作成させることとし、プログラム等の見直しに活用するとともに、これを公表することによって、利用者の効果的な活動を促進する。	
期間の短縮	○ 引き続き実施することとされた学科・研修コース等であっても、学生・受講者等を確保するとともに、効率的な実施を図る観点から、教育・指導・訓練の期間を大幅に短縮する必要があるのではないか。 < 共通視点：(1) - 【利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況】、(3)【効率化、質の向上等の達成状況】関係 >	引きこもりなどの青年を対象とした長期体験活動事業のように短期間ではその目的を果たせないものもあり、必要に応じ、事業内容により対応する。	
法人の収入面の見直し	○ 教育・指導・訓練の効果は、学生・受講者・参加者等の個人の将来の便益につながるという特性を踏まえ、授業料・受講料・参加料等について、水準、徴収時期、徴収対象等を見直す必要があるのではないか。また、法人が有する施設やノウハウを活用し、本来業務に支障のない範囲内において、自己収入の増大を図る余地があるのではないか。 < 共通視点：(3)【受益者負担の	青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることは、21世紀の最重要課題であり、国立青年の家で行っている事業は、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の青年教育施設へその成果の普及を図っており、我が国の青少年の健全育成を図る上で、有効な手段であると考えている。 このように事業の参加者は国の必要性に応じて、事業に参加するものであり、個人の資質向上というよりも国の政策を推進するという役割を担っていることから、参加者に過大な負担を求めるべきではないと考える。 しかしながら、近年の国の財政事業を鑑み、法人の更なる自己収入の	

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】（作成単位：教育・指導・訓練関係）

		在り方】関係>	確保の観点から、平成15年度より企業等から協賛金を集めること等により自己収入の増大を図っているところであり、今後、企業等へのさらなる働きかけにより、自己収入の増大に努めていく。	
--	--	---------	--	--

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【公共用物・施設設置運営関係】(作成単位：公共用物・施設設置運営関係法人)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
中期 目標 期間 終了 時の 事務 及び 事業 の見 直し	同 種・ 類似 の事 業等	○ 公共用物関係法人及び施設設置運営関係法人は、国、地方公共団体又は民間における同種・類似の事業の実施状況を把握しているか。同種・類似の事業が実施されている場合、各事業実施主体間での役割分担（例えば、独立行政法人以外の機関等では実施することが困難な事務及び事業、民間等の補完的な事務及び事業に限定するなど）は明らかにされているか。また、公共用物関係法人及び施設設置運営関係法人が当該事業を継続して行うことに客観的かつ明確な必要性や意義が認められるか。 <共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係> (公立施設との役割分担) 青少年への自然体験活動等体験活動の提供は公立の青少年教育施設においても行われているが、公立の青少年教育施設は、受け入れに当たって、施設規模の制約から、学校の1学年全体での利用などに制約を受ける場合が多く、また、指導員の人数や予算上の制約により、主催事業が小規模かつ少ない回数となっている場合が多い。一方で、国立青少年教育施設は、充実した施設規模、指導員体制のもと、先導的・モデル的な主催事業の実施やプログラムの開発等を行っているところであり、公立の施設へその成果の普及を行うという役割を果たしており、事業実施主体間で役割は異なっているところ。 (国立少年自然の家との役割分担) また、国立少年自然の家との関係については、国立青年の家は、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の青年教育施設へその成果の普及を図っている一方、国立少年自然の家は、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の少年教育施設へその成果の普及を図っているもの。両機関は、各地域において、その機能・役割に応じた効果的な教育プログラムの実施や、学校等の関係機関・団体とのネットワークの構築等を行っており、役割を異にしている。	

独立行政法人国立青年の家の事務及び事業に関する見解等【公共用物・施設設置運営関係】(作成単位：公共用物・施設設置運営関係法人)

事業等の移管、民営化	○ 公共用物関係法人及び施設設置運営関係法人の事業を地方公共団体に移管、民営化又は廃止(民間への譲渡を含む。)した場合に問題が生じるか。生じるとすればどのような問題か。	国立青年の家においては、国の青年教育振興の中核的機関として、先導的・モデル的な教育のプログラムの開発・実施・その成果の公立の青年教育施設への普及など国として推進する必要がある業務を実施しているところ。これらの業務は、国の政策課題に迅速に対応するとともに、地方公共団体や青少年関係団体と緊密な協力・信頼関係を維持しつつ公正かつ適切に実施することが必要であるが、これらの事業を地方公共団体に移管、民営化した場合、国の施策を直接的に反映した事業の実施が確保されなくなる恐れがあるとともに、国として緊急的に対応すべき重要な課題が発生した場合に機動的な対応が困難になり、対応が遅れる恐れがある。さらに、国立青少年教育施設と近辺の都道府県との間では定期的に職員の人事交流が行われ、都道府県職員の専門性の向上と国立青少年教育施設の成果の都道府県への普及等が行われており、地方公共団体に移管、民営化した場合には、効果的な普及が困難となる。また、地方公共団体への移管については、厳しい財政事情の中で地方公共団体の合意を得られる見通しがなく、民営化については、各施設の現在の収支状況を勘案して、運営について採算性が見込めないことから、実態として極めて困難である。	
------------	---	--	--

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／公共用物・施設設置運営関係法人)

項 目			文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業の在り方に関する視点	国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況	豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動できる青少年を育成していく上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育である「青少年教育」の充実が重要である。現在、政府全体として、平成15年6月に「青少年育成推進本部」が内閣に設置され、さらに同年12月には「青少年育成施策大綱」が決定され、政府全体で青少年育成施策が推進されているところである。 さらに、平成15年7月25日制定、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」では、国及び地方公共団体は、「学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるもの」とされており、国立青少年教育施設は、環境教育の拠点施設としても期待されている。 このような中で、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」「生命を大切に作る心」「我慢する心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の少年教育施設へその成果の普及を図っている国立少年自然の家の果たす役割は、さらに重要なものとなっている。 今後とも、社会情勢の変化に適切に対応し、我が国の少年教育の振興を図るための責務を果たすべく、国立少年自然の家の業務を実施していく必要がある。	
		・ 当該目的が既に達成されているのではないか。	国立少年自然の家は、国の少年教育に係る施策の中核を担う機関として、少年の団体宿泊訓練に関する事業、少年教育指導者の研修、少年の団体宿泊訓練についての指導及び助言等を実施し、先導的・モデル的なプログラム開発を行い、公立の少年教育施設へその成果の普及を行うなどの各役割、機能を有している。 国立少年自然の家の各施設は、各地域における国の少年教育振興の中核的機関として、無くてはならない役割を果たしている。今後も引き続き、国、地方等の役割分担を踏まえつつ、国の少年教育の中核的機関としての役割を果たしていくことが重要である。	

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／公共用物・施設設置運営関係法人)

	・ 本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか ・ 当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。 ・ ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。	近年、青少年を取り巻く環境が大きく、急激に変化していると言われている。少子高齢化という人口構成の変化の中で、情報化、国際化、消費社会化が進行し、家庭、学校、職場、地域全てが大きく変わってきており、青少年の非行や犯罪が深刻化する中、非行防止の観点からも体験活動が重要な役割を果たすところである。 国立少年自然の家は、少年教育の充実のため、国の少年教育施策や多様化する少年教育の現状を踏まえ、国の少年教育の中核的機関として、ふさわしい事業に重点化・戦略化して取り組み、参加者の評価も高く、事業の有効性は、低下していない。 なお、次期中期目標期間に向けて、公立の施設や民間に普及しているものを廃止するなどにより、今後、次のような国の施策や喫緊の少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な事業に特化し、事業の重点化・戦略化を図り、効率的かつ効果的な事務・事業の実施に取り組むこととしている。 「総合的な学習の時間」に対応した事業 環境教育・環境学習に対する事業 不登校児童・生徒を対象とした事業 家庭教育への支援を目的とした事業 科学離れに対応した事業 国際理解・異文化交流に対応した事業 など	
社会 経済 情勢 の 変 化 の 状 況	・ 本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降(それ以前と比較しても可)どのように変化しているか。	政府においても、青少年の健全育成を重要課題と位置づけ、平成15年6月に「青少年育成推進本部」が内閣に設置され、さらに同年12月には「青少年育成施策大綱」が決定され、政府全体で青少年育成施策が推進されているところである。 また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定)においても「宿泊を伴った共同生活を通じた体験活動等を推進する」こととされ、子どもの体験活動等の振興を図る取組の重要性が認識されている。 さらに、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(平成15年7月25日制定)においても、国、地方公共団体は、「学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるもの」とされており、青少年を対象とした環境教育施策の推進が重要となっているところである。	

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／公共用物・施設設置運営関係法人)

国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係	・ 本事務・事業により、どのような効果があるか。	これからの青少年には、社会参加・社会貢献に対する意識、国際性などが求められるとともに、豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動する能力を身につける能力が必要である。 このような資質や能力を育成する上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育、すなわち「青少年教育」の充実が益々必要となっている。特に青少年の成長の糧となる社会体験や生活体験、自然体験などを経験する機会の減少が指摘される中、青少年に対し、学校外においても様々な体験活動を意図的・計画的に提供することが極めて重要である。 国立少年自然の家は、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」「生命を大切にする心」「我慢する心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の少年教育施設へその成果の普及を図ることにより、青少年教育の振興と青少年の健全な育成が図られ、青少年の健全育成に寄与している。	
	・ 本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。	仮に、国立少年自然の家の事務・事業が着実に実施されない場合は、少年の資質や能力の向上等の少年教育施策や活動が円滑に実施されなくなるおそれが生じ、我が国が21世紀の最重要課題として掲げている少年の健全育成の実現に支障が生じることとなる。	
	・ 本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。	国立少年自然の家においては、国の少年教育振興の中核的機関として、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の少年教育施設へその成果の普及を図っている。 これらの業務は国の政策課題に迅速に対応するとともに、地方公共団体や青少年関係団体と緊密な協力・信頼関係を維持しつつ公正かつ適切に実施することが必要である。 仮に、これらの業務に国が関与しない場合、機動的な対応が困難になり、対応が遅れるおそれがある。 さらに、国立青少年教育施設と近辺の都道府県との間では定期的に職員人事交流が行われ、都道府県職員の専門性の向	

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／公共用物・施設設置運営関係法人)

			上と国立青少年教育施設の成果を都道府県へ普及等を行っており、その効果的な普及が困難となる。	
	利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況	・ 本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。 ・ 本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。 ・ 本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。 ・ 本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。	国立少年自然の家は、少年教育の振興及び健全な少年の育成を図ることを目的としており、少年及び少年教育指導者のみならず社会全体が受益者である。 国立少年自然の家で行われている事業については、利用者から以下のような高い評価を受けており、利用者のニーズに沿ったものである (主催事業参加者の満足度) 国立少年自然の家の平成15年度アンケート調査による参加者の満足度 現代的課題、今日的な少年教育に関する事業...91.6% 学校週5日制対応事業...93.1% (受入れ事業利用者の満足度) 国立少年自然の家の平成15年度のアンケート調査による利用者の満足度 生活面に対する満足度...91.4% 活動面に対する満足度...91.2% 職員に対する満足度...93.3% 利用目的の満足度...97.1%	
事務及び事業を制度的独占している事	制度的独占の必要性(制度的独占により行われている事)	・ 本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。 ・ 本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 ・ 本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする		

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／公共用物・施設設置運営関係法人)

により行う必要性	務・事業についてのみ記入)	場合、どのような問題が生じるか。 ・ その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。		
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係	・ 本独立行政法人の設立目的は何か。 ・ 本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。	国立少年自然の家は、少年を自然に親しませつつ行う団体宿泊訓練を行うとともに、その設置する施設を少年の団体宿泊訓練のための利用に供すること等により、健全な少年の育成を図ることを目的とする。 国の少年教育に係る施策の中核を担う機関として、少年の団体宿泊訓練に関する事業、少年教育指導者の研修、少年の団体宿泊訓練についての指導及び助言等を実施し、先導的・モデル的なプログラム開発・実施を行い、公立の少年教育施設へその成果の普及を行っている。 また、国立少年自然の家の各施設は、各地域における国の青少年教育振興の中核的機関として、無くてはならない役割を果たしている。	
		・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。	これらの事業は、設立目的に沿うものであり、かつ相互に有機的に関連することにより、事業の効果的・効率的な業務運営が可能となっている。具体的には、主催事業で先導的・モデル的なプログラムの開発・実施を行い、その成果を受入れ事業で提供するプログラムとして活用するとともに、受入れ事業での利用者のニーズを主催事業の企画・立案に反映させており、より実践的な成果を還元する。	
		・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	前述したとおり、国立少年自然の家の各業務は既に一体的に実施され、それぞれが相乗効果を発揮しつつ成果をあげており、また、経済的な観点からも、単独で行う場合と比較してみると効率的な方法であるといえる。 仮に、これらの業務を分離して行うこととした場合には、上記のような効果的・効率的な業務運営ができなくなるばかりでなく、少年及び少年教育指導者等が真に必要な実践	

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／公共用物・施設設置運営関係法人)

		的な成果が得られなくなるなど、少年教育の振興に重大な支障を来すことになる。	
現行の実施主体の財務状況	・ 本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降(それ以前と比較しても可)どのように変化しているか。 ・ 本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。 ・ 本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。	国立少年自然の家の財務状況については、独立行政法人化以降、毎年度適切な会計処理を行い、毎年の事業実績を踏まえ、事務及び事業を効率的な観点から見直して経費の抑制に努め、中期目標に掲げられている毎事業年度1%の効率化を達成し、過去3ヵ年において、約5%の効率化を達成している。 また、各事業については、毎年見直しを行うなど効率的かつ効果的な事業実施に努めているところである。なお、運営費交付金が減少する中、事業の効率化と自己収入の増に努めることなどにより、概ね計画どおりの事業が実施されている。	
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	・ 国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体(民間、地方公共団体、独立行政法人等)の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。	国立少年自然の家は、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」「生命を大切にする心」「我慢する心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラム開発・実施し、公立の少年教育施設へその成果の普及を図っている。 また、国立青年の家は、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の青年教育施設へその成果の普及を図っている。 一方、国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、国の施策を反映した青少年教育の指導者研修、「子どもゆめ基金」によ	

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／公共用物・施設設置運営関係法人)

	る青少年団体への助成、 青少年の国際交流活動の推進等により国の青少年教育を総合的に推進し、国の施策を踏まえつつ、特に地方公共団体青少年行政部局や全国の青少年団体の活動の活性化に重要な役割を果たしている。 このように、3法人は機能・役割が異なっている。	
・ 当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	国立少年自然の家と公立青少年教育施設や民間団体との分担関係という点においては、基本的には法人化前と大きな変化はないが、事業の実施に当たっては効率的かつ効果的に行うことが求められることから、常に精選、見直し等検証を行い、国の少年教育に係る施策の中核を担う機関として、ふさわしい事業に重点化・戦略化して取り組み、公立の施設や民間に普及しているものを廃止するなどにより、今後、社会情勢の変化を踏まえつつ、次のような国の施策や喫緊の少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な事業に特化し、事業を推進する。 「総合的な学習の時間」に対応した事業 環境教育・環境学習に対する事業 不登校児童・生徒を対象とした事業 家庭教育への支援を目的とした事業 科学離れに対応した事業 国際理解・異文化交流に対応した事業 など	
・ 現行の分担関係には、どのような効果があるか。	国立少年自然の家においては、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の少年教育施設へその成果の普及を図っている。 また、国立青年の家は、青年の団体宿泊訓練を行うとともに、その設置する施設を青年の団体宿泊訓練のための利用に供すること等により、健全な青年の育成を図ることを目的とし、 青年の団体宿泊訓練に関する事業、 青年教育指導者の研修、 青年の団体宿泊訓練についての指導及び助言等を実施し、国の施策や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムの開発・実施を行い、公立の青年教育施設へその成果の普及を行っている。また、国立青年の	

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／公共用物・施設設置運営関係法人)

		家の各施設は、各地域における国の青年教育振興の中核的機関として、無くてはならない役割を果たしている。 一方、国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、青少年教育の指導者研修、「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成、青少年の国際交流活動の推進等を行っており、国の施策や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、その成果の普及を地方公共団体（青少年行政部局）や全国の青少年団体へ図っている。	
	・ 本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。	このように3法人は機能・役割が異なっており、仮に、現行の分担関係を見直した場合、法人の本来の機能・役割が曖昧になり、事業の焦点化が図れなくなるなど、各法人が国から与えられている使命を効果的に果たせなくなるおそれがある。	
現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係	・ 本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図る上で、重要な役割を担う国立少年自然の家が、独立行政法人化以前に引き続き関係業務を実施することにより、次のような効果があげられる。 国立少年自然の家が実施する国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の青少年教育施設へその成果の普及を図ることが可能。 主催事業、受入れ事業の2つの機能を有機的に連携させることにより、地方や民間団体等に効率的・効果的な支援を行うことが可能。	
	・ 本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	国立少年自然の家が行う業務を地方移管や民営化した場合には、国が一定の関与を行ったとしても、実施主体は民間又は地方公共団体であることから、前述のとおり、事業の継続的な実施、採算性や関係機関への影響等の問題が生じ、青少年の健全育成や青少年活動の拡充に向けた取組が停滞するおそれがある。	

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／公共用物・施設設置運営関係法人)

		・ (特定独立行政法人の場合) 本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。 ・ (特定独立行政法人の場合) 公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。 ・ (特定独立行政法人の場合) 公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。	国立少年自然の家は、非特定独立行政法人である。	
事務及び事業の効率化、質の向上等の達成状況に関する視点	効率化、質の向上等の達成状況	・ 本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。	国立少年自然の家の財務状況については、設立以後、理事長のリーダーシップの下、事務体制を整備し、13年度、14年度、15年度について適切な会計処理が行われ、事務及び事業の外部委託や電算化を進めることにより、業務の効率化を図っており、中期目標に掲げている毎事業年度1%の効率化も達成し、評価委員会での実績でも高い評価を得ていた。 また、1%の効率化以外でも、中期計画に掲げられている「中期計画予算」においては、運営費交付金は5年間で22,255百万円(退職手当及び災害補償費を除く)と試算されているが、平成13年度、平成14年度、平成15年度の決算額12,694百万円と平成16年度の予算額4,037百万円、平成17年度予算要求額3,944百万円(各年度退職手当含む)を合わせると20,675百万円であり、事業の見直し等により、当初予定より、1,580百万円少ない予算で、光熱水料や業務委託費の節減や会計支払事務の一元化等の改善を行い、事業の質を低下させることなく、確実に実施しており、中期目標の策定時に期待されていた効率化、質の向上等が図られている。	
		・ 本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	平成14年度評価において、「理事長のリーダーシップのもと、「少年自然の家の使命」や「経営方針」を明らかにしながら、法人本部に新たに企画・評価課を設置して法人としての体系的な事業運営や内部評価体制を強化するとともに、法人自らが外部の有識者等を構成員とする「自己点検・評価検討	

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／公共用物・施設設置運営関係法人)

		委員会」を設置して自己点検・評価に取り組むとともに、改善事項や今後の課題、方向性などを十分把握しながら業務運営を行っていること」についてトップマネジメント機能に関しての評価を得ている。	
	本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。	国立少年自然の家は、独立行政法人化以降、理事長のリーダーシップのもと業務の効率化と質の向上を図るため、民間委託の積極的な導入、一定の指標を設定したその達成に向けた計画的な取組等を行っている。 法人化以前に比べ格段に国民サービスの向上を図るための取組が実施されており、文部科学省独立行政法人評価委員会からも高い評価を得ているところであり、引き続き、更なる見直し等を行い関係事務・事業の一層の効率化、質の向上を図る必要がある。	
効率化、質の向上等に係る指標等の動向	- 本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。 - 当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。 - 財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。	前述の中期目標に掲げられている毎事業年度１％の効率化を図るため、固定経費の削減や事業内容、方法の見直しの他、光熱水料の節減率を毎年度１％等の指標を掲げている。 また、質の向上を図る観点からは、主催事業参加者の満足度８０％、受入れ事業利用者の満足度７０％、少年教育指導者研修参加者の満足度８０％等の指標が用いられている。 これらの指標は、１５年度末現在で達成又は概ね達成されており、中期目標に定められた指標が着実に実施されているといえる。 国立少年自然の家は、これまで当該指標の達成に向け業務を遂行してきたところである。	

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／公共用物・施設設置運営関係法人)

		本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。		
		本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。	コストにかかる他の独立行政法人や民間等の組織との比較については、国立少年自然の家は、国の施策や喫緊の少年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の少年教育施設へその成果の普及を図っており、このような事業を、一体的に実施している機関はない。 このため、民間で営利を目的として行っている研修や交流等の事業との経費比較を行うことは困難であり適当ではない。	
	勘定区分の機能状況	- 本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか - 勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。 - 新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。	セグメント情報の勘定区分は、事業報告書の予算事項と同一に近い区分となっており、事業を評価するのに必要な活用しやすい区分に整理されている。このため、勘定の創設当初と比較しても有意義な区分となっており、新たな区分設定を行う必要はないと考える。	
	受益者負	利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を	青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることは21世紀の最重要課題であり、国立少年自然の家が、全国の少	

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／公共用物・施設設置運営関係法人)

	担の 在り 方	徴収していない場合、その理由は何か。 ・ 本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。 ・ 本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。 ・ 本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。	年及び少年教育施設や少年関係団体等の指導者の資質向上を図るための事業を行い、その成果が広く国民に普及し、我が国の少年の健全育成に資することは有効な手段である。 このように、国立少年自然の家が実施する事業の参加者は、国の必要性に応じて事業に参加しているものであり、個人の資質向上というよりも国の政策を推進するという役割を担っているといえる。 また、食事代及びシーツ等洗濯代の実費相当分は参加者の負担となっていることから、参加者にこれ以上の過大な負担を求めることは相応しくない。 (食費：3食で1,600円前後、シーツ等洗濯代：160円) これは、施設が都市部から離れた遠隔地にあることが多く(更には他県からの利用もあり)利用者は交通費として多額の費用を負担していることから実費相当分に加え、更なる利用者からの金銭徴収は、利用者の金銭的負担が強いられる。現在の社会的問題となっている少子化の要因にも教育費の高騰が挙げられており、利用者からの更なる金銭徴収は、教育費の高騰に一層の拍車をかける要因となる可能性を含んでいる。 また、国立少年自然の家は少年の健全育成及び団体宿泊訓練という、国の政策上必要とされる施設であると考え、小・中学校の義務教育制度と同様、国の補助がないと達成できないものである。	
事務 及び 事業 の見 直し の経 緯の 検証 に関 する 視点	過去 の見 直し の経 緯及 び効 果	・ 本事務・事業についての過去の見直し(独立行政法人による自主的見直しを含む。)の経緯はどのようになっているのか。 ・ 各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。 ・ 当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。	国立少年自然の家では、独立行政法人化以降、少年教育の振興及び健全な少年の育成を図る観点から、国立少年自然の家の機能を柔軟かつ効果的に働くよう組織や事業の見直しを行っている。 組織の効率化等 ・ 主催事業の重点化・戦略化に伴う見直し ・ 各施設の業務の実態を踏まえた職員の機動的な配置等 ・ 事務の集中化・一元化 ・ 業務の外部委託 各種事業の見直し ・ 主催事業の重点化・戦略化 ・ 受入れ事業の重点化・戦略化	

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人／公共用物・施設設置運営関係法人)

	・ 本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。 ・ 当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。	国立少年自然の家は、独立行政法人化以降、自己点検評価や外部評価を実施しており、この結果を踏まえ、国の少年教育の中核を担う機関としての役割を一層の明確化と強化を図るため、事務・事業の一層の重点化・戦略化を明確にするとともに、事務・事業の効率化や質の向上に努める。 毎年、自己点検評価を行い組織の在り方等検討を行っており、その結果を各施設にフィードバックすることで、事業運営について自主的な見直しを行い、また研修による情報共有や施設間での競争意識の喚起についての取組を実施し、事業の質的向上や経費節減等を推進している。 また、外部有識者による委員会を召集し、法人の事業運営について、第三者による検証を行い、事業運営の参考としている。	
--	--	---	--

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人)

項 目	文部科学省の見解等	備 考
中期目標終了時の事務及び事業の見直し 他の機関の事務及び事業との役割分担	国立少年自然の家は、主催事業、受入れ事業の機能を有し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」、「青少年育成施策大綱」や「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」等、国の施策や喫緊の少年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の施設等へその成果の普及を図るなど、機能の有機的な連携を図り、効率的・効果的かつ質の高い研修事業を実施することが可能となっている。 また、青少年を取り巻く課題は、教育、政治、経済、理工分野など多岐に渡るため、青少年教育は特定の分野の研究に限らず幅広い分野の研究者との連携を図ることが重要であることから、現体制を中心に、必要に応じ外部の研究者等の協力を得ることが効率的かつ効果的である。 主催事業については、更に次のように国の施策や喫緊の少年の教育の課題に対応した先導的・モデル的な事業など、実施すべき重要性の高い事業に重点化を図る。 ・「総合的な学習の時間」に対応した事業 ・環境教育・環境学習に対応した事業 ・不登校児童・生徒に対応した事業 ・家庭教育への支援を目的とした事業 ・科学離れに対応した事業 ・国際理解・異文化交流に対応した事業 など 国立少年自然の家は、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」「生命を大切に作る心」「我慢する心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラム開発・実施し、公立の少年教育施設へその成果の普及を図っている。 また、国立青年の家は、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の青年教育施設へその成果の普及を図っている。 一方、国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、国の施策を反映した 青少年教育の指	

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人)

	が図られるのではない。	導者研修、「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成、青少年の国際交流活動の推進等により国の青少年教育を総合的に推進し、国の施策を踏まえつつ、特に地方公共団体青少年行政部局や全国の青少年団体の活動の活性化に重要な役割を果たしている。 このように、3法人は機能・役割が異なっている。	
	○ 当該業務を民間、地方で実施することができない明確かつ具体的な理由があるか。国等からの委託に基づいて実施することとした場合でも、<u>民間、地方で実施することが困難であるとする理由がある</u>か。 また、現段階で理由がある場合であっても、中期的には民間、地方で実施することが可能となるよう、法人自ら教育・指導・訓練を行う業務から、法人が民間、地方の教育・指導・訓練を一定期間支援する業務へと転換する必要が生じていないか。 < 共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係 >	国立少年自然の家は、国の少年教育振興の中核的機関として、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の少年教育施設へその成果を普及するなど国として推進する必要がある業務を実施しているところである。 これらの業務は、国の政策課題に迅速に対応するとともに、地方公共団体や青少年関係団体と緊密な協力・信頼関係を維持しつつ公正かつ適切に実施することが必要であり、仮に、民間や地方で実施した場合には、国の施策の反映や、機動的な対応が困難になり、対応が遅れるおそれがある。さらに、国立青少年教育施設と近辺の都道府県との間では定期的に職員人事交流が行われ、都道府県職員の専門性の向上と国立青少年教育施設の成果の都道府県への普及等が行われており、民間や一地方公共団体に委託した場合には、効果的な普及が困難となる。なお、国からの委託に基づかず、これらの業務を地方公共団体へ移管することについては、厳しい財政事情の中で地方公共団体の合意を得られる見通しがなく、民営化については、各施設の現在の収支状況を勘案して、運営について採算性が見込めない。 以上から、業務の民間、地方への委託は困難である。 また、国立少年自然の家の各施設は、各地域における国の青少年教育振興の中核的機関として、無くてはならない役割を果たしており、仮に廃止した場合にはその地域における青少年教育の振興に支障が生じる恐れがある。また、各施設は各都道府県からの強い要望を受けて設置した、地元市町村にとって誇りのある施設であり、現在も地元住民との密接な協力関係の下で業務を行っており、こうした地元の期待・意向を尊重することが不可欠である。	
学科・研修コース・	○ 学科・研修コース・訓練プログラム等別の入学者・受講者・参加者等の人数が定員や最適規模を大幅に下回って推移している学科・研修コース・訓練プログラム等に	国立少年自然の家では、国の少年教育振興の中核的機関として、地域の少年教育を振興する役割が求められており、国の青少年教育施設や青少年教育の現状を踏まえ、国として進めることが必要な現代的な課題に着目した先導的・モデル的なプログラム開発・実施等の事業に重点化・戦略化する。	

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人)

訓練プログラム等の抜本的な見直し	については、当該定員に関する過去の見直し状況、当該見直しの基礎となった需要予測等、卒業生・修了者等の採用実績のある企業等教育・指導・訓練の間接的な受益者のニーズ、養成に要する期間等を踏まえ、当該学科・研修コース・訓練プログラム等の廃止を含めた抜本的な見直しが必要となっていないか。 また、授業料・受講料・参加料等を徴収していない又は低く抑えているにもかかわらず、入学者・受講者・参加者等の人数が定員や最適規模を下回って推移している学科・研修コース・訓練プログラム等についても、当該学科・研修コース・訓練プログラム等の廃止を含めた抜本的な見直しが必要となるのではないかな。 <共通視点：(1) - 【社会経済情勢の変化の状況】、【利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況】関係>	(主催事業の見直し) ○ 公立の施設や民間に普及しているものを廃止することなどにより、国の施策や喫緊の少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な事業に特化することにより、重点化・戦略化を行う。 ・ 総合的な学習の時間に対応した事業 ・ 環境教育・環境学習に対応した事業 ・ 不登校児童・生徒を対象とした事業 ・ 家庭教育への支援を目的とした事業 ・ 科学離れに対応した事業 ・ 国際理解・異文化交流に対応した事業 等 具体的には、現在 212 事業が行われているところだが、上記の観点から、以下の 53 事業を廃止 (25.0%)。 (少年を対象とした事業) 「少年を対象とした自然体験活動等事業」、「親子を対象とした自然体験活動等事業」のうち、5 事業 (学校週5日制対応事業) 「学校週5日制対応事業」のうち、46 事業 (指導者の研修事業) 外部の専門的指導員を対象とした研修事業」、「利用団体指導者を対象とした研修事業」のうち、受入れ事業における事前指導の充実方策として対応できるもの・・・計 2 事業 以上により、212 事業中 53 事業 (25.0%) が廃止されることとなる。	
カリキュラム・プログラム等の独自性	○ 各学科・研修コース・訓練プログラム等のカリキュラム・プログラム等について、類似業務を行う他の独立行政法人、民間機関及び公立機関と比較した場合、同一又は類似内容のものが多数みられるなど独自性が希薄になってきており、当該学科・研修コース・訓練プログラム等を廃止すべき状況となっていないか。継続して実施す	○ 国立少年自然の家は、少年教育の地域の拠点として、主催事業の成果を普及する役割が求められるが、この観点から、以下の見直しを実施する。 ・ 公立の施設の職員を招き、主催事業の企画・実施に実際に参画させる研修機会の提供を推進することにより、事業の実施手法・事業成果の普及がより実践的に行われるようにする。 ・ 各施設年間 10 回以上職員を公立施設等へ派遣し、国立少年自然の家における事業の成果を踏まえた事業の指導等を行う取組を拡充する。	

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人)

る場合においても、これらの差別化を図るため、学科・研修コース・訓練プログラム等やその内容の精選、重点化を図る必要はないか。

< 共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係 >

- ・ 事業の成果をより具体的に発信・普及するため、ホームページの内容を拡充し、開発したプログラムの運営上の留意点、参加者の評価・感想、体験活動による子どもたちの変容に係る調査研究の成果の概要等を提供する。
- ・ 関係機関のニーズを踏まえた効果的な普及を行うため、配布先へのアンケート調査を行うとともに、ホームページのアクセス状況の把握等によりニーズの把握に努める。
- ・ ホームページへのアクセスについては、毎年、本部・施設総計でアクセス数45万回を目指す。

(受入れ事業の見直し)

- 受入れ事業においては、「朝・夕のつどい」における国旗の掲揚や国歌の演奏を通して、少年の「国を愛する心」や「表現能力」の育成をはじめ、集団宿泊活動を通して「基本的生活習慣」「きまりやマナー」「規範意識」「公正さを重んじる心」などの育成を目指した取組を推進している。

人間性豊かな少年を育成していくため、事前指導や集団宿泊活動における「生活指導」をさらに重点化し、教育効果を高める。

- 以下のようなねらいを持ったプログラムを行う団体の利用を優先することにより、教育的効果の高い受入れ事業に重点化・戦略化する。
 - ・ 国の政策課題に合致したプログラム
 - ・ 青少年教育のリーダーの育成に係るプログラム
 - ・ 公立施設や民間では実施困難なプログラム(国立施設の特色・立地条件を活かしたプログラム)

- 受入れ事業に係る指導について、以下のような改善を行う。

(事前指導)

- ・ 利用者のニーズや施設の立地条件等を活かしたプログラムのメニューを質量ともに向上させるとともに、ホームページ等によるこれらの情報提供を強化する。
- ・ 子どもたちの発達段階に応じた適切な指導・助言を行うため、事業の推進を行う専門職員への研修を強化することにより、一層の資質向上を図る

(直接指導)

- ・ プログラムの効果的な実施のため、専門職員等による受入れ団体への直接的な指導を推進する。

(事後指導)

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(作成単位：教育・指導・訓練関係法人)

		・ 活動の最後に、活動を振り返る機会を設け、行った活動への助言を行うとともに、体験活動の意義や必要性について伝えることにより、利用後の質の高い体験活動を促す。 ・ 活動の最後に、プログラムの内容や展開の仕方が効果的であったか等を検証するため、利用に係る実施報告を提出させることとし、プログラム等の見直しに活用するとともに、これを公表することによって、利用者の効果的な活動を促進する。	
期間の短縮	○ 引き続き実施することとされた学科・研修コース等であっても、学生・受講者等を確保するとともに、効率的な実施を図る観点から、教育・指導・訓練の期間を大幅に短縮する必要があるのではないか。 < 共通視点：(1) - 【利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況】、(3)【効率化、質の向上等の達成状況】関係 >	不登校などの少年を対象とした長期自然体験活動事業のように短期間ではその目的を果たせないものもあり、必要に応じ、事業内容により対応する。	
法人の収入面の見直し	○ 教育・指導・訓練の効果は、学生・受講者・参加者等の個人の将来の便益につながるという特性を踏まえ、授業料・受講料・参加料等について、水準、徴収時期、徴収対象等を見直す必要があるのではないか。また、法人が有する施設やノウハウを活用し、本来業務に支障のない範囲内において、自己収入の増大を図る余地があるのではないか。 < 共通視点：(3)【受益者負担の在り方】関係 >	青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることは、21世紀の最重要課題であり、国立少年自然の家で行っている事業は、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」「生命を大切に作る心」「我慢する心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の少年教育施設へその成果の普及を図っており、我が国の青少年の健全育成を図る上で、有効な手段であると考えます。 このように事業の参加者は国の必要性に応じて、事業に参加するものであり、個人の資質向上というよりも国の政策を推進するという役割を担っていることから、参加者に過大な負担を求めるべきではないと考えます。 しかしながら、近年の国の財政事業を鑑み、法人の更なる自己収入の確保の観点から、平成15年度より企業等から協賛金を集めること等により自己収入の増大を図っているところであり、今後、企業等へのさらなる働きかけにより、自己収入の増大に努めていく。	

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【公共用物・施設設置運営関係】(作成単位：公共用物・施設設置運営関係法人)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
中期目標期間終了時の事務及び事業の見直し	同種・類似の事業等	○ 公共用物関係法人及び施設設置運営関係法人は、国、地方公共団体又は民間における同種・類似の事業の実施状況を把握しているか。同種・類似の事業が実施されている場合、各事業実施主体間での役割分担（例えば、独立行政法人以外の機関等では実施することが困難な事務及び事業、民間等の補完的な事務及び事業に限定するなど）は明らかにされているか。また、公共用物関係法人及び施設設置運営関係法人が当該事業を継続して行うことに客観的かつ明確な必要性や意義が認められるか。 <共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係> （公立施設との役割分担） 青少年への自然体験活動等体験活動の提供は公立の青少年教育施設においても行われているが、公立の青少年教育施設は、受け入れに当たって、施設規模の制約から、学校の1学年全体での利用などに制約を受ける場合が多く、また、指導員の人数や予算上の制約により、主催事業が小規模かつ少ない回数となっている場合が多い。一方で、国立青少年教育施設は、充実した施設規模、指導員体制のもと、先導的・モデル的なプログラム開発・実施を行っているところであり、公立の施設へその成果の普及を行うという役割を果たしており、事業実施主体間で役割は異なっているところである。 （国立青年の家との役割分担） また、国立青年の家との関係については、国立少年自然の家は、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」「生命を大切に作る心」「我慢する心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の青少年教育施設へその成果の普及を図っている一方、国立青年の家では、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の青年教育施設へその成果の普及を図っているもの。両機関は、各地域において、その機能・役割に応じた効果的な教育プログラムの実施や、学校等の関係機関・団体とのネットワークの構築等を行っており、役割を異にしている。	
	事業等の移管、民営化	○ 公共用物関係法人及び施設設置運営関係法人の事業を地方公共団体に移管、民営化又は廃止（民間への譲渡を含む。）した場合に問題が生じるか。生じるとすればどのよ 国立少年自然の家においては、国の少年教育振興の中核的機関として、先導的・モデル的な教育のプログラム開発・実施し、その成果の公立の青少年教育施設への普及など国として推進する必要がある業務を実施しているところ。これらの業務は、国の政策課題に迅速に対応するとともに、地方公共団体や少年関係団体と緊密な協力・信頼関係を維持	

独立行政法人国立少年自然の家の事務及び事業に関する見解等【公共用物・施設設置運営関係】(作成単位：公共用物・施設設置運営関係法人)

	うな問題か。	しつつ公正かつ適切に実施することが必要であるが、これらの事業を地方公共団体に移管、民営化した場合、国の施策を直接的に反映した事業の実施が確保されなくなる恐れがあるとともに、国として緊急的に対応すべき重要な課題が発生した場合に機動的な対応が困難になり、対応が遅れる恐れがある。さらに、国立青少年教育施設と近辺の都道府県との間では定期的に職員の人事交流が行われ、都道府県職員の専門性の向上と国立青少年教育施設の成果の都道府県への普及等が行われており、地方公共団体に移管、民営化した場合には、効果的な普及が困難となる。また、地方公共団体への移管については、厳しい財政事情の中で地方公共団体の合意を得られる見通しがなく、民営化については、各施設の現在の収支状況を勘案して、運営について採算性が見込めないことから、実態として極めて困難である。	
--	--------	--	--

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目			文部科学省の見解等	備 考
事務 及 び 事 業 の 在 り 方 に 関 す る 視 点	国 が 関 与 す る 事 務 及 び 事 業 と し て の 必 要 性 ・ 有 効 性 等	政 策 目 的 の 達 成 状 況	・ 本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。	
			・ 男女の人権の尊重とともに、少子高齢化、情報化、グローバル化等、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる豊かで活力ある社会づくりのためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野の活動に参画する男女共同参画社会を実現する必要がある。 このため、平成11年 6月に制定された男女共同参画社会基本法（前文）において、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、国策として政府が一体となって推進することとしている。 ・ 男女共同参画社会を実現するためには、国民ひとりひとりが、男女共同参画の意識や自立の意識を有することが不可欠であり、女性がその資質・能力の向上等を図り、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画するための力をつけるとともに、男女双方に対して男女平等意識の涵養や女性問題解決に資する教育を進めるための教育活動である「女性教育」を推進することは極めて重要である。 ・ 我が国は、「男女共同参画社会基本法」の制定後、平成12年12月には「男女共同参画基本計画」が閣議決定されるなど、体制整備が進められてきたところである。 同基本計画の重点目標のひとつにも「教育」が位置付けられており、「第2部 - 10 教育・学習の充実 - エンパワメントのための女性教育・学習活動の充実」において、独立行政法人国立女性教育会館の役割が明記されているところであり、会館はまさに国の施策の一環としてその業務を推進するものである。 ・ 国の政策実施部門である国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、研修・調査研究・情報・交流の4つの機能を有し、それぞれの機能が有機的に連携することにより、先駆的・モデル的な研修や調査研究等の実施とその成果の普及等を通じ、地方公共団体、女性関連施設や女性団体等が行う様々な活動を支援することを目的として設置されている。 ・ また、女性に対する差別撤廃や男女平等は、世界的な共通目標であり、国連を中心とした取組が推進されているところである。国連の世界会議においても、教育の重要性が	

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目			文部科学省の見解等	備 考
			指摘され、特に、北京世界会議（平成 7 年）や女性2000年会議（平成12年）では、女性のための生涯教育の充実や女性を対象とするフォーマル、インフォーマル教育の推進が提言されており、アジア地域を中心とした開発途上国の女性教育の支援は、国際社会の一員である我が国が果たすべき重要な役割である。 - 国立女性教育会館のこれまでの取組は、国連の女子差別撤廃委員会においても、女性教育に関するプログラムや国際比較情報等の提供について評価を得るなど国内外から評価されているところである。 また、会館は、アジア各国の女性関係施設・機関に先駆けて設置されており、これまでの取組やその実績において他の施設等をリードするものであり、アジア地域における男女共同参画を推進するという使命も有している。 - 豊かで活力ある男女共同参画社会の実現のためには、女性の資質向上と能力開発とあわせて、男女がともに男女共同参画に関する理解促進を図る必要がある。その実現途中にある我が国においては、女性教育のナショナルセンターとして男女共同参画社会の形成に資する政策的課題に対応した事業を担う国立女性教育会館の果たす役割は、さらに重要なものとなっている。 今後とも、社会情勢の変化に適切に対応し、我が国の女性教育の振興を図るための責務を果たすべく、国立女性教育会館の業務を実施していく必要がある。	
		・当該目的が既に達成されているのではないか。	我が国では、これまでの施策の取組等により男女共同参画の理解や男女の固定的な役割分担意識については、徐々に改善されつつあるが、女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画するという自立への意識形成までには至っておらず、女性の社会参画の面から見れば、欧米諸国はもちろんのこと、アジア地域においてもシンガポールやフィリピンなどに遅れをとっており、諸外国に比べるといまだ不十分な状況にある。 国連女子差別撤廃委員会からも、男女平等等についての教育システムにおける包括的プログラムの策定・実施、	

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目			文部科学省の見解等	備 考
			将来の女性指導者の訓練プログラムの支援等引き続き教育の充実について勧告を受けているところである。 - また、少子高齢化、グローバル化、情報化等の急激な社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力ある社会づくりを進める上で、性別にかかわらず、その個性で能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、今後の経済社会の円滑な運営にとっても、また、国民全体の生活水準の維持にとっても、重要な要件となっている。 - このように、我が国の男女共同参画社会の実現に向けた取組は一定の成果を挙げてきてはいるが、更に推進する必要がある分野や時代の変化に伴い新たに生じた課題等に対処する必要がある。 このため、女性教育を推進するための機関として、国際的にも評価の高い国立女性教育会館が果たす役割は非常に重要であり、今後も引き続き、国、地方等との役割分担を踏まえつつ、ナショナルセンターとしての役割を果たしていくことが重要である。	
		- 本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか。 - 当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか - ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。	- 国立女性教育会館は、女性教育関係者の実践的な研修を担っており、各事業とも、分科会、ワークショップ等の参加型プログラムを増やすなどにより研修内容・方法が工夫され、参加者の評価も高く、当該目的の達成が困難となるような状況にはなっていない。 - 国立女性教育会館の取組は、国連女子差別撤廃委員会等でも評価されており、会館の業務については経済財政面を考慮の上、効率化や合理化を図りつつ継続的に実施する必要がある。 - 次期中期目標期間に向けて、研修成果のより一層の普及と事業の定着の観点から、研修対象者や研修内容の見直しを行いより重点化するとともに、研修参加者から関係機関や団体等の関係者への普及方法等を明確にすることにより、効率的かつ効果的な業務の実施に取り組むこととしている。	

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目	文部科学省の見解等	備 考
社会経済情勢の変化の状況	・ 男女共同参画社会の実現は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくそれぞれの個性と能力を発揮することにより、少子高齢化の進展や国内経済状況の変化など我が国の社会経済情勢の急激な変化に対応できる豊かで活力ある社会の形成を目指すものであり、この実現に向け「男女共同参画社会基本法（平成11年6月）」及び「男女共同参画基本計画（平成12年12月閣議決定）」に基づく施策が推進されている。 ・ 国立女性教育会館の独立行政法人化以降の男女共同参画を巡る動向としては、 男女共同参画会議基本問題専門調査会報告 （平成15年4月） ・ 「女性のチャレンジ支援について」が報告され、女性が個性と能力を十分に発揮し得ない現状がある我が国において男女共同参画社会の実現のために女性の様々なチャレンジを支援する必要性が提言。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」改正（平成16年5月） ・ 深刻化する配偶者による暴力に対応するため、関係者への研修機会の充実等が求められているところ。 少子化への対応 「少子化社会対策基本法」（平成15年7月） 「次世代育成支援対策推進法」（平成15年7月） ・ 高齢化の進展や社会経済の低迷と併せて深刻な社会問題化している少子化対策として、上記2法が制定されるとともに、同基本法に基づく「少子化社会対策大綱」（平成16年6月）が閣議決定され、家庭教育の支援への取組の必要性（行政と子育て支援団体との連携促進や情報提供等）について明文化されているところ 国連女子差別撤廃委員会第5回審査の勧告 （平成15年7月） ・ 女性への差別の撤廃に向けて、男女平等についての教育の充実や女性指導者の研修機会の充実等について引き続き勧告を受けているところ。	

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目			文部科学省の見解等	備 考
	国民生活及び社会経済		ジェンダーフリーへの対処 - 一部に男性と女性の区別を全くなくし、画一的に男女の違いを一切排除しようという動き（いわゆるジェンダーフリー）があるが、男女共同参画はこのような社会を目指すものではなく、誤解の解消を図ることが必要。 - 上記のような社会情勢の変化に伴う課題に対処するためには、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターである国立女性教育会館が、これら喫緊の課題に重点的に対処することが重要であり、その成果を会館の4つの機能を生かし広く普及する必要がある。 - なお、現在、男女共同参画基本計画（5年間）の改訂（第2期：平成18年から平成22年）に向けて、内容の検討が行われているところであり、次期基本計画を視野に入れつつ、国立女性教育会館の事務・事業の見直しを進めることとする。	
		・本事務・事業により、どのような効果があるか。	- 男女共同参画社会とは、男女の人権が尊重される社会であり、かつ社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を目指しているものである。 - 男女共同参画社会の実現のためには、まず、女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的に力を持った存在となることを目指すことが必要である。また、男女双方に対し、生涯を通じて、男女平等意識の涵養や女性問題解決に資する学習を進めていくことが重要であり、いずれも教育の果たすべき役割は重要である。 - 国立女性教育会館は、女性教育に関する調査研究、研修、交流及び情報提供等の先駆的・モデル的な事業を実施し、その成果を女性関連施設や女性団体等を通じ、還元・波及又は支援することによって、我が国の女性教育の振興が図られ、もって我が国の21世紀の最重要課題である男女共同参画社会の形成に寄与するという効果がある。	
		・本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見	仮に、国立女性教育会館の事務・事業が着実に実施されない場合は、女性の資質・能力の向上等の女性教育の施策や活動が円滑に実施されなくなる恐れが生じ、我が国が21	

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目	文部科学省の見解等	備 考
地から、どのような問題が生じるか ・ 本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。	世紀の最重要課題として掲げている男女共同参画社会の実現に支障が生じることとなる。 ・ これらの業務を国が関与せずに、地方公共団体へ移管した場合は、以下の点において、国の政策的課題に対応することが困難になる。 - 先駆的・モデル的事業の実施に関する問題 国立女性教育会館は、時代のニーズに対応しかつ地方では行われていない先駆的・モデル的な事業を開発・実施し、その成果を地方の女性関連施設等に普及する役割を担っているが、各地の女性関連施設がこれらを個別に実施することは困難。 国内外を対象とした広域的な事業の実施の問題 国立女性教育会館は、国内外の女性関係指導者等を対象とした研修や交流事業及び国際的・全国的な調査研究等を実施しているが、地方の女性関連施設では、これら広域的な取組は実施できない。 ・ 更に、民間が行うこととした場合には、以下の点において、国の政策的課題に対応することが困難になる。 - 事業の維持の問題 国立女性教育会館は、国の政策方針に基づき地方の女性関連施設の中核的機関として先駆的・モデル的事業の実施などの役割を果たしてきているが、民営化した場合は、採算性が重視されこれらの事業が廃止・縮小され、国の政策に結びついた課題に関する調査研究やその成果をもとにした研修事業等を行うことはできない。 国内外の女性関連施設等とのネットワーク形成の問題 国立女性教育会館は、昭和52年に設置以降27年間にわたり、我が国の女性教育に関する専門的な調査研究、実践的な研修や交流及び国内最大の情報を有しており、国内外の女性関連施設・機関、女性関係団体及び大学等関係機関との有形無形のネットワークが形成されており、民間では同等の機能を果たすことができない。 国立女性教育会館が行う事業は、収益性が低く営利を目的とする民間では実施することができない。	

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考
利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況	・ 本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。	・ 国立女性教育会館は、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成を目指すことを目的としている。男女共同参画社会の実現は、国として取り組むべき21世紀の最重要課題であることから、女性のみならず男性も含めた社会全体の利益につながるものであり、国民全体が受益者であり、直接的な受益者は、会館の研修事業や交流事業等に参加する関係行政の職員及び女性関係団体等の女性教育関係指導者（顧客、利用者）である。	
	・ 本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。	・ 研修や交流事業は、男女共同参画基本計画や男女共同参画会議の報告や文部科学省の政策など国の動向や社会的要請等を踏まえ、参加者や女性関連施設・女性教育関係団体等の所属機関に対するアンケート調査や事業実施後のフォローアップ調査等を通じ実態把握に努めプログラムを企画・実施している。この結果、参加者からの満足度が非常に高く、研修等の成果が日常業務に生かされていると答える割合も高いことから参加者のニーズに沿ったものであるといえる。 第2期中期目標期間においても、国の動向や参加者からのアンケート調査の結果及び地方や民間での関係事業の実施状況等を把握し、随時研修の廃止や新設、研修内容・方法等の見直しに努めていくこととする。	
	・ 本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。 ・ 本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。	・ 国立女性教育会館の業務については、以下のとおり利用者、顧客、受益者等の限定または過度に優遇するといった状況は生じていない。 研修事業の対象は、業務を通じて研修成果の更なる普及が期待される関係行政の管理職、女性関連施設管理職、女性関係団体の指導者等に限定している。また、参加者は、研修報告会の開催や日常業務における事業相談等を通じ関係者へ研修成果の普及に努めており、受益者の範囲の限定や優遇を図っているものではない。 また、自主的な研修を目的とした団体等の受入においては、他の社会教育施設と同様に特定の政治、宗教活動を目的とした団体や営利目的の団体以外は受入れており、受益を限定するものではない。	

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目			文部科学省の見解等	備 考
			調査研究事業は、女性教育の基礎的調査研究や研修方法等の改善に資する学習プログラムに関する調査研究などに重点化して実施しており、その成果は情報提供事業においてデータベース化されインターネットにより、誰でもが情報を得ることが出来るように対処しており、受益者の範囲の限定や優遇を図っているものではない。 交流事業は、全国で様々な女性教育に関する研究や実践活動等を行っている団体やグループ等の実践成果をそれぞれが持ち寄り、交流・交換することにより、各地域の女性関連施設や女性教育関係団体等において、それぞれの活動に活かされることとなることから、受益者の範囲を限定するものではない。 さらに、研修成果の還元がより確実に図られるよう、参加者には地域での還元方策計画書の作成を義務づけることとしている。	
事務及び事業（制度的独占により行われている事務・事業についてのみ記入）	制度的独占の必要性（制度的独占により行われている事務・事業についてのみ記入）	- 本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。 - 本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 - 本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 - その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。	該当なし	

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	現行の実施主体の設立目的	- 国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、女性教育指導者等に対する研修、女性教育に関する専門的な調査研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的としている。 - この目的を達成するため、女性教育関係者の実践的な研修、女性教育・家庭教育に関する専門的・実践的な調査研究、女性及び家庭・家族に関する情報の提供、女性関連施設及び女性関連団体等のネットワーク・交流形成支援等の事業を行っているものであり、会館の設立目的に添って関係の事務・事業が行われている。	
	ほかの事務及び事業との関係	これらの事業は、設立目的に沿うものであり、かつ相互に有機的に関連することにより、事業の効果的・効率的な業務運営が可能となっている。具体的には、女性教育や家庭教育に関する専門的な調査研究を実施し、その成果を研修や情報提供等に活かすとともに、さらに研修等の成果や参加者や機関設置者のアンケート調査の結果等を踏まえ、調査研究のテーマを設定するといったシステムとなっており、より実践的な成果を還元することが可能である。	
	本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	- 前述したとおり、国立女性教育会館の各業務は既に一体的に実施され、それぞれが相乗効果を発揮しつつ成果をあげており、単独で行う場合と比較してみると経済的にも有効な方法であるといえる。 - 仮に、これらの業務を分離して行うこととした場合は、上記のような効果的・効率的な業務運営ができなくなるばかりでなく、女性教育指導者等が真に必要な実践的な研修や調査研究等の成果が得られなくなるなど、本法人の設立目的である女性教育の振興に重大な支障をきたすばかりでなく、男女共同参画社会の形成促進に係るそもそもの政策目的を円滑に遂行するにあたり大きな支障をきたすこととなる。	

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考
現 行 の 実 施 主 体 の 財 務 状 況	・ 本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）、どのように変化しているか。	・ 国立女性教育会館は、独立行政法人化以降、毎年度適切な会計処理を行い、毎年の事業実績を踏まえ、事務及び事業を効率化の観点から見直して経費の抑制に努め、中期目標に掲げられている毎事業年度 1%の効率化を達成し、既に過去3力年において約 4%の効率化を達成している。	
	・ 本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。	・ 研修、調査研究、情報、交流の事務・事業は、毎年見直しを行うなど効率的かつ効果的な事業実施に努めているところである。なお、運営費交付金が減少する中、事業の効率化と自己収入の増に努めることなどにより、概ね中期目標、中期計画どおりの事業が実施されている。	
	・ 本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している又は大幅に減少しているといった状況が生じていない	・ 行政サービス実施コストについては、設立初年度と比較して約 3億円減少しているが、その主な要因は固定資産の減価償却費であり、行政サービスコストは実質的には設立時の水準である。	
関 連 す る 事 務 及 び 事 業 の 実 施 主 体 と の	・ 国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的量的にどのようなになっているか。	・ 男女共同参画社会基本法において、国は同法の基本理念に則り、男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し実施（第 8条）することとなっている。一方、地方公共団体においては国と同様、基本理念に基づき、かつ地域の特性を活かした施策を実施する（第 9条）ことが定められている。また、同法第20条において国の施策として地方公共団体や民間団体が行う活動への支援（情報の提供など）を行うことが定められており、そもそも国と地方に求められる役割には制度的に違いがある。 ・ 上記に基づき、国立女性教育会館では、女性教育のナショナルセンターとして、地方の女性関連施設において実施することが難しい全国的、国際的な調査研究や女性関連施設の管理者等の指導的立場にある者を対象とする研修や女性教育に関する資料・情報を収集・整理し、情報センターやデータベース等による提供、会館を利用し自主的な研修を行う女性教育関係団体等に対する利用相談などの支援を行っている。	

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考
分 担 関 係		また、他の独立行政法人とは、それぞれの個別法や中期目標等に定められてる法人の趣旨、目的が異なるばかりでなく、地方公共団体の関係部局や機関、対象とする民間団体などが全く異なっており、制度的、質的な類似性は少ない。	
	・当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	国立女性教育会館と地方公共団体、女性関連施設や民間団体との分担関係という点においては、基本的には法人化前と大きな変化はないが、女性関連施設の情報や大学の女性関連科目情報は、直接当該施設等から入力する共同構築方式に改善、女性関連施設の職員を対象とした研修は、研修対象者を施設の管理者等に厳選するなど、役割分担関係を見直しより効率的・効果的な方法に改善を図っている。	
	・現行の分担関係には、どのような効果があるか。	- 国立女性教育会館は、研修・調査研究・情報・交流の4つの機能を有し、地方において実施することが困難な先駆的・モデル的な研修や調査研究とその成果をデータベース等により提供すること等を通じ、地方公共団体、女性関連施設や女性団体等が行う様々な活動を支援している。 - 地方が行う研修等では、会館での研修成果や会館の調査研究の成果及び情報等を有効活用することにより、研修の質の向上が図られている。また、全国的に広く必要とされる研修や情報提供については、各地方公共団体等が独自に研修プログラムを開発することやデータベースを構築する必要がなく、事業の質の向上とともに経済的な面から見ても有効な方法であるといえる。	
	・本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。	前述したとおり、国立女性教育会館では、地方で実施することが難しい全国的・国際的な調査研究やその成果を活かした女性教育指導者層への研修等、国と地方の役割分担を踏まえ実施している。現在の役割分担を見直し、全て地方や民間が担うこととなった場合、男女共同参画社会の形成に関する政策的課題に対応した事業の実施が担保されず、地方における取り組みの状況に一層格差が生じることとなり、21世紀の最重要課題である男女共同参画社会の形成を進めるための政策を推進する上で支障が生じる。	

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考
現 行 の 実 施 主 体 の 組 織 形 態 、 人 事 制 度 と の 関 係	・ 本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	- 男女共同参画社会の形成を図る上で重要な役割を担う女性教育の振興を図るためには、国立女性教育会館が、引き続き関係業務を実施することにより、次のような効果があげられる。 - 国立女性教育会館が実施する国の政策課題や男女共同参画に関する喫緊の課題に対し、柔軟かつ迅速に対応することが可能 - 研修・調査研究・情報・交流 4つの機能を有機的に連携させることにより、地方や民間団体等に効率的・効果的な支援を行うことが可能 - これまでの国内外の関係機関、団体等とのネットワークの連携強化を図ることにより、国内及び国際的な男女共同参画を推進することが可能	
	・ 本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	国立女性教育会館が行う業務を地方移管や民営化した場合には、国が一定の関与を行ったとしても、実施主体は民間又は地方公共団体であることから、前述のとおり、事業の継続的な実施、採算性や関係機関への影響等の問題が生じ、男女共同参画社会の形成に向けた取組が停滞する恐れがある。	
	（特定独立行政法人の場合） ・ 本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。 ・ 公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。 ・ 公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。	国立女性教育会館は、現在は「公務員型」をとっているが、大学や地方の女性関連施設等との円滑な人事交流を図るため、次期中期目標期間においては「非公務員型」とする。	
事 務 及 び 事 業	効 率 化 、 質 の	業務運営の効率化については、外部委託の推進や業務運営の見直しによる固定経費の削減及び関係機関とのデータベースの共同構築（女性関連施設情報：5年間で200件、女性学関連科目情報：5年間で100件）等により、中期目標に掲げられている毎事業年度 1%の効率化が達成され、過去3カ年で約 4%の効率化が図られている。	

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考
の 効 率 化 、 質 の 向 上 等 の 状 況 に 関 する 視 点	向 上 等 の 達 成 状 況	なお、女性関連施設や大学とのデータベースの共同構築は、平成15年度末現在で、それぞれ156件、322件が実施され目標値を達成又は着実に事業が進められている。 ・ 国民に対するサービス等の質の向上については、以下のとおり中期目標を達成すべく業務が行われている。 会館が主催する研修や交流事業の参加者の満足度の目標値を80%以上としているが、独立行政法人化以降毎年目標値を上回っている。また、研修等を目的とした受入事業の満足度については70%以上と設定しているが、主催事業同様高い満足度を得ている。 更に、参加者が真に必要な研修プログラムを効率的・効果的に提供するため、アンケート調査（研修終了後、約半年後のフォローアップ調査）や女性関連施設の事業調査等を実施し、その結果を踏まえ毎年の研修プログラムが改善されている。 調査研究事業は、高齢化やIT化への対応した学習プログラムの開発等喫緊の課題に関する事業が進められ、その成果は、女性関連施設等が実施する事業等の企画立案の参考資料として提供されている。 情報事業は、17年度までに女性教育に関するデータベースを28万件整備するとともに、会館ホームページへのアクセス件数20万件を目標としていたが、15年度末までにそれぞれ29万2千件、20万6千件に達している。 ・ 国立女性教育会館は、毎年度自己点検評価を行うほか、外部の有識者等による外部評価（13～15年度の3カ年評価）を行い、事務・事業の効率化・質の向上について検証を行っており、これらの意見を踏まえ、一層の効率化・質の向上を図るための方策を実施することとしている。	
		・ 本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	・ 15年度評価において、「理事長は、中期目標、中期計画の達成に向け、企画・事業分析機能の組織強化、自己点検評価及び外部有識者による評価体制の導入、施設の有効利用の推進等、財務・運営全般にわたってリーダーシップを発揮し成果を挙げている。」と評価されている。

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		- 国立女性教育会館は、独立行政法人化以降、理事長のリーダーシップのもと業務の効率化と質の向上を図るため、民間委託の積極的な導入、一定の指標を設定しその達成に向けた計画的な取組、フォローアップ調査や外部評価の導入等を行っている。 - 独立行政法人化以前に比べ格段に国民サービスの向上を図るための取組が実施されており、文部科学省独立行政法人評価委員会からも高い評価を得ているところであり、引き続き、見直し等を行い関係事務・事業の一層の効率化、質の向上を図る必要がある。	
効率化、質の向上等に係る指標等の動向	- 本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。 - 当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。	- 前述の中期目標に掲げられている毎事業年度 1%の効率化を図るため、固定経費の削減や事業内容、方法の見直しのほか、地方の女性関連施設等との共催事業の実施、女性関連施設に関する情報の共同構築を5年間で200件、大学の女性学関連科目に関するデータの共同構築を5年間で100件等の指標を掲げている。 - また、質の向上を図る観点からは、主催事業参加者の満足度80%、受入事業参加者の満足度70%、データベースの構築28万件、ホームページのアクセス件数20万件等の指標が用いられている。 - これらの指標は、15年度末現在で達成又は概ね達成されており、中期目標に定められた指標が着実に実施されているといえる。 - この他、国立女性教育会館は、文部科学省との連携を図り政策的課題のニーズを把握するとともに、受講者や所属長等を対象としたアンケート調査（研修終了後、半年後）の実施や自己点検評価や外部評価等の充実を図るなどにより、研修の改廃、テーマや内容・方法等の見直しが行われている。 - なお、国立女性教育会館は、これまで当該指標の達成に向け業務を遂行してきたところであり、現在のところ指標の見直しを行っていないが、次期中期目標に向け指標の見直しを行うこととする。	= 平成15年度実績 = - 業務の効率化（1%） → 1.08% - 女性関連施設等との共催事業（3件） → 3件 - 女性関連施設情報の共同構築（5年間で200件） → 156件 - 大学の女性学関連科目の共同構築（5年間で100件） → 322件 - 参加者の満足度、主催事業（80%以上）、受入事業（70%以上） → 研修事業（97%） → 交流事業（94%） → 受入事業（82%） - データベースの構築（17年度までに28万件） → 15年度までに達成（29万2千件） - ホームページのアクセス数（17年度までに20万件） → 15年度までに達成（20万6千件）

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考														
	・財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっているか。	・コストや収益は、当初の見通しにおいて、毎事業年度1%の効率化、自己収入の1%の増加が見込まれており、独立法人化以降はこれらの見通しどおり達成されてきている。また、資産効率についても、当初の見通しから乖離していない。															
	・本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。	・コストの構造は、事業コストを「研修関係」「調査・研究関係」「情報関係」に分類し、その他「一般管理費」としている。これらの管理状況は、決算報告書のとおり概ね予算に沿った決算となっており、適切な管理がなされている。															
	・本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。	・国立女性教育会館は、研修、調査研究、情報、交流の4つの機能を有機的に連携させ、効率的かつ効果的な事業を実施しているが、会館と同様の仕組みにより事業を行っている機関等はなく、事務・事業に係るコスト等の状況を比較可能な組織は他にはない。 ・民間で営利を目的として行っている研修等の事業とコスト比較を行うことは適当ではないと考えるが、仮に、研修、調査研究、情報の事業毎に、同様の事業を民間に委託したとした場合の経費は右表のとおりであり、総じて民間が実施した場合より少額で事務・事業が行われており、コストの面でも良好な状況にあると言える。	国立女性教育会館と民間との経費比較 (単位：千円) <table><tr><th>事業名称</th><th>会館(a)</th><th>民間(b)</th></tr><tr><td>【研修】 女性のエンパワーメント支援セミナー</td><td>6,227</td><td>12,978</td></tr><tr><td>女性関連施設相談担当者実務研修</td><td>9,309</td><td>12,634</td></tr><tr><td>【調査研究】 女性の学習関心と学習行動に関する国際比較調査 子育てサークル等支援に関する調査研究</td><td>62,022 8,927</td><td>80,504 14,406</td></tr><tr><td>【情報】 文献情報データベース (新聞記事データ入力) 学術総合目録・所蔵データ更新</td><td>1,680 142</td><td>3,408 735</td></tr></table> 国立女性教育会館の調査による	事業名称	会館(a)	民間(b)	【研修】 女性のエンパワーメント支援セミナー	6,227	12,978	女性関連施設相談担当者実務研修	9,309	12,634	【調査研究】 女性の学習関心と学習行動に関する国際比較調査 子育てサークル等支援に関する調査研究	62,022 8,927	80,504 14,406	【情報】 文献情報データベース (新聞記事データ入力) 学術総合目録・所蔵データ更新	1,680 142
事業名称	会館(a)	民間(b)															
【研修】 女性のエンパワーメント支援セミナー	6,227	12,978															
女性関連施設相談担当者実務研修	9,309	12,634															
【調査研究】 女性の学習関心と学習行動に関する国際比較調査 子育てサークル等支援に関する調査研究	62,022 8,927	80,504 14,406															
【情報】 文献情報データベース (新聞記事データ入力) 学術総合目録・所蔵データ更新	1,680 142	3,408 735															

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	勘定区分の機能状況	・ 該当なし	
	受益者負担の在り方	・ 男女共同参画社会の形成は21世紀の最重要課題であり、国立女性教育会館が、全国の女性関連施設や女性教育関係団体等の指導者の資質向上を図るための研修を行い、その成果を広く国民に普及するという仕組みは、我が国の男女共同参画社会の形成を図る上で有効な手段である。 女性関連施設や女性団体等の指導者など会館が主催する研修への参加者は、国の必要性に応じて研修を受けるものであり、個人の資質向上ということよりも国の政策を推進するという役割を担っているといえる。 既に交通費や宿泊費・食費は、参加者側の負担となっていることから、参加者にこれ以上の過大な負担を求めることは相応しくない。 ・ 参加者は、地方自治体や女性団体等の職務命令や団体等の長の命により研修に参加しているものであり、本来個人の負担を求めることは相応しくなく、また更なる負担を求めることは、地方や団体の財政にも影響を与え参加者の減少にもつながる恐れがあり、慎重を期すべきものである。 ・ ただし、女性団体や大学等関係機関が自主的に研修等の目的で利用する場合は、宿泊費のほか研修施設等の使用料等を徴収しているところである。 ・ なお、国立女性教育会館が行っている研修事業のうち、地方公共団体が行う必要性が高い事業は、廃止し原則として地方に委ねることとする。しかし、地方公共団体が単独で行った場合、受講者の量的確保や質の維持向上が困難である事業は、委託等により応分の負担を受け、本来業務に支障がない範囲で地方の取組を支援することとする。	

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	- 国立女性教育会館では、独立行政法人化以降、女性教育のナショナルセンターとして、男女共同参画社会の形成に資する女性教育の充実を図る観点から、会館の4つの機能が柔軟かつ効果的に行えるよう組織や事業の見直しを行っている。 - 自己点検、評価の実施 - 管理運営、研修、調査研究、情報、交流等について参加者のアンケート調査結果等を含め、毎年自己点検、評価を実施し、その成果を踏まえ事務・事業の見直しを実施 - 外部評価の実施 - 国立女性教育会館運営委員会（外部有識者20名で構成）で「会館の事業運営に関する評価」を協議事項として位置付け、事業活動の充実及び活動内容のあり方に資するような提言を行うことを目的に実施。平成13年度から平成15年度までの3年間の会館事業について評価を実施中 - 組織の見直し（企画、事業運営分析機能等の組織強化） 「総務課」を新設（庶務課を廃止）し、評価、事業運営分析を所掌する「企画係」の新設（会計係員を廃止） 「研究国際室」を新設（事業課研究員、国際交流係を廃止）し、調査研究機能、国際協力・貢献機能を強化 - 各種事業の見直し - 地方公共団体、女性関連施設や研修参加者等の意見を踏まえた見直しを行い、全国的に普及した事業や所期の目的を達成した事業は廃止し、新たな課題等に対応した事業への見直しを逐次実施	平成16年度研修、交流事業は、事業の廃止(5)、事業の統合(1)、新規事業(4)により、事業数は前年度14事業から12事業に重点化 ()内の数字は事業数
		各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。	上記のねらいは、女性教育のナショナルセンターとしての役割の強化を図り、効率的、効果的な事務・事業の実施を目指すものであり、自己点検・評価、外部評価やアンケート調査等により、DV（配偶者への暴力）など新たな課題に対応した事業への重点化が図られ、受講者及び女性関連施設の館長等から高い評価を得ている。

独立行政法人国立女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（教育・研修関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	・当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。	・上記の見直しは、社会の変化に応じて事務・事業の見直しを行っているものであり、低下することはない。	
	・本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。 ・当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。	・今回の見直しでは、事務・事業の効率化と効果的な運営の観点から見直しを行い、法人運営の合理化、企画、事業運営分析機能等の強化、研修、調査研究、情報、交流機能の連携強化を重点的に行った。 ・会館が行う研修事業や交流事業の満足度（中期目標：毎年度80%以上）を達成するため、調査研究事業や情報事業の成果を研修、交流事業への活用に活かすことを重点的に事業を企画・実施したところ、法人化以降はいずれも90%以上の満足度を達成している。	

独立行政法人女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】（研修関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考
中期目標終了時の事務及び事業の見直し	他の機関の事務及び事業との役割分担	○ 法人が実施する教育・指導・訓練業務と関連する研究開発業務を行っている法人の事務及び事業と一体で実施することにより、一層の効果を発揮できるのではないか。 ・ 国立女性教育会館は、女性教育指導者等の実践的な研修、女性教育・家庭教育に関する専門的・実践的な調査研究、女性及び家庭・家族に関する情報の提供、女性関連施設及び女性関連団体等のネットワーク・交流の拠点としての役割と機能を有しており、男女共同参画会議の報告や文部科学省の政策等を踏まえ、自らが調査研究を行いその成果を生かし女性教育関係指導者等に対する先駆的・モデル的研修を実施するなど、4つの機能の有機的な連携を図り、効率的・効果的かつ質の高い研修事業を実施することが可能となっている。 ・ 国立女性教育会館と類似する事務・事業を行う主体としては、大学、地方公共団体、民間機関が考えられるが、会館は、国の動向や時代のニーズに対応しかつ地方や民間では行われていない先駆的・モデル的な研修事業等を開発・実施し、その成果を地方の女性関連施設等に普及する役割を担っており、地方行政や女性教育会館が行う各種事業の質の向上を図るという役割を担っている。また、民間機関において同様の研修が行われていることはない。 ・ 国立女性教育会館が行う調査研究は、他の3つの機能と一体となって取り組まれており、研修等に生かされるよう実践的な内容となっていることから、大学で行われる学術的な研究とは目的、内容が異なっており、大学の研究が会館の研修事業に直接生かされることはない。ただし、女性を取り巻く課題は、政治、経済、教育、理工分野など多岐に渡るため、女性学などの特定分野の研究に限らず幅広い分野の研究者との連携を図ることは重要であることから、現体制を中心に必要に応じ外部の研究者等の協力を得ることは効果的である。 ・ このように、国立女性教育会館と類似の団体、機関等と一体となって事務・事業を行うことによる効果は期待できない。 ・ なお、国立女性教育会館が行う研修は、男女共同参画に関する喫緊の課題について地方や民間に先駆けてモデル的な研修を行うため、企画・立案、講師の選定、研修資料の作成等において、専門的な知識とその分野の研究者や女性関連施設や女性団体等との幅広いネットワークが求められることから、これらの業務に関し長い実績と専門性が確保されている当該法人以外に実施できない。 ・ 国立女性教育会館は、女性教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、これまでも地方や民間等との役割分担を図りつつ、先駆的・モデル的な研修の充実等に努めてきたところであるが、更に、	

独立行政法人女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】（研修関係）

項 目	文部科学省の見解等	備 考
	研修効果の還元・波及の観点から研修対象者を女性関連施設の管理職や女性団体の役職員等に精選した研修、我が国の社会構造にも重大な影響を及ぼす少子高齢化の問題や女性の様々な分野へのチャレンジ支援及び深刻化する配偶者間の暴力など男女共同参画に関する喫緊の課題に対する研修、国際的な目標でもある男女共同参画社会の形成を促進するための国際社会の一員としての役割を果たすための研修に重点化する。	
○ 一貫した有効なカリキュラム・プログラム等の設定、教員の有効活用等を図るため、他の法人が実施する類似の事務及び事業と一体的に実施することにより、一層効果的・効率的な運営が図られるのではないか。 同様に、法人が複数の施設を分散して設置し、各施設で同様の事務及び事業を実施している場合、それらを一体的に実施することにより、一層効果的・効率的な運営が図られるのではないか。	・ 国立女性教育会館は、国内外の動向を踏まえつつ、女性教育関係指導者等に対する実践的な研修や女性教育に関する専門的な調査研究を行う法人であり、同様の目的に沿った業務を行う法人はない。 また、仮に、他の法人と一体となって事業を行おうとした場合は、それぞれの法人の事業の趣旨・目的が異なることから、研修目的と内容が拡散するなど研修の質の低下を招き、適切ではない。	
○ 当該業務を民間、地方で実施することができない明確かつ具体的な理由があるか。国等からの委託に基づいて実施することとした場合でも、民間、地方で実施することが困難であるとする理由があるか。 また、現段階で理由がある場合であっても、中期的には民間、地方で実施することが可能となるよう、法人自ら教育・指導・訓練を行う業務から、法人が民間、地方の教育・指導・訓練を一定期間支援する業務へと転換する必要がある。	・ 国立女性教育会館は、国の動向や時代のニーズに対応し、かつ地方や民間では行われていない先駆的・モデル的な研修事業等を開発・実施しその成果を地方の女性関連施設等に普及する役割を担っている。 仮に、地方公共団体が国からの委託を受けようとしても、地方公共団体の所掌範囲が行政区域内に限られていることから、全国又は諸外国を視野に入れた事業を実施することができない。 ・ また、民間移管とした場合は、民間の経営のもとに採算性が重視され、各種情報等の有料化が進められたり、採算性の低い事業の廃止や研修事業の有料化や宿泊料金の高額化が必須であり、参加者数が減少し、本来、参加すべき対象者が参加できなくなるなど、我が国の男女共同参画社会の形成にも重大な影響を及ぼすこととなる。 なお、会館が行う研修事業や調査研究事業、交流事業及び情報提供事業は、コストがかかり収益が見込めない部門が多く、研修事業においては、会館と民間のコスト比較をしたところ、約1.5～2倍程度の格	

独立行政法人女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】（研修関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	じていないか。 < 共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係 >	差があり、国からの委託経費があったとしても、民間が会館の業務を行うことは困難である。 民間では、同様の研修を実施していないため、研修を行っている民間機関と比較	
学 科 ・ 研 修 コ ー ス ・ 訓 練 プ ロ グ ラ ム 等 の 抜 本 的 な 見 直 し	○ 学科・研修コース・訓練プログラム等別の入学者・受講者・参加者等の人数が定員や最適規模を大幅に下回って推移している学科・研修コース・訓練プログラム等については、当該定員に関する過去の見直し状況、当該見直しの基礎となった需要予測等、卒業生・修了者等の採用実績のある企業等教育・指導・訓練の間接的な受益者のニーズ、養成に要する期間等を踏まえ、当該学科・研修コース・訓練プログラム等の廃止を含めた抜本的な見直しが必要となっていないか。 また、授業料・受講料・参加料等を徴収していない又は低く抑えているにもかかわらず、入学者・受講者・参加者等の人数が定員や最適規模を下回って推移している学科・研修コース・訓練プログラム等についても、当該学科・研修コース・訓練プログラム等の廃止を含めた抜本的な見直しが必要となるのではないかな。 < 共通視点：(1) - 【社会経済情勢の変化の状況】、【利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況】関係 >	・ 国立女性教育会館が実施する研修は、定員規模を下回って実施している研修はない。 研修プログラムは、男女共同参画基本計画や男女共同参画会議の報告や文部科学省の政策及び会館が設置する運営委員会や外部評価委員会の意見を踏まえ、また、各女性関連施設等の事業の実施状況等を参考に、女性教育を推進する上で真に必要なプログラムに適宜改善している。 ・ なお、更に、女性教育のナショナルセンターとしての役割を強化・充実するため、前述のとおり研修事業については、研修効果の還元・波及、女性教育に関する喫緊の課題への対応、国際社会の一員としての役割等の観点から、事務・事業の重点化を図ることとする。	

独立行政法人女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】（研修関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考
カリキュラム・プログラム等の独自性	○ 各学科・研修コース・訓練プログラム等のカリキュラム・プログラム等について、類似業務を行う他の独立行政法人、民間機関及び公立機関と比較した場合、同一又は類似内容のものが多数みられるなど独自性が希薄になってきており、当該学科・研修コース・訓練プログラム等を廃止すべき状況となっていないか。継続して実施する場合においても、これらの差別化を図るため、学科・研修コース・訓練プログラム等やその内容の精選、重点化を図る必要はないか。 < 共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係 >	・ 国立女性教育会館が行う研修カリキュラム・プログラムは、国の動向等社会的要請や国立女性教育会館の関係有識者の意見や研修生のアンケート調査（研修終了時、約半年後のフォローアップ調査）を参考に、会館に設ける外部の研究者等を含めた企画委員会において適宜改善しているところであり、会館の調査研究の成果や国内最大規模の情報機能を活用することにより、先駆的・モデル的なカリキュラム等が提供できるなど、独自性の高い内容となっている。	
期間の短縮	○ 引き続き実施することとされた学科・研修コース等であっても、学生・受講者等を確保するとともに、効率的な実施を図る観点から、教育・指導・訓練の期間を大幅に短縮する必要があるのではないか。 < 共通視点：(1) - 【利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況】、(3)【効率化、質の向上等の達成状況】関係 >	・ 国立女性教育会館では、従来から研修の質の向上と効率的な研修期間を設定する観点から、講義を極力縮小し討議、演習、実習等の参加型のプログラム編成を取り入れ、実践的な研修の充実に努め、研修のほとんどを 2日～4日と短期間で実施している。 また、短い研修期間でより高い研修効果が得られるよう、夜間研修の実施や情報センターの夜間開館により、効果的・効率的なプログラムの提供を図るとともに、研修終了後も必要に応じ独自で課題探求ができるよう資料の巻末に参考図書目録を付すなどの工夫をしてきており、これらの事業において、更に期間を短縮することは困難である。	

独立行政法人女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】（研修関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考
法人の収入面の見直し	○ 教育・指導・訓練の効果は、学生・受講者・参加者等の個人の将来の便益につながるという特性を踏まえ、授業料・受講料・参加料等について、水準、徴収時期、徴収対象等を見直す必要があるのではないかと。また、法人が有する施設やノウハウを活用し、本来業務に支障のない範囲内において、自己収入の増大を図る余地があるのではないかと。 < 共通視点：(3)【受益者負担の在り方】関係 >	- 国立女性教育会館が、全国の女性関連施設や女性教育関係団体等の指導者の資質向上を図るための研修を行い、研修終了者がそれぞれの地域の関係機関・団体等にその成果を還元・波及し、併せて地域の特性に応じた事業が企画・実施され、広く人々に普及・浸透し、我が国の男女共同参画社会の形成が促進されるということは、21世紀の再重要課題である男女共同参画社会の実現を図る上で有効な手段である。 - このように、研修の参加者は、国の必要性に応じて研修を受けるものであり、個人の資質向上ということよりも国の政策を推進するという役割を担っている。また、研修参加者は研修の成果を還元・波及させるという役割を担うことから、研修参加者のみが受益者であるとは言いがたい。このため、研修参加者に過大な負担を求めるべきではないと考える。既に、交通費、宿泊料、食事料という研修生活にかかる部分については参加者負担としているところである。 - さらに、宿泊施設等については、本来業務に支障のない範囲で利用者層の拡大等による利用者の増大を図り、自己収入の確保に努めることとする。	
その他	〔調査研究事業〕 女性教育・家庭教育に関する専門的・実践的な調査研究機関としての役割	- 調査研究事業は、男女共同参画の進捗状況の指標となるような男女別の様々な調査の比較分析や喫緊の課題に対するプログラム・教材の開発に関する調査研究を行うものであり、男女共同基本計画にも明記されているとおり女性教育の振興を図る上で必要不可欠な事業であり、引き続き当該法人の任務として実施する必要がある。また、当該事業は国立女性教育会館が行う他の事務・事業（研修、情報、交流）と有機的に連携することにより、経費の節減と事業の効率化や質の向上が図られており、4つの機能が一体となって取り組まれる必要があることから当該事業を廃止することはできない。 - 地方の女性関連施設のうち調査研究の業務を行っている施設は34館（10％）に過ぎず、調査研究を行っている施設においても、その内容は当該地域課題への対応に関するものに限定されており、地方公共団体の所掌の範囲、実績の問題等から地方移管は馴染まない。全国的または国際的な調査研究は女性教育のナショナルセンターである国立女性教育会館の役割であり、地方の女性関連施設や行政、女性団体等は、報告書や会館の情報事業によりこれらの情報を得てそれぞれの事業や業務に活かしている。	

独立行政法人女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】（研修関係）

項 目	文部科学省の見解等	備 考
	・ 国立女性教育会館が行う調査研究は、他の3つの機能と一体となって取り組まれており、研修等に活かされるよう実践的な内容となっていることから、大学で行われる学術的な研究とは目的、内容が異なり大学への移管は馴染まない。また、男女共同参画社会の形成に向けて様々な課題解決を図るためには、特定分野の研究に限らず幅広い分野の研究者との連携を図ることが重要であることから、大学の一機関として位置付けるのではなく、現体制を中心に必要に応じ外部の研究者等の協力を得ることが効果的である。 ・ 国立女性教育会館が有する4つの機能は相互に有機的に連携することにより成果をあげているものであり、調査研究を行う際もその成果の活用方法等を十分踏まえた上で行っており、経費の効率化の観点からも調査研究のみを民営化することはできない。なお、民間機関の機動性や独自のネットワークを活用することにより効率化が図れる分野（アンケート調査等）については、民間委託を実施している。 ・ 更に、今後は、女性教育のナショナルセンターとして役割を果たすため、調査研究事業については、以下の分野に重点化し、平成15年7月の第5回国連女子差別撤廃委員会からの勧告（女性教育の包括的プログラムや将来の女性指導者の訓練プログラムの充実）に応じた調査研究の実施、少子高齢化や家庭教育の支援及び女性の様々な分野へのチャレンジ支援などの喫緊の課題に対する調査研究やアジア地域を中心とした開発途上国の女性支援のための調査研究などを重点的に行うこととする。 女性教育の振興に関する基礎的調査研究 研修方法等の改善に資する学習プログラム調査研究	
〔情報事業〕 ・ 女性及び家庭・家族に関する国内外の情報センターとしての役割	・ 情報事業は、女性や家庭・家族に関する国内外の女性教育情報センターとしての役割を担っており、所有する図書情報やデータベースは国内最大規模である。また、本事業は、男女共同参画基本計画にも明記されているとおり女性教育を振興する上で必要不可欠な事業であり、引き続き当該法人の任務として実施する必要がある。なお、当該事業は、国立女性教育会館が行う他の事務・事業（研修、調査研究、交流）と有機的に連携することにより、経費の節減と事業の効率化や質の向上が図られており、4つの機能が一体となって取り組まれる必要があることから当該事業を廃止することはできない。	

独立行政法人女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】（研修関係）

項 目	文部科学省の見解等	備 考
	・ 地方の女性関連施設のうちインターネットによる情報事業の業務を行っている施設は76館（22.6％）に過ぎず、その内容も当該行政地域に限られていることから地方移管は馴染まない。また、国内外に対する女性情報の収集・発信に関する業務は、女性教育のナショナルセンターである国立女性教育会館の役割とされており、平成15年度末までにデータベースの件数は29万件を数え国内最大の女性教育情報センターとなっている。また、ホームページへも年間約21万件のアクセスがあり法人化前と比べ約2倍となっており、その役割を果たす結果となっている。 ・ データベースの構築や関係資料の収集にあたっては、国内外の女性関連施設・機関、女性関係団体及び大学等関係機関との緊密なネットワークが形成されて初めて可能となるものであり、民間では同等の機能を果たすことができない。また、民間的経営のもとに採算性を重視した場合は、各種情報等の有料化が進められたり、採算性の低い事業の廃止などが行われれば、国民へのサービスの低下を招くなど、我が国の男女共同参画社会の形成にも重大な影響を及ぼすこととなる。 ・ 国立女性教育会館は、国内外の女性関連施設や団体等及び国民一般に対する女性教育情報センターとしての役割を求められていることに変わりはないが、IT技術の進展等に伴い、地方の女性関連施設等でも地域情報は自ら提供する施設が増加してきていることから、これらの情報は地方等に委ねることとし、会館は女性教育のナショナルセンターとして国立女性教育会館のみが成し得る情報の収集提供を行うとともに、地方の女性関連施設や女性団体及び各国の女性関連機関・施設等の情報を総合的に提供する女性教育情報のポータルサイトとしての機能に重点化する。 ・ 具体的には、情報事業を次の2つに大別し、女性教育に関する情報のうち、地域レベルでは収集が困難な資料等の収集・提供やデータベースの構築等に重点化する。 女性教育に関する調査研究成果に関する情報 国内外の女性教育に関する各種資料等の情報 ・ また、これまで会館が構築してきた関係機関・団体等に関するデータベースは、それぞれの機関との共同構築方式に見直すことにより、事務の合理化、経費の効率化及び情報の即時性を確保する。	

独立行政法人女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】（研修関係）

項 目	文部科学省の見解等	備 考
〔交流情報事業〕 女性関連施設及び女性団体・グループ等のネットワーク形成及び交流の拠点としての役割	- 交流事業は、国内外の関係機関・施設、団体の指導者等及び研究者の活動や研究の成果について情報交換し、広く普及を図ることを目的とした事業であり、男女共同参画基本計画にも明記されているとおり女性教育の振興を図る上で重要な役割を担っており引き続き当該法人の任務として実施する必要がある。 また、交流事業は国立女性教育会館が行う他の事務・事業（研修、調査研究、情報）と有機的に連携することにより、経費の節減と事業の効率化や質の向上が図られており、4つの機能が一体となって取り組まれる必要があることから当該事業を廃止することはできない。 - 国立女性教育会館は、国内外の女性関係指導者等を対象とした交流事業等を実施しているが、前述のとおり地方自治体の所掌範囲等との関係から、地方移管した場合これら広域的な取組は行われなくなる。 交流事業への参加者等は、国立女性教育会館が女性教育のナショナルセンターとして、国内外の女性関連施設・機関、女性教育関係団体等とこれまで築いてきたネットワークにより、活性化が図られてきたものであるが、民営化された場合はこのようなネットワークが損なわれ、事業が衰退する恐れがある。 また、交流事業は、参加団体等との連絡や相互調整等に手間がかかり、職員の負担が非常に大きいことから、採算性を重視する民間機関では実施することが困難であり、現にこのような事業を行っている民間機関はない。 - 国立女性教育会館は、これまで、研究者や女性団体等の指導者がそれぞれ別個にネットワーク形成を図ってきたところであるが、近年は研究者や女性団体等の指導者が、それぞれの研究成果と実践活動の成果について情報交換することにより、研究と実践の連携を図ることが求められているため、今後は両者が一体となったネットワーク形成と交流を推進する観点から、以下の2つに大別し全国的又は国際的なものに事業の範囲と対象を焦点化する。 全国各地の女性団体等の指導者と研究者等の情報交換、ネットワーク形成を目的とする事業 国際的な研究成果の情報発信・普及を目的とする事業	

独立行政法人女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【公共用物・施設設置運営関係】(研修・受入関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
中 期 目 標 期 間 終 了 時 の 事 務 及 び 事 業 の 見 直 し	同 種 ・ 類 似 の 事 業 等	○ 公共用物関係法人及び施設設置運営関係法人は、国、地方公共団体又は民間における同種・類似の事業の実施状況を把握しているか。同種・類似の事業が実施されている場合、各事業実施主体間での役割分担（例えば、独立行政法人以外の機関等では実施することが困難な事務及び事業、民間等の補完的な事務及び事業に限定するなど）は明らかにされているか。また、公共用物関係法人及び施設設置運営関係法人が当該事業を継続して行うことに客観的かつ明確な必要性や意義が認められるか。 < 共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係 > ・ 国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、男女共同参画社会基本法や同基本計画に基づき、女性の資質・能力や地位の向上を図るため、女性教育に関する専門的な調査研究の成果や豊富な関係情報を有機的に活用し専門性の高い職員のもとで、国の政策を踏まえた先導的・モデル的な研修事業や交流事業を実施している。 このような国策に密接に結びつき、かつ社会情勢の変化に応じて喫緊の課題に対応する専門性の高い研修は、独立行政法人としてはじめて実施可能であり民間では実施できない。 ・ 国立女性教育会館と同種・類似の事業を行っている施設としては、地方の女性関連施設があげられる。国立女性教育会館は、ナショナルセンターとして先駆的・モデル的な研修事業を実施するとともに、国際的または全国的な調査研究や情報提供を実施している。一方、地方の女性関連施設は、地域課題に対処するため、地域の女性を対象とした学習機会の提供や行政区域内の職員研修等の事業を実施している。 また、国立女性教育会館は、各地の女性関連施設における事業の実施状況やニーズ調査等を行い、その結果を踏まえ事業の見直しを行っている。 ・ 国立女性教育会館が設置する宿泊及び研修施設は、主催事業（研修等）の参加者及び全国の女性関係団体等が自主的な研修を行う際の利用に供しており、誰でも自由に利用できるホテル等の民間宿泊施設とは趣旨・目的が異なり競合するものではない。 また、研修等を行うに当たっては、高い専門性を有する会館職員が、プログラムの企画段階からきめ細かな助言・指導等を行うとともに、プログラム内容に応じて講義等を行うなど、利用者が質の高い研修成果を得られるよう支援しており、民間の宿泊施設では行い得ないものであることから、民営化は馴染まない。 仮に、宿泊施設等を民営化した場合は、民間の経営者に受入の判断が移り一般の利用者との競合が生じ、会館	

独立行政法人女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【公共用物・施設設置運営関係】(研修・受入関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		が主催する研修事業や交流事業の参加者の宿泊施設や研修施設が確保されない等の問題が発生するとともに、上記の理由から研修等の質の低下を招くことになり、我が国の男女共同参画社会の形成に多大な影響を与えることとなる。 ・ なお、国立女性教育会館の本来業務に支障のない範囲において、業務の効率化や利用者のサービスの向上等を図る観点から、受付案内業務や料金徴収業務等については、民間への委託が行われている。	
事業等の移管、民営化	○ 公共用物関係法人及び施設設置運営関係法人の事業を地方公共団体に移管、民営化又は廃止(民間への譲渡を含む。)した場合に問題が生じるか。生じるとすればどのような問題か。	・ 国立女性教育会館は、女性教育のナショナルセンターとして国内外の女性関連施設・機関等と連携を図りつつ、次のような先駆的・中核的拠点としての役割を担っている。 - 女性教育関係者の実践的な研修機関としての役割 ・ 国内外の女性教育指導者等を対象とした先駆的・モデル的な研修 - 女性教育・家庭教育に関する専門的・実践的な調査研究機関としての役割 ・ 全国的または国際的な調査研究を実施し、その成果を普及するとともに研修事業や情報事業等で活用 - 女性及び家庭・家族に関する国内外の情報センターとしての役割 ・ 国立女性教育会館が収集・整理している女性関係情報は我が国最大であり、これらの情報をわかりやすく国民一般に提供 - 女性関連施設及び女性団体・グループ等のネットワーク形成及び交流の拠点としての役割 ・ 国内外の研究者から女性団体等地域実践活動者の研究交流・ネットワーク形成の機会を提供 ・ これらは国が責任を持って果たすべき役割であり、地方移管や民営化することにより会館の4つの機能が個別に存在するのではなく、女性教育に関する専門性の高い職員が相互連携して取り組むことにより、教育的効果が	

独立行政法人女性教育会館の事務及び事業に関する見解等【公共用物・施設設置運営関係】(研修・受入関係)

項	目	文部科学省の見解等	備 考
		高く、また事業経費や人件費等の効率化が図られるなど経済的にも効率化が図られているものである。 仮に、採算性等の観点からのみ地方移管、民営化あるいは廃止が行われれば、これらが損なわれ、以下のような問題が生じることが懸念される。 (先駆的・モデル的事業の実施に関する問題) - 国立女性教育会館が行う調査研究や研修事業は、時代のニーズに対応しかつ地方や民間では行われていない先駆的・モデル的な事業を開発・実施し、その成果を地方の女性関連施設等に普及する役割を担っており、これまでの地方の取組や採算性の観点から見ても、これらの役割を果たせるのは、国立女性教育会館において他にはない。仮に、地方や民間へ移管した場合は、事業が行われなくなったり研修の質の低下を招くことになる。 (国内外を対象とした事業の維持の問題) - 国立女性教育会館は、国内外の女性関係指導者等を対象とした研修や交流事業及び国際的・全国的な調査研究等を実施しているが、地方移管した場合これら広域的な取組は行われなくなる。また、ナショナルセンターとして、国内外の女性関連施設・機関、女性教育関係団体等とこれまで築いてきた信頼と有形無形のネットワークが損なわれる。 (収益性の問題) - 国立女性教育会館は、女性教育に関する様々な調査研究を実施し、その成果を踏まえ研修や交流事業を行うとともに、国民一般に情報提供を行っており、コストがかかり収益が見込めない部門が多い。 仮に、民間的経営のもとに採算性を重視した場合は、国立女性教育会館が提供する各種情報等の有料化が進められたり、採算性の低い事業の廃止などが行われれば、国民へのサービスの低下を招く。また研修事業の有料化や宿泊料金の高額化が必須であり、参加者数が減少し、本来、参加すべき対象者が参加できなくなるなど、我が国の男女共同参画社会の形成にも重大な影響を及ぼすこととなる。	

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発関係)

項 目				文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業の在り方に関する視点	国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況	本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。	(1) ナノテクノロジー等を用いた物質・材料科学技術は、新物質・新材料の発見、発明に象徴されるように新時代の科学技術、社会、経済の飛躍的な発展を先導するとともに、情報通信、環境、ライフサイエンスなどの国民の生活・社会に関わる広範な分野の開拓の礎となる基礎的・基盤的科学技術である。また、物質・材料科学技術は、あらゆる科学技術のブレークスルーの源泉であり、技術革新をリードする科学技術であるとともに、我が国が優位性を持つものづくり技術を更に発展させ、一層の国際競争力強化の基盤となる科学技術である。 (2) 政府は、ナノテクノロジー・材料研究は、広範な科学技術分野の飛躍的な発展の基礎を支える重要な分野であるとともに、特にナノテクノロジーは、21世紀においてあらゆる科学技術の基幹をなすものとして、「科学技術基本計画」(平成13年3月30日閣議決定)における科学技術の戦略的重点化の方針の中で、物質・材料科学技術を含むナノテクノロジー・材料分野の研究開発を、特に重点を置き、優先的に研究開発資源を配分すべき重点4分野の一つと位置付け、当該分野の研究開発を強力に推進している。 (3) 機構は、上記の国の方針を受けて、我が国で唯一の物質・材料研究に特化した研究機関として、以下の業務を通じて、国際競争力があり持続的発展が可能で、安心・安全で快適な生活ができる資源循環可能な社会の実現に貢献することを目指している。 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発 成果の普及及びその活用 施設・設備の共用 研究者・技術者の養成及びその資質の向上 上記の業務に附随する業務	
			当該目的が既に達成されているのではないか。	「平成17年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」(総合科学技術会議、平成16年5月26日)においては、ナノテクノロジー・材料分野の研究開発は、国家的・社会的課題に対応した研究開発の分野として、特に重点を置き、他分野に優先して研究開発資源の配分を行うべき重点4分野の一つとされ、これからも引き続き取り組むべき重要課題とされている。	

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	・ 本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか	機構は、我が国唯一の物質・材料研究に特化した研究機関であり、物質・材料研究における科学的・技術的水準は、世界でトップクラスであること、また、機構の中期目標の達成状況については、文部科学省独立行政法人評価委員会が行った機構の業務の実績に関する評価結果によれば、現時点において十分に達成可能と考えられることから、引き続き、機構が業務を適切に実施することにより、当初の目的は達成可能と考えられる。	
	・ 当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。	上記のとおり、「平成17年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」(総合科学技術会議、平成16年5月26日)において、ナノテクノロジー・材料分野は、引き続き、特に重点を置き、他分野に優先して研究開発資源の配分を行うべき重点4分野の一つとされていること、また、機構の中期目標の達成状況についても十分に達成可能な状況であり実現可能性が高いことから、機構が現在取り組んでいる業務の有効性が低下しているということはない。	
	・ ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。	上記のとおり、機構は、我が国唯一の物質・材料研究に特化した研究機関であり、物質・材料研究における科学的・技術的水準は世界でトップクラスであること、及び機構の中期目標の達成状況については、ナノスケール環境エネルギー物質に関する研究の推進における、世界で初めてのカーボンナノ温度計の発見、新規ナノシート、ナノチューブの創製や、光機能粒子性結晶の創製に関する研究における世界でトップレベルの技術を誇るナノドメイン制御による光機能素子の創製、新世紀耐熱材料プロジェクトにおける耐用温度1800の高融点超合金、1100のNi基超合金、1500のセラミックスの開発、またリサイクル鉄の超鉄鋼化におけるスクラップ原料からの高性能リサイクル鉄(強度1.5倍)の数10kgオーダーの素塊創製・企業の生産設備での見通しを得る等の当初の目標を超える研究成果が得られていることから、引き続き、機構に当該業務を担わせることが最適であると考え。	

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発関係)

項 目			文部科学省の見解等	備 考
社会経済情勢の変化の状況 の 関 係	安定等の公共上の見地と 国民生活及び社会経済の 関係	・ 本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降(それ以前と比較しても可)どのように変化しているか。	(1) ナノテクノロジー等を用いた物質・材料科学技術は、あらゆる科学技術のブレークスルーの源泉であり、技術革新をリードするとともに、我が国の優位性を持つものづくり技術を一層発展させる技術であり、「資源配分方針」においても重要課題とされている。 (2) 現中期目標期間中も、経済のグローバル化と国際競争の激化等に伴う産業競争力の低下、雇用創出力の停滞等の課題は克服されておらず、物質・材料研究を通じた革新的材料開発に対するニーズは減っていない。 (3) 環境・エネルギー材料研究については、中国・インド等の急速な経済発展のためにエネルギーや資源不足の可能性も高まっており、研究開発による資源循環社会の実現、省エネルギーやCO2削減への貢献への期待は大きい。更に、現中期目標期間中も、原子力発電所における配管の応力腐食割れ事故をはじめとする、我が国のものづくり技術の低下を疑わせる事故も多発しており、安全・安心な材料開発へのニーズは高まっている。 (4) また、国際的な観点からは、ナノテクノロジーに関しては、米国における国家ナノテクノロジー戦略関連法の成立(2003年11月)をはじめ、欧州、アジアの諸国においてもナノテクノロジーに関する研究開発プログラムが策定されており、各国間の研究開発競争は中期目標開始以降一層激化している。 以上から、ナノテクノロジー等を用いた物質・材料研究の必要性・重要性は一層高まっていると言える。	
		・ 本事務・事業により、どのような効果があるか。	ナノテクノロジー等を用いた物質・材料科学技術は、新物質・新材料の発見、発明に象徴されるように新時代の科学技術、社会、経済の飛躍的な発展を先導するとともに、情報通信、環境、ライフサイエンス等我々の生活・社会に関わる広範な分野の開拓の礎となる基礎的・基盤的科学技術であり、機構の推進する物質・材料研究の成果が多種多様な形態で利用されることによって、我が国の物質・材料科学技術の水準の向上が図られるとともに、国際競争力があり持続的発展が可能で、安心・安全で快適な生活ができる資源循環可能な社会の実現に貢献している。	

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発関係)

項 目				文部科学省の見解等	備 考
			・ 本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。	これらの業務が確実に実施されなかった場合、ナノテクノロジー等を用いた物質・材料研究に関する基礎研究及び基盤的研究開発において諸外国に遅れをとるだけでなく、我が国の強みでもあるものづくり産業の弱体化、生活・社会に関わる広範な分野の研究開発全体の衰退や国際競争力の低下などにつながる可能性があるなど、多大な悪影響が懸念される。	
			・ 本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。	物質・材料研究に関する基礎研究及び基盤的研究開発は、成果の見通しに関して不確定要素が大きいこと、必ずしも成果が実用化に結びつかないこと、長期的な取組みを必要とし、実用化までに多くの課題をクリアしていく必要があること、研究施設・設備に多額の費用を要する場合があること等、規模や経済性の面から民間主導で推進することは困難であり、国が関与することをやめた場合、上記のような効果が期待できなくなるばかりか、上記のような問題が生じる。	
	利用者の状況等	顧客、受託者等の範囲	・ 本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。	ナノテクノロジー等を用いた物質・材料科学技術は、新物質・新材料の発見、発明に象徴されるように新時代の科学技術、社会、経済の飛躍的な発展を先導するとともに、情報通信、環境、ライフサイエンス等国民の生活・社会に関わる広範な分野の開拓の礎となる基礎的・基盤的科学技術である。機構は、物質・材料研究の成果の普及を通じて、最終的には国民全般に対して大きな利益をもたらすものであって、特定の受益者を想定したものではない。	

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（作成単位：研究開発関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。	ナノテクノロジー等を用いた物質・材料科学技術は、新物質・新材料の発見、発明に象徴されるように新時代の科学技術、社会、経済の飛躍的な発展を先導するとともに、情報通信、環境、ライフサイエンスなどの国民の生活・社会に関わる広範な分野の開拓の礎となる基礎的・基盤的科学技術である。また、物質・材料科学技術は、あらゆる科学技術のブレークスルーの源泉であり、技術革新をリードする科学技術であるとともに、我が国が優位性を持つものづくり技術を更に発展させ、一層の国際競争力強化の基盤となる科学技術である。 これらの方針に沿った物質・材料研究の推進は、社会的、政策的ニーズに対応したもので、基本的に国民のニーズに沿ったものであるが、具体的に機構が物質・材料研究に関する基礎研究及び基盤的研究開発等を実施するに当たっても、文部科学省独立行政法人評価委員会や外部の専門家からなるアドバイザリーボードを通じた外部意見・ニーズの反映に努めている。	
	本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。	上記のとおり、機構の業務は、広く国民のニーズに沿ったものを対象としており、一部特定の利用者等を対象にしたものではない。	
	本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。	機構の研究成果については、我が国の物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的として、基本的に論文または特許の形で広く公開され、成果の普及及びその活用が図られている。このため、特定の企業のみが研究成果を活用できるといった特定の利用者等を優遇するという事はない。	
事務及び事業を制度的独占により行う必要性	本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。	(機構において制度的独占によって行っている業務はない。)	
	本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	(同上)	

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発関係)

項 目				文部科学省の見解等	備 考
			・ 本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	(同上)	
			・ その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。	(同上)	
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係		・ 本独立行政法人の設立目的何か。	独立行政法人物質・材料研究機構法第4条において、「物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。」とされている。	
			・ 本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。	上記の目的を達成するため、以下の業務を実施。 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発 成果の普及、及びその活用促進 施設及び設備の共用 研究者及び技術者の養成、及びその資質の向上 以上の業務に附帯する業務	
			・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。	機構は、中期目標の中で、物質・材料科学技術に関する研究開発等(上記～の業務)を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上に効果的・効率的に寄与している。	
			・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	機構は、中期目標の中で、物質・材料科学技術に関する研究開発等(上記～の業務)を総合的にやっている。これらの業務は密接しており、一体的に行われない場合、効率的、効果的な業務の展開が妨げられ、ひいては、物質・材料科学技術の水準の向上に寄与することが困難となる。	

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（作成単位：研究開発関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考
現行の実施主体の財務状況	- 本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降(それ以前と比較しても可)どのように変化しているか。 - 本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。	財務内容の改善に関する事項として、中期目標においては、積極的に外部資金、施設使用料、特許実施料等、自己収入の増加に努めること、その額については、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、その計画による運営に努めること、また、管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること、としている。 この方針に基づき、外部資金、施設使用料、特許実施料等の経営努力による収入は、平成13年度は2,407百万円、平成14年度は3,294百万円、平成15年度は4,712百万円と大幅増を実現している。これらの額は各事業年度ごとに作成する収支計画に反映されており、収支計画に基づいた計画的な運営がなされている。 また、一般管理費については、業務運営の効率化の方針に沿った事務の合理化等の努力が行われ、平成13年度2,763百万円、平成15年度2,150百万円(対13年度22.2%減)と大幅削減を実現している。その結果、経常費用に占める固定的経費の割合は、平成13年度77.4%から、平成15年度73.5%と減少している。	
	本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。	行政サービス実施コストは、平成13年度21,030百万円、平成15年度19,507百万円(対13年度7.2%減)となっている。	
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体(民間、地方公共団体、独立行政法人等)の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。	機構は、我が国で唯一の物質・材料研究に特化した中核的研究機関として、物質・材料科学技術の水準の向上を目指して業務を展開するものであり、当該業務を担う類似の機関は他に無いと考える。	

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降(それ以前と比較しても可)どのように変化しているか。	機構は、我が国で唯一の物質・材料研究に特化した中核的研究機関として、物質・材料科学技術の水準の向上を目指して設立されたものであり、この責務は現中期目標期間開始後も変わっておらず、現時点でこれを見直す特段の理由はない。	
	現行の分担関係には、どのような効果があるか。	特定の分野を対象とした研究機関から独立していることにより、我が国で唯一の物質・材料研究に特化した中核的研究機関として、我が国の物質・材料科学技術の水準の向上に資する基礎的・基盤的研究開発を広く実施することが可能であり、また、特定分野の技術に限らず、国民の安全・安心に関わるあらゆる分野の技術に資する材料研究(材料データベースの構築、材料の標準化等)を推進することが可能。	
	本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。	機構が担う研究は、極めて高い専門性が要求されることから、国が直接行うのは困難である。 また、機構は、特定の分野を対象とした研究機関から独立していることにより、我が国で唯一の物質・材料研究に特化した研究機関として、我が国の物質・材料科学技術の水準の向上に資する基礎的・基盤的研究を広く実施することが可能であり、また、特定分野の技術に限らず、国民の安全・安心に関わるあらゆる技術に資する材料研究(材料データベースの構築、材料の標準化等)を推進することが可能となっている。 このため、例えば、特定分野の技術開発等を行う独法等との関係を含めた分担関係の見直しを行うことは、機構の物質・材料研究が我が国の物質・材料研究全体の基礎・基盤を支えている状況を考えると適切ではない。	

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】（作成単位：研究開発関係）

項 目		文部科学省の見解等	備 考
現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係	本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	ナノテクノロジー等を用いた物質・材料研究に関する基礎研究及び基盤的研究開発は、成果の見通しに関して不確定要素が大きいこと、必ずしも成果が実用化に結びつかないこと、長期的な取組を必要とし、実用化までに多くの課題をクリアしていく必要があること、研究施設・設備に多額の費用を要する場合があること等、規模や経済性の面から、民間主導で推進することは困難である。また、ナノテクノロジー・材料など先端技術分野においては、材料分野はもとより、それ以外も含めた様々な分野の優れた研究者を機動的に集め、資金を集中的に投入して研究開発を進めることが、基礎的研究、基盤的研究開発の成果を効果的に技術革新につなげるために重要である。そのような観点で独立行政法人は、規模として比較的大きな基礎研究及び基盤的研究開発に集中的かつ柔軟に取り込むことができる特性を生かして、知識を結集し技術革新を実現するために大きな役割を果たすことができる。したがって、物質・材料研究に関する基礎研究及び基盤的研究開発を着実に推進していくためには、引き続き、独立行政法人としての機構がその責務を担うことが必要である。	
	本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	ナノテクノロジー等を用いた物質・材料研究に関する基礎研究及び基盤的研究開発は、成果の見通しに関して不確定要素が大きいこと、必ずしも成果が実用化に結びつかないこと、長期的な取組を必要とし、実用化までに多くの課題をクリアしていく必要があること、研究施設・設備に多額の費用を要する場合があること等、規模や経済性の面から、民間が主体で推進することは困難と考えられる。 物質・材料科学技術の推進は国策上の重要課題であり、中核的研究機関において、資金・人材を集中的に投資して実施することが効率的な研究開発を行う上で重要なこと、また、その成果の普及及び活用は特定の地域住民を対象としたものでもないことから、地方公共団体の研究機関に移管することも困難と考えられる。 また、機構が担う研究は、極めて高い専門性が要求されることから、国が直接行うのは困難である。	

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点	効率化、質の向上等の達成状況	・ (特定独立行政法人の場合) 本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。	機構は、これまで原子力発電所や航空機の事故調査等において、物質・材料の研究を専門的に行う機関の立場から、国の事故調査等への協力が求められてきたが、その際、職員の中立性、公正性及び信用性の維持が重要との観点から、独立行政法人への移行の際、特定独立行政法人を要望した。
		・ (特定独立行政法人の場合) 公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。	上記のとおり、原子力発電所や航空機の事故調査への協力において、中立性、公正性及び信用性の維持に貢献したものとする。
		・ (特定独立行政法人の場合) 公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。	国立大学等の職員の身分が非公務員型へ移行したことにより、大学や民間企業等との人事交流等の円滑な実施を可能とするための非公務員化のメリットは大幅に増加した。これにより、上記のような国の事故調査等への協力など公共性の強い業務への対応における公務員型の意義を考慮しても、機構職員の身分を非公務員型へ移行すべきとする。
	事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点	・ 本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。	各研究ユニットの長が、企画・評価等の独自性が発揮でき、かつマネジメントしやすい規模に組織を分割するとともに、研究ユニット内をフラットな構造にする等により、意志決定の迅速化を図り、研究の効率推進を図った。事務部門においては、各種事務処理マニュアルの整備、少額契約事務手続きの簡素化など各種事務手続きの合理化・効率化を図った。また、ネットワーク管理等外部の専門的能力の活用が相応しい業務についてはアウトソーシング化を図った。 これらの結果として、査読論文発表数研究者一人当たり年平均 2 件(H15 実績 2.56 件/人)、特許出願年平均 160 件以上(H15 実績 544 件)、共同研究年平均 100 件以上(H15 実績 226 件)等の中期計画において設定した数値目標を大幅に達成するなど多くの成果が得られている。 また、一般管理費の合理化・効率化による逓減を実現し(H13:2,763 百万円、H14:2,268 百万円、H15:2,150 百万円) 経常費用に占める固定的経費の割合についても減少(H13:77.4%、H15:73.5%)している。

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
動 向	効率化	本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	独立行政法人移行後のトップマネジメントの実現により、必要に応じて研究ユニットを設置する等の研究体制の機動的整備、アドバイザーボードの設置による外部意見の反映などにおける研究推進体制の充実、ベンチャー支援制度の創設、技術相談等の業務の実施による研究成果利用の促進、国際連携大学院制度の創設、MOU 締結機関の拡大による国際的な連携協力の強化、オーバーヘッドの活用、寄附金の制度化による弾力的な資金の運用、外部研究者の機構職員への併任制度導入による人事制度の整備、などの事務及び事業の効率化、質の向上を達成した。その結果、旧国研時代に比較すると、発表論文数 1.9 倍、出願特許数 2.1 倍（いずれも平成 15 年度対平成 12 年度比）等大幅な研究成果の向上を実現している。また、競争的研究資金の大幅増、一般管理費の大幅削減を実現している。
	質の向上等	本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。	これまでのところ、業務の効率化、質の向上等が毎年度着実に図られており、現在も企画部門、事務部門の組織改革、機構の国際化等を行い、大胆な機構内の改革を推進している。よって、引き続き、業務の効率化、質の向上が期待される。
	効率化	本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。	機構における研究開発業務など事務及び事業において、効率化・質の向上等に係る指標としては、発表論文数、特許出願数、共同研究の件数、競争的研究資金の獲得額等の研究成果や競争力の向上を示す指標を採用するとともに、事務部門の効率化を示す指標として一般管理費の削減額を採用している。
	質の向上等	当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。	発表論文数 1.27 倍、特許出願数 2.38 倍、共同研究 2.32 倍、競争的研究資金 1.77 倍（いずれも平成 15 年度対平成 13 年度比）と着実に伸びている状況である。 また一般管理費については、平成 13 年度：2,763 百万円に対して、平成 15 年度：2,150 百万円となっており、22%の削減を実現している。

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	・ 財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率(独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標)その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。	機構は、中期計画に定めたとおりに事務・事業が進捗しているの で、コスト・収益性・資産効率等に大きな乖離は生じておらず、今 後も特段の事情が生じない限り、問題は生じない見込みである。	
	・ 本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。	コスト構造としては、大きくは、研究業務と一般管理に分かれて おり、研究業務はセグメントに対応し、かつ財源別にも対応できる ように細分化され、会計システムを構築している。 コスト管理については、予算執行ルールに基づき適切に管理し、 研究資源の配分、企画及び調整を行う担当部署により経済性・効率 性の観点から適切に管理を行っている。	
	・ 本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。	研究開発業務に係るコストについては、業務の内容等により他機 関と大きく異なる。また、当機関は、我が国唯一の物質・材料に特 化した研究機関で基礎研究を主体とした研究機関であるため、他に 比較可能な独立行政法人や民間企業等の機関を見出すことは、大変 困難である。 構成要素に分解し、比較することを検討をしたが、業務の性質が 異なるため、これと比較可能な他の独立行政法人、民間その他の組 織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすこともできなかった。 しかしながら、評価委員会による評価において、国内外において 高いレベルの研究機関としての評価を得ており、事務事業の活動は 良好であると言える。	
	況の勘 機 定 能 区 分	・ 本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか (当機構には、区分経理すべき勘定区分は無い。)	

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
受託者負担の在り方	・ 勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。	(同上)	
	・ 新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。	(同上)	
	・ 利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。	物質・材料科学技術は、新物質・新材料の発見、発明に象徴されるように新時代の科学技術、社会、経済の飛躍的な発展を先導するとともに、情報通信、環境、ライフサイエンス等国民の生活・社会に関わる広範な分野の開拓の礎となる基礎的・基盤的科学技術である。機構は、物質・材料研究の成果の普及を通じて、国際競争力があり持続的発展が可能で、国民が安心・安全で快適な生活ができる資源循環可能な社会の実現に貢献することを目指している。 機構の具体的な研究成果については、我が国の物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的として、基本的に論文または特許の形で広く公開され、成果の普及及びその活用の促進が図られている。利用者等が機構の保有する特許を使用する場合には、応分の特許実施料を受領している。	
	・ 本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。	上記のとおり、機構は、物質・材料研究を通じて得られた成果については、我が国の物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的として、基本的に論文または特許の形で広く公開され、成果の幅広い普及及びその活用の促進が図ることになっている。この対価を徴収することは、成果の幅広い活用の促進を妨げ、ひいては我が国の物質・材料科学技術の水準の向上を大きく阻害する可能性がある。	
	・ 本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。	上記のとおり、機構の具体的な研究成果のうち、機構が保有する特許を使用する利用者等からは、特許庁における「特許権等契約ガイドライン」に基づき、利用者と適切な協議の上、応分の特許実施料を受領している。	

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。	上記の特許実施料の算定については、特許庁における「特許権等契約ガイドライン」に基づき、利用者と適切な協議の上、算定されている。また、機構においては、知的財産を専門に取り扱う部署を設置して、これらの対価の設定等に当たるなど、適切に対処しており、現時点で見直しを行う必要は無い。
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	本事務・事業についての過去の見直し(独立行政法人による自主的見直しを含む。)の経緯はどのようなになっているのか。	旧金属材料技術研究所及び旧無機材質研究所は、それぞれ金属材料及びセラミックスといった材料の種類ごとに研究を行う機関として設立されたものであるが、その後の材料に関する研究開発の発展、多様化に伴い、 金属材料及びセラミックスと有機材料といった区分が大きな意味を持たない材料(例：超伝導材料、生体代替材料)に関する研究開発、 創製技術、特性解析技術などの横断的な研究開発 の比重が増してきたことから、金属―非金属、無機―有機といった区分では物質・材料の研究開発の発展に対応しきれなくなり、求められる機能を最大限に発揮する材料の設計、作製を行うためには、金属、セラミックスのみにこだわらず複合材料や有機まで含めた幅広い選択の可能生を追及することが必要となった。 このような物質・材料に関する研究開発へのニーズがより多様化しているという観点から、平成13年、金属材料やそれに類する材料の品質の改善を図るために必要な研究・試験等を行う旧金属材料技術研究所と、超高純度非金属無機材質とその他これに類する材質の創製に関する研究等を行う旧無機材質研究所が、物質・材料の研究機関を総合的に行う機関として統合し、独立行政法人物質・材料研究機構が発足した。機構は、日本における物質・材料研究の中核的機関となり、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的としている。

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。	【ねらい】 旧金属材料技術研究所と旧無機材質研究所の統合に当たっては、物質・材料分野の新たな研究開発体制を構築し、物質に関する基礎研究で材料の創製及び機能の向上に資することとなること、材料に関する基礎研究、基盤的研究開発を行い、全体として、事務管理の一本化、施設設備等の使用効率化、複合領域の研究開発の効率化・重点化を図りつつ、経済社会のニーズに対応して、有機物質・材料等も含めた物質・材料の研究開発を実施すること、を狙いとして、独立行政法人への移行を行った。 【効果】 統合に伴い、超伝導材料、生体材料等両研究所で行われていた研究については整理統合が行われ、研究資源の配分等の点で効率化が行われた。 これらの結果として、組織の改編、研究者の個人評価の導入等、独法の自律性を活かした運営と相まって、旧国研時代に比較すると、全体として発表論文数が1.9倍、特許出願数が2.1倍、内外の研究機関との共同研究数が2.4倍、競争的研究資金の獲得額が1.97倍(いずれも、平成12年度と平成15年度の比較)になる等の成果の大幅な向上が達成できている。また、事務の合理化等の努力により一般管理費を毎年削減し、平成15年度は平成13年度に比べて22.2%の削減を実現している。	
	当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。	機構の業務への産業界等からのニーズが一層高まっていること、また、上記のとおり、成果の大幅な向上や、事務の合理化については、独法化後、今日まで毎年度着実に実施されており、今後これまでに以上の結果が期待できる。	

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発関係)

項 目	文部科学省の見解等	備 考
・ 本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。	統合は、旧金属材料技術研究所、旧無機材質研究所の両研究所の研究ポテンシャル及び実績を活かして、 ○ 金属物質・材料と無機物質・材料の研究開発を、研究開発資源(研究費・人件費等)の節約・効率化を図りつつ、引き続き集中的に実施 ○ 事務・管理の一体化、共通施設設備の一体的運用により研究開発資源の節約・効率化を図る ○ 従来より両研究所で行われてきた「金属材料、セラミックスと有機材料といった区分が大きな意味を持たない材料(例：超伝導材料、生体代替材料)に関する研究開発」及び「創製技術、特性解析技術などの横断的な研究開発」に当たる研究開発については、一体で行うことにより研究開発資源の効率化を図る 等が統合の際の事務・事業の見直しにおいて重要な観点にあげられた。	
・ 当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。	統合、独法化に伴い、超伝導材料、生体材料等両研究所で行われていた研究については整理統合が行われ、研究資源の配分等の点で効率化がなされ、組織の改編、研究者の個人評価の導入等、独法の自律性を活かした運営と相まって、旧国研時代に比較すると、全体として発表論文数が1.9倍、特許出願数が2.1倍、内外の研究機関との共同研究数が2.4倍、競争的研究資金の獲得額が1.97倍(いずれも、平成12年度と平成15年度の比較)になる等の成果の大幅な向上が達成できている。また、事務の合理化等の努力により一般管理費を毎年削減し、平成15年度は平成13年度に比べて22.2%の削減を実現しており、統合及び独法化の効果は十分に得られている。 ナノテクノロジー・材料分野の重要性、国の政策、社会情勢、国の中核的研究機関として物質・材料研究を行うことの必要性を踏まえると、統合において考慮された点の重要性は一層高まっており、引き続き、事務管理の一体化、施設設備等の使用効率化、複合領域の研究開発の効率化・重点化を図りつつ、経済社会のニーズに対応して、ナノテクノロジー等を用いた物質・材料研究に関する基礎研究及び基盤的研究開発を実施していくことが必要である。	

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【研究開発関係】(作成単位：研究開発関係)

	項 目	文部科学省の見解等	備 考
中期目標終了時の事務及び事業の見直し	総合科学技術会議の各種方針等との関係	○ 当該事務及び事業に対するこれまでの資源配分の重点化、効率化、合理化等は、総合科学技術会議の資源配分の各種方針等と整合したメリハリのあるものとなっているか。 (1) ナノテクノロジー・材料分野は、広範な科学技術分野の飛躍的な発展の基礎を支える重要な分野であるとともに、特にナノテクノロジーは、21世紀においてあらゆる科学技術の基幹をなすものとして期待されている。政府としても、「科学技術基本計画」(平成13年3月30日閣議決定)において、ナノテクノロジー・材料分野を重点4分野の1つと位置付け、ナノテクノロジー・材料に関する科学技術の振興を重点的に実施している。 さらに、本分野の研究の方向性については、「ナノテクノロジー・材料分野推進戦略」(総合科学技術会議、平成13年9月21日)に、重点領域として、次世代情報通信システム用ナノデバイス・材料、環境保全・エネルギー利用高度化材料、医療用極小システム・材料、生物メカニズムを活用し制御するナノバイオロジー、計測・評価、加工、数値解析・シミュレーションなどの基盤技術と波及分野、革新的な物性、機能を付与するための物質・材料技術の推進が指摘されているところである。 総合科学技術会議「平成17年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」(平成16年5月26日総合科学技術会議)にも、ナノテクノロジー・材料分野は、国家的・社会的課題に対応して特に重点を置くべき分野であり、他分野に優先して研究開発資源の配分を行う旨、指摘されているところである。 (2) 物質・材料研究機構(以下「機構」という。)は、このナノテクノロジー・材料分野を対象として研究を実施する中核的研究機関であり、上記の総合科学技術会議の各方針に沿って、ナノ物質・材料研究、環境・エネルギー材料研究、安全材料研究、研究基盤・知的基盤の充実、等を実施している。また、「ナノDDS(ドラッグ・デリバリー・システム)」及び「革新的構造材料」に関する研究の実施に当たっては、「ナノテクノロジー・材料分野の産業発掘の推進-府省「連携プロジェクト」等による推進-」(総合科学技術会議、平成15年7月23日)を踏まえ、府省連携を十分に図りつつ、着実に推進している。	物質・材料研究分野での国レベルでの役割と課題を的確に捉え、研究システムの改善に向け、継続的・意欲的に取り組み、独創性・新規性を生み出しやすいシステムを多様な形で実現している。 (文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会物質・材料研究機構部会の評価より)

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【研究開発関係】(作成単位：研究開発関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
研究開発の科学的・技術的水準	研究開発関係法人が実施する当該研究開発の科学的・技術的水準は、国際的に見て、引き続き、独立行政法人として担うべき高水準のものとなっているか。また、国内的には、どのような機関と競争関係にあり、また、引き続き当該法人が担うべき優位性を有しているか。 ＜共通視点：(1) - 【政策目的の達成状況】関係＞	(1) 機構は、我が国唯一の物質・材料科学技術に特化した中核的研究機関であり、物質・材料科学技術についての世界有数の実績を上げている。独法化後においては、新規超伝導体の発見、新規ナノスケール物質の創製等世界的に注目を集める成果を上げ、例えば、研究論文数2,803件、出願特許数1,197件等(平成13年度から平成15年度までの合計数)の成果を発信し、諸外国の中核的研究機関と包括的協力協定5件、MOU43件(ともに15年度末現在での締結件数)を結び国際共同研究を進める等、機構の研究開発の科学的・技術的水準は、世界でトップクラスの水準となっている。 (2) 機構は、我が国で唯一の物質・材料研究に特化した中核的研究機関として、物質・材料科学技術の水準の向上を目指して業務を展開するものであり、機構と競争関係にある機関は無いと考える。	重点研究における多くの成果、研究・知的基盤における堅実な成果、萌芽的な研究の維持などそれぞれに着実な成果が得られ、高いインパクトファクターに裏付けられるように、国内外において高いレベルの研究機関としての評価を得ている。 (文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会物質・材料研究機構部会の評価より)
	関連する事務及び事業の実施主体との関係	機構は、物質・材料研究の効率促進のために、大学、民間会社、他の独立行政法人との間で、委託・受託、共同研究等を行っているが、いずれも、機構の研究全体との比率で見ると、規模も小さく(平成15年度実績：一般受託研究、資金提供型共同研究、委託研究等総合計でプロジェクト等研究費の5.3%)「TOF中性子回折による無機材料の構造解析技術の高度化」に関し高エネルギー加速器研究機構と共同研究を行ったている課題のように機構に無い施設を使用すること等により研究の効率化を図ったもの、あるいは、「Ni基超合金の開発」に関し石川島播磨重工業と共同研究を行っている課題のように機構で得られた成果の実用化のためにやっているものなど、必要な目的に応じて行われており、役割分担を明確にして行われているところである。よって、大学、民間会社、他の独立行政法人との分担関係を改める理由は特にない。	

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【研究開発関係】(作成単位：研究開発関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	職員等(研究者等)の育成、人材の有効活用、共通管理業務の効率化等を図る上で、当該研究開発関係法人と他の主体との間の事務及び事業の分担関係を改め、一体的に行う必要がある等の状況が生じていないか。 <共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係>	機構は、我が国で唯一の物質・材料研究に特化した中核的研究機関として、物質・材料科学技術の水準の向上を目指して業務を展開するものであり、当該業務を担う類似の機関は他に無いと考える。	
	勤務形態の多様化 当該事務及び事業を引き続き公務員が担当することとした場合、研究者の勤務形態を多様化し、産学官連携、研究者の流動化、研究環境の国際化等の一層の推進を図る、研究者を弾力的に配置する、職員のインセンティブを向上させる等の観点から支障が生じないか。 <共通視点：(2)【現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係】関係>	国立大学等の職員の身分が非公務員型へ移行したことにより、大学や民間企業等との人事交流等の円滑な実施を可能とするための非公務員化のメリットは大幅に増加した。これにより、国の事故調査等への協力など公共性の強い業務への対応における公務員型の意義を考慮しても、機構職員の身分を非公務員型へ移行すべきである。	非公務員型への移行の方向で検討を進めるべきである。 (文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会物質・材料研究機構部会より)
	地域特性等との関係 当該事務及び事業は、地域特性等からみて、現在の施設等の所在地において行うことが適切か。	機構は、千現、並木、桜、中目黒の4つの地区を有しているが、それぞれ必要不可欠な業務であるとともに独立した業務を行っており、移転に伴う新たな施設・設備の設置等のコストを考えると、統合による合理化のメリットは小さいと考えられる。	
	施設の設置状況からみて効果的・効率的な配置となっているか。「地方にできることは地方にゆだねる」との視点から、地方公共団体の研究機関に移管すべきものはないか。	ナノテクノロジー等を用いた物質・材料科学技術は国策上の重要課題であり、また、その成果の普及は特定の地域住民を対象としたものではなく、世界に対し広く普及することによって世界における我が国の知的存在感を増大するものであること、さらに将来のブレークスルーをもたらす革新的な成果は、中核的研究機関において、資金・人材を集中的に投資して効率的な研究開発を行うことで得られるものであり、地方公共団体の研究機関に移管することは困難と考えられる。	

独立行政法人物質・材料研究機構の事務及び事業に関する見解等【研究開発関係】(作成単位：研究開発関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
組織・業務の見直しの経緯及び効果	「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づく研究開発の事前評価、中間評価、事後評価等の結果行われたプロジェクトの見直しや中止、資源配分の見直し等の経緯はどのようなようになっており、どのような効果が得られたか。	各プロジェクトの評価に関しては「国の研究開発評価に関する大綱的指針」、「文部科学省における研究開発に関する評価指針」に基づいて、「独立行政法人物質・材料研究機構における評価実施要領」を定めている。これに則って、外部の専門家による事前評価、中間評価、事後評価を各プロジェクトについて実施している。 これまで行われた評価においては、良好な評価が得られているので、大幅な見直しが必要になったことはないが、評価で指摘された事項は研究責任者に開示し、研究の内容の改善を求めると共に、理事長・理事及び資源配分部門に通知され研究資源の許容する範囲で調整を行っている。 これにより、プロジェクトの効率的運営が図られており、独法化以降の研究成果の発展に大きく寄与している。	
	また、事前評価、中間評価、事後評価等の結果のうち、未反映となっているものはないか。あるとすれば、それはどのような理由によるものか。	プロジェクト評価結果については、他の評価結果と合わせて考慮し、適切に研究資源に反映されている。	
	複数の機関を統合して設置した研究開発関係法人の事務及び事業については、統合によりどのような効果（シナジー効果、合理化効果）が得られたか。 <共通視点：(4)【過去の見直しの経緯及び効果】関係>	機構は、旧金属材料技術研究所、旧無機材質研究所が、総合的な物質・材料の研究機関を目指して統合したものであり、超伝導材料、生体材料等両研究所で行われていた研究については整理統合が行われ、研究資源の配分等の点で研究推進が効率化された。組織の改編、研究者の評価等、独法の自律性を活かした運営とあいまって、旧国研であった平成12年度と比較すると、平成15年度は発表論文数が2倍近く（569件→1,082件）特許出願数も約2倍（271件→544件）になる等の成果が得られている。	

独立行政法人放射線医学総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発業務)

項 目		文部科学省の見解等	備 考	
事務及び事業の在り方に関する視点	国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況		
		・ 本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。	放射線は医療・工業・農業等様々な分野において活用され、いまや国民生活にとっては必要不可欠なものであり、また、原子力エネルギーも日常生活に必須のものである。その安全な利用を促進するためには、医学への利用等放射線の安全で有効な利用方法の研究開発を進めるだけでなく、あわせて、放射線の人体への影響について研究し科学的な知識を得てこれを広く国民に伝達し、また、万が一の事故の場合に備えた体制を整備することが必要である。	
		・ 当該目的が既に達成されているのではない か。	前述の放射線・原子力利用の社会における重要性は、近年一層増大している。放射線利用の研究開発においては、その進展がさらに大きな国民の期待を招いている。一方、社会の中で放射線利用領域が拡大するにともない、放射線影響についての科学的解明や事故に備えた体制整備の必要性も増している。このように、安全な利用の促進という達成されるべき目的は、依然として存在している。	
		・ 本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていない か	放射線医学利用の進展や人体影響研究の多数の成果など計画の進捗状況からは、目的の達成が困難な状況が生じている恐れは見出せない。	
		・ 当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていない か。	本事務・事業の実施にあたっては、政府、有識者、専門家の十分な検討の結果、「第3次対がん十ヵ年総合戦略」、「原子力の重点安全研究計画」、「防災基本計画」等において、その有効性が結論づけられている。	
	・ ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていない か。	当該目的の実現には、放射線利用、影響等についての研究開発業務の着実な実行が最も有効である。		
	社会経済情勢の変化の状況	・ 本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	重粒子線がん治療など高度な放射線医学利用の目標達成が、さらに大きな国民の期待を招く結果となっている。一方、社会の中で放射線利用領域の拡大等にとともに、放射線治療時の誤照射事故、診断時の医療被ばくの問題あるいは航空機搭乗時の宇宙放射線による被ばく機会の増大など、放射線に対する国民の新たな不安も生じている。また、原子力エネルギー利用にともなう不測の事故への不安は、依然として解消されていない。	
国民生活及び社会経済の安定等の公衆上の見地との関係	・ 本事務・事業により、どのような効果があるか。	目的の達成による放射線利用の拡大により、国民生活がより豊かとなる。また、放射線・原子力利用への不安を払拭するなどの効果が期待でき、国民が安心して有効に放射線・原子力を利用できるようになる。		

独立行政法人放射線医学総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発業務)

項 目			文部科学省の見解等	備 考
利用状況 利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況 制度的独占により行われている事務・事業に おける独占による行		本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。	科学技術の裏づけのない放射線・原子力利用は国民を不安にし、多様で有用な放射線利用方法の開拓を阻害する。また、万が一事故等が発生した際に有効な対応ができず深刻な結果を招くと考えられる。	
		本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。	本事務・事業は、専門性の高い放射線安全研究や先進的な放射線医学研究に関するものであり、医学、生物学、物理学、化学、薬学等の分野の優秀な人材と、放射線を使用した分子・細胞実験、動物実験からヒトへの臨床研究までを実施できる先端的な設備を中核的研究機関に集中的に投入して、総合的・効率的に実施することが必要であるが、これらは国の関与なしではなしえない。	
	利用状況	本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。	研究開発系法人の研究開発業務においては、その研究成果を享受する国民全体が一義的に受益者等となる。	
		本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。	国民全般のニーズに沿った研究開発が行われているかどうかは、外部の有識者により構成される評価委員会の厳しい評価結果より査定され、常にニーズに沿ったものに適正化されるシステムが機能している。	
		本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。	施設・設備の利用者及び放射線医学利用の対象である患者等については、受益者等の範囲の限定が可能であるが、明確な利用規定、臨床試験の実施プロトコル等の運用により、その対象範囲は適切かつ公平に保たれている。	
		本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。	上記に同じ。	
	本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。		放医研の業務で、制度的独占により行われているものはない。	

独立行政法人放射線医学総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発業務)

項 目				文部科学省の見解等	備 考
視点	事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する		・ 本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	前述のように制度的独占により行われていない。	
			・ 本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	上記に同じ。	
			・ その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。	上記に同じ。	
		係 現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係	・ 本独立行政法人の設立目的は何か。	放射線の医学利用に関する研究開発、放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。	
			・ 本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。	本事務・事業は、放射線の医学利用に関する研究開発、放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する研究開発業務、それに係る成果普及及び活用促進、施設・設備の共用、研究者・技術者の養成、緊急被ばく医療体制への対応であり、上記目的の達成のためのものである。	
			・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。	ほかの事務・事業はない。	
			・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	上記に同じ。	

独立行政法人放射線医学総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発業務)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
現行の実施主体の財務状況	・ 本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	業務費用の約9割が運営費交付金で賄われており、大きな変化はない。なお、自己収入の着実な増加のための努力も行われている。	
	・ 本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。	上記より財務状況に特段の影響はない。	
	・ 本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。	行政サービス実施コストは、損益外減価償却相当額を除くと毎年数%減で推移しており、大幅な増大、減少の状況は生じていない。	

独立行政法人放射線医学総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発業務)

項 目	文部科学省の見解等	備 考
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	・ 国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。 放医研の業務は、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とした研究開発業務であり、国が自ら主体となって直接実施する必要がないが民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものである。 広島大学と放医研は、「防災基本計画」において、それぞれ地域の三次被ばく医療機関に指定されており、制度的に日本の東西ブロックの緊急被ばく医療体制を構築している。ただし、放医研はさらに、広島大学を支える全国的な三次被ばく医療の中核機関としての役割も与えられている。同様に緊急被ばく医療の線量評価業務に関しては、日本原子力研究所、核燃料サイクル機構、日本分析センターとの間にネットワークを構築し制度的に分担し、協力を行っている。 また、日本原子力研究所、京都大学、広島大学、長崎大学、放射線影響研究所及び環境科学技術研究所では関連した放射線生体影響研究、放射線環境影響研究が実施されている。制度的分担関係はないが、原子力安全委員会の「重点安全研究計画」により、それぞれの得意分野を生かし効率的に研究を実施するよう分担関係を明示されている。放医研は、主として他機関では実施が困難な、細胞実験、動物実験から臨床研究にわたる総合的研究及び大型実験施設を使用した研究の実施を要請されている。 それ以外に、直接、類似した事務・事業を担うその他の主体はない。事務・事業中の細目については、下記の主体等の事務・事業に関連する細目があるが、これらの機関とは業務が大きく異なっている。 国立がんセンター：先進的がん治療法の開発を行っているが、その対象とする治療法が異なる。放医研は放射線利用に特化した、より規模の大きい研究開発を実施。	

独立行政法人放射線医学総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発業務)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		原子力安全研究協会、原子力安全技術センター：原子力防災等研修で関連し補完的役割を果たす。当該業務が国より責務として明示されている主体は、放医研と広島大のみ。両者は、より専門的な研修を実施する。 放射線影響協会、日本分析センター（ただし緊急被ばく体制を除く）：各種放射能調査で関連し補完的役割を果たす。放医研は、専門性の高い高度な技術・設備を必要とする事業を実施するとともに、機器・計測手法の研究開発を行い、その成果を当該主体の事業の実施に提供している。	
		・ 当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	緊急被ばく医療に係る広島大、日本原子力研究所、核燃料サイクル機構、日本分析センターとの分担関係は、緊急被ばく医療体制の整備にともない平成16年度より構築されている。
		・ 現行の分担関係には、どのような効果があるか。	放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を、効率的、効果的かつ確実に達成することが可能となる。 また、我が国の緊急被ばく医療体制は、現行の分担関係によって維持されている。
		・ 本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。	放医研が研究開発業務を分担して実施しないかぎり、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を効率的、効果的かつ確実に達成することが不可能となる。また、放医研に代わって、緊急被ばく医療の中核機関の役割を担える機関は存在しない。
	現行の実施主体の組織形態・人事制度との関係	・ 本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を、効率的、効果的かつ確実に達成することが可能となる。また、緊急被ばく医療や放射線安全規制等の的確な遂行を支えることができる。

独立行政法人放射線医学総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発業務)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	国策である原子力利用やますます進展する医療での放射線利用を円滑に推進していくためには、安全に対する社会の信頼性が最重要課題であり、放射線障害の予防・診断・治療に関する研究開発及び放射線安全研究は、原子力開発利用・放射線利用に対する国民の安全・安心の観点から、採算性に係わらず国が責任を持って実施する必要がある。また、放医研が実施する放射線医学利用研究開発は、先進的な放射線技術を人の生命をあずかる医学に利用するものであり、高い安全性・倫理性が求められるとともに、大きな開発リスクを伴う。このため、放医研の研究開発業務を民間の主体に委ねることは困難と考えられる。 また、放医研の研究開発業務は、放射線に対する国民の不安の払拭、放射線の医学利用の推進という国家的な課題に対応したものであり、その実施に当たって高度な専門性や先端的な研究施設等が必要となることから、地方公共団体に委ねることは困難と考えられる。
		(特定独立行政法人の場合) 本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。	上記のため、大学・産業界との連携、研究環境の国際化、研究者の弾力的な配置や研究者の流動化の観点から、非公務員型への移行を図る。
		(特定独立行政法人の場合) 公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。	上記より特段の効果はない。
		(特定独立行政法人の場合) 公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。	上記より特段の問題は生じない。
事務及び事業の効率化、質の向上等の状況	効率化、質の向上等の達成状況	本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。	中期目標策定時における効率化及び研究開発成果の目標については、中期計画終了時までには達成されるべく、ほぼ順調に進捗している。

独立行政法人放射線医学総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発業務)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
効率化、質の向上等に係る指標等の動向	・ 本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	トップマネジメント機能は、理事長の裁量による研究（理事長調整費）の実施、施設・設備の共用推進、研究開発業務の効率化、活性化のための組織見直し、研究企画、推進業務の強化、運営業務全般の電子化の推進、個人評価システムの導入、評価アドバイザー機能の充実、任期付き研究員の採用増と国際公募、業務運営経費の削減努力、民間企業からの人材受け入れ、技術職制度の創設、危機管理マニュアルの策定等に発揮されている。	
	・ 本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。	期待できる状況にある。	
	・ 本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。	運営交付金を充当して実施する業務については毎事業年度につき1%の効率化を図っている。また事務部門の運営効率化のために電子情報化を推進している。業務効率化のため、可能な業務の外注化、自己収入の増加、固定的経費の削減、財務分析や資金運用の適切性評価等を指標として用いている。	
	・ 当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。	一定である。	

独立行政法人放射線医学総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発業務)

項 目	文部科学省の見解等	備 考
財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。	独立行政法人会計基準に準拠し、作成された財務諸表に基づいた評価を毎年度実施しているため、財務上特段の問題点は生じない。	
本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。	次期中期計画において業務の質の向上に関する具体的な目標を設定するとともに、効率化の状況の把握が容易となるよう、適切なセグメント化を検討中である。	
本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。	研究開発業務の係わるコストは、業務の内容により大きく異なるため、他の独立行政法人、民間企業との単純な比較はできない。研究開発業務のコスト性能の向上のため、必要な投資と期待される成果を明確化することを努めている。	

独立行政法人放射線医学総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発業務)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
勘定区分の機能状況	・ 本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか	放医研において、勘定区分は設定されていない。	
	・ 勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。	上記に同じ。	
	・ 新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。	上記に同じ。	
受益者負担の在り方	・ 利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。	○重粒子線がん治療研究に関して、試験研究段階にある臨床研究については治療費を徴収していないが、厚生労働省の承認に基づき高度先進医療に入った段階からは治療費が徴収されている。 ○重粒子線がん治療装置の共用に関しては、基礎研究であってその成果を論文等で発表するような場合には使用料が徴収されていないが、企業等が自らの目的のために使用する場合には使用料を徴収することとされている。 ○研修課程の受講料、宿舍利用料等についても徴収されている。	
	・ 本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。	問題は発生していない。	
	・ 本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。	徴収する対価は必要コストから計算されている。	

独立行政法人放射線医学総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究開発業務)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。	対価の計算は適正に行われている。
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	本事務・事業についての過去の見直し(独立行政法人による自主的見直しを含む。)の経緯はどのようになっているのか。	平成14年度に、緊急被ばく医療センターに放射線安全研究センターの一部(「防護体系構築研究グループの一部」)が移管され、緊急被ばく医療研究センターに改組されている。これにより、三次被ばく医療体制の整備及び緊急被ばく医療に関する研究等の推進が図られている。また、平成15年度に、企画・研究推進部門の体制強化が図られている。
		各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。	各見直しにより、組織が強化され、業務の一体化、効率化が達成された。
		当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。	低下していない。
		本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。	
		当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。	

独立行政法人放射線医学総合研究所の事務及び事業に関する見解等【研究開発関係】(作成単位：研究開発業務)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
中期目標終了時の事務及び事業の見直し	総合科学技術会議の各種方針等との関係	○ 総合科学技術会議の資源配分方針等を踏まえて、放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学利用に関する研究開発を実施する。具体的には「第3次対がん十ヵ年総合戦略」に基づく重粒子線がん治療の普及に向けた重粒子線がん治療装置の小型化に関する研究開発の加速、研究成果の社会への還元のための独法成果活用事業を実施する。一方で、原子力基盤技術総合的研究を廃止する等の合理化を図る。 ○ 今後、さらに、放射線医学総合研究所（放医研）の特長を活かしつつ、原子力安全委員会による「原子力の重点安全研究計画」等で求められている原子力開発利用・放射線利用の安全・安心のために必要な研究開発について課題を厳選して実施するとともに、原子力委員会による「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」等に基づき、放射線医学利用等のライフサイエンスへの重点化を図る。なお、原子力災害対策に当たって「防災基本計画」により定められた放医研が果たすべき責務に必要な安全研究を実施する必要がある。	○ 放医研としてのミッションを十分に意識して、全般的に研究活動は活性化しているが、一部の研究テーマについては、実際の臨床応用や放射線安全規制のために役立つ、より実用的な成果を得るべきである。 (文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会放射線医学総合研究所部会の評価による。以下の備考も同じ。)
	○ 当該事務及び事業に対するこれまでの資源配分の重点化、効率化、合理化等は、総合科学技術会議の資源配分の各種方針等と整合したメリハリのあるものとなっているか。		

独立行政法人放射線医学総合研究所の事務及び事業に関する見解等【研究開発関係】(作成単位：研究開発業務)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
研究開発の科学的・技術的水準 実施主体との関係	研究開発の科学的・技術的水準	- 放医研では、世界有数の重粒子加速器を用いた重粒子線がん治療研究、世界トップレベルの放射薬剤製造技術を用いたPET（陽電子放射断層撮像）による病態研究等の国際的に高水準の研究開発が行われている。緊急被ばく医療は3次被ばく医療機関の中核となっている。また、国連科学委員会（UNSCEAR）国際放射線防護委員会（ICRP）、国際原子力機関（IAEA）等への国際貢献も大きいと判断できる。 - 日本原子力研究所、京都大学、広島大学、長崎大学、放射線影響研究所及び環境科学技術研究所では関連した放射線生体影響研究、放射線環境影響研究が実施されているが、競争関係というより協力関係にある。具体的には、原子力安全委員会の「重点安全研究計画」により、それぞれの得意分野を生かし効率的に研究を実施するよう分担関係を明示されている。放医研は、主として他機関では実施が困難な、細胞実験、動物実験から臨床研究にわたる総合的研究及び大型実験施設を使用した研究の実施を要請されている。	- 重粒子線がん治療臨床試験研究は高度先進医療の承認や、世界で初の試みである超短期小分割照射などめざましい成果をあげており、また高度画像診断技術の研究開発では世界的に最高水準にあると考えられる装置の開発が順調に進んでいる。緊急被ばく医療は3次被ばく医療体制整備調査事業で緊急時に備えたネットワークを整備するとともに、被ばく医療線量評価、障害治療等の基礎研究、専門的人材の育成等の業務を包括的に推進している。また、国連科学委員会に対し、国内取り纏め機関として協力するとともに、国際放射線防護委員会等の活動を積極的に支援することにより、国際的な放射線防護基準の策定等に積極的に関与している。 - 原子力・放射線関連の研究費が減少傾向にある中で、日本における放射線安全・防護研究の中核機関として、他の研究機関が実施できない放射線安全・防護研究を推進すべきである。
	関連する研究開発を担う他の主体との間の委託・受託、共同研究等の状況を踏まえると、当該研究開発関係法人と他の主体との間の分担関係を改めた方が効果的・効率的である等の状況が生じていないか。	放医研の研究開発業務のほとんどは、放医研により実施されている。一部の業務において、大学、理化学研究所等との間で、生物・細胞の提供、遺伝子解析、がん治療研究等に関する受託、共同研究等が行われているが、委託・受託、共同研究等の状況から見て分担関係を改めるべき状況は生じていない。	

独立行政法人放射線医学総合研究所の事務及び事業に関する見解等【研究開発関係】(作成単位：研究開発業務)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		職員等（研究者等）の育成、人材の有効活用、共通管理業務の効率化等を図る上で、当該研究開発関係法人と他の主体との間の事務及び事業の分担関係を改め、一体的に行う必要がある等の状況が生じていないか。 ＜共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係＞	
	勤務形態の多様化	当該事務及び事業を引き続き公務員が担当することとした場合、研究者の勤務形態を多様化し、産学官連携、研究者の流動化、研究環境の国際化等の一層の推進を図る、研究者を弾力的に配置する、職員のインセンティブを向上させる等の観点から支障が生じないか。 ＜共通視点：(2)【現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係】関係＞	非公務員型への移行について総合的な観点から検討を行うべきである。
	との関係 地域特性等	当該事務及び事業は、地域特性等からみて、現在の施設等の所在地において行うことが適切か。	現在の施設等の所在地に関して、不適切または非効果的等の状況は生じていないと考えられる。

独立行政法人放射線医学総合研究所の事務及び事業に関する見解等【研究開発関係】(作成単位：研究開発業務)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	施設の設置状況からみて効果的・効率的な配置となっているか。「地方にできることは地方にゆだねる」との視点から、地方公共団体の研究機関に移管すべきものはないか。	放医研の研究開発業務は、放射線に対する国民の不安の払拭、放射線の医学利用の推進という国家的な課題に対応している。その実施に当たっては高度な専門性や先端的な研究施設等が必要となる。また、放医研のように、世界有数の重粒子加速器を核とし、放射線単科の研究病院を有して、放射線医学利用研究開発、放射線障害の予防・診断・治療に関する研究開発及び放射線安全研究を一体的・総合的に行うことは、一つの地域のために行われるべきものではなく、また、そうしたことが可能な地方公共団体の研究機関は存在しない。従って、放医研の研究開発業務を地方公共団体の研究機関に移管することは困難と考えられる。	
組織・業務の見直しの経緯及び効果	「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づく研究開発の事前評価、中間評価、事後評価等の結果行われたプロジェクトの見直しや中止、資源配分の見直し等の経緯はどのようなようになっており、どのような効果が得られたか。	事前評価に関しては、文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の評価及び総合科学技術会議の見解を予算等に反映している。中間評価に関しては、文科省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会放射線医学総合研究所部会において毎年度の事業実績評価を行っており、その評価結果を研究内容や概算要求に反映させている。なお、放医研では、独自に4つの研究プロジェクトについて外部有識者による評価・助言を受けており、その結果が研究内容等に反映されている。	放医研部会による年度業務実績評価の結果は次年度の予算や研究計画の修正、変更に反映されている。
	また、事前評価、中間評価、事後評価等の結果のうち、未反映となっているものはないか。あるとすれば、それはどのような理由によるものか。	未反映となっているものはない。	
	複数の機関を統合して設置した研究開発関係法人の事務及び事業については、統合によりどのような効果（シナジー効果、合理化効果）が得られたか。 <共通視点：(4)【過去の見直しの経緯及び効果】関係>	他機関との統合は行われていない。	

項 目			文部科学省の見解等	備 考
事務 及び 事業 の 在 り 方 に 関 する 視 点	国 が 関 与 す る 事 務 及 び 事 業 と し て の 必 要 性 ・ 有 効 性 等	政 策 目 的 の 達 成 状 況	本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。	我が国は、地形、地質、気象などの自然条件から、地震、火山噴火、豪雨・豪雪、土砂災害などの自然災害が発生しやすい国土となっている。これらの自然災害による人的・物的な被害を軽減し、国民の安全・安心を確保することは国としての責務の一つである。本事業は、上記の責務を果たすために、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
			当該目的が既に達成されているのではないか。	近年、阪神・淡路大震災や、三宅島噴火をはじめとして、鳥取県西部地震、芸予地震、宮城県沖地震、十勝沖地震、新潟・福井地方を中心とした豪雨などの大規模な災害が相次いで起こり、多大な被害が発生している。このことから、自然災害の脅威は、依然として今日的な課題であり、当該目的は、まだ十分には達成されていない。
			本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか	当該法人が、これまで発表した地震発生メカニズムや地震予知の可能性等に関する研究成果は、国の中央防災会議における東海地震の想定震源域及び地震防災対策強化地域の見直し、国の地震調査研究推進本部が進めている「全国を概観した地震動予測地図」の作成等に活用されている。また、平成17年度からその供用が開始される実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)により、従来困難であった構造物の耐震性に係る課題の解決も期待されるなど、当該法人の目的は着実に達成されつつある。
			当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。	当該法人は、観測に基づく基礎研究から被災後の復興・復旧まで、自然災害について総合的な視野から研究開発を進める国内唯一の研究機関である。 当該法人は、自然災害に関する観測、調査、解析等の成果を分かりやすい形で国民に発信するとともに、国、地方公共団体等に対して防災対策や政策立案のための判断材料(研究成果、観測データ等)の提供を行うなど十分に貢献しており、本事務・事業の有効性の低下は見られない。

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。	
	社会経済情勢の変化の状況	本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。 自然災害の脅威は、依然として今日的な課題である。国民の安全を確保するためには、防災科学技術の水準の向上を図ることは必要不可欠であり、本事務・事業をめぐる社会経済情勢の大きな変化は見られない。 むしろ、最近では、安心・安全な生活を実現する科学技術活動の推進が、総合科学技術会議の方針等において重点化課題に位置付けられるなど、防災科学技術に係る研究開発については、ますますその重要性が認識されるようになってきている。	
	国民生活及び社会経済の	本事務・事業により、どのような効果があるか。 防災科学技術の水準の向上が図られることによって、国民を自然災害から守り、自然災害による人的・物的な被害を軽減することが可能となる。	
		本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。 国内には他に防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を、総合的かつ一元的に実施している研究開発機関はないため、当該法人から利用者に対して、使いやすい形で提供されてきた自然災害に関するデータや研究成果が提供されなくなる。具体的には、中央防災会議及び地震調査研究推進本部等の国の委員会等に対して、当該法人の研究成果や観測データ等を提供出来なくなり、結果として、自然災害から国民の安全を確保するための有効な防災施策の企画立案が困難となる。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	安定等の公共上の見地との関係	自然災害による人的・物的な被害を軽減し、自然災害から国民の安全を確保することは、国の責務の一つである。 この責務を的確に果たす上で、国が、防災に係る基本的施策を策定し、これに基づき、自然災害全般に関する国内唯一の研究機関である当該法人が、防災科学技術に関する研究開発を実施するという体制が必要不可欠となる。 なお、防災科学技術に関する研究成果については、広く国民一般に還元されるべきものである。民間ベースで特定の者に提供して利益を得るという手法では、一部の国民しかその受益者となれないこととなり、公共性や公平性に欠ける事態となる。また、全国的な課題として捉えられるべき自然災害の被害軽減に関する研究開発を、個々の地方公共団体その他の主体に委ねることは難しく、現実にそのような体制も整備されていない。	
	利用者、顧客、受益者等の関係	自然災害による人的・物的被害の軽減という観点からは受益者は日本国民全般である。 また、本事業による観測データや研究成果の直接の利用者としては、国の中央防災会議、地震調査研究推進本部その他の防災行政関係者、地方公共団体の防災担当者、自然災害に関する研究者等である。	
	利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲	当該法人の研究成果については、中央防災会議における東海地震の想定震源域及び地震防災対策強化地域の見直し、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」の策定、地震調査研究推進本部が進めている「全国を概観した地震動予測地図」の作成など、国の防災施策立案の際に積極的に活用されるとともに、地震予知連絡会(事務局：国土地理院)や火山噴火予知連絡会(事務局：気象庁)等においても、検討に当たっての基本的な資料となっている。 さらには、富士山周辺自治体における防災対策(ハザードマップの作成等)の促進、三宅島での住民避難判断、伊東沖群発地震におけるマグマ状況の判定その他の地方公共団体の防災施策にも積極的に活用されているところであり、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっている。	

項 目			文部科学省の見解等	備 考
	等 の 状 況		本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。	
			本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。	
	事 務 及 び 事 業 を 制 度 的 独 占 に よ り 行 う 必 要 性	制 度 的 独 占 の 必 要 性 (制 度 的	強震動観測網、基盤強震動観測網、高感度地震観測網、広帯域地震観測網及び地すべり地形分布図等に係る研究成果のインターネット公開(平成15年度総アクセス数370万回)、ニュースレター(年4回)等の広報誌の発行、シンポジウムや成果発表会の開催(平成15年度計11回)をはじめとし、利用者、顧客、受益者等に対して幅広く、かつ公平に当該法人の研究成果等を公開している。 また、当該法人が所有する大型実験施設(大型耐震実験施設、大型降雨実験施設、地表面乱流実験施設、雪氷防災実験施設等)を活用し、民間企業、他の独立行政法人、国立大学法人等との共同研究も数多く実施されている。 したがって、本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況や、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっている等の状況は生じていない	
			当該法人の事務・事業には、制度的な独占業務はない。	
			—	
			—	

項 目			文部科学省の見解等	備 考
		独占により行われている事務・事業についてのみ記入) ・ その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。	—	
事務及び事業を担	現行	・ 本独立行政法人の設立目的は何か。	防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
っている 実施主体 の適切性 に関する 視点	の実 施 主 体 の 設 立 目 的 、 ほ か の 事 務 及 び 事 業 と の 関 係	・ 本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。 当該法人の事務・事業は下記のとおりであり、上記の設立目的に適切に対応している。 ○防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。 ○上記の業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 ○研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。 ○防災科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。 ○防災科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 ○防災科学技術に関する研究開発を行う者の要請に応じ、職員を派遣してその者が行う防災科学技術に関する研究開発に協力すること	
		・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。 上記の業務は、当該法人が実施する事務・事業の全てであり、防災科学技術に関する研究開発、情報の収集・整理、人材の育成、研究開発協力、研究成果の普及という一連の関連性の中で、既に一体的に行われている。また、当該法人の設立目的を達成するためには、これらの事務・事業を一体的に実施することは必要不可欠である。	
		・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	
	現 行 の 実 施	・ 本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降(それ以前と比較しても可) どのように変化しているか。 当該法人の設立時以降、大きな財政状況の変化は認められない。	

項 目			文部科学省の見解等	備 考
	主 体 の 財 務 状 況	・ 本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。	当該法人の事務・事業については、適切な運営がなされており、その財務状況に問題となる影響は与えていない。	
		・ 本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。	当該法人の行政サービスコストについては、大幅な増減は生じていない。	
	関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	・ 国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体(民間、地方公共団体、独立行政法人等)の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。	当該法人は、国の基本方針の下に、自然災害のメカニズムや原因の解明、災害軽減に関する技術やシステムの開発などに関する研究開発を、総合的に実施する国内唯一の機関である。 このような位置づけのなされている当該法人は、国の防災施策の企画立案に際して、その判断の基礎となる研究成果や解析結果をタイムリーかつ迅速に提供する役割を果たしている。 (例：中央防災会議、地震調査研究推進本部、地震予知連絡会、火山噴火予知連絡会等への基礎データ、資料等の提出など) また、他の研究開発機関との関係においては、国の基本方針の下に、防災科学技術に関する研究開発を効率的かつ効果的に展開することが可能となるよう、下記のとおり適切な分担関係の下に研究開発業務を実施している。 (参考) 当該法人：自然災害全般について観測に基づく基礎研究から被災後の復旧・復興までを視野に入れた総合的な研究開発 他省庁所管法人：個別構造物に関する研究、警報等の発信のための気象業務に関する研究、火災に関する研究など特定の課題に関する研究開発 国立大学法人：個別教員が独自に実施する基礎的な学術研究	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降(それ以前と比較しても可)どのように変化しているか。	当該分担関係は、当該法人における事務・事業の開始以降変化は見られない。
		現行の分担関係には、どのような効果があるか。	中央防災会議、地震調査研究推進本部、地震予知連絡会、火山噴火予知連絡会等が立案する防災施策に基づき、当該法人、他省庁所管法人、国立大学法人等は、それぞれの役割分担を踏まえ事務・事業を実施しており、全体として防災科学技術に関する効率的な研究開発が推進されている。
		本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。	当該法人の事務・事業については国の基本方針の下に実施されており、国と当該法人との間の分担関係は適切であり、改善すべき点は認められない。 また、他の関連法人間においても、上記のとおり適切な役割分担がなされている。仮に、現行の分担関係を見直した場合、国の一定の方針の下での効果的な研究開発の実施に支障が生じ、それぞれが担当する研究開発が十分に進展しない、複数の関連法人で重複したテーマの研究開発が実施されるなどの弊害が生じることが考えられる。
	現 行 の 実	本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	国の防災に関する基本的な方針の下に、各種の自然災害に関する観測、調査、解析、研究等の成果を分かりやすい形で国民に発信するとともに、柔軟性や機動性を備えた効率的・効果的な研究開発が可能となり、国等に対して防災対策やそれに関する政策立案のための判断材料を提供することが可能となる。

項 目		文部科学省の見解等	備 考
施 主 体 の 組 織 形 態 人 事 制 度 と の 関 係	・ 本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	○ 民間の主体に委ねた場合 国の責務を果たすために行われる自然災害の被害軽減に関する研究開発の成果については広く国民一般に還元されるべきものである。このため、民間ベースで特定の者に提供して利益を得るという手法にはなじまない。 ○ 地方公共団体の主体に委ねた場合 自然災害の被害軽減に関する研究開発は全国的な課題として捉えられるべきものであり、これを個々の地方公共団体その他の主体に委ねることは難しく、また、現時点で地方公共団体にはそのような研究開発を行うような体制も整備されていない。 ○ 国が直接行う場合 国の行政組織を効率化する必要がある中で、国自らが主体となって研究開発を実施するための組織整備を行うことは、この方針に逆行する。また、国の組織として自然災害の被害軽減に資する研究開発を実施とした場合、受益者(地方公共団体、研究者、国民一般等)等の研究開発に対するニーズに、柔軟かつきめ細かく対応することが極めて困難となる。	
	・ (特定独立行政法人の場合) 本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。	当該法人は、これまで国の基本方針の基に研究開発を実施するなどの理由から、特定独立行政法人として位置付けられている。 しかしながら、研究者の勤務形態の多様化、産官学連携の推進、研究者の流動化、研究環境の国際化、研究者の弾力的配置、研究者の研究活動に対するインセンティブ向上などの観点が近年重要視されており、このためには、特定独立行政法人以外の独立行政法人へ移行させる必要がある。	
	・ (特定独立行政法人の場合) 公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。	自然災害による被害軽減については、国の責務として取り組むべき課題であり、この事務・事業を公務員が担うことにより、その公共性、公平性を保つことが可能となる。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		・（特定独立行政法人の場合）公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。	当該法人が実施している事務・事業に関する公共性、公平性の観点を保つことができれば、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行は、むしろ研究者の研究活動に対するインセンティブが向上し、より柔軟な組織運営が可能になるなどのメリットが期待され、結果として当該法人が実施する業務の質が向上することが予想される。また、現時点においては、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行に伴い特段の支障が生じるとは考えられない。
事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点	効率化、質の向上等の達成状況	・ 本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。	当該法人は業務の効率化について、契約方法等の見直しによる効率化、電子計算機システム機能の集約化、データ収集用回線の組替等による効率化、外注業務仕様内容の見直しによる効率化、施設の整備等による業務の効率化等により、目標である毎事業年度1%の効率化を毎年度達成している。 また、研究者の所外発表件数や外部資金導入額の大幅な増加、施設・設備の共用件数の着実な増加などから、業務の質についても期待以上に向上している。
		・ 本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	業務の効率化については、理事を委員長とする効率化委員会を設置しその推進にあたるなど、トップマネジメントに期待される機能が十分に発揮されている。 また、毎年度の自己評価や研究開発課題に関する外部評価等を踏まえ、事務・事業の質の向上に鋭意努めており、今後もこういった体制は継続される予定である。
		・ 本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考																																			
効率化、質の向上等に係る指標等の動向	本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。	当該法人が用いている主な指標としては以下のものがある。 ○業務の効率化 当該法人の業務の効率化を推進するため、契約等の各種事務手続きの簡素化・迅速化等により、経費の節減や事務の効率化、合理化を図り、毎事業年度につき1%(金額換算)の業務の効率化を図る。 ○業務の質の向上 ・防災科学技術、地球科学技術等に関連する査読のある専門誌に80編/年以上(研究者1人当たり1.0編程度に相当)の発表を行う。 ・国内外の学会等において、250件/年以上(研究者1人当たり3.1件程度に相当)の発表を行う。 ・研究成果の普及のため年1回以上シンポジウムを開催する。 ・施設及び設備の共用 (例:大型降雨実験施設については年5件以上、また、雪氷防災実験施設については年12件以上の研究課題等をそれぞれ実施する) ・外来研究員等を、年80名以上受け入れる。																																				
	当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降(それ以前と比較しても可)どのように推移しているか。	<table> <tr> <td></td><td>H13年度</td><td>H14年度</td><td>H15年度</td></tr> <tr> <td>業務の効率化</td><td>1.01%</td><td>1.10%</td><td>1.10%</td></tr> <tr> <td>発表論文数</td><td>105編</td><td>85編</td><td>154編</td></tr> <tr> <td>学会発表数</td><td>265件</td><td>437件</td><td>654件</td></tr> <tr> <td>シンポジウム回数</td><td>3回</td><td>5回</td><td>11回</td></tr> <tr> <td>施設・設備共用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td> 大型降雨実験施設</td><td>9件</td><td>10件</td><td>13件</td></tr> <tr> <td> 雪氷防災実験施設</td><td>16件</td><td>14件</td><td>17件</td></tr> <tr> <td>外来研究員等受入</td><td>85名</td><td>90名</td><td>99名</td></tr> </table>		H13年度	H14年度	H15年度	業務の効率化	1.01%	1.10%	1.10%	発表論文数	105編	85編	154編	学会発表数	265件	437件	654件	シンポジウム回数	3回	5回	11回	施設・設備共用				大型降雨実験施設	9件	10件	13件	雪氷防災実験施設	16件	14件	17件	外来研究員等受入	85名	90名	99名
	H13年度	H14年度	H15年度																																			
業務の効率化	1.01%	1.10%	1.10%																																			
発表論文数	105編	85編	154編																																			
学会発表数	265件	437件	654件																																			
シンポジウム回数	3回	5回	11回																																			
施設・設備共用																																						
大型降雨実験施設	9件	10件	13件																																			
雪氷防災実験施設	16件	14件	17件																																			
外来研究員等受入	85名	90名	99名																																			

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率(独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標)その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。	当該法人の事務・事業に係るコスト、収益、資産効率、その他の状況については、当初の見通しから相当程度かい離した状況は見受けられない。	
	本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。	当該法人の財務内容については、防災科学技術に関する研究開発を行うという当該法人の性格から、その収入の多くを国からの支援に依存しているものの、独立行政法人評価委員会においても、適切な会計処理がなされているとの評価を得ているところである。当該法人の事務・事業に係るコスト等の状況については、問題点は見受けられない。	
	本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。		

項 目			文部科学省の見解等	備 考
	勘定区分の機能状況	・ 本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか	当該法人は、勘定区分を設けていない。	
		・ 勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。	—	
		・ 新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。	—	
	受益者負担の在り方	・ 利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。	当該法人が所有する大型実験施設（大型耐震実験施設、大型降雨実験施設、地表面乱流実験施設、雪氷防災実験施設等）を活用し、民間企業、他の独立行政法人、国立大学法人等と当該法人が共同研究を実施しており、民間企業と共同研究を行う場合、また、実験施設を外部機関に貸与する場合には、受益者負担の観点から踏まえ対価を徴収している。 さらに、平成17年度から供用開始予定の兵庫県三木市に建設中である、世界最高性能の実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）については、その利用料金の設定方法等について、現在、外部の有識者からなる利用委員会を設け検討しているところである。	
		・ 本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。		
		・ 本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。		
		・ 本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。		

項 目		文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	本事務・事業についての過去の見直し(独立行政法人による自主的見直しを含む。)の経緯はどのようになっているのか。	
		各見直しのねらいはどのようになっているか、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。	
		当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。	
		本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。	
		当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。	
		当該法人の事務・事業については、今回が独立行政法人化後初めての見直しであるが、当該法人が自主的に見直した主な事項及びその効果については、以下のとおりである。また、これらの効果について、社会経済情勢の変化に伴い低下してきているなどの状況は見当たらない。 ○研究体制の流動性を向上させるため、従来30部門存在した研究室等を廃止し、研究者がそれぞれ4部門に所属するフラットな体制とするとともに、研究体制を統括・調整するために企画部を新設した。また、雪氷部門に関しては長岡雪氷防災実験研究所と新庄雪氷防災研究支所を一体化し、長岡雪氷防災研究所とした。 (効果) ・各研究者が流動的かつ円滑に、複数のプロジェクトを担当することが可能となった。また、雪氷部門の統合により、ワークショップや研究発表会の統一、事務手続きの簡素化などの効率化が図られた。 ○当該法人が統括している国家的プロジェクトの「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」、「高度即時的地震情報伝達網実用化プロジェクト」等を円滑に推進するため、地震防災フロンティア研究センターの下に、川崎ラボラトリーを新設するとともに、企画部に研究協力推進室を設置し研究体制の強化を図った。 (効果) ・受託研究業務、特許権等の事務を一元的に処理することが可能となり効率化が図られた。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
中期目標終了時の事務及び事業の見直し	総合科学技術会議の各種方針等との関係	総合科学技術会議の資源配分の方針等においては、過密都市圏等における災害脆弱性の増大等への対策を含め、安全・安心な社会を構築するための科学技術の総合的・横断的な推進が提言されている。 このため、当該法人は、防災科学技術に関するこれまでの研究成果を踏まえ、今後より一層、リスクの予測、事前対策、緊急対応、復旧・復興その他の自然災害に関する全過程を視野に入れたリスクマネジメントに係る課題解決型の研究開発を推進することとしており、総合科学技術会議の各種方針等と整合したものとなっている。	
	研究開発の科学的・技術的水準	全国に展開した地震観測網(約1,800箇所)から得られる観測データ及び処理・解析結果は、国内外の地震学研究者等に広く利用され、これを基に、学術的に優れた成果が創出されている。 また、今後においても、この成果を積極的に活用することによって、地球観測サミットの「10年実施計画へ向けた枠組み文書」の指摘への対応となる、自然災害による被害の深刻なアジア地域及び従来観測空白地域である太平洋域における国際的な地震・火山観測網の構築に寄与することが可能である。 さらに、現在兵庫県三木市で整備している世界最大規模となる実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)を活用した国内外の共同研究を積極的に展開し、我が国のみならず国際的な意味においても、構造物の耐震性の飛躍的な向上に貢献することが可能である。 このようなことから、当該法人が現在実施している、また今後実施予定の研究開発については、国際的かつ国内的にも優位性を有していることは明らかである。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
関連する事務及び事業の実施主体との関係	○ 関連する研究開発を担う他の主体との間の委託・受託、共同研究等の状況を踏まえると、当該研究開発関係法人と他の主体との間の分担関係を改めた方が効果的・効率的である等の状況が生じていないか。	当該法人は、防災科学技術に関する国内唯一の中核的な研究機関として、自然災害による被害の軽減のための国家的な大型プロジェクトを取りまとめる役割を果たしている。(例：「全国的な地震計ネットワークの管理運営」、「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」、「高度即時地震情報伝送網実用化プロジェクト」) また、本大型プロジェクトには、当該法人のマネジメントの下に、他の研究開発法人、国立大学法人、民間企業等に所属する数多くの研究者が参画しており、関連分野の他の主体との効果的かつ効率的な分担・連携により大きな研究成果をあげているところである。したがって、分担関係を改めた方が効果的・効率的である等の状況は見当たらない。	
	○ 職員等（研究者等）の育成、人材の有効活用、共通管理業務の効率化等を図る上で、当該研究開発関係法人と他の主体との間の事務及び事業の分担関係を改め、一体的に行う必要がある等の状況が生じていないか。 <共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係>	当該法人は防災科学技術に関する研究の特殊性（例えば、観測データを基にした自然災害の発生機構に関するメカニズム解明から、地方公共団体等の要請に呼応した減災システムの構築といった幅広い分野を一貫して研究開発することの必要性等）を踏まえ、研究者等を育成するとともに、有能なポスドク研究者、高度な知見を持った客員研究員や外来研究員を積極的に受入れるなど、人材の有効活用を積極的に図っている。 さらに、他の主体が保有していない大型実験施設等の共用施設に関する運営管理業務については、国内外の研究機関や研究者に積極的に活用されるよう、当該施設に係る運用委員会における外部からの意見聴取、ホームページでの広報等により、効率的な運用がなされているところである。これらのことから、他の主体との間の事務・事業の分担関係を改め一体的に行う必要がある等の状況は見当たらない。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
勤務形態の多様化 地域特性等との関係 組織・業務の見直しの経緯及び効果	当該事務及び事業を引き続き公務員が担当することとした場合、研究者の勤務形態を多様化し、産学官連携、研究者の流動化、研究環境の国際化等の一層の推進を図る、研究者を弾力的に配置する、職員のインセンティブを向上させる等の観点から支障が生じないか。 <共通視点：(2)【現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係】関係>	当該法人は、これまで国の基本方針の下に研究開発を実施するなどの理由から、特定独立行政法人として位置付けられている。しかしながら、研究者の勤務形態の多様化、産学官連携の推進、研究者の流動化、研究環境の国際化、研究者の弾力的配置、研究者の研究活動に対するインセンティブ向上等の観点を踏まえ、今後の研究開発の推進を図るため、特定独立行政法人以外の独立行政法人へ移行させることが必要である。	
	- 当該事務及び事業は、地域特性等からみて、現在の施設等の所在地において行うことが適切か。 - 施設の設置状況からみて効果的・効率的な配置となっているか。「地方にできることは地方にゆだねる」との視点から、地方公共団体の研究機関に移管すべきものはないか。	全国的な課題として捉えられるべき自然災害の被害軽減に関する研究開発を、個々の地方公共団体その他の主体に委ねることは難しく、また、現時点で地方公共団体にはそのような研究開発を行うような体制も整備されていない。 また、当該法人が所有する約1,800ヶ所の地震計は全国均一に設置されているところであり、均質なデータを得るという観点から、これらについては一元的に管理運営すべきものである。	
	「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づく研究開発の事前評価、中間評価、事後評価等の結果行われたプロジェクトの見直しや中止、資源配分の見直し等の経緯はどのようなようになっており、どのような効果が得られたか。	当該法人の研究開発に関する事前評価、中間評価、事後評価等の結果については、研究資金・人材等の再配分における指針として、また、社会情勢の変化等を踏まえた研究開発プロジェクトの重点化、老朽施設の廃止などの判断材料として幅広く活用されている。また、このことにより、より社会的な要請の強い研究開発に、重点的に資源が配分されるといった効果が得られている。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	○ また、事前評価、中間評価、事後評価等の結果のうち、未反映となっているものはないか。あるとすれば、それはどのような理由によるものか。	当該法人の事務・事業に関する事前評価、中間評価、事後評価等の結果のうち、未反映となっているものは基本的にはない。	
	○ 複数の機関を統合して設置した研究開発関係法人の事務及び事業については、統合によりどのような効果（シナジー効果、合理化効果）が得られたか。 <共通視点：(4)【過去の見直しの経緯及び効果】関係>	—	

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究活動・研修事業関係)

項 目			文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
事務 及 び 事 業 の 在 り 方 に 関 する 視 点	国 が 関 与 す る 事 務 及 び 事 業 と し て の 必 要 性 ・ 有 効 性 等	政 策 目 的 的 達 成 状 況	・ 本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。 ・ 当該目的が既に達成されているのではないか。 ・ 本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか ・ 当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。 ・ ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。 特殊教育は、障害のある子どもの教育の機会を確保し、その障害の状態、特性等に応じた教育を行うものであり、日本国憲法、教育基本法に示された教育の機会均等の理念の具現化を図るとともに、障害者基本法に示された障害者の自立及び社会参加を支援することは、国の責務である。独立行政法人国立特殊教育総合研究所(以下、「特殊研」とする。)の事務・事業はこの国の責務を踏まえ、特殊教育の一層の振興を図るものである。 障害のある子どもの障害の状況や教育的ニーズは時代や社会の変化とともに絶えず変化するものであり、障害の種類・程度等は様々である。特殊教育においては、障害のある子どもの自立及び社会参加を支援するため、教育方法等の不断の見直しを通して、教育の一層の充実を図ることが重要であるため、継続的な取り組みが必要である。 特に、近年においては、障害の重度・重複化及び多様化が見られるところであり、より専門的な対応が求められているところである。そのため、関係機関との連携を図りながら、その成果を教育現場に還元することを目的とした実際的な研究等を総合的に行う機関が必要である。 特殊教育の対象となる子どもたちの割合は低く、障害の種類・程度等は多種・多様であり、民間機関で特殊研と同等の内容・レベルの事務・事業を行う例はなく、また各都道府県のみにおいて総合的に本事務・事業を実施できる状況は生じていない。	国は、障害者基本法第4条により、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有しているところである。 また、障害者に対する教育については、障害者基本法第14条に規定されているとおり、国は、障害者がその年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じ(第1項)、障害者の教育に関する調査及び研究を促進し(第2項)、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない(第3項)とされている。 さらに、国は、障害者がその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講ずるために、必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない(同法第12条第4項)とともに、障害者に関する相談業務が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない(同法第20条)とされているところである。 障害者の自立及び社会参加を支援する上で、教育の果たす役割は重大かつ不可欠であり、そのための障害者の教育に関する調査研究を促進するとともに、これに携わる教職員については、教職員としての知識・技能に留まらず、障害に関する最新の研究や実践の成果など、重度・重複化、多様化する児童生徒等の障害に応じた様々な専門知識の習得が欠かせないものであり、その専門性・指導力の向上に係る研修に当たる指導者養成については、国が率先して実施しなければならない。 独立行政法人国立特殊教育総合研究所(以下、「本研究所」という。)は、受益者である障害のある子どもやその保護者に対し、このような国の責務を果たすため、我が国唯一の特殊教育のナショナルセンターとして、「国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、国の政策的課題や教育現場の課題

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究活動・研修事業関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
			に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献すること」を使命として、特殊教育に関する研究のうち主として実地的な研究を総合的に行い、及び特殊教育関係職員に対する専門的・技術的な研修や、障害のある子どもを対象とした教育相談等を三位一体となっていく機関であり、引き続き、独立行政法人という形態において、今後とも社会情勢の変化の状況を踏まえつつ、これらの業務を実施していくことが必要である。
	社会 経 済 情 勢 の 変 化 の 状 況	・ 本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降(それ以前と比較しても可)どのように変化しているか。 障害のある子どもたちの教育をめぐっては、近年のノーマライゼーションの進展や障害の重度・重複化及び多様化の中で、本人や保護者の教育に対するニーズの高まりが見られ、これまで必ずしも障害とはみなされなかった新たな課題についても対応が必要となってきている。 特に、近年においては、平成14年に新しい「障害者基本画」及び「重点施策実施5か年計画」(新障害者プラン)が策定されたところである。また、平成16年には、障害者基本法が改正され、「障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進」(第14条第3項)することが国の責務として明文化された。さらに、国会においては「発達障害者支援法(案)」の検討が進められており、発達障害をもつ者の支援方法等について国としての対応が求められている。	法人設立以降においても、下記のような、障害のある子どもの教育を巡って様々な動向・変化が進展しているところである。 ○障害者基本法の改正(平成16年6月) ・ 障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進することを国の責務として明文化 ○新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」(新障害者プラン)の決定(平成14年12月) ・ 障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥/多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応することを明確化 ○参議院 国民生活・経済に関する調査会「国民生活・経済に関する調査報告(最終報告)」(平成16年6月14日) ・ 障害者、健常者、高齢者等の別なく、すべての人が持てる力を発揮でき、かつ支え合う社会、すなわちユニバーサル社会を形成していくことが求められており、社会的弱者と言われる人々が社会の中で自立した

項 目			文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
				生活を営むことが可能となるような支援体制等総合的な社会環境の整備が必要と提言 ○文部科学省「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」(平成13年1月)及び「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(平成15年3月)の取りまとめ ・ 障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を明示 ・ 特にLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への対応に取り組んでいくことを各学校に求める ○国立久里浜養護学校から筑波大学附属久里浜養護学校への転換 ・ 本研究所との相互協力のもと、重複障害児に関する教育研究や研修の充実に取り組んできた国立久里浜養護学校が、平成16年4月、自閉症に関する調査研究を行う筑波大学附属久里浜養護学校に転換。本研究所は引き続き同校との相互協力のもと、研究・研修を実施 ○発達障害者支援法(案)の検討(次期臨時国会提出予定) ・ 発達障害の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うことを国の責務として明文化 このような社会経済情勢の変化の中にあって、本研究所は、我が国唯一の特殊教育のナショナルセンターとしての機能の一層の充実に図り、その役割を果たしていくことがますます強く求められている。

項 目			文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係		・ 本事務・事業により、どのような効果があるか。 ・ 本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。 ・ 本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。	本事務・事業の実施により、障害の有無やその種類・程度等に関わらず、教育の機会均等の理念を実現することにつながっており、全国民に対し、教育の機会を保障できる制度的かつ実質的な体制の整備につながっている。 本事務・事業が行われない場合には、障害の重度・重複化及び多様化への専門的な対応、並びにこれまで障害とは認識されていなかった新たな課題への対応を実効的かつ総合的に行うことが困難となるのみならず、また、最新の調査研究の成果を踏まえた政策立案が困難となることから制度的な対応を実施していくことが困難になるおそれがある。その結果、障害のある子どもたちの教育の保障が図られないこととなり、教育の機会均等が実現されないことにもつながりうる。	本研究所は、前述の障害者基本法等に基づく国の責務(「政策目的の達成状況」参照)を果たすべく、我が国唯一の特殊教育のナショナルセンターとして、各障害種別に対応した教育実践者をはじめ医師や心理学の専門家等の研究者により、特殊教育に関する先進的かつ実質的な研究活動、研修事業及び教育相談活動等を実施しているところである。 当該業務が確実に実施されない場合には、国としての責務を放棄することになり、その結果、社会的弱者である障害のある子どもの自立・社会参加への支援に向けた政策にとって、支障を生ずることとなる。 また、仮に、これらの業務について国が関与せず、本研究所の行っている業務を、地方公共団体へ移管することとした場合、 文部科学省と連携して取り組む国の政策的な課題に対応する研究は、各地方公共団体のみで行うことは困難であること。 政策的重要性の高い、又は喫緊の課題に対する研修(LD・ADHD・高機能自閉症担当指導者養成研修等)や、地方公共団体独自での実施が困難な研修(情報手段活用による教育的支援指導者講習会等)などは、各地方公共団体のみで行うことは困難であり、さらに、各都道府県等の指導的立場に立つ教職員を育成しなければ、各都道府県等における特殊教育に係る教職員の資質に格差が生じ、全国的な特殊教育に係る教育水準の維持向上、教育の機会均等を保つことができなくなること。 各都道府県の特殊教育センター等では対応が困難な教育相談や教職員の相談への対応、教育相談活動の在り方や方法に関する実質的な研究とそれらの研究成果を活かした教育相談マニュアルの作成などの教育相談活動は、各地方公共団体のみで行うことは困難であること。 地方公共団体における特殊教育に関する研究や研修

項 目				文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
					等の実施状況の観点からみても、現在、本研究所で行っている各活動と同等の質・量を確保することは極めて困難であること。 等の問題を生じる。 さらに、仮に、国が関与せず、民間に行わせることとした場合、 特殊教育に関する研究や教職員の研修等を行うことは、国・地方公共団体が責任を持って行うべきものであること(民間で営利を目的として行う研究(例えばシンクタンク)や民間(予備校等)で行う単なる教授法等の指導技術の研修とは根本的に性格が異なること。) 特殊教育の対象は社会的弱者たる障害のある子どもであるが、特別な教育的支援の必要な障害のある子どもの割合は少なく、また、その障害の種類、程度、能力、適性等が多様であるため、これらに対する研究活動や教育相談活動等について競争による市場原理を導入した場合、受益者一人当たりのコストが増大し、また、特定の分野に限られた内容となるため、本来の特殊教育の十分な成果が期待できず、様々な格差を生じ、不公平、非効率性が高まること(そもそも、この分野は直接受益者負担になじまないこと。) 30年以上に及ぶ特殊教育に関する実際の・総合的な研究等の成果の蓄積や、各都道府県、大学、医療・福祉関係機関、海外の研究者等とのネットワークなど、本研究所が保有する資産は、採算ベースの低い特殊教育の分野にあって民間では保有し得ず、同等の機能を果たし得ないこと。 特殊教育に係る研究活動や研修事業、教育相談活動等を継続的かつ体系的に実施するためには、極めて高い専門性が要求されるとともに、障害の種類や程度によってきめ細かな対応が必要であり、そのためにはこれに応じ

項 目				文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
					た相当数の専門的スタッフや相当規模の体制が必要であるが、民間では、採算性の問題から、これらの活動自体が行われなくなるおそれ大きいこと。 国の政策的課題への対応等については、営利を目的とする民間では必ずしも実施し得ないこと。 等の問題を生じる。
		利用者、顧客、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況	・ 本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。 ・ 本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。 ・ 本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。 ・ 本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。	本事務・事業の受益者としては、障害のある子どもとその保護者である。また教育現場等の教職員や地方自治体の職員についても研究活動や研修事業を通じて受益しているものといえる。 また、本事務・事業を行う際には、受益者のニーズを把握することが不可欠である。特殊研においては、その事務・事業を展開するに際して、教育現場等、外部の有識者の声を積極的に取り入れている。 確かに直接的な受益者としては、まずは障害のある子どもやその保護者であり、その数は多いとはいえない。しかし、障害のある子どもの教育はその自立と社会参加に向けた国の責務であり、本事務・事業の推進は、国民全体の利益につながるものである。	本研究所が行う特殊教育に係る研究活動や研修事業、教育相談活動等の各活動の対象は、一次的には社会的弱者たる障害のある子ども(受益者)であり、二次的にその保護者(受益者)であり、三次的にその教育を担う教職員や国内外の研究者等(顧客、利用者)である。更にいえば、障害のある子どもに対する教育水準の維持・向上による効果は国民全体に還元されることとなるものである。 研究活動については、喫緊の課題や、国の政策的課題・教育現場の重要課題に対応した研究課題に重点化し、かつ、国際交流による外国研究者等の知見や、国際セミナーによる研究協議を踏まえて研究を実施しており、その成果については、本研究所紀要・研究成果報告書等による情報提供やセミナーの開催のほか、インターネットも活用した積極的な情報提供に努めているところであり、受益者の範囲を限定、優遇しているものではない。 研修事業については、国として実施すべき真に必要な研修として、各都道府県等の指導的立場に立つ教職員を対象とした研修に重点化して実施しており、国の政策的課題や教育現場の重要課題を把握し、随時、研修の廃止・新設や、研修内容・規模等の見直しを行っている。現在の内容については、受講者や教育委員会・学校長等に対するアンケート調査では全体的にプラスの評価を得ているところであるが、今後も、逐次、見直しを行っていくこととしている。 なお、受講者は各都道府県における特殊教育における指導者として、研修の成果を各都道府県に還元しているところであり、受益者の範囲を限定、優遇しているものではない。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究活動・研修事業関係)

項 目			文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
				教育相談活動については、各都道府県の特設教育センター等では対応が困難な教育相談や、教職員の相談への対応、教育相談活動の在り方や方法に関する実証的な研究に重点化しているところであり、利用者に対するアンケート調査でもプラスの評価を得ていることから、受益者のニーズに沿った相談活動が実施されているものとする。
事務及び事業を制度的独占により行う必要性	制度的独占の必要性	・ 本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。 ・ 本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 ・ 本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 ・ その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。	-	-

性に関する視点	項 目	文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係 ・ 本独立行政法人の設立目的は何か。 ・ 本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。 ・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。 ・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	特殊研は、特殊教育に関する研究のうち主として実証的な研究を総合的に行い、及び特殊教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特殊教育の振興を図ることを目的とする。 研究活動においては、その研究成果を教育現場に還元することを目的として、政策的課題、教育現場等の喫緊課題に対応した研究を行っている。研修事業においては、地方公共団体において指導的立場に立つ教職員等を主な対象として喫緊の課題、政策的課題、教育現場等のニーズに基づいた研修を行っている。(教育相談活動においては、各都道府県等では対応が困難な教育相談への対応、教育相談活動の在り方や方法に関する実証的な研究等を行っている。) 研究活動、研修事業及び教育相談活動等、特殊研で行う諸活動は一体不可分の関係にある。例えば、教育現場等の喫緊課題に対応した研究活動や教育相談活動における成果を地方公共団体から派遣される指導的立場に立つ教員を対象とした研修事業において還元することができ、また研修事業や教育相談活動を通じて見出された新たな課題が研究活動に反映されることとなる。 特殊研では、教育現場に還元するための実証的研究を教育相談活動と併せて総合的に行っており、研修事業はその成果を直接的な形で還元することのできる場となっている。また、研修事業は研修員と特殊研の所員との相互活動を通じて教育現場等における新たな課題を発見する場となっている。仮に研究活動と研修事業が分断され、複数の主体によって担われることとなった場合には、上記の良循環のシステムが断ち切れ、特殊研の設立目的ならず、特殊教育そもそもの政策目的の遂行上の円滑化に大きな支障を来すこととなる。	本研究所の設立目的は、我が国唯一の特殊教育のナショナルセンターとして、「特殊教育に関する研究のうち主として実証的な研究を総合的に行い、及び特殊教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特殊教育の振興を図ること」である。この目的を達成するため、特殊教育に関する研究のうち主として実証的な研究の総合的な実施と、その成果の普及並びに特殊教育に関する研究の促進、特殊教育関係職員に対する専門的、技術的な研修、特殊教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助等を実施しているところである。 これらの業務については、設立目的に合致しているものであり、かつ、相互に有機的に関連しており、各障害種別に対応した教育実践者をはじめ医師、心理学の専門家等の研究者が実践研究を進めつつ、その成果を教職員の専門性・指導力向上のための研修、教育相談活動等に活かし、これらの活動を通じて得られた成果を更に研究活動に活かすといったように、三位一体となってそれぞれの成果を活かしながら展開し、政策的課題に対応するとともに、教育現場に成果を還元するシステムとなっている。 このように、本研究所の活動は既に一体的に実施され、それぞれ相乗的に効率的・効果的に成果を上げているものであり、分離して実施することは、重大な支障を来し、我が国の特殊教育の振興を阻害することとなる。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究活動・研修事業関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
現 行 の 実 施 主 体 の 財 務 状 況	・ 本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降(それ以前と比較しても可)どのように変化しているか。	特殊研の財務状況については、設立以後、13年度から15年度まで適切な会計処理が行われ、事務・事業の外部委託や電子化を進めており、中期目標に定める毎年度の1%の効率化も達成している。また、科学研究費補助金など外部資金の調達に積極的に努めており、健全な財務運営を支えている。	本研究所の財務状況については、設立以降、毎年度適切な会計処理を行い、各年の事業実績を踏まえ、事務及び業務の効率化を図り、経費を抑制し、中期目標に掲げられている毎事業年度1%の効率化も達成しているところである。 また、上記のとおり、研究活動、研修事業及び教育相談活動等の各活動については、重点化して実施するとともに、常に見直しを実施するなど、効率的な事業実施に努めているところであり、特に必要な事業については運営費交付金の政策化係数等により予算措置を受けている。 さらに、総予算の総額が減額している中、実施事業の効率化を図りつつ、概ね計画通りの事業を実施しており、大幅な行政サービス実施コストの変動は認められない。
	・ 本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。		
	・ 本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。		

項 目	文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	特殊研と類似する事務・事業を行っている主体としては、国立大学法人、地方公共団体、民間団体が考えられる。国立大学法人との役割分担については、特殊研で行われる研究活動・研修事業はあくまで教育現場等への還元を目的とした実際的かつ総合的な活動・事業であり、未知の領域への学問的かつ基礎的な課題を主な研究対象とする国立大学法人とは質的な違いがある。また、地方公共団体との役割分担については、特に研修事業において、地方公共団体が行う研究・研修を企画・立案する担当者等を主な対象者として研修を行っており、地方公共団体が行う研究・研修に対する先導的な役割を果たす研修としての意義を有している。最後に、民間団体との関係においては、現状としては民間団体において特殊教育に係る研究活動・研修活動が活発とはいえないが、教育支援機器の開発において、特殊研と民間企業が共同して研究を行い、主にソフト面において特殊研が特殊教育に係るノウハウを提供し、民間企業を支援することができる。 役割の分担関係については、独立行政法人として発足の前後においても、国立大学が国立大学法人として発足した後も、変化はない。また、特殊研の主体的な見直しを通じて、その役割分担がより明確になっている。 特殊研においては、政策的課題、教育現場等の喫緊課題に対応した事務・事業を展開し、国立大学法人における学問的かつ基礎的な研究課題の成果を適宜踏まえ、その他の主体との連携協力を図りつつ、その成果を地方公共団体における教育現場等へ還元することで最新の学問的成果を取り入れながら実際的かつ総合的な事務・事業を効率的・効果的に展開することが可能になっている。	障害者に対する教育については、障害者基本法に基づき、国と地方公共団体とが行う責務であり、それに携わる教職員に対する研修については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等に基づき、国と地方が連携・協力して実施すべきものとされるとともに、障害者基本法により、障害者がその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講ずるために、必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならないとされている。 また、特殊教育に係る研究活動については、本研究所は、主として実際的な研究を総合的に行うこととし、国の政策の企画立案に資する研究や教育現場等における喫緊の課題についての研究を行っているところである。 以上のことを踏まえ、本研究所では、その役割として、 研究活動については、文部科学省と連携して取り組む国の政策的な課題に関する調査研究や、制度・システム等に関する調査研究(教育関係法令、教育課程、「個別的教育支援計画」モデル開発等)、喫緊の課題に関する研究(LD、ADHD、自閉症及び盲ろう二重障害等の発生頻度の低い障害等の新たな課題)などの研究に重点化して実施し、特殊教育に係る基礎的・理論的な学問としての研究等については、大学において実施。 研修事業については、各都道府県等の指導的立場に立つ教職員を対象として、政策的重要性の高い、又は喫緊の課題に対する研修(LD・ADHD・高機能自閉症児担当指導者養成研修等)や、地方公共団体独自での実施が困難な研修(情報手段活用による教育的支援指導者講習会等)などの研修を実施し、各地方公共団体では、このような研修により養成された指導的立場にある教職員がその成果を各都道府県等において反映。 教育相談活動については、各都道府県の特設センター等では対応が困難な教育相談や全国の教職員の相

項 目		文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
			談への対応、教育相談活動の在り方や方法に関する実際的な研究とそれらの研究成果を活かした教育相談マニュアルの作成などを行い、各都道府県のみでの対応が可能な教育相談活動については、各都道府県で対応。 という役割分担をしているところである。 このような役割分担を踏まえつつ、大学、各都道府県等との緊密な連携協力を図り、業務を実施しているところであるが、従来の「客員研究員」制度「協力機関・協力者」制度に加え、平成16年度からは、より一層、教育現場の重要課題に対応した実際的な研究を推進するため、新たに全国からひろく募集する「研究パートナー」制度を導入しているところであり、今後、NPO等との連携についても検討する。 さらに、平成16年度において、医学・心理学・工学等他のさまざまな専門分野の基礎的・理論的研究を実際の教育場面に応用するための大学等との「共同研究」制度を設け、より効果的・効率的展開を図っているところである。 なお、このような業務を、仮に都道府県や民間において実施することとした場合、前述のような問題を生じるおそれがある。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究活動・研修事業関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
現 行 の 実 施 主 体 の 組 織 形 態 、 人 事 制 度 と の 関 係	・ 本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	教育の機会均等を図る国の責務に加え、特殊教育に係る研究活動・研修事業については、対象となる子どもたちの割合が低く、全国的な課題であるため、必ずしも国立大学法人、民間部門及び各地方公共団体において確実に実施されるとは考えられない。特殊研が国の責任に基づき、我が国唯一のナショナルセンターとして公共上の見地から確実に本事務・事業を実施していく必要がある。	本研究所が、国が行うべき特殊教育に係る研究活動や研修事業、教育相談活動等を、独立行政法人という組織形態において引き続き実施することにより、次のようなメリットがある。 障害者基本法等において求められている国の責務を果たすためには、国の政策の実施部門たる独立行政法人が最適であること。 本研究所で実施する国の政策的課題や教育現場等における喫緊の課題に対応することが可能となること。また、これらの課題に対し、柔軟かつ迅速に実施することが可能となること。 研究活動と研修事業及び教育相談活動等の活動とを、相互に有機的に関連させ三位一体となってそれぞれの成果を活かしながら展開することが可能となること。 なお、このような業務を、仮に都道府県や民間において実施することとした場合、前述のような問題を生じるおそれがある。
	・ 本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。		

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究活動・研修事業関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
	・ (特定独立行政法人の場合) 本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。 ・ (特定独立行政法人の場合) 公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。 ・ (特定独立行政法人の場合) 公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。	大学や海外の研究者との人事交流の一層の円滑化を図るといった観点や国立大学の非公務員型法人への移行といった観点を踏まえ、特殊研の職員の勤務形態については非公務員型への移行を図る。	

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究活動・研修事業関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点	効率化、質の向上等の達成状況	平成13年度の発足以後平成15年度まで継続して、中期目標に定める効率化係数である毎事業年度1%の業務効率化を実現し、政策的課題、教育現場等の喫緊課題等に対応した事務・事業が行われている。 理事長主導の下、平成14年度から特殊研の前身である国立特殊教育総合研究所からの組織を抜本的に再編するための検討を開始し、平成16年度から新しい組織体制への移行を実現するとともに、特殊研の使命を明らかにしつつ、諸活動の見直しを積極的に進めるなどナショナルセンターとしての機能強化を図るなどトップマネジメントの発揮が見られる。 組織体制のみならず、研究活動・研修事業においても理事長主導の下、様々な見直しが進められてきている。研究活動については、教育現場等への還元をより積極的に行うとともに、研修事業については、教育現場の喫緊課題に対応した研修テーマ・内容の充実や、改廃を進めるなど、逐次見直しを図ってきている。	中期目標に掲げられた毎事業年度1%の効率化については、事務及び事業の効率化を図り、毎事業年度において中期目標を達成しているところである。 また、研究活動、研修事業及び教育相談活動等の各活動については、重点化して実施するとともに、常に見直しを図りつつ、効率的な事業実施に努め、求められる役割を果たしているところである。 さらに、研修事業や教育相談活動等において実施しているアンケート調査結果においても受講者・利用者から中期目標における目標値を超える高い評価を得ている。 なお、平成14年度の独立行政法人評価においても、「理事長が国立研究所時代からの慣習にとらわれず、組織改編やナショナルセンターとしての機能強化の面で主導性を発揮しつつ、改革に取り組んでいる姿勢は大いに評価しうるものである。」と、トップマネジメントについて高い評価を受けているところである。
	効率化、質の向上等に係る指標等の動向	上記に挙げた毎事業年度につき1%の業務効率化を実現することの他、以下の指標が用いられている。 - 研究成果を普及するためのセミナーへの参加者を中期目標期間の期間中平均で平成12年度の参加者数以上を確保する。 - 研修事業への参加者の平均80%以上からプラス評価を得る。 - 教育相談を行った者の平均80%以上からプラスの評価を得る。 平成13年度以降、中期目標を上回る成果を実現してきている。 特殊研の財務状況については、設立以後、13年度から15年度まで適切な会計処理が行われ、事務・事業の外部委託や電子化を進めている。また、科学研究費補助金など外部資金の調達に積極的に努めており、健全な財務運営を支えている。	運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標において毎事業年度1%の効率化を図ることとされており、毎年度着実に達成しているところである。また、平成14年度評価においても、人件費、管理経費等の削減のほか、国の要請や新たな課題への対応などを図りながらも、業務の効率化に努めた結果、目標を超える効率化を達成したことは適切であったと評価されているところである。 これらの業務については、文部科学省と連携を図りつつ政策的課題を把握し、また、特殊教育の各界の有識者で構成する運営委員会や校長会等の意見を踏まえつつ教育現場の重要課題を把握し、これらに対応した課題に厳選して、更なる質の向上等に努めているところである。 また、本研究所としての中長期的な活動の指標を作成しつつ、次期中期計画策定に向けた検討を開始しているところである。 なお、コストに係る他の独立行政法人や民間等の組織との比較については、特殊教育に係る先進的な研究活動や、

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】(作成単位：研究活動・研修事業関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
向	し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。 ・ 本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。 ・ 本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。		研修事業、教育相談活動の諸活動を一体的に実施している機関は、唯一、本研究所のみであることから、民間で営利を目的として行う研究や民間で行う単なる教授法等の指導技術の研修等に要する経費とを単純比較することは困難であるとともに、適当ではない。
	勘定区分の機能状況	・ 本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか。 ・ 勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。 ・ 新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。	勘定区分については、該当なし。 勘定区分については、該当なし。 (勘定科目については、事業を評価するのに活用しやすい区分に分けられており、また、毎年度、必要に応じてその見直しを図っているところである。)

項 目		文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
受 益 者 負 担 の 在 り 方	・ 利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。	そもそも障害のある子どもの教育については、国の責務として行う部分が大きく、極めて公益性が高いといえる。研修の受講者が各都道府県の指導者としてその教育の充実に寄与するため、研修事業への参加者のみが本事務・事業の受益者だとはいえない。そのため、基本的には単に研修事業に参加しているというだけでその対価を徴収することは、本事務・事業の性質上、適さないものといえる。 上記に述べたとおり、本事務・事業は理念的には国民全体をその受益者としているものであるが、仮に研修事業への参加者から直接対価を徴収することとした場合には一部の地方公共団体からの派遣数が激減し、特殊教育に係る教育職員の指導力が低下するおそれが生じる。結果、障害のある子どもの教育の質が低下するおそれがある。 現在、特殊研においては、受講料や教材費などを除いた研修員の生活に係る部分等の一部の費用については、自己負担としているところである。	本研究所が行う特殊教育に係る研究活動や研修事業、教育相談活動等については、その対象が社会的弱者たる障害のある子どもであって、そもそも直接受益者負担とすることはなじまない分野であり、また、国として率先して実施しなければならない事業であるため、これらの活動について利用者に負担を求めることは、本来、適さない性格のものである。 また、研修事業の参加者については、一定程度の負担を求めているところであるが、本来、各参加者については、各都道府県教育委員会等の職務命令によって研修を受講しているものであって、この参加者に受講料等の個人負担を求めることは適当ではなく、また、更なる負担を求めることは、各都道府県等の財政的事情によって差を生じることにもつながりかねず、一定水準の教育の維持・向上に支障を来すおそれがあるため、更なる負担を求めることについては慎重であるべきである。
	・ 本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。		
	・ 本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。		
	・ 本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。		

項 目		文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
事務 及 び 事 業 の 見 直 し の 経 緯 の 検 証 に 関 す る 視 点	過 去 の 見 直 し の 経 緯 及 び 効 果	平成14年度から特殊研の前身である国立特殊教育総合研究所からの組織を抜本的に再編するための検討を開始し、平成16年度からの実施を実現するとともに研究活動・研修事業においても逐次見直しを図っている。 組織再編については、新たな課題に柔軟かつ弾力的に対応し、特殊研の業務をより効果的・効率的に推進していくため、従来の障害種別の部・室制を抜本的に改組し、企画、教育研究、研修情報普及、教育相談等の業務別の組織とする課題重視型の大括りの部門に再編した。その効果については、平成16年度より実施したところであり、今後現れてくるものと考えている。 当該見直しはまさに社会情勢の変化に応じて行ったものであり、今後とも社会情勢の変化を踏まえ見直しを進めていくことが重要である。 近年の見直しにおいては、従来型の障害の重度・重複化及びこれまで必ずしも障害と認められてこなかった障害への対応を含め、今後とも生起する新たな課題に対し、即応できる組織体制と事業体制を整備するために行われたものである。今後とも、社会情勢の変化、新たな課題に即時に対応できるようにするため、見直しを行っていくことが必要である。	障害のある子どもの教育を巡って様々な変化がある中であって、平成14年12月に決定された新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」(新障害者プラン)や、文部科学省の「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」(平成13年1月)及び「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(平成15年3月)等において、本研究所は、我が国唯一の特殊教育のナショナルセンターとしての機能の一層の充実を図り、その役割を果たしていくことが求められている。 本研究所は、その要請に応えるため、組織として柔軟かつ弾力的に対応するとともに、その業務を機能的かつ効率的に実施することが求められている。このため、本研究所では、これまでに次のような改革・改善を図っているところである。 組織の再編 従来、本研究所は、障害種別等の体制(8研究部、2センター、総務部)により、研究活動や研修事業、教育相談活動等の業務を実施してきたところであるが、組織として新たな課題に柔軟かつ弾力的に対応するとともに、本研究所の業務を機能的かつ効率的に実施するため、平成14年度から課題重視型の部門による組織再編について検討を重ね、平成15年度中に4部1センター(企画部、総務部、教育支援研究部、教育研修情報部及び教育相談センター)からなる新組織への再編について成案を得、平成16年4月から円滑に新組織による業務運営を開始したところである。 研究活動の重点化 研究活動については、文部科学省と連携して取り組む国の政策的な課題に関する調査研究や、制度・システム等に関する調査研究(教育関係法令、教育課程、「個別の教育支援計画」モデル開発等)、喫緊の課題に関する研究(LD、ADHD、自閉症及び盲ろう二重障害等の発生頻度の低い障害等の新たな課題)などの研究に重点化して実施しているところである。

項	目	文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
			今後も、喫緊の課題や、政策的課題・教育現場の重要課題に対応した研究課題に厳選し、更なる研究の質の向上等を図ることとしている。 研修事業の見直し 研修事業については、各都道府県等の指導的立場に立つ教職員を対象として、政策的重要性の高い、又は喫緊の課題に対する研修(LD・ADHD・高機能自閉症児担当指導者養成研修等)や、地方公共団体独自での実施が困難な研修(情報手段活用による教育的支援指導者講習会等)などの研修に重点化して実施しているところである。 特に、平成15年度においては、当初計画にはなかった特別支援教育コーディネーター指導者養成研修を開設したほか、講義・内容等の充実を図る一方、平成16年度からの体系的・専門的な研修の充実を図るため、研修事業の見直しを図ったところである。 さらに、都道府県等の特殊教育センター等における研修の充実に資するため、インターネットを活用した講義配信を行うこととし、平成15年度から試行配信を実施し、平成16年度から全面实施しているところである。 教育相談活動の重点化 教育相談については、その成果を研究活動や研修事業に活かしながら相乗的に効果を上げる観点から、各都道府県の特設センター等では対応が困難な教育相談、研究活動や研修事業の充実に資する教育相談、全国の教職員の相談への対応、教育相談活動の在り方や方法に関する実証的な研究とそれらの研究成果を活かした教育相談マニュアル等の作成などに重点化して実施しているところである。 今後、これらの改善・改革を更に進めるとともに、その検証を十分に行っていくこととしている。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【研究開発関係】(研究活動関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
中期目標終了時の事務及び事業の見直し	総合科学技術会議の各種方針等との関係	○ 当該事務及び事業に対するこれまでの資源配分の重点化、効率化、合理化等は、総合科学技術会議の資源配分の各種方針等と整合したメリハリのあるものとなっているか。 特殊教育に係る研究については、必ずしも総合科学技術会議の資源配分の方針等で定める重点分野ではないものの、研究活動の重点化については全ての研究課題について事前、中間、事後の評価手法を取り入れることとしており、研究活動の資源配分に的確に反映する必要がある。 また「障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)」においても、独立行政法人国立特殊教育総合研究所(以下、「特殊研」とする。)において先導的な指導方法の開発や体制等に関する研究を一層推進することが求められているところであり、特殊研では研究成果を教育現場等に還元することを目的として実際的な研究に重点化して行っているところである。	国立特殊教育総合研究所(以下、「本研究所」という。)で行う特殊教育に係る研究活動については、下記のような、喫緊の課題や、国の政策的課題・教育現場の重要課題に対応した研究課題に重点化し、かつ外部有識者による外部評価を行いつつ実施しているところである。 国内外の特別支援教育に関する制度・システム等に関する調査研究 政策的に重要かつ緊急な課題(拡大教材、手話コミュニケーション、脳科学と教育等) 特別支援教育に係る教育内容・方法等に関する調査・研究(教育課程、教材・教具等) 教育現場の重要かつ喫緊の課題に対応すべき課題に関わる実践的な研究(LD、ADHD、自閉症及び盲ろう二重障害等の発生頻度の低い障害等の新たな課題の研究) 総合科学技術会議の資源配分の各種方針等に関しては、平成16年度の資源配分方針において重点4分野として示された「ライフサイエンス(こころの発達と脳に関する基礎的研究、こころの病気、教育が脳機能に与える影響に関する研究)」へ対応するため、平成16年度から新たな研究課題として取組を開始しているところであり、今後も総合科学技術会議の方針等も踏まえつつ、研究課題を検討していくこととしている。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【研究開発関係】(研究活動関係)

項 目	文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
研究開発の科学的・技術的水準	○ 研究開発関係法人が実施する当該研究開発の科学的・技術的水準は、国際的に見て、引き続き、独立行政法人として担うべき高水準のものとなっているか。また、国内的には、どのような機関と競争関係にあり、また、引き続き当該法人が担うべき優位性を有しているか。 <共通視点：(1) - 【政策目的の達成状況】関係> 特殊研の研究活動の成果は、我が国の特殊教育施策に貢献してきており、義務教育段階において障害により就学猶予・免除を受けている児童生徒数の割合は、全学齢児童生徒数のうち約0.001%と、国際的にも極めて高い水準となっている。 また、ユネスコの協力を得て年一回実施しているAPEID(アジア・太平洋地域教育開発計画)セミナー(平成14年度からはアジア・太平洋特殊教育セミナー)は過去23回行われ、のべ300人以上の各国代表を招聘して最先端の特殊教育に関する議論と情報提供を行い、同地域の開発途上国の教育の発展・充実に貢献している。 さらに、対外的にもOECDにおける特殊教育関係の会合や二国間交流などの国際的な活動において、他国の特殊教育に係る国立研究所のカウンターパートとなって、我が国の特殊教育に係る国の研究機関として職員を派遣しているところであり、国際的にも我が国のナショナルセンターとして認められている。 特殊研の研究活動は、大学等において行われる基礎的・理論的な学問としての研究等を踏まえ、その研究成果を地方公共団体に還元することで、地方公共団体が行う諸活動の先導的な役割を果たしている。	本研究所の設立以降、行われてきた研究活動の成果は、我が国の特殊教育施策に資するとともに、我が国の特殊教育関係者の専門性・指導力の向上に貢献してきたところである。このため、義務教育段階において障害により就学猶予・免除を受けている児童生徒数の割合は、全学齢児童生徒数のうち約0.001%と、国際的にも極めて高い水準となっているところである。 一方、本研究所がユネスコの協力を得て年一回実施しているAPEID(アジア・太平洋地域教育開発計画)セミナー(平成14年度からはアジア・太平洋特殊教育セミナー)は過去23回行われ、のべ300人以上の各国代表を招聘して最先端の特殊教育に関する議論と情報提供を行い、同地区の開発途上国の教育の発展・充実に貢献しているところである。また、セミナー以外に毎年50人程度の外国からの研究者等を迎えており、本研究所がナショナルセンターとして国際的に認知されているものと考ええる。 また、本研究所は、国の政策実施部門であると同時に我が国唯一の特殊教育のナショナルセンターであり、対外的にもOECDにおける特殊教育関係の会合や二国間交流などの国際的な活動において、他国の特殊教育に係る国立研究所のカウンターパートとなって、我が国の特殊教育に係る国の研究機関として職員を派遣するなど、我が国を代表しているところである。 本研究所で行う特殊教育に関する研究活動は、文部科学省と連携して取り組む国の政策的な課題に関する調査研究や、制度・システム等に関する調査研究、喫緊の課題に関する研究(LD、ADHD、自閉症等)などの実際的な研究に重点化して実施しているところであり、かつ、これらの研究活動は、研修事業や教育相談活動と相互に成果を活かしながら一体的に実施しているものである。これは、我が国の唯一の特殊教育のナショナルセンターたる本研究所のみがなし得る活動であり、基礎的・理論的な学問としての研究等を行う大学等とは一線を画しており、依然として本研究所が担うべき優位性を有していると考ええる。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【研究開発関係】(研究活動関係)

項 目	文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
関連する事務及び事業の実施主体との関係	○ 関連する研究開発を担う他の主体との間の委託・受託、共同研究等の状況を踏まえると、当該研究開発関係法人と他の主体との間の分担関係を改めた方が効果的・効率的である等の状況が生じていないか。 ○ 職員等(研究者等)の育成、人材の有効活用、共通管理業務の効率化等を図る上で、当該研究開発関係法人と他の主体との間の事務及び事業の分担関係を改め、一体的に行う必要がある等の状況が生じていないか。 <共通視点:(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係>	特殊研と類似する研究活動を行っている主体としては、国立大学法人、地方公共団体、民間団体が考えられる。国立大学法人との役割分担については、特殊研においてはあくまで教育現場等への還元を目的とした実際的かつ総合的な研究活動を行っており、未知の領域への学問的かつ基礎的な研究課題を主な研究対象とする国立大学法人とは質的な違いがある。また、民間団体との関係においては、現状としては民間団体において特殊教育に係る研究活動・研修活動が活発とはいえないが、教育支援機器の開発において、特殊研と民間企業が共同して研究を行い、主にソフト面において特殊研が特殊教育に係るノウハウを提供し、民間企業に対し支援を行うことができる。 国立大学法人、民間団体との役割分担については上記のとおりであるが、人材の有効活用、共通管理業務の効率化等を図る観点からは、教育委員会や大学等との人事交流等が積極的に行われており、研究職員の約7割が学校・医療等現場経験者で構成され、現場の状況を把握し、研究を推進している。 また、特殊研は政策的課題、教育現場等の喫緊課題に対応した研究活動を展開し、研修活動等を通じて研究成果を教育現場に還元するとともに、研究活動等において新たな研究課題を吸い上げるといった良循環を形成したひとつのシステムである。そのため、役割の異なる主体に対して本事務・事業を統合していくことについては、こうしたひとつのシステムの運営を阻害するおそれがある。 本研究所では、特殊教育に係る国の政策的課題に対応するため、文部科学省からの委託による研究課題に取り組んでいるところである。 一方、民間機関等との関係においては、特殊教育という分野が採算性の高い分野といえず、民間機関が活発に調査・研究等を行っているものでもないことから、現在のところ、民間等の機関との委託・受託研究や共同研究は、若干の例を除き、ほとんど実績はない。 これまで、教育委員会等との期限を定めた人事交流、「客員研究員」の招へい、研究活動における外部の「協力機関・協力者」制度により、必要となる人材を確保しているところであるが、平成16年度からは、より一層、教育現場の重要課題に対応した実際的な研究を推進するため、新たに全国からひろく募集する「研究パートナー」制度を導入しているところである。 さらに、平成16年度において、医学・心理学・工学等他のさまざまな専門分野の基礎的・理論的研究を実際の教育場面に応用するための大学等との「共同研究」制度を設けたところであり、より効果的・効率的展開を図っているところである。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【研究開発関係】(研究活動関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
勤務形態の多様化	○ 当該事務及び事業を引き続き公務員が担当することとした場合、研究者の勤務形態を多様化し、産学官連携、研究者の流動化、研究環境の国際化等の一層の推進を図る、研究者を弾力的に配置する、職員のインセンティブを向上させる等の観点から支障が生じないか。 < 共通視点：(2)【現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係】関係 >	特殊研は、大学や海外の研究者との人事交流の一層の円滑化を図るといった観点や、国立大学の非公務員型法人への移行といった観点などを考慮し、組織形態については、非公務員型への移行を図る。	

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【研究開発関係】(研究活動関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
地域特性等との関係	- 当該事務及び事業は、地域特性等からみて、現在の施設等の所在地において行うことが適切か。 - 施設の設置状況からみて効果的・効率的な配置となっているか。「地方にできることは地方にゆだねる」との視点から、地方公共団体の研究機関に移管すべきものはないか。	特殊教育は、全国的な課題であり、ある特定の地域のみに限った地域特性があるものでなく、現在の所在地は首都圏にも比較的近く、アクセスが比較的容易であり、また十分な施設環境を確保できるため、概ね適切なものとする。 また、施設の設置状況については、特殊研が実施する他の事務・事業である研修事業、教育相談活動等と併せて構築しているシステムを機能させるためには、一体的な業務運営が必要となる。 地方公共団体の研究機関への移管については、障害のある子どもの割合は低いこと、障害の重度・重複化及び多様化がみられるなかで各地方公共団体において独自に実際的かつ総合的な研究活動を行うことはできない。そのため、各地方公共団体において特殊研が行う諸事業と同等の質・量が確保するには、現在より多くの資源配分が必要とされるおそれがある。同じく政策的な課題についても各地方公共団体において即時に対応していくことは困難である。むしろ特殊研において地方公共団体と連携し、各地方公共団体のコーディネーター的役割を果たしながら、地方公共団体の重要課題について集約的に研究活動を進め、その研究成果を円滑に還元していくことにより効率的に特殊教育に係る研究活動を推進することが可能になるものとする。	現在の本研究所の所在地については、対象となる障害のある子どもの教育にとって自然に恵まれた環境が最良であること、周辺住民との関係で苦勞する特殊教育諸学校が多い中で本研究所については、地域住民の十分な理解が得られ、協力的であること、首都圏からアクセスが比較的容易であること、などから適切であるといえる。 本研究所の諸活動は、特殊教育に係る先進的かつ実際的な研究活動、研修事業及び教育相談等を三位一体となってそれぞれの成果を活かしながら実施することに意義があり、これらの業務を行う施設を一体的に配置している現在の設置形態こそ効果的・効率的であり、最適である。 仮に、本研究所の行っている研究業務を地方公共団体へ移管することとした場合、 文部科学省と連携して取り組む国の政策的な課題に対応する研究は、各地方公共団体のみで行うことは困難であること。 各都道府県の特殊教育センター等では対応が困難な教育相談や教職員の相談への対応、教育相談活動の在り方や方法に関する実際的な研究とそれらの研究成果を活かした教育相談マニュアルの作成などの教育相談活動は、各地方公共団体のみで行うことは困難であること。 地方公共団体における特殊教育に関する研究や研修等の実施状況の観点からしても、現在、本研究所で行っている各活動と同等の質・量を確保することは極めて困難であること。 等の問題を生じ、障害のある子どもの教育の質の低下を招きかねないこと、更には障害者基本法等で定める障害のある子どもの教育に対する国の責任との関係から、地方公共団体への移管は適当ではない。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【研究開発関係】(研究活動関係)

項 目		文部科学省の見解等	備 考(国立特殊教育総合研究所の見解)
組織・業務の見直しの経緯及び効果	「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づく研究開発の事前評価、中間評価、事後評価等の結果行われたプロジェクトの見直しや中止、資源配分の見直し等の経緯はどのようなようになっており、どのような効果が得られたか。 - また、事前評価、中間評価、事後評価等の結果のうち、未反映となっているものはないか。あるとすれば、それはどのような理由によるものか。 - 複数の機関を統合して設置した研究開発関係法人の事務及び事業については、統合によりどのような効果(シナジー効果、合理化効果)が得られたか。 <共通視点:(4)【過去の見直しの経緯及び効果】関係>	特殊研において行われる研究活動においては、事前評価として教育現場等を含む外部の有識者等より意見を聴取しているところであり、また中間評価、事後評価としては、外部有識者による評価を定期的に行っている。 今後は、教育現場等により研究成果に対するフィードバックを得るなど、様々な手段を通じて、研究活動の適切性、効率性、実効性を確保していく必要がある。	本研究所の研究活動に対しては、本研究所運営委員会に外部有識者で構成する「外部評価部会」を設置し、教育現場の重要課題に応える研究を推進する観点に立って、研究活動の成果等に係る外部評価を実施しており、今後の研究活動の改善向上にも反映されているところである。 また、平成15年度には、研究課題の計画段階において、各都道府県教育委員会等へのアンケート調査による事前評価を実施し、国として取り組むべき教育現場の重要課題を見極め、平成16年度にこれを踏まえつつ研究課題の採択や研究計画・内容の改善を図っているところである。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(研修事業関係)

	項 目	文部科学省の見解等	備考(国立特殊教育総合研究所の見解)
中期目標終了時の事務及び事業の見直し	他の機関の事務及び事業との役割分担	○法人が実施する教育・指導・訓練業務と関連する研究開発業務を行っている法人の事務及び事業と一体で実施することにより、一層の効果を発揮できるのではないかと。 ○一貫した有効なカリキュラム・プログラム等の設定、教員の有効活用等を図るため、他の法人が実施する類似の事務及び事業と一体的に実施することにより、一層効果的・効率的な運営が図られるのではないかと。 同様に、法人が複数の施設を分散して設置し、各施設で同様の事務及び事業を実施している場合、それらを一体的に実施することにより、一層効果的・効率的な運営が図られるのではないかと。 ○当該業務を民間、地方で実施することができない明確かつ具体的な理由があるか。国等からの委託に基づいて実施することとした場合でも、民間、地方で実施することが困難であるとする理由があるか。 また、現段階で理由がある場合であっても、中期的には民間、地方で実施することが可能となるよう、法人自ら教育・指導・訓練を行う業務から、法人が民間、地方の教育・指導・訓練を一定期間支援する業務へと転換する必要があるのではないかと。 <共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係>	本研究所においては、各都道府県等における障害のある子どもの教育に関する指導者の養成を目的として研修を実施しているところである。この研修では、研究協議、事例研究等を通して実践的な指導力の向上等を図るものであり、本研究所の最新の研究成果や教育相談等の成果を還元する三位一体のシステムの中で実施しているところである。 本研究所では、研究職員自らが企画するプログラム・カリキュラムによる研修事業を、研究活動や教育相談活動等と並び、国が率先して実施しなければならない業務としており、これらの活動は有機的に関連し、三位一体となってそれぞれの成果を活かしながら一体的に実施することにより、一層効果的・効率的な運営を展開しているものである。したがって、研修事業のみを分離して他の法人に統合させることは、我が国の特殊教育の振興を阻害するおそれがあるとともに、他の法人とは研修の内容・方法、設備、教材等が大きく異なることから適当ではない。 教職員の資質向上を主目的に地方公共団体や民間で実施される研修は、比較的短期間若しくは単発的に行われることが多く、本研究所で実施する研修とは、おのずとその目的、内容、質及び量が異なっている。 仮に地方公共団体へ業務移管を指向しても、政策的重要性の高い、又は喫緊の課題に対する研修等は、各地方公共団体のみで行うことは困難であること、さらに、各都道府県等の指導的立場に立つ教職員を育成しなければ、教職員の資質に格差が生じ、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等を保つことができなくなることから、地方への業務移管は適当ではない。 また、民間への業務移管については、特殊教育に関する研究や教職員の研修等を行うことは、国・地方公共団体が責任をもって行うべきものであること(障害者基本法第12条) 教職員の研修事業については、民間で実施すると高額な受講料の設定が予想されるが、都道府県等の財政事情等を考慮すると、高額の受講料の設定は難しく、民間では採算上、実施が困難であること等から、適切ではない。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(研修事業関係)

項 目	文部科学省の見解等	備考(国立特殊教育総合研究所の見解)
学科・研修コース・訓練プログラム等の抜本的な見直し ○学科・研修コース・訓練プログラム等別の入学者・受講者・参加者等の人数が定員や最適規模を大幅に下回って推移している学科・研修コース・訓練プログラム等については、当該定員に関する過去の見直し状況、当該見直しの基礎となった需要予測等、卒業生・修了者等の採用実績のある企業等教育・指導・訓練の間接的な受益者のニーズ、養成に要する期間等を踏まえ、当該学科・研修コース・訓練プログラム等の廃止を含めた抜本的な見直しが必要となっていないか。 また、授業料・受講料・参加料等を徴収していない又は低く抑えているにもかかわらず、入学者・受講者・参加者等の人数が定員や最適規模を下回って推移している学科・研修コース・訓練プログラム等についても、当該学科・研修コース・訓練プログラム等の廃止を含めた抜本的な見直しが必要となるのではないかな。 <共通視点：(1) - 【社会経済情勢の変化の状況】【利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況】関係>	定員や最適規模を大幅に下回って推移している研修事業については、その必要性も十分考慮して逐次見直しを図っていく必要がある。特殊研においては、個々の研修事業において派遣元、研修員、研修員の所属する学校長へのアンケート調査等を通じ、その研修事業の評価を行っており、平成16年度の研修事業についても見直しを図ったところである。 また、受講料等については、特殊研が行う事務・事業の受益者は理念的には国民全体であるといえるため、研修事業に参加する研修員のみがその受益者とも言い難いものの、その生活に係る部分等の一部の費用については自己負担としているところである。そのため、特殊研が行う研修事業については、その費用の多寡に比して応募者数が変動することを理由に研修事業の改廃に結びつけることは適切ではない。	本研究所の研究成果や教育相談活動の成果等を活かした研修プログラム開発を進め、研修事業を実施しているところであり、文部科学省と連携を図りつつ政策的課題を把握し、また、特殊教育の各界の有識者で構成する運営委員会や校長会等の意見を踏まえつつ教育現場の重要課題を把握し、これらに即応した研修テーマ・内容とするよう、逐次、見直しを図っているところである。 平成15年度には、喫緊の政策的課題に対応するため、「特別支援教育コーディネーター指導者研修」を直ちに始めたところであり、平成16年度には同研修の内容を更に充実して実施している。 また、教育現場の喫緊の重要課題に対応して「学習障害児等指導者養成研修」などの見直しを図り、内容の充実に努めたほか、平成16年度には、これまでの研修成果を踏まえ一部の研修について廃止・新設を図ったところである。 今後とも、様々な手段により、喫緊の課題や、政策的課題・教育現場の重要課題を的確に把握し、受講者や派遣元へのアンケート調査を一層活用しつつ、逐次研修の見直しを図ることとしている。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(研修事業関係)

項 目	文部科学省の見解等	備考(国立特殊教育総合研究所の見解)
カリキュラム・プログラム等の独自性 ○各学科・研修コース・訓練プログラム等のカリキュラム・プログラム等について、類似業務を行う他の独立行政法人、民間機関及び公立機関と比較した場合、同一又は類似内容のものが多数みられるなど独自性が希薄になってきており、当該学科・研修コース・訓練プログラム等を廃止すべき状況となっていないか。継続して実施する場合においても、これらの差別化を図るため、学科・研修コース・訓練プログラム等やその内容の精選、重点化を図る必要はないか。 <共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係>	特殊研が行う研修事業については制度的に独占しているわけではないが、実態上、民間の機関により行われる例はほとんどない。また、地方公共団体との関係においては、まさに特殊研の研究活動の成果等を踏まえ、地方公共団体が行う研修事業の質を高めるために、その指導的立場に立つ教育職員等を主な対象として研修事業を展開しているところであり、地方公共団体で行う研修事業の企画・立案に資する内容となっており、先導的な役割を果たしている。	本研究所における研修は、国の責務として全国レベルでの指導者養成を目的とするものであり、研究職員自らが企画するプログラム・カリキュラムにより、本研究所の研究職員等が行う講義・演習のほか、各都道府県レベルでは対応が困難な課題を持ち寄って行う研究協議・事例研究等を通して、実践的な指導力の向上等を図るものである。 また、筑波大学附属久里浜養護学校ほか特色ある教育活動を行う学校や福祉施設等での実地研修を取り入れて効果的に実施するだけでなく、研究や教育相談等の成果を還元するシステムの中で実施しているものであり、こうした研修事業は本研究所以外ではできないものである。 したがって、教職員の資質向上を主目的に、比較的短期間若しくは単発的に行われることが多い地方公共団体等や民間の研修とは、おのずとその目的、内容、質及び量が異なっており、少なくとも一律に現在の研修コース・プログラム等について廃止するべき状況ではない。 研修・講習会については、喫緊の課題や、政策的課題・教育現場の重要課題を踏まえ、真に必要な研修テーマに精選し、目的を達成した研修・講習については廃止を行うなど、各コースの内容の精選・重点化を図っているところである。 今後とも、喫緊の課題や政策的課題・教育現場の重要課題を踏まえるとともに、地方公共団体との役割分担を踏まえ、逐次、研修内容の見直しを図ることとしている。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(研修事業関係)

項 目		文部科学省の見解等	備考(国立特殊教育総合研究所の見解)
	期間の短縮 ○引き続き実施することとされた学科・研修コース等であっても、学生・受講者等を確保するとともに、効率的な実施を図る観点から、教育・指導・訓練の期間を大幅に短縮する必要があるのではないか。 <共通視点：(1) - 【利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況】(3)【効率化、質の向上等の達成状況】関係>	特殊研が行う研修事業については、派遣元、研修員、研修員の所属する学校長へのアンケート調査等を通じ、逐次見直しを図ることとしている。期間については、政策的課題であるかどうか、教育現場等の喫緊課題であるかどうかを勘案しつつ、個々の研修課題の目的に応じ、必要な期間を設定しているものであり、今後も見直しを図っていく必要がある。	研修・講習会については、教育現場の重要課題を踏まえ、情報教育コース(短期研修)を廃止し、内容の精選・重点化を図って「情報手段活用による教育的支援指導者講習会」(平成16年度開設)とするなど見直しを進めている。 今後とも、逐次見直しを図り、効率的な実施に努めることとしている。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の事務及び事業に関する見解等【教育・指導・訓練関係】(研修事業関係)

	項 目	文部科学省の見解等	備考(国立特殊教育総合研究所の見解)
法人の収入面の見直し	○ 教育・指導・訓練の効果は、学生・受講者・参加者等の個人の将来の便益につながるという特性を踏まえ、授業料・受講料・参加料等について、水準、徴収時期、徴収対象等を見直す必要があるのではないか。また、法人が有する施設やノウハウを活用し、本来業務に支障のない範囲内において、自己収入の増大を図る余地があるのではないか。 < 共通視点：(3)【受益者負担の在り方】関係 >	障害のある子どもの教育については、国の責務として行う部分が大きく、極めて公益性が高いといえる。特殊研が行う研修の受講者が各都道府県の指導者としてその教育の充実に寄与するため、研修事業への参加者のみが本事務・事業の受益者だとはいえない。そのため、基本的には単に研修事業に参加しているというだけでその対価を徴収することは、本事務・事業の性質上、適さないものといえるが、その生活に係る部分等の費用については自己負担としているところである。 また、今後、本来業務に支障のない範囲内で研修の対象範囲を拡大し、教育現場等の教職員以外の者についても研修を受講できるようにすることを検討する必要がある。 さらに、宿泊施設については、本来業務に支障のない範囲内で本来業務の対象者以外の者の利用の拡大については、自己収入の一途とすることも検討していく必要がある。	本研究所が行う特殊教育に係る諸活動等の対象は、社会的弱者たる障害のある子どもであって、そもそも直接受益者負担とすることはなじまない分野であることや、特殊教育にかかる専門性・指導力の向上に係る研修に当たる指導者の養成については、国が率先して実施しなければならないため、これらの活動について利用者に負担を求めることは、本来、適さない性格のものである。 研修事業の参加者については、一定程度の負担を求めているところではあるが、本来、各参加者については、各都道府県教育委員会等の職務命令によって研修を受講しているものであって、この参加者に受講料等の個人負担を求めることは適当ではなく、また、更なる負担を求めることは、各都道府県等の財政的事情によって差を生じることにもつながりかねず、一定水準の教育の維持・向上に支障を来すおそれがあるため、更なる負担を求めることについては、慎重であるべきである。 今後、本研究所の研究成果や各活動の経験を活かし、国として取り組むべき研修課題を見極め、本来業務への影響等も勘案しながら、教育関係職員のみならず、医療・福祉・労働等の関係職員の研修の実施についても検討を進めることとしている。 また、これまでの本研究所の教材・教具開発の研究成果を活用し、民間等との連携を図りつつ、教育関係機器のみならず福祉等への応用も視野に入れた機器開発についても検討することとしている。

項 目			文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業の在り方に関する視点	国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況	・ 本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。 ・ 当該目的が既に達成されているのではないか。 ・ 本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか ・ 当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。 ・ ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。	
			○国語は一国の文化・社会・経済を支える基盤であり、国家の根幹を成すものである。国語は、長い歴史の中で形成されてきた我が国の文化の基盤を成すものであり、先人たちの築きあげてきた伝統的な文化を理解・継承し、新しい文化を創造発展させるためにも国語は欠くことのできないものである。 ○国語政策は、全国民が日常使用する言葉そのものを対象とするため、国民の日常生活に極めて大きな影響を与えるものであり、国語の使用実態とその意識を見極めつつ、一定の方向性を示していく必要がある。国語政策は、一般の行政制度とは異なり、その定着までに長期間を要するとともに、いったん定められたものは長期的な安定性を必要とするとの特質を有する。また、言葉を学ぶことは、その国の文化を学び理解することであり、日本語を理解する人を世界各国に広く得ることは、国際社会における我が国の地位を確保していく上で重要である。このような役割を果たす外国人に対する日本語教育は、日本語を学ぶ外国人や我が国に居住する外国人が急増している現在、我が国に対する理解や我が国社会の安定にとって極めて重要な課題となっている。 ○このような重要性を持つ国語及び日本語教育政策の立案は、多様な日本語についての綿密かつ科学的な調査研究に基づいて行われる必要があり、そのためには、大規模な言語資料に裏付けられた長期的・継続的な研究を行う専門機関が不可欠である。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
社会経済情勢の変化の状況	・ 本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	○近年、価値観の多様化、都市化、少子高齢化、国際化、情報化など、社会の変化が急速に進んでいる。国立国語研究所は、このような社会経済情勢の変化によってもたらされる日本語の変化を的確にとらえるとともに、日本語学習者の多様化に対応した日本語教育を行っていく上で、不可欠な調査研究を行っている。特に、情報化は、情報機器の急速な普及やインターネット利用の拡大に見られるように、国民の日常生活に浸透してきており、国民が日常使用する言葉にも大きな変化を及ぼしている。 ○さらに、行政分野においても情報技術を活用し、行政の効率化と電子申請等における国民へのサービス向上に資することが求められている。このためには、各機関を結ぶネットワークを構築し、各機関の保有する行政情報の利用を可能とする必要があるが、そのためには、各機関が保有する文字情報の共通化を図る必要がある。 ○国立国語研究所では、これらの社会情勢の変化に対応した調査研究に取り組んでおり、独立行政法人化以降も、例えば、「日本語話し言葉コーパス」を構築するとともに、「外来語の言い換え提案」や電子政府の基盤となる「汎用電子情報交換環境整備プログラム」などを実施している。 ○このような社会経済情勢の変化は、これまでにない速度で日本語の変化をもたらしており、国語政策や日本語教育政策の立案も迅速に行うことが必要となっている。このため、今後の国立国語研究所の調査研究については、書き言葉・話し言葉を通じた大規模な言語データベースを構築し、国語及び日本語教育に関する様々な課題に迅速・的確に調査研究を実施できる体制を構築することが必要と考える。 ○また、研究所が取り組んでいる日本語教師に対する研修事業については、大学の養成課程や、民間の日本語学校あるいは各種の公的な機関での日本語教育の取組の現状を踏まえ、国として行うべき研	

項 目				文部科学省の見解等	備 考
				修事業に重点化していく必要がある。この際、国立国語研究所が現代日本語に関する調査研究機関としての専門性を生かした研修事業に取り組むべきである。具体的には、各日本語教育機関等において指導的な役割を担う中核的教師(teacher s teacher)を育成することは、今後の各日本語教育機関における教育水準を向上させ、日本語教育の充実を図るために有効な取組と考えられる。したがって、現在国語研究所で取り組まれているプロジェクト研修を中核に据えた研修事業の見直しを進める必要がある。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係	・ 本事務・事業により、どのような効果があるか。 ・ 本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。 ・ 本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。	○国語は、一国の文化・社会・経済を支える基盤であり、国語政策は国民の日常生活に直接的に影響を与える重要事項である。 このため、国として必要な大規模かつ継続的な調査研究を実施する必要がある。 国立国語研究所は、これまで国の国語政策に大きな貢献をしてきた。現在の国民の言語生活の基盤をなしている常用漢字表や国語審議会（現在は文化審議会）答申の多くは、国立国語研究所の調査研究を基礎として作成されている。 国民の言語生活の安定のためには、今後も、長期的、継続的に客観的な裏付けのある調査研究の上に立った施策を国の責務として実施する必要がある。 国立国語研究所の業務が実施されない場合には、国際化や情報化など時代とともに社会が変化していく中で、国民の言語生活の基盤が確立されず、適切かつ能率的な情報伝達ができなくなり、社会生活そのものに混乱を生じることとなる。	

項 目			文部科学省の見解等	備 考
		利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況	・ 本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。 ・ 本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。 ・ 本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。 ・ 本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。	
			○国立国語研究所が行う調査研究の対象である国語は、一国の文化・社会・経済を支える基盤であり、国民が日常使う言語そのものであることから、その成果は、ある特定の者ではなく広く国民に還元されるものである。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業を制度的独占により行う必要性	制度的独占の必要性(制度的独占により行われている事務・事業についてのみ記入)	・ 本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。 ・ 本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 ・ 本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 ・ その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。	
		○国立国語研究所において行っている事務・事業については、制度的独占により行っているものはない。 ○国立国語研究所は、国の政策立案にとって不可欠な調査研究を実施する、現代日本語教育の唯一の機関であり、このような使命を達成するためには、独立行政法人の組織形態を維持しつつ、調査研究機能を高めていくことが必要である。仮に、個別の調査研究ごとに民間のシンクタンクに委託を行うことは、現代日本語の変化の全体を把握する上で支障が生じるものと考えられ、適切な組織と専門性を有する機関において取り組むことが適当と考えられる。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係 ・ 本独立行政法人の設立目的は何か。 ・ 本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。 ・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。 ・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	○国立国語研究所の設立目的は、「国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査・研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ること」である。国立国語研究所はこの目的を達成するため、 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査・研究、調査・研究に基づく資料の作成及びその公表、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料の収集、整理、及び提供、外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修等を行っている。 現在実施している国語の研究事業、日本語教育の研究事業、情報収集発信事業などはいずれも相互に関係するものである。 日本語が国際化と多様化を深める現在、その全体像を把握するためには、日本語を母語とする人を対象とした日本語研究と、母語としない人を対象とした日本語教育研究は一体的に行う必要がある。	
	現行の実施主体の財務状況 ・ 本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。 ・ 本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。 ・ 本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。	○独立行政法人化以降、国立国語研究所の財務状況については、中期目標に掲げられた毎年前年比 1%の効率化について、合理化・効率化を図ることにより、13 年度 2.6%、14 年度 1.1%、15 年度 1.6%と毎事業年度 1%の効率化目標指標値を上回って達成している。 運営費交付金は、13 年度 107,378 万円、14 年度 119,498 万円、15 年度 119,985 万円と増加している。これは国策である IT を活用した日本語学習環境の整備〔e-japan 事業〕(14 年度より)、「外来語」言い換え提案事業(15 年度より)が加わったためである。 また、自己収入は、独立行政法人化以降、13 年度 631 万円、14 年度 932 万円、15 年度 1,127 万円と毎年度、着実に増えている。 さらに、外部資金についても、科学研究費補助金、科学技術振興調整費のほか、経済産業省や総務省の公募事業の獲得に努め、13 年度 15,610 万円、14 年度 21,362 万円、15 年度 23,721 万円と毎年度、着実に増加している。 このような状況の中、国立国語研究所では事業内容、方法等の改善に努め、中期計画を確実に実施してきており、これらから財務内容は、概ね当初計画どおりであると考ええる。	

	項 目	文部科学省の見解等	備 考
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	・ 国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。 ・ 当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。 ・ 現行の分担関係には、どのような効果があるか。 ・ 本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。	○国立国語研究所は、我が国唯一の現代日本語の研究機関として、大規模言語資料に裏付けられた長期的・継続的な調査研究を行うことを使命としており、類似の機能をもつ独立行政法人や民間の機関はない。 大学は、真理の探究を目指し、研究テーマの設定や研究内容が研究者個人の発想に委ねられる学術研究機関であり、政策研究機関である国立国語研究所とは基本的な性格が異なる。なお、日本語教育に関する情報の収集及び提供に関しては、他の独立行政法人、国立大学法人との連携協力を努める必要がある。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
現行の実施主体の組織形態 人事制度との関係	・ 本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。 ・ 本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。 ・ (特定独立行政法人の場合) 本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。 ・ (特定独立行政法人の場合) 公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。 ・ (特定独立行政法人の場合) 公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。	○国立国語研究所が実施している事業を個々に切り離して様々な機関で実施することは、総体として日本語の変化を的確にとらえる機能が損なわれることになる。国語政策や国民の言語生活の向上の要請に責任をもって安定的に対応するためには、独立行政法人という形態で実施することが引き続き必要である。 ○外部研究者との連携を強化し、研究者の流動性を高める観点等から非公務員化を図る。また、短期に完了するプロジェクトなどを中心に任期制の導入を図る。さらに、若手研究者を年限を区切って雇用する特別奨励研究員を研究所の若手研究者の中核として位置付けるなど、経営戦略をもった組織体制を目指す。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点	効率化	- 本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。 - 本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。 - 本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。	
	質の向上等の達成状況	○国立国語研究所は、独立行政法人化後、中期目標に掲げられた毎年前年比1%の効率化については、下記のように合理化・効率化を図ることにより、13年度2.6%、14年度1.1%、15年度1.6%と毎事業年度1%の効率化目標指標値を上回って達成している。 省エネルギー対策のため、日常の節電・節水等を周知徹底することはもとより、夏期における冷暖房の省エネ運転（時間の短縮）等を行った。 資源再利用、書類電子化の推進を行うことによる業務の効率化を図った。 業務委託の推進による合理化・効率化に努めた。 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の合理化を行う等により、節約・効率化に努めた 科学研究費補助金、科学技術振興調整費、国の公募事業の獲得に努め、これら外部資金は、運営費交付金事業を補完する役割を果たしている。 ○また、所長が組織を運営するに当たって、例えば次のような点で強い指導力を発揮したと考えられる。 研究組織を1センター6研究部18研究室から3部門6領域に再編し、柔軟かつ機動的な活動を展開しうる体制を整備した。 所長が主催する運営会議を研究所運営の中心機関に位置付けるなど所長主導の運営体制を確立した。 国立国語研究所が基礎研究の成果の上に立った政策研究所であることを明確にした運営を行い、研究所の社会的役割についての職員の意識改革に努めた。 「外来語言い換え提案」「汎用電子情報交換環境整備プログラム」など当初計画になかったが緊急に取り組むべき国家的事業に、予算・人員を弾力的に運用し意欲的に取り組み成果を上げた。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
効率化、質の向上等に係る指標等の動向	・ 本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。 ・ 当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。 ・ 財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。 ・ 本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。	○ 国立国語研究所が行う事務及び事業の効率化を図る指標としては、中期目標において、「運営費交付金について毎年前年比1%の効率化を図る」とされている。この1%の業務の効率化については、15年度は1.6%の効率化を図るなど毎年目標を達成している。 外部有識者に指導・助言を求め、全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得るとの目標について 外部評価委員に、事業を20の区分に分けて評価を求めた結果、19の事業についてA評価を得た。 評議員全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得た。 研究発表会、「ことば」フォーラム、研修等については、中期計画に掲げた参加者の80%以上から高い評価を得るという目標を達成している。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。	国立国語研究所は、国の政策に直接貢献する研究や国民の言語生活に関する調査研究を使命としており、大規模言語資料に裏付けられた長期的・継続的な調査研究を行う我が国唯一の現代日本語の教育機関であることから、事務・事業に係るコスト等の状況が比較可能な組織は他にはない。
	勘定区分の機能状況	- 本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか - 勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。 - 新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。	勘定区分なし
	受益者負担の在り方	利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。	国立国語研究所の研究成果は、広く国民一般に還元・貢献されるものであって、特定の者に利益となるものではないが、調査研究の成果である『国語年鑑』『分類語彙表増補改訂版』等の出版刊行が見込めるものは、積極的に適正な価格で販売し、自己収入の増加に努めるとともに、受益者に相応の負担を求めている。

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		・ 本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。 ・ 本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。 ・ 本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。	
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	・ 本事務・事業についての過去の見直し(独立行政法人による自主の見直しを含む。)の経緯はどのようになっているのか。 ・ 各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。 ・ 当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。 ・ 本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。 ・ 当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。 ○国立国語研究所においては、毎年度、国立国語研究所外部評価委員会、文部科学省評価委員会、総務省評価委員会の指摘を受け、迅速・適切に見直しを行っている。例えば平成13年度の文部科学省評価を受けて、平成14年度から「日本語教育プロジェクト研修」を開始した。さらに、平成14年度文部科学省評価を受け、15年度から若手の研究者を期限付きで雇用する特別奨励研究員制度を設け、外来語言い換え提案などの業務を行わせた。また、「外来語言い換え提案」、「汎用電子情報交換環境整備プログラム」などのように、中期計画途中で新しく発生した課題にも迅速に対応している。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
中期目標終了時の事務及び事業の見直し	総合科学技術会議の各種方針等との関係	○ 当該事務及び事業に対するこれまでの資源配分の重点化、効率化、合理化等は、総合科学技術会議の資源配分の各種方針等と整合したメリハリのあるものとなっているか。	
		○ 平成13年12月に制定された文化芸術振興基本法及び同法に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、「独立行政法人国立国語研究所における調査研究の充実を図る」旨の政府としての方針が定められている。 ○ 国立国語研究所では、この方針に沿って、現代日本語の実態把握に取り組むとともに、情報化の進展等を背景とした外来語の問題にも積極的に取組、外来語の言い換え提案を行っている。また、外国人への日本語教育についても、各種の調査研究、教育用素材の開発・提供、日本語教員研修等の事業を行っている。これらの取組に関しては、研究所の外部評価や本省の評価委員会においても高い評価を受けている。 ○ しかしながら、情報化や国際化などの日本語に影響を及ぼす社会経済状況の変化に、研究所の調査研究が迅速・的確に対応していくためには、これまでの調査研究の成果をも踏まえて、大規模な日本語に関するデータベースの構築を基軸として事業を展開することが適切な方向と考えられる。したがって、次期中期計画期間中においては、次の4つの内容を中心として、重点的・効率的に事業を展開すべきである。 ）国として必要な、大規模かつ良質なデータベースの構築を含む長期的・継続的な研究 ）国語政策や日本語教育政策の基礎となる資料の作成と国の政策を専門的立場から具体化する事業 ）日本語についての専門的知見を踏まえて行う日本語の将来像についての提案 ）国として必要な、かつ社会に大きく貢献し、他の機関では成しえない情報収集・発信、普及及び研修事業	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
研究開発の科学的・技術的水準 関連する事務及び事業の実施主体との関係	研究開発関係法人が実施する当該研究開発の科学的・技術的水準は、国際的に見て、引き続き、独立行政法人として担うべき高水準のものとなっているか。また、国内的には、どのような機関と競争関係にあり、また、引き続き当該法人が担うべき優位性を有しているか。 ＜共通視点：(1) - 【政策目的の達成状況】関係＞	○近年では日本語研究の国際化も進み、海外における研究水準も急速に向上しているが、自国語としての日本語研究、さらには外国語としての日本語研究に実績を持つ国立国語研究所は、世界の日本語研究のセンターとしては唯一の機関となっており、研究規模、手法の先進性などの点で抜きん出ている。例えば、平成15年に完成した「日本語話し言葉コーパス」は、収録語数とそれに付加された情報の点で現時点における音声コーパスの世界最高水準を示している。 ○今後は、最新の情報通信技術を最大限に活用し、大規模かつ良質な日本語データベースの構築を基軸とした事業展開を図るとともに、海外も含めた大学、企業などの外部研究者との連携を強化し、世界の日本語研究センターとしての機能を更に強化することが必要である。	
	○ 関連する研究開発を担う他の主体との間の委託・受託、共同研究等の状況を踏まえると、当該研究開発関係法人と他の主体との間の分担関係を改めた方が効果的・効率的である等の状況が生じていないか。	○ 国立国語研究所の研究事業は、大規模な言語資料に裏付けられた長期的・継続的な調査研究により、国語政策や日本語教育政策に貢献することを使命としており、組織化された専門家の集団である国立国語研究所ではじめて実施しうるものである。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
関係 地域特性等との 関係	職員等（研究者等）の育成、人材の有効活用、共通管理業務の効率化等を図る上で、当該研究開発関係法人と他の主体との間の事務及び事業の分担関係を改め、一体的に行う必要がある等の状況が生じていないか。 <共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係>	国立国語研究所は、国語政策、日本語教育政策の貢献のため、大規模資料に裏付けられた長期的・継続的な調査研究を行うことを使命とする特殊性を踏まえ、当該研究所の研究者等を育成するとともに、特定のプロジェクトに若手研究者を年限を区切って雇用する特別奨励研究員を積極的に受け入れるなど、人材の有効活用を図っているところである。このため、他の主体との間の事務・事業の分担関係を改め、一体的に行う必要がある等の状況は生じていない。	
	勤務形態の多様化 当該事務及び事業を引き続き公務員が担当することとした場合、研究者の勤務形態を多様化し、産学官連携、研究者の流動化、研究環境の国際化等の一層の推進を図る、研究者を弾力的に配置する、職員のインセンティブを向上させる等の観点から支障が生じないか。 <共通視点：(2)【現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係】関係>	海外も含め大学、企業など外部研究者との連携を強化し、能力主義に基づいた人事を徹底することにより、研究所の調査研究事業の活性化を図る観点から、非公務員型の独立行政法人へ移行すべきである。その際、社会の急速な変化に適切に対応するため、短期に完了する事業を中心に任期制の導入を図るとともに、若手研究者を年限を区切って雇用する特別奨励研究員を研究所の若手研究者の中核に位置づけるなどの措置を講ずることが適当と考えられる。	
	当該事務及び事業は、地域特性等からみて、現在の施設等の所在地において行うことが適切か。	国立国語研究所は国の政策に直接貢献する研究や、国民の言語生活に関する調査研究を使命としており、特定の地方公共団体へその事務を移譲することは適当ではない。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
組織・業務の見直しの経緯及び効果	施設の設置状況からみて効果的・効率的な配置となっているか。「地方にできることは地方にゆだねる」との視点から、地方公共団体の研究機関に移管すべきものはないか。	国立国語研究所は、我が国唯一の現代日本語教育の機関であり、施設も我が国にただ一つ設置されているのみである。また、国立国語研究所は、国の政策に直接貢献する研究や国民の言語生活に関する調査研究を使命としており、国全体を視野に収め、大規模な言語資料に裏付けられた長期的・継続的な研究事業を行う上ことが必要であり、地方公共団体の研究機関に移管すべきものはない。	
	「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づく研究開発の事前評価、中間評価、事後評価等の結果行われたプロジェクトの見直しや中止、資源配分の見直し等の経緯はどのようなようになっており、どのような効果が得られたか。 - また、事前評価、中間評価、事後評価等の結果のうち、未反映となっているものはないか。あるとすれば、それはどのような理由によるものか。 - 複数の機関を統合して設置した研究開発関係法人の事務及び事業については、統合によりどのような効果（シナジー効果、合理化効果）が得られたか。 <共通視点：(4)【過去の見直しの経緯及び効果】関係>	国立国語研究所では、国の研究開発評価に関する大綱的指針を踏まえ、毎年度の研究の進行状況を点検する仕組みを整備している。また、今期中期計画期間中においても、組織運営の見直しを行ってきている。各省庁の行政白書や新聞など公共性の高い場面で使われながら、一般への定着が不十分で分かりにくい外来語についての言い換え提案など、新規に生じた社会的要請の強い課題にも適切に対応している。	

		項 目	文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業の在り方に関する視点	国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況		
		・ 本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。	国が、人類の共通財産である貴重な美術に関する作品（映画を含む）を適切に収集を行い、適正な環境のもとで保管を行い、国民の鑑賞の機会を提供していくことは、我が国の芸術文化を振興する上で、極めて重要な任務である。このことは、美術品の美術館における公開の促進に関する法律及び文化芸術振興基本法にも規定されているところである。	
		・ 当該目的が既に達成されているのではないか。	近年、社会の変化が進み、心豊かな質の高い文化的な生活を送り、創造性に富んだ活力ある社会を築いていくために、人々が美術館に求めるものは大変に大きくなってきている。したがって、日本国内の美術館の中心的拠点である国立美術館の果たすべき役割は益々重要になってきており、感性を豊かにする心の教育の拠点として、主として児童生徒を対象にする事業内容に重点化するなど新たな重要課題等が発生している今、国立美術館に求められる役割は増している。	
		・ 本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか	様々な美術品を直接鑑賞したり、実際に触れたりして、そのことから刺激を受けることは、創造する機会の充実につながるものであり、国が美術品の鑑賞機会を提供することは、極めて重要である。また、優れた美術品を安全に保管し、安心して公開していくためには、専門的な施設である美術館において、これらの業務を実施する必要がある。 このため、「芸術文化の振興」という目的に対し、我が国を代表する国立美術館の事務・事業の実施が、重要な役割をもっていることは明らかである。また、国立美術館への来館者数が目標を上回っていることから、政策目的に対して成果をあげていると認められる。 また、平成13～15年度の各年度の業務実績に係る評価においては、おおむね良好な事務・事業の進捗状況が確認されており、中期目標の達成は可能であると思われる。	

項 目			文部科学省の見解等	備 考
		・ 当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。	国内外に対して、国立美術館の事業実績や「国立」としての信頼から、ナショナルセンターとしての役割を果たすことが可能となっている。したがって、目的を達成するためには、引き続き独立行政法人において事務・事業を実施することが最も有効な手法である。	
		・ ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。	特段の問題は認められない。	
	社会経済情勢の変化の状況	・ 本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）、どのように変化しているか。	平成13年11月に成立した文化芸術振興基本法に基づき、平成14年12月には、文化芸術の振興に関する基本的な方針が閣議決定されている。その中では、 国立美術館が国内外の美術館の連携の中核的・指導的役割を十分に発揮できるよう各機能の充実を図り、国民の文化芸術活動の機会の一層の充実を図ること 美術館の活動がより円滑かつ活発となり、質の高い展覧会の開催などが促進されるための施策について、検討を進めること 国内外の優れた美術品等の鑑賞機会の一層の拡充を図るため、利用者の要望に対応したサービスの向上を進めること 優れた美術品等の積極的な公開・展示を進めること 美術館などにおける児童生徒向けの教育活動及び体験の機会の提供を促進するとともに、学校教育との連携・融合を促進すること 等の施策を講ずるよう、指摘されている。	
	定等の公共上の見也との関	・ 本事務・事業により、どのような効果があるか。	国立美術館は、我が国における美術振興、芸術文化振興の中心的拠点として、国内外の優れた美術品を収集・保管、展示し、これに関する調査研究、教育普及を行うことで、日本の芸術その他の文化の振興を図り、芸術活動への支援を行っている。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
等 の 状 況	利用者	・ 本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。	本事務・事業が確実に実施されない場合には、人類の共通財産である貴重な美術品の適切な保管がなされないことにより、国民の鑑賞の機会が失われるだけではなく、美術品自体が散逸や海外流出によって失われるおそれがある。
		・ 本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。	仮に、地方移管や民営化又は廃止（民間への譲渡を含む）がなされた場合には、人類の共通財産である数多くの貴重な美術品を保管することは財政面、施設面からも困難であり、国民の鑑賞の機会が失われるだけではなく、最悪の結果として美術品が散逸する事態を招くおそれがある。 また、国立西洋美術館については、フランス政府から「国立美術館」であることを条件に、松方コレクションを返還されて発足した経緯があるが、地方移管や民営化がなされた場合には、フランス政府との協約により返還を求められるおそれが十分にある。
	顧客・受益者等のニーズ	・ 本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。	国立美術館は幅広い年代層の方々に利用されており、Web による情報提供も行っている。また、その利用者は日本人だけに限られるものではない。国立美術館の所有する美術品は人類の共通財産であることから、この施策の利用者・受益者は、現在及び後世の人類全てが含まれるものであり、一部の受益者の為に行っているものではない。
		・ 本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。	国立美術館では、その事業の中心である展覧会の開催の際などに、来館者からアンケートを採るなどして利用者としてのニーズを把握し、その改善に努めている。また、国立美術館の各館や法人本部としてホームページ等の充実に努め、人々のニーズにあった美術館運営をするように努力している。 各年度の業務実績に係る評価においても、中期目標に対して順調に進捗していることが確認されており、国の芸術文化振興行政に沿ったものとなっている。
実態上の範囲			

項 目			文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業を制度的独占により行う必要性 制度の独占の必要性(制度的独占により行われている事務・事業についての記入)		本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。	国立美術館は幅広い年代層の方々に利用されてきており、また、その利用者は日本人だけに限られるものではない。国立美術館に関する事業の利用者・受益者は、現在及び後世の人類すべてが含まれるものであり、一部の受益者のために行っているものではない。その利用者は、年間150万人を上回っているため、狭い範囲とはいえない。	
		本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。	特段の問題は認められない。	
	事務及び事業を制度的独占により行う必要性 制度の独占の必要性(制度的独占により行われている事務・事業についての記入)	本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。	国立美術館の事務・事業のうち、制度的独占により行われている事務及び事業はない。	
		本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	-	
		本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	-	
		その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。	-	
	事務及び事業を制度的独占により行う必要性 制度の独占の必要性(制度的独占により行われている事務・事業についての記入)	本独立行政法人の設立目的は何か。	国立美術館は、我が国における美術振興、芸術文化振興の中心的拠点として、国内外の優れた美術品を収集・保管、展示し、これに関する調査研究、教育普及を行うことで、日本の芸術その他の文化の振興を図り、芸術活動への支援を行うことである。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		・ 本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。	国立美術館が行っている事務・事業は、これらの目的を達成するために文部科学大臣が作成した中期目標に則り、計画通り順調に実施されており、設立目的と一致している。
		・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。	国立美術館の事務・事業は、人類の共通財産である国内外の優れた美術品の収集・保管、展示を行うとともに、関連する調査研究、教育普及等にわけられる。これらの事務・事業は、収蔵品である美術品について高い専門性を必要とするので、日々取り扱っている職員が一体的に行うことが最も効果的である。
		・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	人類の共通財産である貴重な美術品を取り扱う事務・事業には高い専門性が必要であり、事務・事業ごとに異なる職員が担当することは非効率的であるだけでなく、貴重な美術品を破損等の危険にさらすことにつながりかねない。
	現行の実施主体の財務状況	・ 本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）、どのように変化しているか。	国立美術館の財務状況は、全体としては独立行政法人会計制度を生かした運営が行われている。平成13年に独立行政法人に移行してからは、予算については中期計画の見積もりに比べて運営費交付金収入が減額されている現状にあるが、展覧会の企画内容等の充実による来館者数の増加、友の会会員の増などによる自己収入の増加を図るとともに、予算の効率的な執行に努め、全体として独立行政法人会計制度を生かした運営が行われている。
		・ 本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。	これらの成果の現れとして、目的積立金として、平成13年度が103百万円、平成14年度が154百万円を積み立て、運営に必要な経費に充てている。

項 目		文部科学省の見解等	備 考
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。	国立美術館の行政サービス実施コストは、平成13年度が4,776百万円、14年度が4,946百万円、15年度が5,691百万円と推移しており、急激な変動は生じていない。	
	国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。	国立美術館は、我が国における美術振興、芸術文化振興の中心的拠点として、国内外の優れた美術品を収集・保管、展示し、これに関する調査研究、教育普及を行うことで、日本の芸術その他の文化の振興を図り、芸術活動への支援を行う重要な役割を担っている。 また、国立美術館は、全国の美術館等の職員に対する研修や援助・助言を行ったり、その求めに応じて美術品を貸し出しをするなど、ナショナルセンターとしての指導的な役割も担っている。	
	当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	-	
	現行の分担関係には、どのような効果があるか。	-	
	本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。	国立美術館として今までに収集してきた貴重な美術品に関する事務・事業を地方等と分担するということは、人類の共通財産を散逸することにもなりかねず、国内のみならず国際的にも信頼を損なうこととなる。 また、貴重な美術品を系統的にまとめて保管していることによって、より効果的な学術研究が進められるということや、国民の鑑賞する機会の充実等を考えれば、分散して保管することに関してメリットはないと考えられる。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
現行の実施主体の組織形態 人事制度との関係	・ 本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	国立美術館は、我が国における美術振興、芸術文化振興の中心的拠点として、優れた美術品を最良の状態で、多くの人々に対して鑑賞の機会を提供することが重要な使命である。このことから、国民の多様化するニーズを踏まえ、現代を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していくことにより、我が国の文化の向上・発展、国際文化交流の推進、国内外の美術館活動の充実に寄与している独立行政法人である。組織の自由な編成、多様な外部資金の活用などのメリットを生かす上でも、独立行政法人による事務・事業の実施が最適である。	
	・ 本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	国立美術館が設置する施設において、専門の研究者による適切な管理下のもとで業務を行うことが最適であり、仮に、国が一定の関与を行いつつも、民間の主体、地方公共団体その他の主体に、人類の共通財産である貴重な美術品を取り扱うことを委ねることで、現在よりも状況が良くなることにはつながらない。また、所有者からの信頼が得られなくなることにより寄贈品、寄託品が激減するおそれがある。 なお、国が、直接事務・事業を行う場合には、組織の自由な編成等の独立行政法人化した際のメリットを失うこととなる。	
	・ (特定独立行政法人の場合) 本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。	国立美術館は、現在、特定独立行政法人であるが、これは人類の共通財産である貴重な美術品を守っていく上で、職員の身分を国家公務員とし、安定的に国民へのサービスを提供することが望ましいとの考えに基づいたものである。	
	・ (特定独立行政法人の場合) 公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。	国立美術館は「国立」による信頼のためだけではなく、職員が公務員であることによる信頼からも、寄贈品、寄託品が数多く寄せられている。これは、国の施設から独立行政法人に移行した際に、寄贈品、寄託品が減少しなかったことにも現れている。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業の効率化 質の向上等の状況に関する視点		・（特定独立行政法人の場合）公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。	上記の趣旨により、国立美術館は、業務を安定的に行うことを重視して特定独立行政法人としてきたが、今後は、研究員等の流動性の向上や柔軟な組織運営等のメリットを考慮し、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行する。
	効率化 質の向上等の達成状況	・ 本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。	毎年、前年度比1%の効率化を図るという目標については、事務の一元化、外部委託の推進等により、平成13年度が1.4%、平成14年度が1.3%、平成15年度が1.4%の効率化を図っており、目標値を達成している。 また、開館日・開館時間の増など、来館者のニーズを踏まえたサービスを向上してきている。
		・ 本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	国立美術館におけるトップマネジメントについては、独立行政法人に移行したことで、各館の連携を図るとともに、法人としての業務の一元化を図っているが、理事長等のトップマネジメントがさらに重要になっている。実際には、 ・ 国立美術館4館共通に、小・中学生の常設展、共催展について無料とした。また、高校生の観覧料金の区分を新たに設け、常設展観覧料金の低減化を実施したこと ・ 各館のインセンティブを高めるため、収入目標を超える収入は、原則として、各館に配分することとしたこと 等、総合的な効果を高める機能を発揮している。
		・ 本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。	業務の効率化、質の向上等については、すでに各年度の業務の実績に関する評価において相当の効果を認められており、特段の問題は認められない。例えば、業務運営の効率化の目標は毎年度1%であるが、効率化の数値は国立美術館の各館ごとに算出して評価されるため、各館において、効率化について積極的に取り組んでいる。

項 目		文部科学省の見解等	備 考
効率化 質の向上等に 係る指標等の 動向	・ 本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。	毎年、前年度比1%の業務の効率化を図るという目標については、平成13年度が1.4%、14年度が1.2%、15年度が1.4%と、目標を達成している。また、特別展・企画展等における指標では、来館者数のほか、来館者に対するアンケート等を行い、満足度の調査を行っている。	
	・ 当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降(それ以前と比較しても可)どのように推移しているか。	適正な会計処理を行い、業務の効率化を図ることによって、毎事業年度1%の効率化を着実に達成しているところである。また、一つの目安である来館者数、来館者へのアンケートによる満足度調査についても、毎年度目標を達成しているところである。	
	・ 財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率(独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標)その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。	国立美術館の財務状況は、独立行政法人に移行してから、予算については中期計画の見積もりに比べ、運営費交付金収入が減額されている状況にあるが、展覧会の企画内容等の充実による来館者数の増加(毎年度、来館者数の目標を上回る実績をあげている)、友の会会員の増などによる自己収入の増加(年会費制によるリピーター及び収入の確保)を図るとともに、予算の効率的な執行に努め、全体として独立行政法人会計制度を生かした運営が行われている。これらの成果の現れとしては、目的積立金として、平成13年度が103百万円、平成14年度が154百万円を積み立てたことなど、法人の財務状況は健全かつ良好であると認められる。	
	・ 本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。	損益計算書の費用の内訳は、大別して業務費と一般管理費に区分した上で、業務費を収集保管業務費、展覧業務費、調査研究業務費、教育普及業務費、受託事業費の5つに細分化しており、一般管理費は人件費と経費に区分しており、コスト管理は適切に行われているものと認められる。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
勘定区分の機能状況	・ 本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。	国立美術館は、我が国における美術振興、芸術文化振興の中心的拠点として、国内外の優れた美術品を収集・保管、展示し、これに関する調査研究、教育普及を行うことで、日本の芸術その他の文化の振興を図り、芸術活動への支援を行う国内で唯一の法人であることから、事務・事業に係るコスト等の状況が比較可能な組織は他にはない。	
	・ 本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか	国立美術館の事務・事業に係る勘定区分は設けられていない。	
	・ 勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。	-	
	・ 新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。	国立美術館の事務・事業について、新たな勘定区分を設定する必要は生じていない。	
方 担 受	・ 利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。	国立美術館の来館者に対して、入館料として対価を徴収している。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。	-
		本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。	国立美術館の現在の入館料は、我が国の公私立の美術館における大人の入館料が、平均465円(日本博物館協会『博物館白書(平成11年度版)』より)であることを鑑みると概ね適当な金額であるといえる。しかし、社会情勢等を勘案して、今後とも、適切な受益者負担の在り方等について検討を進めていく必要がある。 (参考)国立美術館の入館料 常設展 一般420円、大学生130円、高校生70円、小・中学生等は無料
		本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。	博物館法の趣旨に基づき、また国立の施設であることから、展示室や施設等を使用する受益者に対して入場料を徴収する場合においても、できるだけ低廉に押さえる必要がある。しかし、展示機能の充実等を踏まえ、今後とも、入館料等について検討をしていく必要があると考える。
	過去の見直しの経緯及び効果	本事務・事業についての過去の見直し(独立行政法人による自主的見直しを含む。)の経緯はどのようになっているのか。	国立美術館においては、独立行政法人として設立した平成13年度から自己点検評価に関する規定を整備し、外部評価委員の外部評価を含む方法による自己点検評価を実施している。すでに、平成13年度、14年度、15年度の3ヶ年の評価が行われているが、現在まで中期計画に沿って順調に事務・事業を実施していることが確認されているとともに、業務の効率的・効果的な運営等についての不断の見直しを行うために役立っている。
		各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。	自己点検評価の結果、例えば、平成14年度においては、より多くの国民に国立美術館に来ていただくため、展示の充実以外にも館の魅力を高めることが重要である等の今後の検討課題が導き出されている。

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	・ 当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。	社会経済情勢の変化に伴い、芸術文化の振興がより必要とされているため、当該見直しの効果において低下しているものは認められない。	
	・ 本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。	平成14年度の業務の実績に関する評価の結果、展示について、より多くの国民に国立美術館に来ていただくため、展示の充実以外にも館の魅力を高めることについて考慮された。 また、ナショナルセンターとして、国内外の美術品活動の充実へ大きく貢献してきているが、今後とも、国民に親しまれる美術館を目指して、関係機関とのネットワーク化、グループ化を図り、国立美術館としての基盤の強化を図っていく。	
	・ 当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。	上記の趣旨を踏まえて事業を行った平成15年度では、各種イベントやコンサート等の企画も始めるなど、新しい美術館の運営に積極的に取り組み始めている、という評価を得た。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
中期目標期間終了時の事務及び事業の見直し	同種・類似の事業等	独立行政法人国立美術館は、我が国の美術振興、芸術文化振興の中心的拠点として、国内外の優れた美術に関する作品等（映画を含む）を収集・保管、展示し、美術品に関する調査研究や教育普及を行う国内で唯一の法人である。独立行政法人国立博物館とは、収集・保管、展示を主に行っているという意味では類似している面があるが、その所蔵する作品の性質は大きく異なり、その業務には高度な専門知識が必要とされるため、両者は全く異なるものである。 また、国立美術館は、我が国の美術振興、芸術文化振興の中心的拠点として、優れた美術品を最良の状態により多くの人々が鑑賞できるようにすること、新たな創造活動を支援することを使命としており、日本の歴史、伝統、文化を正しく伝える国立博物館とは、その目的も異なっている。 さらに、公私立の美術館が類似している施設として考えられる。国立美術館は、我が国の美術振興、芸術文化振興の中心的拠点として、国内外の優れた美術品を収集・保管、展示し、美術品に関する調査研究や教育普及を行い、日本の芸術その他の文化の振興を図り、芸術活動への支援を行うことを目的とする重要な役割を担っている。また、国立美術館は、全国の美術館等の職員に対する研修や援助・助言を行うなど、ナショナルセンターとしての指導的な役割を担っている。 一方、公私立の美術館の活動は、主に当該地域の美術品や、当該地域に関係の深い芸術家の作品等を対象としたものが多く、国立美術館と公私立の美術館との役割分担は明らかである。	
	○ 公共用物関係法人及び施設設置運営関係法人は、国、地方公共団体又は民間における同種・類似の事業の実施状況を把握しているか。同種・類似の事業が実施されている場合、各事業実施主体間での役割分担（例えば、独立行政法人以外の機関等では実施することが困難な事務及び事業、民間等の補完的な事務及び事業に限定するなど）は明らかにされているか。また、公共用物関係法人及び施設設置運営関係法人が当該事業を継続して行うことに客観的かつ明確な必要性や意義が認められるか。 < 共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係 >		

	項 目	文部科学省の見解等	備 考
事業等の移管 民営化	○ 公共用物関係法人及び施設設置運営関係法人の事業を地方公共団体に移管，民営化又は廃止（民間への譲渡を含む。）した場合に問題が生じるか。生じるとすればどのような問題か。	国立美術館は，以下のような役割を担っている。 優れた美術品の収集・保管，展示 近現代の作品を分かりやすく展示 日本のみならず，海外の優れた作品を展示 優れた芸術家を見出し，創作活動を支援 国内外の美術に関する教育普及の拠点として，また，感性を豊かにする心の教育の拠点 国立美術館は，我が国における美術振興，芸術文化振興の中心的拠点として，優れた美術品を最良の状態で，より多くの人々が鑑賞できるようにすることが重要な使命である。 これらは国で責任を持って果たす役割であり，その役割に係る事業を民間や地方公共団体へ移管，廃止することは適切でない。 仮に，地方移管または民営化がなされた場合には，次のような問題点が生じることとなる。 これまで培ってきた「国立」としての信頼性が失われ，特に海外との関係において，海外の美術館が保有する優れた美術品を国内で展示する機会が激減し，国民の鑑賞の機会が失われる。 諸外国では，文化政策上，文化芸術を象徴する「顔」として，国立美術館を重要視しており，我が国が国立美術館を有さなくなることにより，我が国の外交上の地位が低下するおそれがある。 これまでコレクションされてきた，貴重な国民的財産である多くの美術品が散逸するおそれがある。 国立美術館には，「国立」としての信頼から寄贈品，寄託品が多くあるが，地方移管または民営化がなされた場合には，寄託品が回収されるおそれがあり，その結果，適切な保管がなされないことにより，美術品の破損の危険性が高まるとともに，広く国民が当該美術品に接する貴重な機会が失われる。	() 関係その 2

独立行政法人国立美術館の事務及び事業に関する見解等【公共用物・施設設置運営関係】作成単位：

)

項 目		文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業の在り方に関する視点	国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等		
	政策目的の達成状況		

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。	国内外に対し、国立博物館の事業実績及び「国立」の信頼から、ナショナルセンターとしての役割を果たすことが可能となっている。したがって、目的を達成するためには、引き続き独立行政法人において事務・事業を実施することが最も有効な手法であると認められる。
		ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。	特段の問題は認められない。
	社会経済情勢の変化の状況	本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）、どのように変化しているか。	平成13年11月に成立した文化芸術振興基本法に基づき、平成14年12月には、文化芸術の振興に関する基本的な方針が閣議決定されている。その中では、 国立博物館が、国内外の博物館の連携の中核的・指導的役割を十分に発揮できるよう、各機能の充実を図り、国民の文化芸術活動の機会の一層の充実を図ること 優れた文化財等の積極的な公開・展示を進めること 博物館の活動がより円滑かつ活発となり、質の高い展覧会の開催などが促進されるための施策について、検討を進めること 魅力ある施設づくりの核となる学芸員等の資質向上のための研修の充実を図ること 文化交流の国内の拠点である国立の文化施設等において、相手国の対応機関との継続的な専門家の交流や各種事業の共同実施を推進し、国際文化交流のネットワークづくりを推進すること 等の施策を講ずるよう、指摘されている。
社会経済の安定等の公共上の見地との関	本事務・事業により、どのような効果があるか。	国立博物館は、我が国の博物館の中核として、有形文化財を収集・保管、展示を行うとともに、これに関連する調査研究、教育普及を行うことで、我が国の貴重な財産である文化財を通じて、広く国民に我が国の歴史、伝統、文化を正しく伝えている。	

項 目			文部科学省の見解等	備 考
況	利用	・ 本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。	本事務・事業が確実に実施されないこととなると、国民共通の貴重な財産である文化財の適切な保管がなされないことにより、文化財の破損の危険性が高まるとともに、広く国民が当該文化財に接する貴重な機会が失われる。	
		・ 本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。	仮に、地方移管や民営化又は廃止(民間への譲渡を含む)がなされた場合には、国民共通の貴重な財産である数多くの文化財を保管することは財政面、施設面からも困難であるとともに、不況による文化財の売買や海外流出等により散逸する等の事態を招く。 また、国立博物館には、「国立」としての信頼から寄贈品、寄託品が多くあるが、地方移管または民営化がなされた場合には、寄託品が激減することが考えられ、その結果、適切な保管がなされないことにより、文化財の破損の危険性が高まるとともに、広く国民が当該文化財に接する貴重な機会が失われる。	
	顧客	・ 本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。	国立博物館は幅広い年代層の方々に利用されてきており、Web による情報提供も行っている。また、その利用者は日本人だけに限られるものではない。その意味で、この施策の利用者・受益者は、文化財が国民共通の貴重な財産であることから、国民全体であるだけでなく、広くは外国人も含まれる。また、日本文化を永く継承してきたことから、現在、過去、未来の国民等の全てが含まれるものであり、一部の受益者の為に行っているものではない。	
		・ 本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。	国立博物館では、その事業の中心である展覧会の開催時や講演会の実施時に、来館者からアンケートを採るなどして利用者としてのニーズを把握し、その改善に努めている。また、法人本部だけでなく各館としてもホームページ等の充実に努め、人々の興味・関心を引くようにするとともに、来館者が充実した時間が過ごせるよう努力しているところである。 各年度の業務実績に係る評価においても、中期目標に対して順調に進捗していることが確認されており、国の文化財保護行政に沿ったものとなっている。	

項 目			文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業を制度的独占により行う必要性 制度的独占の必要性(制度的独占により行われている事務・事業についての記入)		本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。	国立博物館は幅広い年代層の方々に利用されてきており、また、その利用者は日本人だけに限られるものではなく、広くは外国人も含まれる。日本文化を永く継承してきたことから、現在、過去、未来の国民等の全てが含まれるものであり、狭い範囲とはいえない。実際に、年間の来館者数は200万人を上回っている。	
		本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。	特段の問題は認められない。	
		本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。	国立博物館の事務・事業のうち、制度的独占により行われている事務及び事業はない。	
		本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	-	
		本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	-	
		その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。	-	
	事務及び事業を制度的独占により行う必要性 制度的独占の必要性(制度的独占により行われている事務・事業についての記入)	本独立行政法人の設立目的は何か。	国立博物館の設立目的は、我が国の博物館の中核として、国民共通の貴重な財産である文化財の収集・保管、展示を行うとともに、これに関連する調査研究、教育普及を行い、文化財の保存及び活用を図ることである。	
		本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。	国立博物館が行っている事務・事業は、これらの目的を達成するために文部科学大臣が作成した中期目標に則り、計画通り順調に実施されているところであり、設立目的と一致している。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
現行の実施主体の財務状況	・ 本事務・事業を，本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。	国立博物館の事務・事業は，国民共通の貴重な財産である文化財の収集・保管，展示を行うとともに，これに関連する調査研究，教育普及等にわけられる。これらの事務・事業は，収蔵品である文化財について高度な専門的な知識を必要とするので，日々取り扱っている職員が一体的に行うことが最も効果的である。	
	・ 本事務・事業を，本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合，どのような問題が生じるか。	国民共通の財産である貴重な文化財を取り扱う事務・事業には高度な専門的な知識を必要とするので，事務・事業ごとに異なる職員が担当することは非効率的であるだけでなく，貴重な文化財を破損等の危険にさらすことにつながりかねない。	
	・ 本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は，当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可），どのように変化しているか。	国立博物館の財務状況は，独立行政法人に移行してから，予算については中期計画の見積もりに比べ，運営費交付金収入が減額されている状況にあるが，展覧会の企画内容の充実等による来館者数の増，賛助会員の確保などによる自己収入の増加を図るとともに，予算の効率的な執行に努め，全体として独立行政法人会計制度を生かした運営が行われている。	
	・ 本事務・事業は，独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。	これらの成果の現れとして，目的積立金として，平成13年度が128百万円，平成14年度が341百万円を積み立て，運営に必要な経費に充てている。	
	・ 本事務・事業の実施により，最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している，又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。	国立博物館の行政サービス実施コストは，平成13年度が7，102百万円，14年度が6，194百万円，15年度が7，309百万円と推移しており，急激な変動は生じていない。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。	国立博物館は、我が国の博物館の中核として、国民共通の貴重な財産である文化財の収集・保管、展示を行うとともに、これに関連する調査研究、教育普及を行い、文化財の保存及び活用を図ることを目的とする重要な役割を担っている。 また、国立博物館は、全国の博物館等の職員に対する研修や援助・助言を行ったり、その求めに応じて文化財を貸し出しするなど、ナショナルセンターとしての指導的な役割も担っている。	
	当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	-	
	現行の分担関係には、どのような効果があるか。	-	
	本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。	国立博物館として今までに収集してきた貴重な有形文化財に関する事務・事業を地方等と分担するということは、国民共通の貴重な財産である文化財を散逸することにもなりかねず、国内のみならず国際的にも信頼を損なうこととなる。また、歴史的・学術的にも貴重な文化財を系統的に保管していることによって、より効果的な調査研究がすすめられるということを考えれば、分散して保管することに関してメリットはないと考えられる。	
現行の実施主体の組織形態と関係	本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	国立博物館は、我が国の国民共通の貴重な財産である文化財の収集・保管、展示等の中核として、歴史的・学術的・美術的に優れた文化財を適正な環境で保管し、広く国民に日本の歴史、伝統、文化を正しく伝えることが重要な使命である。この目的を達成するためには、独立行政法人制度の根幹であるプラン・ドウ・シーの一連の流れによる実施形態は最も適したものであり、また、組織の自由な編成、多様な外部資金の活用などのメリットを生かすことから、引き続き、独立行政法人の組織形態において事務・事業を実施することが最も有効な手段であると認められる。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	国立博物館が設置する施設において、専門の研究者による適切な管理下のもとで業務を行うことが最適であり、仮に、国が一定の関与を行いつつも、民間の主体、地方公共団体その他の主体に国民共通の貴重な財産である文化財を取り扱うことを委ねることで、現在より状況が良くなることにはつながらない。また、所有者からの信頼が得られなくなることにより寄贈品、寄託品が激減するおそれがある。 なお、国が、直接、本事務・事業を行う場合には、独立行政法人化した際の、組織の自由な編成、多様な外部資金の活用などのメリットを失うこととなる。
		(特定独立行政法人の場合) 本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。	国立博物館は、現在、特定独立行政法人であるが、これは国民共通の貴重な財産である文化財を保護する上で、職員の身分を国家公務員とし、安定的に国民へのサービスを提供することが望ましいとの考えに基づいたものである。
		(特定独立行政法人の場合) 公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。	国立博物館は「国立」の信頼のためだけではなく、職員が公務員であるための信頼からも、寄贈品、寄託品が数多く寄せられている。これは、国の施設から独立行政法人に移行した際に、寄贈品、寄託品が減少しなかったことにも現れている。
		(特定独立行政法人の場合) 公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。	上記の趣旨により、国立博物館は、業務を安定的に行うことを重視して特定独立行政法人としてきたが、今後は、研究員等の流動性の向上や柔軟な組織運営等のメリットを考慮し、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行する。
事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する見解	効率化、質の向上等の達成状況	本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。	毎年、前年度比1%の業務の効率化を図るという目標については、事務の一元化、外部委託による業務運営の効率化、契約内容の見直し、光熱水量等の節約などにより、平成13年度が1.0%、平成14年度が1.0%、平成15年度が1.0%の効率化を図り、目標値を達成している。 また、開館日・開館時間の増など、来館者のニーズを踏まえたサービスを向上してきている。

項 目		文部科学省の見解等	備 考
動 向	効率化	本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	国立博物館におけるトップマネジメントについては、独立行政法人に移行したことで、各館の連携を図るとともに、本部機能を充実するなど法人としての業務の一元化を図っているが、理事長等のトップマネジメントがさらに重要になっている。実際には、 - 国立博物館が取り組む事業に対して、より柔軟に対応するため、大幅な組織改革を行った。 - 国立博物館のリピーターを作るために、友の会組織の見直しや地域との連携を深め、来館者サービスのさらなる向上に努めた。等、総合的な効果を高める機能を発揮している。
	質の向上等	本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。	業務の効率化、質の向上等については、すでに、各年度の業務の実績に関する評価において相当の効果を認められており、特段の問題は認められない。例えば、業務運営の効率化の目標は毎年度1%であるが、効率化の数値は国立博物館の各館ごとに算出して評価されるため、各館において、効率化について積極的に取り組んでいる。
	指標の向上等	本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。	毎年、前年度比1%の業務の効率化を図るという目標については、平成13年度が1.0%、14年度が1.0%、15年度が1.0%と、目標を達成している。また、特別展・企画展等における指標では、来館者数のほか、来館者にアンケートを行うなど、満足度等の調査を行っている。
	指標の向上等	当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。	適正な会計処理を行い、業務の効率化を図ることによって、毎事業年度1%の効率化を着実に達成している。また、一つの目安である来館者数、来館者へのアンケートによる満足度調査についても、毎年度目標を達成している。

項	目	文部科学省の見解等	備 考
	財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。	国立博物館の財務状況は、独立行政法人に移行してから、予算については中期計画の見積もりに比べ、運営費交付金収入が減額されている状況にあるが、展覧会の企画内容の充実による来館者数の増加（毎年度、来館者数の目標を上回る実績をあげている）、賛助会員等の確保などによる自己収入の増加（年会費制によるリピーター及び収入の確保）を図るとともに、予算の効率的な執行に努め、全体として独立行政法人会計制度を生かした運営が行われている。これらの成果の現れとして、目的積立金として、平成13年度が128百万円、平成14年度が341百万円を積み立てたことなど、法人の財務状況は健全かつ良好であると認められる。	
	本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。	損益計算書の費用の内訳は、大別して業務費と一般管理費に区分した上で、さらに業務費を人件費と業務経費に、一般管理費を人件費と一般管理経費に区分している。また、業務費の業務経費については、さらに、展覧業務費、調査研究業務費、教育普及業務費、その他業務費の4つに細分化しており、コスト管理は適切に行われている。	
	本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。	国立博物館は、国民共通の貴重な財産である文化財を収集・保管、展示し、文化財に関する調査研究や教育普及を行う国内で唯一の法人であることから、事務・事業に係るコスト等の状況が比較可能な組織は他にはない。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	勘定区分の機能状況	・ 本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか	国立博物館の事務・事業に係る勘定区分は設けられていない。
		・ 勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。	-
		・ 新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。	国立博物館の事務・事業について、新たな勘定区分を設定する必要は生じていない。
	受益者負担の在り方	・ 利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。	国立博物館の来館者に対して、入館料として対価を徴収している。
		・ 本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。	-
		・ 本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。	現在の国立博物館の入館料は、我が国の公私立の博物館における大人の入館料が、『歴史博物館では平均301円(日本博物館協会『博物館白書(平成11年度版)』より)であることを鑑みると概ね適当な金額であるといえる。しかし、社会情勢等を勘案して、今後とも、適切な受益者負担の在り方等について検討を進めていく必要がある。 (参考) 国立博物館の入館料 常設展 一般420円、大学生・高校生130円、小・中学生等は無料

項 目		文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。	博物館法の趣旨に基づき、また国立の施設であることから、展示室や施設等を使用する受益者に対して入場料を徴収する場合においても、できるだけ低廉におさえる必要がある。しかし、展示機能の充実等を踏まえ、今後とも、適切な受益者負担の在り方等について検討を進めていく必要がある。
		本事務・事業についての過去の見直し(独立行政法人による自主的見直しを含む。)の経緯はどのようなになっているのか。	国立博物館においては、独立行政法人として設立した平成13年度から自己点検評価に関する規定を整備し、外部評価委員の外部評価を含む方法による自己点検評価を実施している。すでに、平成13年度、14年度、15年度の3ヶ年の評価が行われているが、現在まで中期計画に沿って順調に事務・事業を実施していることが確認されているとともに、業務の効率的・効果的な運営等についての不断の見直しを行うために役立てている。
		各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。	自己点検評価の結果、例えば、平成14年度においては、展覧会場の混雑緩和への対応策として、入場制限や柔軟な開館時間の設定のほか、整理券の発行等を検討し、より良い観覧環境を確保するための努力を続ける必要があるなどの今後の検討課題が導き出されている。
		当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。	社会経済情勢の変化に伴い、文化財の保護と伝承がより必要とされているため、当該見直しの効果において低下しているものは認められない。
		本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。	平成14年度の業務の実績に関する評価の結果等においては、展示については、整理券や期限付き入場券の発行等、展覧会場の混雑緩和の対策の検討、教育普及については、積極的なボランティアの活用等に考慮された。 また、ナショナルセンターとして、国際文化交流を推進するとともに、国内外の博物館活動の充実へ大きく貢献してきているが、今後とも、国民に親しまれる博物館を目指して、関係機関とのネットワーク化、グループ化を図って国立博物館としての基盤の強化を図っていく。

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。	上記の趣旨を踏まえて事業を行った平成15年度では、以下のよう業務実績となった。 展示については、観覧環境の改善を図ったため、目標の来館者数約134万人を大きく超える約213万人が観覧し、来館者に対するアンケート結果においても、約8割から「良かった」との回答を得た。 教育普及については、例えば、教育普及課内にボランティア室を新設した東京国立博物館では、ボランティアの受入人数は、目標の90人に対して、大きく超える261人の参加を得た。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
中期目標期間終了時の事務及び事業の見直し	同種・類似の事業等	独立行政法人国立博物館は、国民共通の貴重な財産である文化財を収集・保管、展示し、文化財に関する調査研究や教育普及を行う国内で唯一の法人である。独立行政法人国立美術館とは、収集・保管、展示を主に行っているという意味では類似している面があるが、その所蔵する作品の性質は大きく異なることから、各業務には高度な専門知識が必要とされ、両者は全く異なるものである。また、国立博物館は、我が国の貴重な財産である文化財を通じて、広く国民に我が国の歴史、伝統、文化を正しく伝えることを重要な使命としており、我が国の芸術文化振興の中心的拠点である国立美術館とは、その目的も異なっている。 また、公私立の歴史系博物館が類似している施設として考えられる。国立博物館は、我が国の博物館の中核として、有形文化財を収集・保管、展示を行うとともに、これに関連する調査研究、教育普及を行い、国民共通の貴重な財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする重要な役割を担っている。また、全国の博物館等の職員に対する研修や援助・助言を行うなど、ナショナルセンターとしての指導的な役割を担っている。 一方、公私立の歴史系博物館の活動は、主に当該地域の歴史、文化に焦点を当てたものであり、国立博物館と公私立の歴史系博物館との役割分担は明らかである。	
	○ 公共用物関係法人及び施設設置運営関係法人は、国、地方公共団体又は民間における同種・類似の事業の実施状況を把握しているか。同種・類似の事業が実施されている場合、各事業実施主体間での役割分担（例えば、独立行政法人以外の機関等では実施することが困難な事務及び事業、民間等の補完的な事務及び事業に限定するなど）は明らかにされているか。また、公共用物関係法人及び施設設置運営関係法人が当該事業を継続して行うことに客観的かつ明確な必要性や意義が認められるか。 <共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係>		

項 目		文部科学省の見解等	備 考
事業等の移管 民営化	公共用物関係法人及び施設設置運営関係法人の事業を地方公共団体に移管，民営化又は廃止（民間への譲渡を含む。）した場合に問題が生じるか。生じるとすればどのような問題か。	国立博物館は，以下のような役割を担っている。 日本文化の精華を古代から系統的，網羅的に収集 我が国のナショナル・アイデンティティーを分かりやすく展示 我が国の歴史，伝統，文化に対する国民の理解の増進 国際社会への日本の文化発信のベース 教育普及事業を行い，文化財の保護に対する理解を深めること 国立博物館は，国民共通の貴重な財産である文化財の収集・保管，展示等の中心的拠点として，歴史的・学術的・美術的に優れた文化財を適正な環境で保管し，広く国民に日本の歴史，伝統，文化を正しく伝えることが重要な使命である。 これらは国で責任を持って果たす役割であり，その役割に係る事業を民間や地方公共団体へ移管，廃止することは適切でない。 仮に，地方移管または民営化がなされた場合には，次のような問題点が生じることとなる。 日本を表す「顔」としての国立博物館の機能は大変重要であり，諸外国においても，自国の歴史と文化を具体的に確認することができる場である国立博物館を持たない国はない。 地方移管または民営化がなされた場合には，貴重な国民的財産である数多くの文化財を保管することは財政面，施設面からも困難であるとともに，不況による文化財の売買や海外流出等により散逸する等の事態を招く。 国立博物館には，「国立」としての信頼から寄贈品，寄託品が多くあるが，地方移管または民営化がなされた場合には，寄託品が激減することが考えられ，その結果，適切な保管がなされないことにより，文化財の破損の危険性が高まるとともに，広く国民が当該文化財に接する貴重な機会が失われる。 国立博物館は，貴重な海外の文化に関する展覧会その他の催しを国家的事業として開催し，あるいは，日本の文化に関する展覧会を海外で行うことにより，国際文化交流の推進を図っているが，地方移管または民営化がなされた場合には，それが困難になる。	

独立行政法人国立博物館の事務及び事業に関する見解等【公共用物・施設設置運営関係】作成単位:

)

項 目			文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業の在り方に関する視点	国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況	本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。 文化財は国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。このため、我が国は昭和25年に文化財保護法を制定し、国宝・重要文化財の指定等及びこれらに対する保護措置をとるとともに、修理等に対する国庫補助事業等も実施しているところである。 これらの施策を行うためには、文化財に関する基本的な資料を収集、整理、分析し必要な調査・研究を行うとともに、文化財の価値をはかるために必要な手法等の研究・開発や文化財を適切に保護するための科学的な調査・研究等を実施することが必要不可欠である。 このため昭和27年に国立文化財研究所を設置し、文化財保護行政の観点から、文化財全般にわたる調査・研究を行い、その成果を国、地方公共団体の施策や、博物館等の諸活動、大学における研究教育等に活用し、もって文化財の保存と活用を図ることとしたものである。	
		当該目的が既に達成されているのではないか。	文化財は、国民共通の財産であり、確実に将来に継承することが国として行うべき基本的な施策である。その意味で、文化財保護行政は継続性が重要であり、それを支える調査・研究も継続的に実施していく必要がある。なお近年、文化財保護に関しては、文化財保護法の大幅な改正による保護対象の拡大をはじめ、例えば高松塚古墳やキトラ古墳の保存問題、国際的な文化財保護協力の推進などの重要課題も多く発生しており、文化財研究所の調査・研究に求められる新たな課題は増えている。	
		本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか	平成13年度～15年度の各年度の業務実績の評価においては、良好な事務・事業の進捗状況が確認されており、中期目標の達成は十分に可能と思われる。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。	文化財保護行政を支える調査・研究を効率的・効果的に行い、その目的を達成するためには、必要な施設・設備を備え、研究成果や情報の蓄積を有し、かつ専門の研究者を配置して行うことが必要である。その意味において、引き続き文化財研究所が我が国の中核的機関として、文化財に関する調査・研究を実施することは、最も有効な手法であると認められる。
		ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。	文化財保護行政に必要な調査研究等を、例えば、文化庁で直接行うことや大学等にこれを委託することなどの手法が考えられるが、これを現行の文化財研究所による調査研究と比較した場合、経済性、効率性、網羅性、継続性などの観点から、いずれも有効性が高いと認められる要素はないものとする。
	社会経済情勢の変化の状況	本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	独立行政法人文化財研究所が設立された平成13年4月以降、文化財保護に関しては、文化財保護法の大幅な改正による保護対象の拡大をはじめ、例えば高松塚古墳やキトラ古墳の保存問題、国際的な文化財保護協力の推進などの重要課題も多く発生しており、文化財研究所の調査・研究に求められる新たな課題は増えている。このため、これらの課題に柔軟かつ緊急に対応できるよう、次期中期目標を策定する必要がある。
	国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係	- 本事務・事業により、どのような効果があるか。 - 本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。	- 文化財研究所は、文化財に係る基礎的な調査研究等を行うことにより、国の文化財保護行政を支え、一体となって政策の推進に資するものである。 - 文化財保護行政の要請に応じて、適時適切に必要な調査研究を行う機能を失うことになり、文化財保護行政の遂行に深刻な影響をきたし、ひいては国民共通の貴重な財産である文化財に甚大な損害を及ぼすおそれがある。

項 目				文部科学省の見解等	備 考
		利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況	・ 本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。	仮に、国が関与しない業務とされた場合には、文化財保護行政の要請に応じて適時適切に必要な調査研究を行う機能を失うことになり、文化財保護行政の遂行に深刻な影響をきたし、ひいては国民共通の貴重な財産である文化財に甚大な損害を及ぼすおそれがある。	
			・ 本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。	文化財保護に関する施策の受益者は、本来、国民全体であるが、文化財研究所の調査・研究等の直接の利用者、顧客は、主として国、地方公共団体等の行政組織、文化財関係機関、大学等が該当する。 なお、一般の国民に研究成果を公表することも、重要な文化財保護施策のひとつであるため、出版物の公刊、一般公開施設での展示・解説等もあわせて行っている。	
			・ 本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。	文化財研究所の事務・事業は、各年度の評価において、文部科学大臣の示した中期目標に対して順調に進捗していることが確認されており、国の文化財保護行政に沿ったものとなっている。	
			・ 本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。	文化財保護行政の受益者は、国民全般に及ぶものであり、その意味では、文化財研究所の調査・研究等の受益者も同様である。すなわち、直接の利用者、顧客は、主として国、地方公共団体等の行政組織、文化財関係機関、大学等であるが、最終的には国民全般に及ぶこととなる。また、このほか、出版物の公刊、一般公開施設での展示・解説等もあわせて行っており、一部の受益者のために行っているものではない。	
			・ 本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。	文化財研究所の事務・事業のうち、国、地方公共団体等からの依頼に基づき、文化財の保存等に関する受託研究等を行っている例があるが、これらの研究は文化財研究所以外で行うことが困難であることから実施しているものであり、研究に必要な経費は、受託収入として計上し、会計上も適切な処理を行っているところである。その他の事務・事業も中期計画に従い行われているもので、特定の利用者等に対し過度に優遇する等の問題は認められない。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
点	事務及び事業を制度的独占により行う必要性	本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。	文化財研究所の事務・事業のうち、制度的独占により行われているものはない。
	制度的独占の必要性(制度的独占により行われている事務・事業についてのみ記入)	本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	-
		本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	-
		その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。	-
点	係	本独立行政法人の設立目的は何か。	文化財研究所の設立目的は、文化財に関する調査・研究及びこれに基づく資料の作成・公表等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることにある。
	現行の実施主体の設立目的	本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。	文化財研究所が行っている事務・事業は、これらの目的を達成するために文部科学大臣が作成した中期目標に則り、計画通り順調に実施されているところであり、設立目的と一致している。
	ほかの事務及び事業との関係	本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。	文化財研究所では、文化財に関する調査・研究を行い、これに基づく資料の作成・公表を行っているが、これらの事務・事業はいわば一連の完結した行為であり、一体的に行うことが当然である。また、このほか、文化財に関する資料の収集・整理・提供及び文化財に関する研修等を実施しているが、これらの事務・事業は、調査・研究を実施する上で収集した多くの資料や情報と、長年にわたる研究成果の蓄積を有する文化財研究所でこそ、効率的・効果的に実施できるものであり、国の文化財保護施策を担保するための基盤を形成する意味で、大きな効果を上げているものと考ええる。

項 目		文部科学省の見解等	備 考
現 行 の 実 施 主 体 の 財 務 状 況	・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	仮に、文化財に関する資料の収集・整理・提供及び文化財に関する研修等を、文化財研究所において一体的に行わないこととした場合でも、文化財保護施策の必要性から、他のいずれかの機関でこれらを引き続き実施する必要性は残ることになる。しかしながら、これを行いうる施設、設備、資料、情報、組織等を備えた、適当な機関はほかに見当たらないため、実際にはこれらの事務・事業を継続することが困難となり、国の文化財保護行政として、大きく後退するおそれがある。	
	・ 本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立以降(それ以前と比較しても可)どのように変化しているか。	文化財研究所の財務状況は、独立行政法人設立以降、予算については中期計画の見積りに比べ、運営費交付金収入が減額されている状況にあるが、自己収入の増加や受託収入の増加を図るとともに予算の効率的な執行に努め、全体として独立行政法人の会計制度を生かした運営が行われている。	
	・ 本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。 ・	これらの成果の現れとして、目的積立金を平成13年度には182,550千円、平成14年度は16,901千円積み立てることができるなど、法人の財務状況は健全かつ良好であると認められる。	
	・ 本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。	文化財研究所の行政サービス実施コストは、平成13年度が4,312百万円、14年度が4,191百万円、15年度が4,118百万円と推移しており、急激な変動は生じていない。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。	文化財研究所は、文化財全般(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、埋蔵文化財等)を対象に調査・研究を行い、その成果を公表し、またこれらに関する資料・情報等を収集・整理・公開するわが国唯一の総合的な文化財調査・研究機関である。事務・事業の実施内容は、文部科学大臣が文化財保護行政の観点から作成した中期目標に基づき定められており、その成果は、国、地方公共団体の行政、博物館等の諸活動、大学等の研究教育に活用されている。これらに関し、その他の主体との分担関係が認められるものはない。	
	当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	-	
	現行の分担関係には、どのような効果があるか。	-	
	本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。	文化財研究所は、国の文化財保護行政を支える唯一の中核的な調査・研究機関であり、文化財全般に関する基礎的・体系的な調査研究並びに文化財の保存等に関する実践的・先端的な研究を行う機能を有している。いわば、既に効率的・効果的に機能分化した形態であり、改めて分担関係を見直す必要性は認められない。仮に、無理に現在の形態を変えた場合、文化財保護行政の要請に応じて適時適切に必要な調査研究を行う機能を大きく損なうことになり、文化財保護行政の遂行に深刻な影響をきたすこととなり、ひいては国民共通の貴重な財産である文化財に甚大な損害を及ぼすおそれがある。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
現行の実施主体の組織形態 人事制度との関係	本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	文化財研究所は、我が国の文化財保護行政において欠くことのできない、文化財に関する調査・研究を行うために設立した独立行政法人である。国、地方公共団体はその研究成果を活用して、文化財の指定、管理、保存、修理等の一連の保護施策を実施している。今後ともこれらの調査・研究が不可欠であるのは当然であるが、これを効率的・効果的に行うためには、独立行政法人制度の根幹である目標～計画～実施～評価の一連のサイクルによる実施形態は最も適したものであり、また、組織の自由な編成、多様な外部資金の活用などのメリットを生かす上でも、独立行政法人による事務・事業の実施は最適であると認められる。	
	本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	仮に、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合には、文化財保護行政の要請に応じて適時適切に必要な調査研究を行う機能を失うことになり、文化財保護行政の遂行に深刻な影響をきたすこととなり、ひいては国民共通の貴重な財産である文化財に甚大な損害を及ぼすおそれがある。	
	(特定独立行政法人の場合) 本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。	文化財研究所は、現在、特定独立行政法人であるが、これは国民共通の財産である文化財を保護する上で、職員の身分を国家公務員とし、安定的に国民へのサービスを提供することが望ましいとの考えに基づくものである。しかしながら、国立大学が非公務員化されたことに伴い、研究員の流動性を高める観点等も考慮し、非公務員化を図るものである。	
	(特定独立行政法人の場合) 公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。	国民共通の財産である文化財を保護する上で、安定的に国民へのサービスを提供する意味で相当の効果が認められる一方、公務員型であるがため、研究員の流動性が阻害される可能性があることも考慮する必要がある、非公務員化を図ることは重要な意義をもつものである。	

項 目			文部科学省の見解等	備 考
視点	事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する	効率化、質の向上等の達成状況	・ (特定独立行政法人の場合) 公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。	非公務員の身分で現在と同様の信用を得て、安定的に業務を行うための制度設計が重要な課題となる。
			・ 本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。	毎事業年度1%の事務・事業の効率化目標は、平成13年度が2.92%、14年度が3.07%、15年度が2.9%と大きく目標値を超えて達成している。
			・ 本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	トップマネジメントについても、東京国立文化財研究所と奈良国立文化財研究所の統合に伴う各種事務の一元的運営を順調に進め、また、アフガニスタン・バーミヤン遺跡の保護協力事業を両研究所共同プロジェクトとするなど、統合効果を高める指導力を発揮している。
			・ 本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。	業務の効率化、質の向上等については、すでに各年度の事業評価において、相当の成果を認められており、特段の問題は認められない。

項 目		文部科学省の見解等	備 考
効率化 質の向上等に係る指標等の動向	本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。	効率化の目標値が毎事業年度 1%と定められている中で、業務の質の向上を図りつつ効率的・効果的な運営を行うため、例えば省エネルギーの推進にかかる指標として、平成15年度には、電気料 517 万円(6.7%)、水道料 164 万円(11.3%)、ガス料 323 万円(20.2%)の削減を達成するなどの実績が認められる。一方、各業務の質の向上を図るため、例えば調査・研究業務においては、評価対象となる各項目ごとに可能な限り、発表論文数、データベースの件数等の定量的指標を設けるなどしており、これらの指標は毎年度ほとんどの項目で目標値を達成している。また、独立行政法人評価委員会における評価のほか、毎年度独自に外部評価委員の評価を含む自己点検評価を実施しており、業務の見直しや質の向上に役立てている。	
	当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降(それ以前と比較しても可)どのように推移しているか。	省エネルギーの推進にかかる指標として、例えば、電気料については平成13年度から14年度にかけて524万円(6.3%)、14年度から15年度にかけて517万円(6.7%)の削減を達成するなど、効率化の実績が認められる。	
	財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率(独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標)その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。	文化財研究所の財務状況は、独立行政法人設立以降、予算については中期計画の見積りに比べ、運営費交付金収入が減額されている状況にあるが、自己収入の増加や受託収入の増加を図るとともに予算の効率的な執行に努め、全体として独立行政法人の会計制度を生かした運営が行われている。これらの成果の現れとして、目的積立金を平成13年度には182,550千円、平成14年度は16,901千円積み立てることができるなど、法人の財務状況は健全かつ良好であると認められる。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
		本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。	損益計算書の費用の内訳は、大別して業務費と一般管理費に区分した上で、さらに業務費を人件費と事業経費に、一般管理費を人件費と管理経費に区分している。また、業務費の事業経費についてはこの上さらに、調査研究事業費、展示出版事業費、情報公開事業費、研修事業費、国際研究協力事業費、平城宮跡等公開活用支援事業費、附帯業務費、受託業務費の8つに細分化しており、コスト管理は適切に行われているものと認められる。
		本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。	文化財研究所は、文化財に関する調査・研究のほか、これらの成果に基づく研修事業、展示公開事業等もあわせて行っているが、これらに係るコスト等については業務の内容により大きく異なるため、他の独立行政法人や民間企業と単純に比較することは困難である。しかしながら、評価委員会における業務運営に関する評価において、例えば毎年度1%の業務の効率化について、13年度の2.92%、14年度の3.072%、15年度の2.9%と3年連続で大きく超えて達成するなど、全体として業務の効率的運営に努力し、独立行政法人化の成果を上げていることが確認されている。また、目的積立金についても、平成13年度決算で182,550千円、14年度決算で16,901千円を積み立てることを実現した。このような結果をみても、文化財研究所のコスト等の状況について、特段問題があるものとは考えられず、事務・事業の活動は良好であると言える。
	勘定区分の機能状況	本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか	文化財研究所の事務・事業に係る勘定区分は設けられていない。
		勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。	-

項 目		文部科学省の見解等	備 考
受益者負担の在り方	・ 新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。	文化財研究所の事務・事業について、新たな勘定区分を設定する必要は生じていない。	
	・ 利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。	文化財研究所の事務・事業は、文化財保護という国家的施策の一翼を担っているもので、その成果の受益者は広く国民全般に及ぶものであるため、主たる予算は運営費交付金で措置しており、特定の受益者から対価を得て行うようなものではない。しかしながら、国、地方公共団体等からの受託研究費、著作物の二次使用料など相当の対価を得て行うべき事業については自己収入を計上し、相当の収支バランスを保持している。	
	・ 本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。	仮に、調査・研究等の業務の対価を徴収することとした場合、具体的には調査・研究の成果物（出版物、報告書等）にコストを反映した価額を設定し、顧客に販売することになるものと思われる。本来、文化財保護行政の必要性から生じた事務・事業を、それを必要とする行政側に有償で販売することはそもそも不自然であるが、文化財研究所にとっても、極めて不安定な経営環境を生じせしめ、事務・事業に悪影響が出るおそれが極めて高い。その結果、文化財保護行政に必要な調査や研究開発が安定的に行われなくなり、ひいては国民共通の貴重な財産である文化財への損害につながるおそれがある。	
	・ 本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。	国、地方公共団体等からの受託研究費については、実費相当額及び間接経費を見積もりにより算出し、また、著作物の二次使用料などについては、国の施設等機関であったときと同様の水準で対価を徴収している。これらの事業については、いずれも相当の収支バランスを保持している。	
	・ 本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。	対価を得て行っている事業については、いずれも相当の収支バランスを保持しており、現在のところ、対価の見直しの必要性は考えられない。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	・ 本事務・事業についての過去の見直し(独立行政法人による自主的見直しを含む。)の経緯はどのようになっているのか。	文化財研究所においては、独立行政法人として設立した平成 13 年度から、自己点検評価に関する規定を整備し、外部評価委員の外部評価を含む方法による自己点検評価を実施している。すでに、平成 13 年度、14 年度、15 年度の三ヶ年の評価が行われているが、現在まで中期計画に沿って順調に事務・事業を実施していることが確認されているとともに、普段から業務の効率的・効果的な運営等について見直しを行うために役立てている。
		・ 各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。	自己点検評価の結果、例えば、平成 14 年度においては、文化財研究所の特色である飛鳥資料館等の公開展示施設や平城宮跡での公開活動と、研究業務との密接な関係を生かしながら、いかにして総合的な評価を得ていくかなど、今後の検討課題が導き出されている。
		・ 当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。	自己点検評価の結果による見直し等に関し、社会経済情勢の変化に伴い効果が低下しているものは認められない。
		・ 本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。	自己点検評価において、定性的評価に関する指標として、適時性、独創性、発展性、効率性、継続性、正確性が設けられており、事務・事業の内容に応じて各指標を使用している。また、数値目標のある事務・事業に対し、定量的評価に関する指標として、発掘調査箇所数、出版物数、入館者数などを設けている。なお、これらの指標に対し、特段のウェイト付けはされていない。
		・ 当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。	自己点検評価における、各事務・事業の指標については、平成 13 年度以後、毎年、良好な結果が表れており、特段の変化は見当たらない。しかしながら、外部評価委員からは、例えば定性的評価の観点の工夫や、数年度にわたる研究の正当な評価方法等について、見直しを要する意見が出されており、特に基礎的研究や継続的研究の評価が重要視されている。

項 目		文部科学省の見解等	備 考
中期目標終了時の事務及び事業の見直し	総合科学技術会議の各種方針等との関係	○ 当該事務及び事業に対するこれまでの資源配分の重点化、効率化、合理化等は、総合科学技術会議の資源配分の各種方針等と整合したメリハリのあるものとなっているか。 文化財研究所は、文化財保護行政に資する目的で設立された研究機関であり、文化財保護法等に基づく各種施策に資する事務・事業を実施することが最も重要である。またこのほか、文化芸術振興基本法に基づき、今後概ね5年間の施策を定めた「文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成14年12月閣議決定)」において、以下のとおり講ずべき関係の施策を掲げている。 (関係施策) ○ 独立行政法人文化財研究所が、科学的・技術的な調査研究に基づく保存修復において我が国の中心的な役割を果たすことができるように、その充実を図るとともに、同研究所や大学等における文化財の保存修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。 なお、総合科学技術会議の資源配分の各種方針等に関しては、『平成17年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針』において、『4. 科学技術活動を支える基盤の充実 (3) 科学技術を通じた心の豊かさの実現』の中で『国民が夢と感動を抱ける機会の提供』として、「文化財の保存・活用や新たな文化の創出に資する科学技術活動を推進。」することとされている。またこの他、基礎研究の推進、任期制研究員の普及、その他独立行政法人研究機関全般に関係する各種方針との関係も考慮し、次期中期目標の策定においては、資源配分等について検討することが重要である。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
研究開発の科学的・技術的水準 実施主体との関係	研究開発関係法人が実施する当該研究開発の科学的・技術的水準は、国際的に見て、引き続き、独立行政法人として担うべき高水準のものとなっているか。また、国内的には、どのような機関と競争関係にあり、また、引き続き当該法人が担うべき優位性を有しているか。 <共通視点：(1) - 【政策目的の達成状況】関係>	文化財の範囲は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、埋蔵文化財等の広汎にわたり、これらを総合的に調査・研究する機関は独立行政法人文化財研究所のみであり、その研究成果は、国、地方公共団体の文化財保護行政や国公立の博物館等の諸活動、大学における研究教育などにおいて幅広く活用されている。次期中期目標の策定に向けては、文化財保護法の改正による保護対象の拡大など文化財保護の新たな課題も視野に入れ、ナショナルセンターたる中核的機関として、教育委員会、埋蔵文化財センター、博物館、大学等との連携協力体制を整備・構築し、より効果的な研究の実施と成果の活用を推進することについて検討が必要である。 また、我が国の国際貢献の一つの重要な柱として文化財保護に関わる国際協力がある。文化財研究所では、文化財の保存・修復に関する国際シンポジウムを毎年開催するほか、例えばユネスコの委嘱によるアフガニスタン・バーミヤン遺跡の保存管理計画の策定、イラクの文化遺産への保護協力等、これまでも国際的水準による調査・研究を実施している。今後さらに国際的枠組みの中で文化遺産の保護に協力する必要性が高まることが予測され、持続可能な国際協力のための体制やネットワークの整備・構築について検討することが必要である。	
	関連する研究開発を担う他の主体との間の委託・受託、共同研究等の状況を踏まえると、当該研究開発関係法人と他の主体との間の分担関係を改めた方が効果的・効率的である等の状況が生じていないか。	文化財研究所の実施している受託研究は、大別すると、国、地方公共団体等の重要文化財等の保存・修復に関するもの、国公立博物館等の所蔵作品の保存・修復に関するもの、地方公共団体の依頼に基づく学術的な発掘調査などになる。これらはいずれも、文化財研究所以外で行うことが困難なため、依頼に応じて実施しているものであり、他の主体と研究開発を分担する関係にあるものではない。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
	職員等（研究者等）の育成、人材の有効活用、共通管理業務の効率化等を図る上で、当該研究開発関係法人と他の主体との間の事務及び事業の分担関係を改め、一体的に行う必要がある等の状況が生じていないか。 <共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係>	文化財研究所の事務・事業に関し、他の主体との間の事務及び事業の分担関係にあるものはない。したがって、職員等（研究者等）の育成、人材の有効活用、共通管理業務の効率化等を図る上で、分担関係を改め一体的に行う必要等の状況は生じていない。 なお、文化財研究所の事務・事業の対象は、有形文化財（美術工芸品、建造物）、無形文化財、民俗文化財、記念物、埋蔵文化財及びこれらに関する保存科学や修復技術と多岐に及んでおり、研究者の専門分野もこれに対応して、人文科学と自然科学の広範囲に及んでいる。研究者の養成については、それぞれ研究部門の特性に応じて採用された者が、基礎的・体系的な調査・研究や、先端的・実践的な開発研究等の業務に従事しながら、高度な知識や技術を蓄積していくとともに、研究報告書や学会での論文の発表等を通じて、国内外の研究者等との交流を広げ、水準の高い研究が維持されるよう努めている。	
	勤務形態の多様化 当該事務及び事業を引き続き公務員が担当することとした場合、研究者の勤務形態を多様化し、産学官連携、研究者の流動化、研究環境の国際化等の一層の推進を図る、研究者を弾力的に配置する、職員のインセンティブを向上させる等の観点から支障が生じないか。 <共通視点：(2)【現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係】関係>	法人化した国立大学等との人事交流を進め、かつ研究者等の職員の流動性を高める観点等から、非公務員化について検討することが必要である。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
地域特性等との関係	当該事務及び事業は、地域特性等からみて、現在の施設等の所在地において行うことが適切か。	法人の主たる所在地の奈良県に奈良文化財研究所を置くほか、東京に東京文化財研究所を置き、それぞれ文化財の対象分野を分けて業務を実施している。そのうち最も地域特性と関連のある業務は、特別史跡平城宮跡(131ha)、特別史跡藤原宮跡(59ha)及び飛鳥地域の発掘調査である。これらはいずれも日本における国家形成の歴史を明らかにする上に極めて重要であり、かつ大規模な文化財で、大極殿等の遺構や木簡等の遺物など大変貴重な埋蔵文化財が包蔵されており、特に平城宮跡は世界遺産にも登録されている。そのため、これらの特別史跡については、国有化を図った上で、発掘調査を奈良文化財研究所が行ってきた経緯があり、今後とも国家的プロジェクトとしてこれを継続する必要がある、引き続き奈良文化財研究所で実施することが最も適切である。次期中期目標の策定においては、平城宮跡の大極殿復原事業など史跡の整備計画も視野に入れながら、計画的な発掘調査を行うことが重要である。	
	施設の設置状況からみて効果的・効率的な配置となっているか。「地方にできることは地方にゆだねる」との視点から、地方公共団体の研究機関に移管すべきものはないか。	文化財研究所は、文化財に関する基礎的・体系的な調査研究や、先端的・実践的な開発研究等を行うことにより、国の文化財保護行政を支え、一体となって政策の推進に資するものであることから、地方公共団体への移管には全くなじまない。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
組織・業務の見直しの経緯及び効果	「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づく研究開発の事前評価、中間評価、事後評価等の結果行われたプロジェクトの見直しや中止、資源配分の見直し等の経緯はどのようなようになっており、どのような効果が得られたか。	「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」において、独立行政法人研究機関については、独立行政法人通則法に基づき、独立行政法人評価委員会が業務の実績に関して、第三者評価を行うこととなっている。これまでに行われた研究開発に係る評価結果のうち、特にプロジェクトの見直し、中止、資源配分の見直し等の指摘を受けたものはなく、中期計画に基づき着々と進行している。 また、この第三者評価のほか、独立行政法人文化財研究所は外部評価も含めた自己点検評価も実施しており、研究開発に関して見直し等の指摘を受けたものはない。	
	また、事前評価、中間評価、事後評価等の結果のうち、未反映となっているものはないか。あるとすれば、それはどのような理由によるものか。	第三者評価のほか、独立行政法人文化財研究所は外部評価も含めた自己点検評価において、研究開発に関して見直し等の指摘を受けたものはないため、未反映となっているものはない。	
	複数の機関を統合して設置した研究開発関係法人の事務及び事業については、統合によりどのような効果（シナジー効果、合理化効果）が得られたか。 ＜共通視点：(4)【過去の見直しの経緯及び効果】関係＞	東京国立文化財研究所と奈良国立文化財研究所を統合して、独立行政法人文化財研究所が設置されたが、統合により、例えば管理部門では財務会計事務のオンライン化や共済組合事務の一元化などの効果が認められ、また研究部門では、国際協力、国際共同研究について「国際文化財保存修復協力センター」への一元化による業務の効率化を検討中である。次期中期目標の策定においては、例えば両研究所の専門分野をつなぐ共同研究プロジェクトや、情報収集・発信機能の向上など、更なる統合効果が表れることを目標に見直しを行うことが重要である。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
中期目標終了時の事務及び事業の見直し	他の機関の事務及び事業との役割分担	○法人が実施する教育・指導・訓練業務と関連する研究開発業務を行っている法人の事務及び事業と一体で実施することにより、一層の効果を発揮できるのではないかと。	文化財研究所は、文化財に関する基礎的・体系的な調査研究並びに文化財の保存等に関する先端的・実践的な調査研究を実施し、それらの成果をもとにして、文化財の専門家向けに「保存担当学芸員研修」及び「埋蔵文化財発掘技術者等研修」を行っており、国の文化財保護施策を担保するための基盤を形成する意味で、これを継続的に行っている。これらの研修事業は、国レベルで行う唯一の中央研修であり、また、文化財研究所自らの研究成果をもとに行っており、関連する研究開発業務を行う法人に該当するものは見当たらない。
		○一貫した有効なカリキュラム・プログラム等の設定、教員の有効活用等を図るため、他の法人が実施する類似の事務及び事業と一体的に実施することにより、一層効果的・効率的な運営が図られるのではないかと。 同様に、法人が複数の施設を分散して設置し、各施設で同様の事務及び事業を実施している場合、それらを一体的に実施することにより、一層効果的・効率的な運営が図られるのではないかと。	文化財研究所の行っている「保存担当学芸員研修(平成15年度)」は、「保存環境」、「生物被害」、「劣化と保存」、「調査手法」等に関する講義と実習について、約2週間にわたり連続して行っている。また、「埋蔵文化財発掘技術者等研修(平成15年度)」は、「一般研修(1課程、39日間)」、「専門研修(8課程、107日間)」、「特別研修(5課程、19日間)」の計14課程を年間通じて実施している。いずれも、最新の研究成果を生かしながら、一貫した有効なカリキュラム・プログラム等を設定しており、他の法人が実施する類似の事務・事業との一体的な実施が可能なものは見当たらない。

項	目	文部科学省の見解等	備 考
	○当該業務を民間、地方で実施することができない明確かつ具体的な理由があるか。国等からの委託に基づいて実施することとした場合でも、民間、地方で実施することが困難であるとする理由があるか。 また、現段階で理由がある場合であっても、中期的には民間、地方で実施することが可能となるよう、法人自ら教育・指導・訓練を行う業務から、法人が民間、地方の教育・指導・訓練を一定期間支援する業務へと転換する必要が生じていないか。 <共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係>	独立行政法人文化財研究所は、国による文化財の指定等や管理、修理、公開等の諸施策に関する基礎的・体系的な調査・研究並びに文化財の保存処理等に関する先端的・実践的な調査・研究を実施し、それらの成果をもとにして、文化財の専門家向けの中央研修を行っているものであり、国の文化財保護施策を担保するための基盤を形成する意味で、これを継続的に行っている。これらの研修事業は、地方公共団体や民間の博物館等が行う文化財保護施策に寄与することを目的としているもので、国の責務として独立行政法人文化財研究所が引き続き実施していく必要があり、また実際に、民間や地方公共団体にこれらの機能、施設、設備、講師、教材を備えた適当な実施主体は見当たらない。	

	項 目	文部科学省の見解等	備 考
学科・研修コース・訓練プログラム等の抜本的な見直し	○学科・研修コース・訓練プログラム等別の入学者・受講者・参加者等の人数が定員や最適規模を大幅に下回って推移している学科・研修コース・訓練プログラム等については、当該定員に関する過去の見直し状況、当該見直しの基礎となった需要予測等、卒業生・修了者等の採用実績のある企業等教育・指導・訓練の間接的な受益者のニーズ、養成に要する期間等を踏まえ、当該学科・研修コース・訓練プログラム等の廃止を含めた抜本的な見直しが必要となっていないか。 また、授業料・受講料・参加料等を徴収していない又は低く抑えているにもかかわらず、入学者・受講者・参加者等の人数が定員や最適規模を下回って推移している学科・研修コース・訓練プログラム等についても、当該学科・研修コース・訓練プログラム等の廃止を含めた抜本的な見直しが必要となるのではないか。 <共通視点：(1) - 【社会経済情勢の変化の状況】【利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況】関係>	文化財研究所が行っている「保存担当学芸員研修(平成15年度)」は、定員20名程度で募集したところ、応募者がかなりこれを上回ったため、予定を大幅に超える30名を受け付け実施した。また、「埋蔵文化財発掘技術者等研修(平成15年度)」は、年間14課程、定員246名に対し、受講者は245名であった。以上のとおり、定員を大幅に下回っている研修プログラムはなく、抜本的な見直しの必要性は認められない。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
カリキュラム・プログラム等の独自性	○各学科・研修コース・訓練プログラム等のカリキュラム・プログラム等について、類似業務を行う他の独立行政法人、民間機関及び公立機関と比較した場合、同一又は類似内容のものが多数みられるなど独自性が希薄になってきており、当該学科・研修コース・訓練プログラム等を廃止すべき状況となっていないか。継続して実施する場合においても、これらの差別化を図るため、学科・研修コース・訓練プログラム等やその内容の精選、重点化を図る必要はないか。 <共通視点：(2)【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】関係>	文化財研究所では以下のとおり、文化財の保存に必要な科学的知識と技術の向上を図ることを目的に、全国の地方公共団体等の専門家を対象に、我が国唯一の中央研修を実施している。 (平成15年度 保存担当学芸員研修) 美術工芸品の保存を担当する学芸員を対象に、専門的かつ特別な知識の習得を目的としたものであり、研修内容は、保存科学、保存環境、生物被害、文化財の劣化といったテーマにより、講義形式と実習形式を交えながら2週間にわたり実施。 (平成15年度 埋蔵文化財発掘技術者等研修) 埋蔵文化財の発掘調査を担当する地方公共団体の職員等を対象に、「一般研修(1課程、39日間)」、「専門研修(8課程、107日間)」、「特別研修(5課程、19日間)」の計14課程を実施。	
期間の短縮	○引き続き実施することとされた学科・研修コース等であっても、学生・受講者等を確保するとともに、効率的な実施を図る観点から、教育・指導・訓練の期間を大幅に短縮する必要があるのではないか。 <共通視点：(1) - 【利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況】(3)【効率化、質の向上等の達成状況】関係>	効率的な運営を図る観点から、各研修コースごとに期間の短縮等の可能性について見直すことは意義があると思われる。	

項 目		文部科学省の見解等	備 考
法人の収入面の見直し	○ 教育・指導・訓練の効果は、学生・受講者・参加者等の個人の将来の便益につながるという特性を踏まえ、授業料・受講料・参加料等について、水準、徴収時期、徴収対象等を見直す必要があるのではないか。また、法人が有する施設やノウハウを活用し、本来業務に支障のない範囲内において、自己収入の増大を図る余地があるのではないか。	ナショナルセンターの役割として文化庁の施設等機関の時代から行っている研修であり、また、受講者の大半が業務命令により派遣された出張であることも勘案し、現在受講料等は無料としている。次期中期目標の策定においては、受講者の便益等の観点から受講料等を徴収することについて、見直しを検討する余地はあると思われる。	
	<共通視点：(3)【受益者負担の在り方】関係>		

項 目		文部科学省の見解等	備 考
中期目標期間終了時の事務及び事業の見直し	同種・類似の事業等	発掘調査の研究成果は、現地で公開することが原則であり、その意味で平城宮跡資料館、飛鳥資料館、飛鳥・藤原宮跡発掘調査部資料室は、日本の古代都城や国家の形成過程、当時の生活環境等に関する研究成果を、一般に公開する重要な役割を担っている。 また、黒田清輝記念館は、日本文化としての美術の保護と振興に大きな足跡を残し、後の文化財保護にも影響を与えた、明治・大正期の画家・行政家である黒田清輝の寄附をもとに設立されたもので、東京文化財研究所の出発点となった施設である。現在、本施設では、黒田清輝の遺志を顕彰し遺贈された作品や関連資料を展示するとともに、東京文化財研究所の行った美術品等の科学的調査研究の成果等も合わせて公開している。 これらの一般公開施設において、文化財研究所の研究成果を公表することは、さらなる学術研究の発展に資するとともに、国民に分かりやすく文化財の保護について説明するという責任を果たす上で、重要な意義を持つものである。 なお、これらの一般公開施設については、文化財に関する展示という意味で、国立博物館の性格と似ている面があるが、文化財研究所の一般公開施設は、あくまで研究成果の公表を行うためのものである。したがって、これらの展示規模は小規模なもので、実物の文化財は研究所に由来するものに限って展示され、展示品の中心は模型、レプリカや解説パネルなどの構成となっており、国立博物館の総合的、専門的な文化財の展示とは根本的に目的・役割を異にするものである。	
	事業等の移管 民営化	飛鳥資料館、平城宮跡資料館、黒田記念館等は文化財研究所の研究成果の公表施設であり、その機能を文化財研究所から除き、地方公共団体に移管、民営化又は廃止した場合に問題が生じるか。生じるとすればどのような問題か。 飛鳥資料館、平城宮跡資料館、黒田記念館等は文化財研究所の研究成果の公表施設であり、その機能を文化財研究所から除き、地方公共団体に移管、民営化又は廃止した場合は、発掘調査の研究成果や文化財の科学的調査に関する研究成果を、国民に分かりやすく説明するという責任を放棄することに繋がり適当ではない。	

独立行政法人文化財研究所の事務及び事業に関する見解等【公共用物・施設設置運営関係】(作成単位：)